

校標注析之柴乃記

全



帝國大學教授内藤恥叟先生標註校正

新井白石先生著

校正

標註折たゝ紫の記

東京書林

青山清士藏版

東京書林

青山館主藏

赤
未
白
藤

五
林

禁書外記の序

帝國大學文部省圖書部藏

標註折たく柴の記の序

この折焚柴の記は。さきつとし白石社にてすり巻とせしが。世にもてはやされて。今は残すくなくなりたるを。小石川なる青山堂の主人。あたらしみ思ひて。あつらへけらく。此書。また新に花ぐはし櫻木の板にものして。あまねく世に薫らぶめんとするに。同じくはこれが參證となるべきことの。當時の記錄に存れるをつみろへて。讀む人の便りにせばやとれもふと。うれいたづきなしたまひてんや。いかにあるまゝに。己が學びの山の井なることとを。かへり見ず。かく頭書となして與へつるに。なんもとより。みるめ少なき渚の海士のすさびなれば眞珠白玉。ひろひれとせるも多かるべし。うはとまれ角まれ。この書

の世にひろまらん事のうれしく悦ばしきにたへずてなんぞ
ておくすりまきにせんとして。註者が假字つかひなどの誤りも
やあらんと。あらため正してよと。村岡良弼大人にとひつるに。
おづ／＼異本どもに校へ合せていと念ごろになんものせら
れたる。讀人さることゝろまらひして見たまひてよ。

明治廿三年一月大學教授内藤耻叟ゑるす時年六十四

折たく柴とは新古今集
なる
おもひ出る折たく柴の
多煙むせふもうれし忘
れりナみに
と云ふ歌の句をとりて
名をせられしあり
父は新井與次右衛門正
壽と云ふ母は坂井氏な
り

折たく柴の配

文會雜記曰白石の父は
土屋民部殿の足輕の小
頭なりしが六目付まで
は昇進す此人きはめて
才氣あり癪を病て醫者
來り見るにいたまずと
云醫者いたまずは療治
からずと云ふいたまず
さいよ／＼答へける白
石の母いで醫者に向
て吾夫なる人は一生い
たむと云ふと士はい

むかし人はいふべき事あればうちいひて、その餘はみだりにものいはずいふべき
事をも、いかにも、ことば多からで、其義を盡したりけり、我父母にてありし人をも、か
くぞおはしける、父にておはせし人の、その年七十五になり給ひし時に、傷寒をうれ
ひて、事きれ給ひなんとするに、醫の來りて獨參湯をなむすゝむべしといふ也、よの
つねに、人にいましめ給ひしは、どしわかき人はいかにもありなん、よはひかたぶき
し身の、いのちの限りある事をもしらて、藥のために、いきぐるしきさまして、終りぬ
るはわろしあひかまへて心せよ、のたまひしかば、此事いかにやあらむと、いふ人
ありしかど、疾病の急あるが、見まゐらするもこゝろぐるしといふ程に、生姜の汁に
あはせて、すゝめしに、それよりいき出給ひて、つひに其病愈給ひたりけり、後に母に
てありし人の、いかに此程は、人にそむきふし給ふのみにて、また物のたまふ事もな
かりしと、問ひ申されしに、されば、頭のいたむ事、殊に甚しく、我いまだ、人にくるしげ
なる色みせし事なかりしに、日頃にかはれる事もありなむもの、老かるべからず、又
世の人、熱にをかされて、ことばのあやまち、多かるを見るにも、老かじいふ事なから
むには、と思ひしかば、さてこそありつれど答給ひき、これらの事にて、よのつねの

はぬものさ覺えたるな
るべしつよくいたむさ
見えて壁に向て眉をひ
そめて痛みを忍ぶ體也
吾にもいたむさは云ぬ
さ云醫者然らば療治な
るさて録せしむ

前代は文昭院家宣公
のとなり

事ども思ひはかるべし、かくおはせしかば、おはれ問まゐらせばやど思ふ事もいひ
出がたくして、うちすぐる程に、うせ給ひしかば、さてやみぬる事のみぞ多かる、よの
つねの事共は、さてもやあるべき、あやあはちの御事、詳あらざりし事こそくやしけ
れど、今はとふべき人とてもあし、此事のくやしさに、我子どもも、また我、とくの事あ
りなん事をきりぬ、今はいとまある身となりぬ、心に思ひ出るをりく、すぎにし事
ども、そこはかどなく、あるしあきぬ、外さまの人の見るべきものにもあらねば、こと
ばのつたききをも、事のわつらはしきをも、えらぶへしやは、それが中、前代の御事に
あよびし事共は、いともかしこけれど、世によくしれる人もあきは、あつから傳ふ
る人のあからんも、詫しからまし、我子うま子の後までも、是等の事ども見んものは、
あやあはちの、身をおこせし事も、やすからず、あやにてありしものゝ前代の御恵を
うけし事は、世の常ならざりし事をも、おもひしる事も、有なんには、忠と孝との道に
も違はざる事もありあましと、六十の老翁、散位、源君美、丙申の十月四日に、筆を起し
つ

丙申は享保元年にて此
年五月朔日に紀井中納
言吉宗卿入て幕府の統
を承きたるによりて白
石先生も職を解き閑散
の身となりたる也其時のあらましは先生の人に與へたる書牘の中に見えたり今其の佐久間洞岩に與へたる書を節録して左に見はす亦以て先生志業の大略を
伺ふべし其言に曰く匹夫より一臂を揮ひて思ひがけあき御選任にあづかり候事は定めて聞しめしも及ばるべく候ものつねの事に無之乍し憚御師席をも汚し候
身故に凡天下の事近く遠く至らぬ限もなく是皆分内の事の様に思ひなされ候故に其比日夜の心つかひ更に身を身とし候事もなく依之十數年來食味をたに覺え

候はぬ事にて大病身になり候ひき其後幼主の御時の事は續更の事にて轉躬して死し候迄の事を存し候てそれらの事も見果ぬ夢の様に今日に至り候外人見及
はれ候は、いさきにはサコソ得意に候て今日には失意にも候ぞ見えも候はん事にやこれを譬へ候に瘦たる馬に荷重く候て遠き道を行べきに忽に其重荷を人の
爲におろされ候事の如くにて今に至りては一事の御奉公もなく官祿ともにありし御代の如くにて老を送りし事は一身の爲には當代の御恩は前代に倍し候事に
て有かたき事に候かく申し候は、前世の御恩を忘却の様に聞ゆべく候へ共其事に於ては片時も心にはなれずたゞく心に煩しき事なく老を送り候上につき
て右の如くには存候事に候人の及はぬ事にあけくれ心を苦しめ候はよくく身をやましめ候ものさ相見え右に申す如く數年來衰憊し候身の此三四年來は朝夕
の飯も其味苦き時の如く藥餌の事なさは久しく打絶候事にていかにもく安々老を送り候様に罷成候死生は命に任せ候たゞ一日も世に在んば心も身も
安き事は人生の大樂これに過ぎきやいかんく
この書によりて先生終身の志業一斑を見るべく文昭有章二公の時に當りて自ら天下の重きに任したる有様をも想察すへし殊に書中轉躬の二字陰に諸葛孔明
を以て自ら比するに似たり其自重んすると亦知るべきあり

新井は上野國の源氏にて新田の庶流なり鳩葉先生の撰する碑文に其先上野人爲新田族新田大炊助義重曾孫新田次郎某創業爲僧因其所居稱荒居禪師覺義子孫遂以荒居號其家二覺義之後世仕南朝二南朝既亡荒居族寓上下兩野之間一元龜之時有圖書九某據三有上野勢多郡女淵城公其後也さありこれ其世系の大畧をしるべし

折たく柴の記上

父にておはせし人は、四歳にして母におくれ、九歳にして父におくれ給ひしかば、父母の御事、詳なるとはしらぬ也と仰られき、我祖父をは勘解由殿と申し、祖母にておはせし御事は、染屋の何某の女なり、ふたりながら、常陸國下妻庄にてうせ給ひぬ、新井といふは、もと上野國の源氏にて、染屋は、もと相摸國の藤氏なるに、いかなる故によりてか、常陸國には移り給ひぬらむ、其由をいひも傳ふる人あれど、まさしく父の仰られさりし事ども、うけられぬ事々、父の仰せしは、我父はいかある故によりてか、所領の地失なひて、其領せし地に、引こもりておはせしといひしが、眼大きに、鬚多くして、おそろしげあるが、死し給ふ比は、まだ白髪にはおはせざりしと覺えたりき、つねに物めしけるに、箬筒の黒くぬりしに、かきつばたの蒔繪をしたりしより、箬とりいでし、物めして、めし終りぬれば、箬をおさめて、かたはらにさしをき給ひしを、我をはぐみそだてし老婢のありしに、とふに、すぎにし比の戦ひによき首とりて、大將の陣に参り給ひしに、戦つかれたるらむ、これ給れとて、めしける膳をおし出して、その箬共に給る、此事時の名譽なりしかば、今も身をはなし給はぬなりといひき、それもしどけなき時に、聞にし事にて、いづれの時、いかある所の戦にて、大將は誰どかい

釋文に又曰く祖勘解由
某方遺三世屯^二上地^一
卒^二常陸^一從^二多賀谷^一
陰理大夫平宣家^一多賀
谷家敗去隱^二河内郡^一其
家門外有^二古橋^一里入號
爲^二古橋殿^一父典次橋門
正清母藤原氏坂井某女
正清年十三來^二江戸^一
爲^二武州人^一

ひねらん、さだかならず、たゞ一事、今もあもひ出たる事には、同じよはひの友とあそ
びし時に、人をあなづる事、いふ人かなど、いひしを聞給ひて、男子の侮をうくるは恥
辱、今のことばは戯ありといへども、みづから其侮をうくるに似たり、しかるべか
らず、どのたまひたりき、かくてうせ給ひし後に、兄にてありし人々のほからひにて、
ある人のもとにやしおはれぬ、その我をやしおひし人は、我父のとくにあらで、いか
にも家富みて、めしつかふ人も多くて、弓鐵砲長鎗なども多くたくはへ置たり、我を
いつくしむ事、浅からず、十三歳の時に至て、我どもだちど、いひあらせふ事のありし
に、おのが家の子の子どもなりしことしらぬもの、何事をわきまふべきといふ心得
ぬ事に思ひたれど、人にとふべきよしなければ、かの我をいただきそだてし、老婢のも
とにゆきて、其事をとふに、それらの事ども心にかけ給ふべからずといふ、いよく
覺束なくなりて、頻りにとふほどに、涙を流して、なくなく父上の御事も、今の親とた
のみ給ひし人々の如き、むかしをしのび参らせてければ、しづかに身をも終り給ひ
たるなれ、今は家もとみまかせし人の、いかなる人の子を子どもせむも心のまゝたる
べし、それに御身とを養ひ参らせて、まとの子より、なほいとをしみふかきも、主の御
子とおもふにやれる也、あひかまへて孝行の御こゝろざし、淺からまじといふ、此事

青銅百疋は一千錢あり
此百錢を十疋と云ふ

水戸は此時徳川頼房卿
の領なる慶長十四年
に封せられし所なり

此は下野と云ふ

を聞しより、兄にておはせし人々に、恨深くなりて、手習ふとて、つねにゆきかよひし
師の坊にこふて、青銅百疋をかり得て、小袖袴やうの物ども、柿紙につゝみて、刀にか
け、青銅をば腰に纏ひて立出たり、道のほど二三里もゆきしと覺えしほどに、水戸よ
り江戸にゆく脚力二人にゆきあふて、江戸にゆくべき道とひしに、あさなきもの、
たいひとりゆかむには、盜賊のおそれありぬべし、我々にしたがりて來れかしとい
ふ、さもありぬと思ひて、うちつれてゆく、いづれの所、いかなる人の子、江戸にして、
いかなる人の許にゆくらむと問に、はじめのほどは、こたふる事もなかりしかど、か
れらなさけありて、つかれぬれば、馬にのせなどしてゆくほどに、さうみつゝみても
よしなしと思ひて、ありし事ども語りしかば、あはれがりて、江戸につれ來りて、どか
くはからひしほどに、我身をよすべきかたも出來たりき、かくて父にておはせし人
の、うせ給ひし廿五年にあたる年に、むなくきかたをも、さうまゐもせばやと思ひ
て、ふるさとに歸りし、三人まで、おはせし兄は皆くうせ給ひ、あなづりてあひり人
のみ、ひとりながらへておはしたり、二郎にあたりし兄は、我ゆくかたのしれざりし
事をふかく歎て、年毎に江戸に來りて、こゝかしこたづねめぐりては歸りくし給
ひしに、つひにはかなくなり給ひしと、あね君の語り給ひしぞかし、これもいくほど

あくて、うせ給ひしときこえければ、そのゝちは、ふるさどに、事とふべき人もなしと仰られき。我祖母のうせ給ひし事は、慶長九年甲辰三月三日にて、祖父は慶長十四年己酉八月廿七日にうせ給ひしなり。さらば、我父にてありし人は、慶長六年辛丑に生れ給ひて、その國をさり給ひしは、慶長十八年癸丑の事あり。高德寺の前住丁也の語りしは、我幼けなかりし比は、我前住の代に新井簡齋といひし人の、此寺に來りしを、足下の父にておはせし人に、告やうぬれば、來り對して、日を終るまでおはしたりき。その人年毎に來る事もあり、また年を隔て、來る事もありき。從弟にておはすると聞えしが、いかにやありけむ、又いづこより來れる人ぞ、いふ事もしらざりしといふ、これらの事は、我母にておはせし人も、しり給ひしとも聞えず、まして我に語り給ひし事もあらず、むかし人は、いかにかくおはしたりけむ、此丁也も我父、我父のわかかおはせしほどは、戰國うせ給ひて、三十餘年の後に、はじめてかくは語たりき。我父のわかかおはせしほどは、戰國の時をさる事遠からず、世の人遊俠を、（？）として、氣節を尙ふならはし、今の時には異なる事ども多く聞えたりけり。我父にておはせし人も、東走西奔、その蹤跡さだまれる事もなくして、年を経給ひしうちに三十一歳の時に、民部少輔源利直屋土の家に出て仕られし初に、走の侍の、（？）當時は歩行侍といふものなり。夜討したりと聞えしもの三人ありて、めしどらへつゝ、門のやぐらの上におしこめしを、我父一人にあづけらる。此よしを承りて、彼輩を某にあづけられ候はむには、さだめて刀脇さしをば、どられずこそ候はんづれと申さる。申すところ聞し召れぬとて、かれらが刀脇さしをば、我父にて候ひし人に給ふたりけり。それをもたせて、やぐらの上にのぼりて三人のものに返しあ

土屋民部少輔利直は上總久留里貳萬千石を領せし也父は土屋民部少輔忠直慶長七年正月父奉して封を繼ぎ延寶三年閏四月廿四日に卒す子伊豫守頼直繼ぐ

戸部は民部少輔を唐官にて稱せしなり後皆同じ

司密一本に司察あり

へて、わぬしらにげてゆかむと思は、我くびきりてゆけ。我一人、わぬしら三人に敵すべきにもあらず、さらば、みづからの刀脇さし、不用のものありとて、三尺手拭にてつかね結びてなげすて、かれらと同じく起臥し、ものうち食て、日十日ばかりが後に、かれらが夜討せしと聞えしは、あらぬ事たるよし、さだまりしかど、かゝるものめしつかふべきにあらずとて、戸部の家をば出されたり。其時に及びて、彼等我父にいひしは、我等いかにいひがひなきものぞと思ひ給ひぬれば、たゞ一人にめしあづけられたりけむ、思ひしらせ参らせんものぞと思ひしかど、わぬしが刀脇さしをだに帶せずしてあるを、殺したらむには、はたしていひがひなしと、思ひ給はん事のくやしければ、此まゝに死しなむは力なし、幸に命いきたらましかば、其時にこそ恨をば報いむずるやうありと思ひしに、わぬしがあさけによりて、刀脇さし取はなされずして、ふたゝび武士の中にたちまじるべき身ともなりぬ。此なさけわするべからずと思へば、今は恨もはれし心地するゝといひて、わかれしと語り給ひき。其後いくほどなくして、擢で用られ給ひしかば、つひに戸部の家にとまりつかへ給ひたりき。戸部の家にして、後には司密の事を命ぜられたりき。（？）當時目付の我物物の心をわきまへしより、此かたの事は覺えしに、日々の事、唯同じさまにして、露たがふ所おはせざりけ

父留里は望陀郡にあり
 露代の大名なれば半年
 交代さて九月に在所へ
 暇を賜ひて十二月に参

り、實の時ばかりには、必ず起出給ひて、水をもて身をあらひすゝぎみづから髪ど
 りあげ給ひしかば、夜さむき比は、母にておはせし人の、湯をまゐらすべきとのたま
 ひしを、めしつかふものども、わづらはす事ゆめゆめしかるべからずと、制しといめ
 らる、七十に餘り給ひしほどは、母にておはせし人の、我も齡のかたぶきぬれば、夜さ
 むに堪はずとて、圍爐裏に火をうづみて、それに足さしてふし給ひて、鑊子に湯をいれ
 て、火のほどりにさし置て、父の起出給ふ時に、其湯をまいらせられたりき、ふたり共
 に、佛の道をたふとみ給ひしが、父にておはせし人の、髪どりあげはてゝは、衣裳あら
 ためて、佛を禮し給ふ事、曉毎にあたり給はず、父母の忌日には、手づから飯を炊き
 てすゝめらる、下部等に命ぜられし事あらず、夜いまだ明ざるほどは、坐してあした
 をまちて、夜明はてゝ出仕したまふ、父のおはせし所は、南にありて、出仕し給ふべき
 門は北にありしに、朝には東よりし、夕には西より道し給ふ、雪踏とて、皮を底にした
 るものをめして、いかにも足あとの高らかに聞ゆるやうに、すぎゆき給ひしかば、我
 父の來り給ふは、みち人の聞知りしほどに、おさき子も、その啼をといめたりき、戸
 部は、年毎の八月には、知り給ひし所の、上總、國望陀、郡にあるにゆきて、その十二月の
 半には、歸り給ひき、その歸り給ひし後には、かからず父にてはおはせし人を召出し

府したるなり白石の父
 は目付にて常に江戸の
 邸にありたり

給ひ、人をとほざけて、留守の事を問ひ給ふに、年毎に、申すべき事もなく候ひきとの
 み答申さる、かくて年經しの中に、我家小しきなりといへども、留守にさふらふもの
 ども、其數なきにしもあらず、多くの年月經るうちに、いかで事なくてはあるべき、そ
 れに年ごとに、申すべき事も候はずといふ事心得られずと、のたまひしに、大事をば
 すみやかに注進し、小事をば、留守の事奉れる人々と議定して、事決し候ひぬれば、其
 餘某か申聞べき事は、いまだ候はずと答申さる、そのうち上總、國より歸りたまひ
 しときには、かからず召出し給ひ、かしこにおはせしほどの事を、物語し給ひて、時
 移りし後に、いどま給りてしりぞき出づ、留守の事とひ給ふ事おはせざりきとのた
 まひき

國府の城は城代ありて
 肥後守り此頃大名四人
 に命じて更々衛成せし
 む之を加番と云上總國
 は久留里城を云ふ

おさなは首名と書く即
 大八の薩老臣を云ふ

正保二年の秋、戸部駿河府城の番うけ給りたまひたりしに、我父にておはせし人は
 上總、國の事沙汰のために、かしこにおもむきて、供には侍らひ給はず、明る春に至て
 いそぎ参るべき由、のたまひつかはされしかば、上總、國より、駿河に参り給ふ、其比は
 ひ迄は、府城の陣屋なども、四面みなく、竹垣ゆひ廻せしまゝなりしかば、わか侍ど
 も、夜毎に垣をこえて出あそぶもの多くして、供にさふらひし、おなども、制止すべ
 きやうなしと申されければ、めしつるなりと、のたまひたりけり、かゝる時に、一人も

日光火之番は東照宮の
御膳を守るが爲に大名
に命じて更番せしめし
也

正保に六年ふし可疑
大坂加番大名四人にて
度衛す大坂城には城代
あり定番あり又加番あ
り皆大名の役なり加番
は更代して之を度守す
る者を云ふ又大番組の
更代する者を在番と
云ふなり

つみに行はれむものゝ出来なんは、世の聞えしかるべからず、すべきやうありと思ひしかば、やがて陣屋のほどり打めぐり見て、しかるべき所所に番兵置て、守らすべき小屋四つ五つ造り出して、足輕の兵二人づゝをもて、そこを守らせて、夜毎に目暮ぬれば、夜明るまで、みづから巡視して、守り怠らざるものをばすゝめ、解るものをばいまして、めて、交代の時至るまで、ひと夜もうちふす事なくしてありしほどに、おのづから夜を犯して出あそぶものゝなくして、事終りにき、どのたまひたりき

正保四年六月、戸部、日光山の火之番といふ事をうけ給りたまひて、かしこにといまり守る事百日づゝおはしき、その六年、また大坂の城の番をうけ給り給ひたりけり大坂加番衆、此時もまた我父にておはせし人を召供せらる、此所をたち給ひしより、かといふ事、此時もまた我父にておはせし人を召供せらる、此所をたち給ひしより、かの所々にあはせしほど、つひに夜々うちふす事なくして、道のほどは馬上にて假寝し、かしこに至りつきては、ひるのほど出仕の時、いとまある時に坐睡のみしてありし、よるひるとあぐ、うちふす事なければ、久くしては、後日にとり目といふものゝ如くになるなり、大坂より歸りし時に、日くるゝほどに、三島の驛に至りしに、家毎にどぼしをきける燈の、見えわかずありしとて、わらひたまひたりき、それらの時には、いかでかくおはしけるぞと、後に問ひ申せしに、されば其故ありし事也、何某といひし

譜代の若侍の、重き罪を犯しけるが、事あらはれなば、まぬかるまじと思ひて、うらみあるを、むくいし事の如くにもてなして、おさなきものを、きりころして、にげうせたり、戸部とによくみ給ひて、さがしもとめられしかども、見えず、それが母の、年老たるを、めしとらへたらむには、出来らむとて、その母を、とらへ置れしかど、出来らず、月をかさねしほどに、その母獄中に死したり、かのにげうせしもの、此恨を報いまゐらせむとて、こも僧といふものになりて、戸部をねらひまゐらすといふ事を、ひそかに我につげ知らせしものあり、もし聞し事の如くあらむには、かゝる旅行の時をこそ、うかいひまゐらすべけれと思ひしかば、なにとあぐ、夜毎に番の兵をわかち置き、みづから巡視する事、駿河にての事の如くしてありし也、人々は、ありし時の例の如くするなりとのみ、思ひしなりとのたまひたりき

我父致仕の後、事にふれてのたまひたりしには、蘆澤といひしものは、おさなき時に父におくれしを、その父の遺領給ふて、近くめしつかはれしに、それより廿歳ばかりに及びし比に、我を召す事ありて参りしに、戸部は物に腰かけて、打刀を横たへておはします、その氣色、常にかはりぬと思ひしに、近くまゐれとありしかば、腰刀をとりて参らむとせしに、そのまゝにて参れとありしによりて、近く参りしに、たゞ今蘆澤

を召出して、手づから誅すべし、それにさふらふべしとのたまひ出たり。答へ申事もあくてありしに、やゝありて、いらへ申す事もなきは、思ふ所やあると仰られしほどに、さん候、かれがつね／＼申候ひしは、いどけなき時に、父におくれし身の、莫太の主恩によりて、かくまで生長しぬ。此恩に報いまらせぬ事、よのつねの人々の如くしては、かあふべからずと申す。天性不敵なるものゝ、しかも年なほわかくして、このふるまひも多く候へば、いかかる奇怪をか仕出して候ひぬらむ。但しわかく候時に、かれらがごどくなるものにあらざしては、年たけ候ひし後に、ものゝ用にはたゝぬもの多く候歟。これらの事を存めぐらし候につきて、御答の遅く候ひしは、恐れ思ふ所に候と申す。またのたまひ出す事もなく、我もまた申す事もなくしてさふらふほどに、やゝありて、面に蚊の集りぬるに、逐ふべしとのたまひしほどに、顔を動かしければ、血に飽て、胡顔子のとくになりし蚊の、六ツ七ツはら／＼と地に墜しを、懐の紙をとり出して、つゝみて袖にしてさふらふ。またやゝありて、罷歸りて休み候へどのたまひしかば退出す。かの男は、常に酒をこのみて、酔みだれぬる事ども有しかば、關といひし人の、それにまなしかりしを、かたらひて、二人してまづ酒を斷しめて、常にいさめし事どもあたらず、かくて年月経しの中に、つひに父の職をも仰慕り

たりき。今は戸部もうせ給ひぬれど、はしめ、我申せしとばの、むあしからざるやうに、つかへまゐらせよと思ふなりと、のたまひたりき。これは、かの入久しくして、また酒の事ありしが故なり。

豊房の里見は安房の館
山に居り十二万石を領
す。慶長十二年に、罪あり
て封を除す。
國寶は天羽郡にあり

戸部の家に、加藤といひし人あり。我はたちばかりの時、六十にはあましもやせむと見えし人あり。その祖父は、安房の里見の侍大將にて、上總國佐貫といふ所の城を守りしといふ。加藤伊賀守といひしと、いふ名はきかざりき。それが家に、蛇太刀、猿引といふ、二つの寶刀あり。蛇太刀をば、我も見たりき。細き身の、三尺ばかりありしなりけり。猿引といふも、猿引のもちし刀を、こひ受しといふあり。我見ざりしといふ、加藤が十六の時に、みづからその若黨の侍をきりし事あり。鱧をきりてありしをきりしに、青磁の鉢をかけて、筋かひにきりわりしといふ事を、皆人語りたりき。我父の致仕し給ひしの中に、その刀の事、いひ出したりしに、こゝにありあふ人もなければいふなり。すべて人のいふ事、あながちにうくべきにもあらず。その鉢をかけてきりしは、汝がおさなき時にあたへたりし刀たる也。その時に、加藤が居たりし長屋は、我住所の隣にてありしに、加藤は二階の上にありて、主従いひあらし、そふ聲の高くて、けしからぬ事と思ひしに、加藤その階子をはしり下る音の聞えしかば、すは事出来ぬと思ひて、刀を取てはせゆきしに

加藤すてに一刀きりしに、はそうてにてきれずやありけむ、彼従者庖丁を取てたちむかはんとせしところを、我刀をぬきあがらきりたりしに、其肩さきより筋かひに、前にありし鉢をかけてきりはなしぬ、やがてといめをさし給へといひて、我刀の血あし拭ひ、鞘にさして、はせ歸りし、あどに、人々も來り集りしが、つひにかの猿引の刀の、名譽どもなりしなり、我刀のものは、上野國の人にて、後藤といひしものゝ刀なり其兄にてありしものゝ、此刀をもて、はらひざりにしたるに、敵のかうべを、横さまより二つにあしける、そのかうべの骨をば、あさあき時に、もてあそびものにせしと、彼の後藤がいひしをきゝて請ひ求る事年經しのちに、我に得させしところなり、あひかまへて、身をはなさて、取傳へよと仰られき、その刀は、すなはち細太刀にかざりし獅子といふものは是なり、また國清か造りし、きりはの腰刀は、甲斐の武田の家にて、岡部丹波守と聞えし人の孫にてありし人の物也、岡部御所といひし、其嫡流の、子孫は、奥の相馬の家にありその人は、戸部の父にてあはしませし、忠直の従弟にて、越前國におはせしを、望申て御家人どもなさばやとて、あさなき時に、よびむかへられしに、程なく忠直うせ給ひしかば、つひに戸部の家にて終られたりき、その人の十三の時、秋の比に、もずといふ鳥をとらむとて、十六なる童一人ぐして野に出しに手負ひし野猪の、たちまちに出來るを見て、

相馬の家にて後まで岡部あり此子孫なり

土屋忠直は武田氏の世臣にて忠死せし越前國恒の子なり故に岡部氏とは親戚なりき

従者は主をすてゝ、かたはらの松の樹に攀のぼる、十三なりし主は、其樹をうしろにあてゝ待つ、はしりむかひてかけむとする所、腰刀をぬきてきりしを、むかふさまに、其鐔を口にくはへて、かけたふさんとす、大きな樹におしつけたれば、たやすくはたふされず、ひたおしにあすほどに、そのくはへたりし鐔の白銀なりしを、一寸ほど喰のぼして、刀の鐔もとにて、みづから鼻づらより、かうべの半までおしわりて、野猪はたふれ死したり、すべて此人はさるものゝ孫なりしかば、いどけなかりし時より、かゝる事の多かりき、我父にてあはせし人、其刀をもとめ得て、我には譲り給ひし所なり、又のたまひしは、人にむかひて、みづから帶するものの、利刀たるよしを語る事あるべからず、我わかしりし時に、ある人のみづからの刀の、きれものなる由をいひしを聞て、あはれ傍若無人の事をいふものかな、誰かはものきれぬ刀を帶する事のあるべき、いでさらば、きるか、きれざるか、試みよといひて、刀をぬきたりしを、ありあふものども、あしといめて、ようやくに事をたいらげし事のありき、むかし人はかくこそありけれ、と仰られたりき

朝比奈といひし老人の、常のことばに、神佛に誓ひて物いふありけり、父にてあはします人の仰られしは、よのつねに、いつはり多き人は、其言葉を信にせんとて、神佛に

誓ひていふ事あり、此人は常の行ひに、いつはりある人にはあらねど、天性かるくしき人の、ことばのつゝしみなくて、神佛に誓ひて物いふ事の、くせになりたるなり。汝等もよく心すべき事なりと、いましめ給ひき。

父にておはせし人の友に、關といひし人は、年は五つも六つもすくなかりしと聞えしが、その七十に餘りぬる比より、物いふ事も、なし行ふ事も、筆せられしと、みえし事多かりけるを見給ひて、およそは、人の氣力は、齡と共に衰へぬるものあれば、筆すべき期至りぬれば、いかにつゝしみ思ふ心ありとも、筆せざる事を得べからず、さればわかざかりなる時より、その心得したらむには、たとひ耄期に至りぬるども、うち見る人の、あさましと思ふほどの事は、あるまじきものにや、老たる人の、筆せしと見ゆる事は、いふまじき事をもいひ、なすまじき事をもなす、これをすぶりにたいよく物をわすれぬるによるなり、若きも老たるも、その行ひの恒ありて、凡の事ども、事すくなきには、志かず、事多ければ、或はなし、或はやむ事ありて、おのづから恒なりがたし、されば我わかゝりしより、常になし行ふ事ども、事多からずして、そのなし行ふ事ども、ちからの及ばむ限りは、みづから事をとりて、めしつかふものどもに、うち任せし事もあらず、つねの調度をも、置くべき所をさだめて、かしこをこゝに、うつし置し事あら

ねば、夜ふけ、燈消し時といへども、たづねもとむる事なくして、これを得つたどへば、目の見、耳の聞き、手の取り、足のゆく事の、我思ふ所に應じぬるが如くなるは、その事と物と、ことごとく皆我と共に常に習ひ熟しぬるが故あるべし、又老たる人には、ふるき事ども、たづねどふに、其益ある事もあるなり、おさなき時に習ひし事の、年たけぬれど、忘れがたき事の如くに、わかゝりし時の事は、年おひぬれど、猶心にどまりぬる事もあれば、それらの事は、どふ人あらむ時に、こたへもせんは、あしからず、世の中の新しく、めづらしき事どもは、耳にはきゝぬども、口よりは出すべからず、すべてはじめて聞し人の名などは、わするゝともあり、其事ありし地の名、又は月日などは、すこしく程をへだてぬれば、わするゝ事もあるとなれど、若き人のわすれしは、たいその時にあたりて、わすれしとのみ、きく人も思ふあり、年老ぬるが、さだかならぬ事どもいふをば、筆しにけり、どこそ思ふものなれ、人の年老ぬるに隨ひて、よろづの事につきて、わかざかりなりし時よりは、そのつゝしみ、なほ重かるべき事なり、此人は天性正直なるところのありて、才器もよのつねならぬ所おはしけれど、わかゝりし時より、物いひも、あし行ふ事も、我思ふ所にのみまかせて、つゝしめる所すくあかりしが、はたして今はかくおはするありと仰られき、今此事を志るすにつけて、我、事のこと

いろをわきまへしより此かた、見まゐらせたりし事どもをこゝに附しゐるす也、我
 物覺えしよりは、髪に黒きすぢのすくなかりき、面は方におはしまして、額上高く起
 り、眼大きく、鬚多く、たけは短かくおはせしかど、すべて骨ふとく、たくましく見え給
 ひたりき、天性喜怒の色あらはれ見えたまはず、笑ひ給ふにも、聲高くわらはせ給ひ
 し事は覺えず、まして人を叱り給ふにも、あら／＼しきとの給ひし事は聞かず、もの
 のたまふ事も、いかにもことばすくなくして、たち居かる／＼しからず、驚き給ひ、さ
 はぎ給ひ、事に堪かね給ひしおどいふ事は見し事あらず、たとへば灸治あど志給ふ
 にも灸小さきと數すくなきとは、無益の事なりと仰られて、大きな灸を、其數すく
 なからず、五所も七所も、一時にすゑさせて、いたみ給ふけしきも見え給はず、身靜な
 る時には、つねにおはします所を淨く掃ひて、壁上に古書をかけて、花瓶には、春秋の
 花を、すこしくさしはさみて、それに對して、黙坐して日を消し給ひ、又みづから繪か
 き給ふとなどもありき、それも色を設たるとなどをばこのみ給はず、身の病み給ふ
 時より外は、人をめしてつかひ給ふといふとなく、何事も手づからみづからのみか
 し給ひたりき、朝夕の膳をめすとも、飯は二碗を過ず、手して碗をささぐるに、其輕重
 によりて、飯の多きすくおきはまれぬれば、其餘物は、飯の多少によりて、多くもすく

なくもくらひて、常に我腹にみつる分量をすくすべからず、口にかなふ物なり

一色をのみ多く食ひぬれば、必ずその爲に傷らるゝ事あり、なに物をも撰ばずして
 皆々すこしつゝ食ふ時は、たがひに相制する所あるにや、食のために傷らるゝ事い
 すくなしと覺ゆるなりと仰られき、よのつねには、こなたよりまゐらする物をめし
 て、なに物をまゐらせよとのたまひし事いあらず、たゞ四時の新味をば、その出來り
 し初に、なにものに限らず參らせよと仰られて、家人と共にきこめしけり、酒はわ
 づかも喉に下し給へば、大きに酔給ひしかば、たゞ盃を把りて、歡を受給ふのみなり
 き、茶をばこのみてめしけり、身にめしける物も、家におはする時は、あらひすゝぎし
 ものをめしけれど、あかづきぬるをば、いね給ふ時もめす事なく、門を出給ふに至
 ては、かならずあたらしくあざやかなる物どもをめす、それも身におひ給はぬ品の
 もの用ひられし事いあらず、むかし人は、つねに身死しなん後の、見ぐるしからぬや
 うを、心にかけしなりなどの給ひたりき、扇なども、人多き中に、とりも落とし、わすれ
 るする事あり、これらの物にても、そのぬしの心はおしはかるゝと也と仰られし、む
 かし様どかいひて、尺ばかりの、白骨なるに、紙は金銀の砂子地なるを用ひ給ひ繪か
 きしも、しかるべき書工のかきしにあらねば、用ひ給はず、まして刀わきざしの如き、

髪ひ給ひたりし人とは
父の養子にて先生の兄
なり後に見ゆ

髪おろし給ひしは致
仕して後に剃髪せしな
り

ひきはださ皮にてつ
くりしや袋なり

武器の事はいふに及ばず、七十に餘り給ひし後に、左の臂いたみ給ふと申しまし
て、そのよしを申給ひ、職を辭し給ひしかど、戸部ゆるし給はざり、けりそれよりして
い、はい一寸六七分ばかりありて、長さ一尺餘なる、鞘卷の刀ばかりを、帶して出仕し
給ひ、刀をば道の程ばかり、召供のものに、もたせ給ひたりき、今思ふに、異體のことな
りしかど、人もどがめず、まして戸部ものたまふ旨もなかりき、おもふにこれは若事
あらむに、刀を帶しながら、それを用ひざらむ事しかるべからず、しかりとて、身に痛
あれば、刀を用ふるには堪へず、しかじ無用の物、身に隨へざらむには、と思ひ給ひし
にや、其鞘卷は、身終り給ふまで、常に身をはなし給はで、終り給ふ時に仰置れしかば、
陸奥におはせし、初より、養ひ給ひたりし人の許に贈りぬ、飾れる所々は、黒金物に混
を彫たるに、鞘は黒くぬりしに、千段まきといふごとくに卷し所を、金白檀といふも
のにせしあり、髪おろし給ひし後は、鞘をば皮のひきはだに入られたり、終らせ給ひ
て、はるかに年隔し後に、高德寺の前住丁也の語りしは、わかくおはせし時の事を、
見るべきやうもなし、八十に餘り給ひし時の事を、まのあたり見しことこそあり
つれ、酒に狂ぜしもの、こゝに入來りて、刀をうちふりて、人を逐散しければ、出合ふ
ものもなかりしに、杖にすがりて、庵室を出られしかば、此事知り給はで、あやふき事

かなと思ひたれど、すべきやうもなく、門のすきまよりうかいひ見しに、かの男の
かたにむかひ、ゆき給ふほどに、刀をふりあげし所を、その手をむずと取給ふと見え
しが、やがて蹴たふしざまに刀をとりて、かたはらの溝の中にきげ入れて、庵室に歸
り入られたりき、彼男は起もやらずして、そのまゝに酔臥したれば、その時こそ若法
師原も、こゝかしこより、出來りて、それをまもり居て、酒さめし後に、送りやりしかど
いふ、かゝる事は老ぬる人の、さもなくともあらめ、^ち杯いふ人もあるべければ、あなか
しこ人には語るべからず、されど、それらのことは、り、わきまへ給ひぬ人には、おはせ
ず、いかにかくいふ給ひたりけむといふこと、よく思ひはかるべきとなり、
我十七八ばかりの比、どり繩といひて、人を縛すべきものを、青き絲を細く組せて、そ
の末に、どりかざといふものをつけしを、懷にせしに、我父の前にて、どり落したりけ
り、なにもものぞどのたまひて、どりて見給ひや、ありて、我昔の職にてありし程は、
物を燈袋にいれて、身に隨へたりき、それは狂したるもの、あらむときに、下部に仰
せて、からめどらむに、もしも部等が、もちあはせぬとも、ありもやせむと思ひしが
故なり、職解ぬる後は、不用の物なれば、猫のつなどあせしはその物なり、すべてもの
いふのわざは、何事も心得べきと勿論なり、されど、人はそのほど、につけてなす

職解ぬるさは目付の役
を盡て致仕せし後のこと

奥羽は奥栗郡山崎城なり
本多氏の支封にて本
多因幡守利長と云ふ寛
永十八年に封除す二万
石なりき

林田は揚東郡に屬し建
部内匠頭光重の領なり

べきわざどなすまじきわざとある事なり、これらの具は、わぬしの身に随ふべき物
にはあらず、かほどのわきまへなからむ年齢にもおはせぬものを、どの給ひたりき。
父の仰られしは、我わかゝりし頃、播磨、國、栗をしれる人の家につかへし人に、高瀧
の何某といふが、吉兵衛といふ、名はしらす此もの忽に見えずなりたり、日を経し後に聞え
しは、此もの漁するをこのみしが、唐網といふものをもたせ出て、河のほとりにて、
著たる物どもぬぎ、刀脇ざしをば、召供せしものに、よく守れよといひて我ひとり、か
の網をうちて、水に入りて、鮎をとりつゝ、ゆくほどに林田領の境に入りぬ、此所はそ
この領主よりして、漁する事を禁ぜられければ、守りのもの二人がためにどらへら
れて、縄をもて縛しなむとするを、血の涙を流してわびことしければ、からうじてゆ
るされて歸りしかど、其事つひにはあらはれぬべしとおもひしが、ゆるえよや、よしな
き事いたくこのみぬれば、かゝる禍にはかゝれるかどいひしほどに、其年も暮れて
明けの年の正月元日に、林田の屋形の大門前にて、多かる出仕のものどもの中に、て
宗徒のもの一人をうちきりて、ありし事のよしをつまびらかにして、其耻をす
ずがむためありといふ事をかきたる札をたててうせぬ、遠くはのかれじとて、こゝ
かしこに人をわかちてあかぐりもとむれども、とめ得ず、その明けの日、又一人をう

高瀧は市原郡に高瀧庄
とて數村に別れる名な
り、其實高瀧村に三代實録
に見えたる高瀧神社あ
り、並舊區なり

ちきりて札をたつる事きのふの事のごとし、是をわなぐりもとむる事甚急なれども
も求め得ず、同じき月の七日に、また一人をうちきりて、札をたつる事前のごとくに
してうせぬ、いかにもとむれども、つひにゆきがたをしらず、初一度こそあらめ、二度
三度に及びし事ども、不敵なるものなりけりと、當時の人はいひけり、我、戸部の家に
來りつかへしの中に、此事人々に語りし事ありしが、後に上總、國にゆきて、沙汰すべ
き事ありて、誰かれどもなひし人ありて、高瀧といふ所に至りて、そこの名主の家に
どいまる事ありしに、夜に入て土民等か多く來りあつまりし中に、長き圍爐裏に、火
たきし所のあなたに、ある男の、年の比六十に近きが、我と眼を見合せて、面をふせし
あり、その眼ざしよのつねならず見えしかば、我もそのかたを見やりしに、かれ又我
と見合せて、面をふせし事二度三度に及びて、心得ぬ事に思ひしかば、座をたちて、か
れがかたはらにゐよりて、いかなるものぞとひしに、初は面をふせて、此所のもの
に候、とばかりいひしが、後にさのみはいかでつゝ、みまゐらすべき、我こそむかし若
ろしめされし、高瀧何某がなれるはてにて候といふ、我も驚きおもひて、いかにして、
こゝには來りといまり給ひしとどふほどに、むかし鎌倉公方の代に、上總、國の御家
人高瀧と聞えしものゝ末葉にて、安房の里見が、此國を併せ領せし時に至りて、高瀧

いしの木坂は箱根山を
東より登る坂にて細宿
にあり古き櫃の水あり
て此名を得たり癸未紀
行に見ゆ

左京進といひしが孫なりしが里見が家ほろびし後に、兵庫の領主の家に来れる也、
彼事ありし後に、累代の先祖のしりし所なれば、忍び來りしを、所のものどものむか
しを慕ひ、あはれがりてやしなひ置しに、新井といふ人の、こゝに來り給ふと聞て、も
しも見参せし人にや、おはするなどおもひて、出來りけるをあやしめられまゐらせ
て、よしなき事ども申出るにつけて、耻しくこそ侍れといふ、どもなひし人々の、かの
ものをばしり給ひにけるやと問ひしほどに、播磨國にて、七日がうちに、三たびまで
人きりて、札たてしと申せし、高瀧にてさふらふやといひしかば、みなく驚きあ
ひたり、すべて人の浮き沈みある事は、ばかりがたき事ありと仰られき
又仰られしは我わかしりしほどに、越前の何某といふものあり、九郎兵衛といひし、めづらしき稱號あり、但
其比は本國をもて稱せし人もありつ、これもゆきがたしれずありたり、年經し後に、我陸奥
をさりて、山陽道のかたにあもむかんとし、かしの木の坂に至りし時に、薪負ひしも
のにゆきあひたり、二三十間がほどもゆきすぎしに、我うしろのかたにして、我名を
よびし聲のしたれば、かへり見るにかの薪負ひしもの、薪をおろして、頭つゝみし
ものをとりつゝあゆみ來るなり、心得ぬ事とおもひて、たち歸りしに、はるかに隔り
ぬれば見わすれ給ひたりな、何某にてこそ侍れ、今なに故によりてか、たいひとり

こゝを過給ふらむ、覺束なく、覺るものか、といふを見るに、むかしわかく盛なりし
時に見しには似るべくもあらねど、さすがに又そのおもかげの忘らるべくもあら
ねばたゞ夢のやうに覺えて、いかにかゝる身にはなり給ひぬるにやといひて、我身
の事をも聞えぬれば、さらば當時はいとまある身にこそおはすれ、わかれにし後々
の事をも、したしかりし人々の事をもきかまほしきに、こよひは我もとに來りとい
まり給へかし、我すむ所は、こゝより程遠くしもあらずといふ、さらばとて、うちつれ
て行ほせに、年老ぬる父のあるを、やしなひぬべきやすがもなくなりければ、此ほ
どりのひかゝるといふ所に、知れるものゝあるを、たのみ來りて、かゝる事をわざとし
て、世を渡りぬるあり、かくといひ出むも恥かしかりつれど、あまりにむかしの思ひ
出られしに、忍びがたくて、あらはし聞ゆるなり、父にてあるものは、堅固のむかし人
なれば、見なれぬ人入來り給はむに、あやしむ事もこそあれ、事のよしを、つけしらす
べきあり、こゝにしばらく待給へよといひて、我をばあやしげなる屋の外に、といめ
おきて内に入る、しばしほどすぎて、出迎へしかば、内に入るに、八十餘の翁の、火た
きてありしが、まれ人をといめまゐらす共、まゐらすべきものもあらじ、されど我子
たるものに、したしくおはせし人ときけば、恥まゐらすべきことにもあらず、おや子

おふこは假名抄に枳杖
翁也和名阿布古新撰字
調に枳杖也俗呼枳杖
雲枳也などかえ關東に
て天野神といふ物なり

のもの、銀忍ぶもの聞しめして、今宵はこゝにてあかし給へとて、麥飯にかてといふものいれしを、わかちてもてあす、かくて夜に入りしかば、翁がこゝにあらむには、打とけ給ふこともあらじものをといひて、一間なる所に入りてふしぬ、二人打むかひ居て、薪をりたきて、むかし今の事どもかたりつゝくるほどに、夜いたく深にし、此かの父のふしたるところより入りて、おふこのごとくなる竹二本取來りて、そのふたとせし所をひらきて、中より三尺ばかりの刀と、二尺あまりの脇ざしの刀とを出して、またふどころより鑢ふたつとり出で、火の光りにそむきて、その刀と脇ざしとを、鞘よりぬき出し見て、我前にさしおく、いづれも氷のごとくなるを、金作りに飾れるに、鞘にはかいらぎといふ鰐かけしなり、我つかへにしたがひし時も、身不肖なれば、父やしなふべきほどの祿をもとめ得ず、また我をのけて、我父につかふべきものもあくなりたれば、世をのがれてかゝる身となりぬ、さればむかし身に隨へし物ども、なにかは惜む所のあるべき、されど又我力のつかむほどは、せめては刀脇ざし一層づゝは、といめもあかましと思ひて、心づよくけふ迄は身をはなさでありしを、見玉ふ所のごとくなれば、我父の世にあらむほども久からじ、もしかゝる身の幸ありて、我やしなひ終たらむには、再會の期もありぬべしといひて、涙を流しき、明ぬ

れば、ものしたゝめて父にもすゝめ、我にもあたへて、道のほど一里計送りて、かゝるかれし、そのいちば、とどふべきよしもなかりし、いかんやなりけん、ふたゝび見しものもあらざりきと仰られき

常陸の二男には三男あり

常陸の大塚は佐竹家の
支族なり
戸部の二男にて相馬の
家を繼ぎしは初土屋式
部と云ひ後に相馬大膳
亮義胤の養子となりて
長門守忠胤と改む

我父、戸部の家に来り玉ひて、いまだ母にておはせし人をむかへ玉はざりしほどに、またしくいひかたらひ玉ひし人の二男を、やしなひて子とし玉ひ、正信と名のらせ玉ひたりき幼名一彌これは常陸の大塚の家につかへし郡司の何某といひしもの、後なりと聞えし、かの正信の十六歳の時より、戸部の二男にておはせし人の、陸奥の相馬の家をつがれし時に、めしやせられて、かしこにぞさふらはれける、成人の後には彌一右衛門といふ我父の土屋の家をさり玉ひし後には、かの人の許より、老やしなひ玉ふべきほどの料をばおくられたり、そのうち、かの人所領をば嫡男に譲わたへて、二人ありし子供をば郡司とぞ名のられたりける、正信は髪おろして智法と號されき我祿にまたがひしもの、かの人の許よりおくられし所をば辭しぬ、いくほどおくして、その人もうせしに、其嫡男もまた世をはやくし、二男そのあとをつぎしが、これもまた世をはやくす、今般その二男が子の、いといけなかりしが、父につぎしなり、嫡男をば軍治一郎兵衛といひ、二男をば同彌一右衛門といふ、その子は一彌といふなり、いかなるゆゑにか、郡司を改めて實治とあるす戸部の祖父にておはせし人は、甲斐の武田四郎勝頼の侍大將に

昌恒の父は土屋筑前守
虎義と云始め金丸と名
のる
昌次は昌恒の役に戦死
す年三十一
昌恒は勝頼天目山にて
討死の時六人の鎧につ
らわかれて死す年廿七
大御所は徳川家康公な
り竹千代君は家光公を
云ふ

松下は松下石見守長綱
なり寛永五年三春三万
石に封せられ正保元年
に卒して家絶ゆ

て土屋右衛門尉昌恒といひしなり其兄の右衛門尉昌次といふが戦死せし後に兄
につぎしに主の家ほろびし時重代の家人等も皆々うしろ矢を射しに此昌恒一人
のみぞ主にはあれずしてつひに一所にて死しける其手に属せし志水神戶といふ
つはもの二人昌恒の妻と子とをともあひて駿河の國に落來る清見寺の住僧は神
戶がゑれる人ありしあは彼子息をば其僧の弟子にまゐらす其六歳ありし時大御
所御覽ありて土屋が子なるよしを聞召れざるものゝ子あり給はらむやと仰あり
てめしぐせられ竹千代君にまゐらせられしより次第に身を起して元服の後叙爵
して民部少輔忠直とめざるこれ後の戸部の親父なりかの志水が後はいかにやあ
りけむ神戶が後は土屋の家には雙なき譜第の侍なりけり神戶が孫兄弟三人あり
太郎は父かあとをつぐ二郎は陸奥の三春をしれる松下が家につかふ家のおとなに
衛門と三郎も戸部の家につかふははじめは十郎兵衛と云其二郎なりしものゝ妻は我母のあね君
云ふありされば三郎あるものはあによめの妹なりければ母にておはせし人を媒して
我父にあはせまゐらせしなり武藏國青梅といふ所ある天寧寺の前住祖麟和向と
いひしはかの二郎なりし神戶が子にて我ためには外従弟にてありき三郎あるも
のはざるものゝ孫なりしかど年頃不幸に沈みて六十歳といひし冬の初に出家の

土屋馬守數直は民部
少輔忠直の弟なり寛文
五年十二月老中さかり
延寶七年四月卒す

事思ひたちぬとて子供の事など我父にいひかたらふ事ありしに三十日ばかりが
うちに戸部の舍弟にておはせし但馬守數直の朝臣の執政の職に任ぜられしが神
戶が子孫一人給るべしと望請はれてたちまちに彼家のおとぎにぞなされたりけ
りかゝる老の幸ありし事を我まのあたりに見たりきあかしをがらこれその祖先
の餘慶とぞ覺ゆるこれより後は神戶それが嫡子は父と一所に數直朝臣の家につか
ふ二男は戸部の家にとまり仕へしが世を早くせしなりかの嫡男の後は今もさ
かえて侍るなり

我父の母にておはしませし人をむかへ給ひしは四十にははるかに餘り給ひしほ
どの事なるべし初に女子二人までおはせしに二人ながら三歳にもたらずしてう
せたまひ第一女はおまつ君承應二年三月廿九日になせ給ひ其次も女子にて十九歳にて
うせ給ひしあり第二女おね君承應三年十二月廿三日になせ給ふ其次も女子にて十九歳にて
うせ給ひしあり第三女おね君寛文十一年正月十七日になせ給ひぬ我妹一人ありしも十八歳にてうせにきといふ
延寶五年五月八日我生れし事は父は五十七歳母は四十二歳になり給ひし時の事なり
明暦三年丁酉二月あり

明暦三年丁酉正月は度
々の大穴にて土屋の邸
も焼亡しければ土屋の
士みな其の君の外孫な
る内藤右近大夫の邸に
寄住せられし時に先生
は生れたる火事の時に
生れたればこそ火の子
と呼ばれたりしとぞ先生
長して眉間にある皺紋
自から火の字に似たり
と云ふ

我母にておはせし人はいかなる人の子にておはしけるにやさだかあらずあねい
もと二人おはしたりき我ものこゝろをわきまへしより折にふれて外祖の御事を

丹羽宰相長重の娘は淺野内匠頭長直に嫁す

國典二本松は丹羽家の所領なり
宰相長重の妹は古田大膳太夫重治に嫁す長生院是なり

坂上一本には坂三とあり苗字と通稱とを一字づいてさしなるべし

どひまゐらせしかど、人のおやの、わが子につゝむことあるべしやは、しらせ参らすべき事あらねばこそ、あらはし聞え侍らね、昔のやむことなき人も、すぢなきものゝ腹にやどり給ふためしは、いにしへも今も多かるものを、母の父母の御事走り給はぬども、なにかはづかしき事あるべき、されど年たけ給ひしのは、思ひあはせ給ふ事もあるべければ、よしなき身なれども申すなり、みづからが、あやあほぢの御事は、世にはまり給ひぬ人もあらじ、信長記といふ者にも、うづもれぬ名のみ残り給へりしか、又母かたのおほぢの、高麗の城を攻められし事をも、ある人の語りしを、よそあがら聞し事もこそありつれど、なきくどき給ひし事ありき、丹羽の宰相のむすめ、よめいられし時に、小上龍といふものになされて、淺野の家にゆき給ひしが、後には長生院といふあまませの、陸奥の二本松といふ所におはしけるが、そのもとに歸り住給ひしを、我父のもとにむかへられしと聞えし、かのあまさせは、宰相のいもうとにて、古田大膳太夫の後室にておはせし、我いとけなき比も、その世におはせしほどは、おどづれのたえずありしを覺えたりき、我母の兄御のかき給ひしものを、うせ給ひし後に人の得させしなりとて、秘藏せさせ給ひしふみに、みづからの名を、坂上とばかりあるされたり、今はめづらしきほどの手かきにておはせし、よく我母のかゝせ給

しものに似給へり、殊に秘藏せさせ給ひしものなれば、母のかきあかせ給ひしものどもとあなじく今もあるなり、我母にておはせし人は、ものよくかき給ひしのみにあらず、歌の道をもつたへ習ひて、代々の集、または物語の類など、我あねいもうとによみをしへ給ひ、圍碁象碁なども、堪能におはして、これらの事をも我に教へ給ひたりき、香爐箱のうちに、琴のつめを袋にし、いれおかれしを見し事あれば、これらの事をも、すき給ひしにや、我見まゐらせしよりは、織縫ふ事こそ、女のわざなれど仰られて、年ごとにくつくしき筋のぬのと、いろ／＼のあやあるきぬを、みづからも織り、人にも織らせて、父にもめさせまゐらせ、我にも給りたりしものは、今はわづかに残れるあり、いやしきものゝと葉に、似たるものゝ夫婦とはなるありといふ事のあるが、物のたまひ、あし行ひ給ふ事どもの、父にておはせし人に、たがふ所なくて、おはしましたりける、父の致仕し給ひしものには、これも髪おろし給ひて、佛の道をいみじくおこなひ、終り給ひし年は、六十三になり給ふと仰られき、延寶六年五月十日に終らせ給ひたりき父にておはせし人の、七十五歳の時に、戸部はうせ給ひたりけり、延寶三年閏四月廿四日そのうせ給ひし比に我父はいたくわづらひ給ひたりしが、希有にして、その病愈給ひしかど、いかに思ひ給ふ所や、おはしけむ引こもり居給ひ、ひたすらに仕を致し申されたり、戸部の

國典三年庄園民部少輔

淺草報恩寺後、白石先生を諱りしは此寺なり

延寶七年己未先生二十
土屋伊豫守は延寶七年
八月七日に封を除かる
予主税違直に三千石を
給ふ

延寶六年戊午先生二十

よつぞ豫州頼直と申き年ごろの奉公の勞に報ゆる所なりとのたまひて、老養ふべきほどの祿給りて、請給ふ所をゆるされしかば、母にておはせし人と共に、かしらおろして、淺草の報恩寺中に、庵むすびて、住給ひたりき、其明の年の冬、豫州の三従弟にて、家のおとあしてありし人の、我父といたしかりしが、豫州のふるまひ、よからぬ事共をうれひて、子息にておはせし人をたてんと思ひたちしを、我父の聞給ひ、事いまだあるべからずとしり給ひて、そのことわりをつくして、といめられしかど、其いきほひやむべからざる事出來て、一門の長者たちと相談しに、はたしてこと敗れて、その人豫州のために逐れたりけり、我父もその黨與なりあどいふ事にて、我をも仕の道を禁錮せられて、彼家をさらにき、延寶五年二月廿二日の事なりきその年の五月八日に、我妹は世をはやくす、我母は、うちついきにし物おもひに、心地わつらはしくおはしませしに、明けの年の五月七日になりて、こそその事どもいひ出してあげき給ひしが、たちまちにわづらひつかせ給ひ、同き九日には、かなくなり給ひたりき、その後は父のみひとり住給ひしが、その明けの年の三月、豫州はつひに所領うしなひ給ひ、その子息に、かたばかりの所領、充行はる、やがて子息のもとより、我に參るべきよしひあこせられしかば、親父の勘氣のもの、參む事憚ありといひしに、其憚あるべからずとありしかば、ゆ

天和二年壬戌先生二十
十六

古河少將は堀田筑前守
正俊此時大老たり或書
に此時藤五百石を賜ふ
と云

きむかひしに、いまだ名もなくておはせしなり、おほやけに申べき事あり、名の字撰びてまゐらすべしとありしほどに、達直と名づけ申す、主税と申せこゝに於いて我仕のみちもあつからひらけて、ある人のすゝめによりて、古河の少將正俊朝臣の家に、出仕たりき、これよりのちは、父をも心やすくやしなひまゐらすべしと思ひしに、その年の六月八日に、我もとに來り給ひ、夜ひと夜かたりあぐさみ給ひて、あけの日住給ふ所に歸り給ひしに、其あかつきよりわづらひ出し給ふと聞えしかば、いそぎゆきむかひしに、事きれ給ふべきほどにて、某こそ參りて侍れと申せしを聞給ひ、目をひらき御覽じて、手をさし出て、我手をとり玉ひ、ねぶるがごとくに終り玉ひたりき、此年我つかへにしたがひしより、わづかに百日にもたらずして、わかれまゐらせし事、のかなしけれど、御あどの事ども、あぼし置事なくして終り玉ひしは、せめての幸にあはせしあるべし、是年八十二歳にておはしましたりき
父にておはせし人の、八十に餘りて終り玉ひし迄、何事も我幼より見まゐらせたりしに、かはり玉ふ所のあはしませぬは、天性うけ得玉ふ所の、人にこえずぐれ玉ひしによりしなるべけれど、またつねの行によりて、其徳の衰給はぬが故とぞ覺ゆる、我物覺しより、教玉ひし事ども多かりしうちに、つねに思出らるゝ事は、男兒はたゞ事

寛文十八年癸丑年十
三にして國を去る

に堪ふる事を習ふべきなり、これを習ふべき事は、何事にもあれ、我きはめて堪がた
く思ふ事より堪はじめぬれば、久しくしては、さのみは難事と思ふ事はあるべか
らざるなりと仰られき、我八九歳の頃より、常に此事によりて、力を得し事も多けれ
ど、もとより我、性急に生れ得しかば、怒の一つのみぞ、堪がたき事もありき、されどそ
れも、幸に世の中の嶮岨の中をわたりて、すでに年と共に力衰へたりしかば、今はむ
かしのごとくにはあらぬにや、我後の人々、此事父祖の家訓なりとおもひて、よろづ
の事に此心得あらむこそ、ねがはしき事なれ

又歌玉ひし事に、我十三の時に、國をさりてより、つねに他人の中にして、ひととなり
たり、されば、またしくいひかたらひしものども多かりし中に、つひもそのまじはり
を全くせし事は、我つゝしむし所、たゞ二つありき、いはゆる貸と色との二つなり、我
年比多くの人を見しに、おのゝゝむまれ得る所の同じからぬは、其人となれる所も
またおのゝゝ同じからぬど、彼二つの欲なき人のみ、かしこにありても、こゝにあり
ても、人にいとほるゝ事はなきものなりと仰られき、後にまた我師にてありし人も
ふるき人の申せし事あり、貸と色との二つにより、怨を結びし事は、つひにどけぬも
のなりと申しき、心得べき事なりと仰られき、わかきも老たるも、よくゝいましめ

思ふべき事なり

これより白石先生自
らの事を叙す明暦三年
丁酉正月十八日十九日
江戸大火

二月十日生る或書に曰
く清の康熙帝と同日の
生れ也と

寛文二年先生三歳

寛文二年先生六歳

我生れしは、明暦三年丁酉正月の火事にて、戸部の第宅もやけたれば、外孫にておほ
せし、内藤右近太夫政親のいどけなくて、後に丹波守、幼名金一郎、戸部の長女宗
光院殿と申せしうみ玉ひし所なり柳原にお
はせし所にのがれ玉ひ、にはかに假屋をうたせて、家人等をもかしこにあつめ置れ
たる、その二月十日の辰時にぞ、かの假屋のうちにてむまれしなり、されば我いどけ
なき程は、火の兒とぞ戸部のよひ玉ひたりき、戸部の母公のおはせしが、正覺院殿と申
す、森川金右
衛門某の女に
ておほしき我父のはじめてまうけし男子ありとのたまひて、むつきのうちよりつ
ねにめされしを、三歳の時に、戸部の参り玉ひて、見せめられしより、日々にめしよせ
て、かたはらにのみ置れたりしかば、みづからの子息たちをだに、かくの如くし玉ふ
事もなかりしに、かくおはしますは、庶子にてもおはするにやと、一門の人々もうた
がひ思ひ玉ひたりしとぞ聞ゆる、六歳ばかりの時に、奥の南部信濃守利直の來り玉
ひし時に、我戸部のかたはらに侍りしを見玉ひて、我の子もたぬものに、此兒給り
て養ひいばやと望れしに、戸部、これは召つかふものゝ子にいしを、我母の不便のも
のにし侍れば、我もどにも常にめしひなり、まゐらすべきものには、いはずと答玉ひ
しを、さらばたい我に得させ玉ふべし、我もどにてひとゝなし、成人の後には、所領千

寛文三年先生七歳

文令雜記に白石七の
時芝居見にゆきて初め
より終りまで一々記憶
して歸られしなり此見
あしくなるかよくなる
か地々あらぬ云はれ
たりと也

ウニカウル漢名一角

石をば、わかちあたふべきにぞと申されしかど、かれが身にいよき幸にこそいへ
れど、まゐらせていはむには、我母にていものも、我もまたつれづれならむを、なぐさ
むべきやうも有べからずいど、のたまひしとぞ、牧野といひし人の語りて、六郎左衛門と云ふ
名はしらず、のちに戸部の三、あはれ此兒は不幸の人かな、かの望にまかせられたらまし
かば、ゆくすゑのたのもしかるべきものを、戸部いかに思ひ玉ふ共、千石の祿給るべ
きにもあらずといひき、七歳と申す正月元日より、痘瘡を煩ひ出して、以の外の難儀
に及びしかば、戸部の母公よりは、人はしをかけて、有職の僧あど屈請し玉ひ、我枕上
にて祈禱の事ども行はる、父にておはせし人は、かゝる事は志給はぬ人なりけれど、
主の母公の仰なりしかば、止めらるべきにも非ず、戸部は近く召つかはれしもの二
人、關、山本、といひし輩なりつけられて、醫術すでにつきぬと聞玉ひ、もしもやたすかる事もある
べきやと仰下されて、種々の醫藥どもをあたへ玉ひしほどに、ウニカウルをあたへ
られしに及びて、毒氣忽に發して赤色を發しければ、それよりこそ、此世の人とあり
たるあれ、醫の功を奏せし事にはあらざりしと、我廿餘歳の時に、その時に藥あたへ
し、順菴の立効といひし醫師の語りたりき、石川といふ、後にめし出されし人なりき かゝりしかば、帶とき
袴着などといふ事どもも、その年比をも待つに及ばず、戸部のみづから帶をもとき

寛文五年先生九歳

給ひ、袴をも調ぜさせて、きせ給ひたりき、彼母公の終り給ひたりし事は、我九歳の時
の十一月廿六日の事にておはしたりき、寛文五年乙巳の事なり

寛文二年己亥先生三歳

我幼き比は、上野物語といふ艸紙ありけり、これは寛永寺の花見に、人のむれ来る事
共を志るせしなり、我三歳たりし春の比にやあるべき火燧に足をさして、はらばひ
居て、その草紙を見ながら、筆紙をもとめて、すきうつしけるを、母にておはせし人の
見給ひ、千か中一二は、まとの文字もあるを、我父に見せまゐらせしを、父のどもなる
人の來り見しより、人々も聞傳へて、そのうつせしものを、どり傳ふる事になり
たり、我十六七歳の時、上總國にゆきしに、かしこにてそのうつせしものを見る事を
得たりき、又其比屏風に我名を題せしに、二字は其體をなしたるものゝ、後まであり
しが、火にやけうせたりければ、今はそのせつのは我もどにはのこらず、此後は
常の戯れに、筆とりて物かく事のみをしへければ、をのづから日々に文字を見えり
たれど、物よむ師友とすべき人あかりしかば、たい往來ものゝ類などをよみならふ
のみなりき、戸部の家人に富田とて、生國は加賀國の人と聞えしが、太平記の評判と
いふ書を傳へて、其事を講ずるあり、はしめは小右衛門某といふ、後には覺信といひし人なり 夜々に我父あど寄合つ
ゝ、其事を講ぜしめらる、我四五歳の時に、つねに其座に侍りてこれをきくに、夜いた

寛治三年先生四歳

寛文二年壬寅先生六歳

くふけぬれど、つひに坐をさりし事もなく、講畢ぬれば其義を請問ふ事などありしを、人々奇特の事なりといひき、六歳の夏の頃、上松といひし人の、すこしく文字などありしが、忠兵衛某といふ、駿河今川の家人上松か後にて、七言絶句の詩一首をしへて、其意を解き聞せしに、やがて誦をなしければ、三首までをしへられしをば、人にも講じ聞せたりき、三傳市虎人皆従といふ詩と、朝鮮國七歳の兒の、太閤の前にて作此兒文才あり、いかにも師をえらびて學ばしめらるべしなど、彼人もいひしかど、かたくなゝるむかし人たちのいひしは、むかしよりいひ傳へし事あり、利根氣根黄金の三こんなくして、學匠になりがたしといふなり、此兒利根こゝむまれつきたため、なほいとけなくして、その氣根の事もばかりがたく、家富りとも見えねば、黄金の事心得られずなどいひあへりしに、我父も戸部の御いつくしみによりて、つねにかたはらをはなれまゐらせず、學に入れ、師にしたがはしめん事もかなふべからず、されどいとけなきより、物かく事をば、戸部も人々にかたりほこらせ給ひし事なれば、せめて物をばかき習はしめたくこそ侍れど、我八歳の秋、戸部の上總國にゆき給ひしあどにて、手習ふ事ををしへしめらる、其冬の十二月なかば、戸部歸り参り給ひしかば、つねにかたはらにさふらふ事もどのごとく、明けの年の秋、また國にゆき給ひしあどにて、課をた

寛文四年甲辰先生八歳

寛文五年乙巳先生九歳

てられて、日のうちには、行草の字三千、夜に入りて、一千字を限りてかき出すべしと

命ぜられたり、冬に至りぬれば、日短くなりて、課いまだみたざるに、日暮んとする事

たびぐにて、西向なる竹縁のある上に机をもち出て、書終りぬる事もありき、また

夜に入りて手習ふに、睡の催して堪がたきに、我につけられしものと、ひそかにばか

りて、水二桶づゝ、かの竹縁に汲あかせて、いたくぬふりの催しぬれば、衣ぬきすて、

まづ一桶の水をかゝりて、衣うちきて習ふに、はじめひやゝかあるに目さむる心地

すれど、しばし程經ぬれば、身あたゝかになりて、たまゝ眠くなりぬれば、又水をか

ゐる事さきの事の如くす、二たび水をかゝりぬるほどには、大やうは課をもみてた

りき、これ我九歳の秋冬の間の事あり、かゝりしほどに、此頃よりは我父の人に贈り

給ふ文をば、かたの如くにはかきたり、十一歳の秋、また課をたてられて、庭訓往來を

習はしめられ、十一月に至て、十日のうちに淨寫してまゐらすべしと命ぜられ、命ぜ

られし如くに事を終へしかば、冊になして戸部に見せまゐらす、ほめ給ふ事大かた

ならず、十三の時より、戸部の人と贈答し給ふ程の文ども、大かたは我に命ぜられ

き、又十一歳の時に、我父の友に關といひし人の子どもは、太刀打のわざにすぐれて

人にをしふる事ありしを、我にも此わざをしへられん事を望みしに、おぬしいまだ

寛文七年丁未先生十

一

寛文九年己酉先生十

三

肥後元年癸丑先生年十
 七
 翁問答は中江藤樹先生
 の著す所なり

いとけあし、これらのわざ學ばむ事遅からずといふ、そこを侍るべけれど、太刀つかふ事すこしも心得ざらむには、刀脇ざし腰にせん事誠に不用の事にやといひしかば、のたまふ所誠に然なりとて、一つのわざを傳へて習はしめたり、かゝりしほどに、其年十六になりし者の神戶といひしも
の二男なり我と藝を試むといひしかば、木刀をとりて、三たびあひて、三たびまで勝事を得たりしにぞ、人々もまた興に入てわらひたりける、そのゝちはつねにかゝる武藝の事共を好みて、手習ふとなど心にも染ずありしかど、物よむ事をも好みければ、つねに我國の物がたり草紙等の類をば、見ずといふものもなかりき、十七歳の時に至て、同じやうにめしつかはれし、わか侍のもとにゆきしに、長谷川といふ案の上に書あるを見れば、翁問答と題せしものあり、いかなる事をやしるしぬらむと思ひて、借ることを得て、家に携歸りて見けるにこそ、初て聖人の道といふものある事をばしりけれ、これより道にこゝろざし切なりけれど、師とすべき人もあらず、京の人にて、醫を業とし、すこしく學問あるが、戸部の許に日々來れるあり、此人にむかひてこゝろざしのほどを語りしに、小學の題辭を講じきかせられたり、前にしるせし、我父の病給ふ時、獨參湯まがをそのゝち又程子の四箴をも講じきかせられしより、やがて小學の書を日夜に誦し習ひて、業すでに畢りぬれば、四書を誦し習ひ、

國會字彙いつれも此頃
 に發行ありし書なり

萬寶五年丙辰先生年二
 十一

阿比留は西山順泰と云
 ふ儒者なり順泰字健甫
 對馬の宗氏に仕ふ
 天和二年壬戌始て畑田
 侯に仕ふ

そのゝちまた五經をも誦習ひたれど、これら皆々句讀を授し師あるもあらず、みづから韻會字彙等の書によりて、誦し習ひければ、後に思ふに、ひがここのみぞ多かりける、文學の拙くして、字義を解する事の難きにくるしみて、學びのいとまあるをりくには、文章詩賦の類をも學びしほどに、その年の十二月の比、冬景即事を、七言律詩に賦しなしたり、これ我詩作れる事の始なり、ある人の其詩を評しける事あるを聞て、やがて其嘲を解く文一篇作りたりけり、これ又作れる事の始あり、されどいひけあかりし時、我父の友とし給ひし人も、また我父の仰られし事もあれば、學文の事をば、父には深くしのびまゐらせたりしかど、書籍等もとめ得べきやうなければ、母にてあはせし人には、我こゝろざしのほどを聞えまゐらす、かくて廿一歳の時に至て、豫州の家をさりしかば、此時に及びてこそ、同じ志の人々をあひ知て、ものまなぶ事をも得たれ、されど思ふ所あれば、師をもとむるには及ばず、此比よりぞ、對馬の國の儒生、阿比留といひし人をば相識ける、廿六の春、ふたゝび出てつかふる身となりぬ、ここの秋、朝鮮の聘使來れり、かの阿比留によりて、平生の詩百首を録して、三學士の評を乞ひしに、其人を見てのちに序作るべしといふ事にて、九月一日に客館におもひきて、製述官成珣、書記官李聯齡、ならびに裨將洪世泰などいふものどもにあ

永下順庵は加州の儒官なりしを天和二年壬戌七月に幕府にめされて三百俵賜はれり後平之丞と稱し後諡して恭靖先生と云ふ
貞享三年先生年三十其主堀田下總守正伸出羽國山形に轉封するを以て此處先生其地に赴きしあり

文昭廟は甲斐中納言綱豊卿なり後に入て幕府の統を承け名を家宣と改め大將軍に任ず藩邸には未だ統を承けざる前の事を云ふ

寛文二年壬寅年六歳

隨寶元年癸丑年十七

ひて詩作りし事などありし其夜に成琬我詩集に序つくりて贈りたりき此年恭靖木先生も、木下平之丞殿公にめし出され給ひかの阿比留彼門に入てものまゐぶそのうち我出羽國山形といふ所にゆく事ありし時紀行一卷あり、貞享三年丙寅の秋我阿比留其巻をもて木先生に見せまゐらせ朝鮮の人の序の事など申せしかばあはれその人をあひ見ばやどのたまひぬとて阿比留か媒してはじめて木先生に見えまゐらせし事ありそのうち彼阿比留病して死せんとする時に我をして先生の碑文を望み申て我をして書しめたりき、阿比留後には西山順泰と申せこれらによりて我も彼門に出入る事の年を経しほどにまさしく束脩の禮を執るにも及ばでしとき師弟とはなりたる也されば彼門に年久しき高弟も多かれど我をは常に其座の上につかしめられつひには文昭廟の藩邸におはしませし時に薦擧せられしにに至りたりけり今これらの事共を思ふにむかし我三歳なりし時より物かく事をしれる初にしかるべき師といふものもありなむにはかく書に拙き身にもあらじまた六歳の時より詩を誦し習ひし事などありし時よりしたがひ學ぶ所もありなば文學の事もすこしくすゝむ事もありなまし、まして十七の時より斯道にこゝろさせしときよりをしへみちびく人もありあむには今の我にもあらじ我藩邸に仕

へまゐらせし後に至てこそ自らも書籍をもとめ賜りし所も多くはなりたれされど身すてにつかへにしたがひしかは書を觀るべきいとも多からず是より先には身つねに貧くしてしかるべき書どもをば人に借りもとめて見もしまたしるしをくべきものどもをば手づからうつせしほどに我見たりし書とても多からずされば學文の道において不幸なる事のみ多かりし事我にしくものあるべからずかはどまてにも學びなせし事は前にもしるせし事の如くつねに堪がたき事に堪ふべき事をのみ事として世の人の一たびし給ふ事をば十たびし十度し給ふ事をば百たびせしによれる也

戸部のうせ給ふべき前年の事なり我十八歳の秋いつものごとくに所領におはします供したりその十一月の半に忽に勘氣禁れる身となりて家にこもり居し事ありこれは宿直に當りて獵の事あり其月の末つかたわか侍どものいひあらそふ事起りて其親戚黨類たちわかれ大かた戸部の家人等のこりすくなく十二月の初につひに兩方相戦むとす一方は皆々我父の年比したしき人々にて闘といふ人の許に馳集てけふの未の初にはうちたつべしと聞ゆ我に告知らせしものあればござかしきやつ一人その家にさしつかはして人々かしこにむかひてすでに戦を合すと

隨寶二年甲寅先生年十九

見ばはしり歸りてつげよ、たどひ人を討立ども、いまだ戦ふに及ざるほどは来るべからずと、よくくいましめやりて、残るものには、もし入来る人あらむには、我はけさより風の心地して、ふしたりといふべしといひて、はだには鎖をきて衣服あらためて、上にはふすま引かづきてふし居つゝ待つ、日すでに暮るれども歸來ず、いかにやゝと思ふに、戌の半にかのつかはせしもの歸り來て、人々酉の初に打たち給ふべき程になりて、誰かれの人々、かなたにゆきかよひ給ひ、事を平げ給ひしにたい今に至て平げすでに鎖りて候と申す、また上杉殿の我を見つけ給ひて、問ひ給ひしによりて、主にて候ものゝ、かくこそ申して候ひつれど、申せしなりといふ、かくてその明けの日の暮がたに、かの關が子のうち一人來りて、きのふ人給りしは、そこも來りたすけむと思ひしにこそといふ、さころおもひつれど答しかば、當時勘氣を蒙りて、家にこもり居る人、屋形の門をば、いかにしてかは出來むと思ひもといふ、西の小門より出去らむと思ひきと答ふ、彼門は晝の程こそあれ、日暮ぬればとぞしぬ、いかにしてか出づべきといふ、外の門々は皆その守りかたければ、出る事を得べからず、西の小門は、年老たる夫婦のものゝ、門脇の小屋に住して守るなれば、その鑰は其小屋にあるあり、我ゆきむかひて、かうくゝの事にて、我はゆきて死するあり、され

ばこそより出たりしといふ事を、いふべきものゝ、あらねば汝が罪かうふるべきにあらざといはい、さりとて出さぬ事はあらじ、もしもかなふまじといはむに、ちからなき夫婦のものゝくびきり、鎧奪とり、門あしわけて出むとこそ思ひたれど答ふ、戸部の屋形は、むかし里見の義堯入道の住みし、久留里の城下なる郭にありしあり、その城のあどは高き山なり、そこの親父と、我等が父たちの、年比またしかりければ、たすけ來らむと、おもひしころざしのほどは、謝するにことはなし、さりながら、勘氣かうふり、家にこもり居し人の、私に家出ん事も然るべからず、ましてその守りのものをころして、門を破り出んと、其罪重疊たらずやといふ、我此言を聞て、打わらひて、さらば人々のかしこにむかひて、戦はむとせし事は罪にあらずやと、おもふ、わぬしたちのころさむと、おもふ所は、皆々當家にてはしかるべき人となり、我ころさむと、おもひしは、小門守る夫婦のものなり、主の家人ころさむ罪は、共に相同しくこそ、もし其人の品の貴賤を論ぜば、我罪は猶輕きに似たり、當時我も勘氣をも蒙らざらむに、人々のかゝる事ありと聞て、ゆきてたすくる事なからむには、たどひ戸部のたまたう事こそなからめ、内々には我ふるまひをよしと思ひ玉ふべきかは、さらば、勘氣をかふむれる身といふども、手かし足かしいれられたるにもあらばこそ、それに人人の戦死せんをよそに聞て、我ひとり家にこもり居たら

んには、事を公義によせて、幸に死をまぬかれたるやとこそ、人も思ふべけれ、とても横紙をやぶらむには、何條主の勘氣をも憚るべき、我またおとなしきほどの年齢にもあらむには、なすべきふるまひもあるべけれど、いまだはたちにもみたぬ我身なりされば、かく思ひたちし事、たいこれ我身の耻ならむ事を、おもひしのみなり、人への謝し玉ふべき事とも思はずといひしに、また答ふる事もなくして、歸りてその父にてありし人にかくといひしかば、あはれ父の子なりけるものかなどて、涙を流して悦ばれしと聞えたりし、此時たどひ戸部は勘氣をゆるし給ふとも、我父の對面をばゆるし給ふまじければ、此事をかなしく思ひしに、其後戸部の我をもどのごとくにめし出されしに至て、我父も悦ひ給ふ事大かたならず、その勘氣かうふれりし事などのたまひ出す事もなく、心得ぬ事と思ひしに、後に聞しに、かの關といひし老人のもとより、かの時に我ゆきたすけむとせし事、またその子息と問答せし事など、つぶさに文にしるして贈りしを、我父のこれ見給へとて、母にておはせし人にも見せたまひたりき、此事によりて、心もどけ給ひたるにこそと、我母の乃たまひたりけれ、今思ひ合するに、かゝるさはぎの出來りしも、戸部の家滅ひなむ事のきざしにやありしと、うたてかりし事なりけり

戸部のうせ給ひて嫡子にておはせし豫州は家つがれたり、此人つひに家滅ぼされしほどの事なれば、戸部の心にもかなひ給はず、我いどけなかりし頃までは、父子對面の事もおはしけれど、其後は正月元日の見参より外は、對面の儀もあらず、一門の人々は、庶子のおはせしを愛して、それを立られんどの事にやどつたがはれて、豫州のよからぬ事どもはしられず、また豫州その妻室を去られしの中に、出來し男ありしを、戸部の上總國につかはしてひとゝなされ、十二三に及ばれしを、こゝにむかへて、一門の人々にも見せむとし給ひしを、豫州は此子して家つがせむと、思ひ給ふと心得て事を左右によせて、むかへらるゝにも及ばず、戸部の病急なるにのぞみて、はじめてよびむかへられき、戸部は、われ死しなば、我家はほろぶべきやとのたまひつゝ、遂にうせ給ひぬ、かゝりしかば、戸部の覺よかりし家人等をば、豫州よしとは、思ひ給はず、まして我父の、一日も出て仕ふる事もなくして、身をしりぞかれしをば、やすからぬ事にあもわれしかど、家つかれし初なれば、一門の人々の思ひ給ふ所をも憚りて、老養ふべきほどの祿をもあたへて、望にまかせられしかど、我に父の祿をあたへられし事もあらず、我も多たいどけなきより、戸部の膝下にひとゝなし給ふ事の、その心になはざりしほどに、めしつかふ事もおはせず、一年を隔てしものに、あら

國典に載せし人とは前
に見えたる源治氏を指
す

ぬ事のたまひ出して、我父に給りし祿奪ひ我をも仕の塗を禁して、家をば出されたるなり、かゝりしかば、我ふたいび仕にしたがふべき望は絶ぬ、父母をは陸奥にあはせし人の、やしなひまゐらせられたれ、我ゆくすゑの事ども、いかにともおもひわかつたず、主従わづかに二人、身を市中によせつ、むかししたしかりしものどもの許より、そこらの入の子供に、手習ふ事などをしへて、世渡るたすけどもせよかしといひおこせたりけれど、我こゝらざしにもあらねば、朝と夕とには、こゝかしこにて、書讀じぬる人の許にゆきてこれを聞き、ひるのほどは、日ごとに父母のもとに參て見えまゐらす、いくほどなくて、十九にてうせ給ひしあねの夢に見え給ひしが、心にかりて覺えしほどに、夜明しのちに、いそぎて父母のもとに參りしに、妹たるものゝ子うまむとするといふ事をきゝ、かしこにゆきしに、たひらかに子うみ得たれども、その事によりて、ほどなく世を早くす、此のちは、なほ父母の許にのみ侍りて、その年あけて、夏の半に、またあねにておはせし人を夢に見まゐらせしかば、いそぎて參りしに、父母ともに事ゆゑなくておはせしに、半時ばかりが後に、母のたちまちに煩出し給ひ、つひにうせ給ひたりき、此のちは、老給ひし父と我と、たいふたりにのみなりぬれば、ろづ物悲しかりし事共、いふばかりなしむかし戸部の許に來れる老人あり、これ

關田内大臣信雄入道し
て書讀と稱す

は織田の内府入道常眞に、めしつかはれしものゝ、れいしのちに世をのがれしなり、住倉了仁といひて、其頃八十餘の人あり、その人、我父の許に來りて、豫州もとより戸部の御覺よかりしほどの人をば、ふかくうらみおもひ給ふ事なれば、その子息の、ふたいびつかへに志たがひ給ふ途開らせん事あるべからず、いとけなきより見まゐらせしかば、我だに此事の心ぐるしければ、その心のほどおしはかりぬ、こゝに我年頃志たしき富商の、男子はなくして、女子一人ひなるを、まかるべき侍の子にあはせて、家ゆづらんとおもひて、我と相はかる事のひなる、あはれ子息をそれが望にまかせられんには、そこをも心やすくやしなひ給ふべき事なれ、此事聞え申さむために參れりといふ、我父の聞給ひて、こゝろざしのほど忘るべからず、息男いとけなきものにもあらず、我いかにとも定め申がたし、かれとあひばかり給ふべしと答給ひ、其明けの日我參りしに、かくと仰られたり、承りぬと、申してかの老人の許にゆきむかひ、そのこゝろざしの、報ずべからざる事ども謝し訖りて、思ふ所侍れば、のたまふ所にも打任せがたしといひて歸參りて、我かゝる身となる事を、御心苦しと思ひ給はん事をも、思ひ參らせぬにもあらず、又かくわびしく渡らせ給ふ事を見まゐらすに、いかにかなしくは覺え侍れども、御子どうまれしものゝ、ひとの子となるべしとは思ひもかけず、

かく悲しくおもふ事も、武士の家に出て仕ふる事の、かなはざる故に、いものを、我身に及びて、あやあほぢの取傳へ給ひし弓矢の道をすて、商人の家つぐべしともおもひ候はずされば、かくこそ答て候と申たりければ、いどうれし氣におはしまして、かゝる事に至ては、其人の心にある事なれば、父子の間といふとも、いかにも定申がたき事なるを、よくこそ答給ひたれ、老たる父やしなふべきために、身をなきものにし給はむも、孝行ともいふべけれど、今聞し所のごとき、孝行の大きなことは、りには似るべき事にもあらず、我はじや強きのがれしより、かゝる身にて終りなむは、もとより思ひまうけし所なり、返す返すも我事をな心苦しく思ひ給ひそと仰られけり、其後又ある人の、我ために謀て、今の世に醫をもて業とする人を見るに、多くは、方書だに讀得ぬ輩なり、その才學をもて、すこしく心を用ひたらんには、それらの庸醫と比すべき事にもあらず、此事當時の賤しき業にもあらず、おはれ此業をもて父をもやしなひまゐらすべき謀こそあらまほしけれど、いふあり、古こそあれ、後の世の人は、醫をもて仁術ともいひしかば、志を得ざらん人の、此事に隠れんもまたあしからじ、されど我才も、もとより疎なれば、其業また精しからじ、人をあやまる所あらむには、其術の仁なるを得べからず、此事我よくせむ所にあらず、古の人はひと

りのつみあらざるをも殺す事をなさずとこそ承れと答へぬ、かゝりしほどに、又當時天下に雙なしなどいふ富商の子の、學ぶ友となりぬる事出来しに、その子のいひし、我父たるものゝ見まゐらせて、必ず天下の大儒ともなり給ふべき御事なり、我亡兄のむすめの候なるにあはせまゐらせ、黄金三千兩にもどめ得し宅地をもて學問の料となして、ものまなび給ふやうにと、某が心のやうに申せとこそ侍れといふ我此事をきいて、御こゝろざしのほどわするべからず、我むかしある人の申せしことを聞しに、夏のころ靈山とかにあそびしものどもの中、池に足ひたし居けるに、小しきなる蛇の來りて、其足の太指を齧るあるが、忽に去りては、また忽に來りて齧るかくするがうちに、其蛇やう／＼に大きくあらしにや、後には其太指を呑むばかりになりしかば、腰よりさすがを取出して、刃のかたを上になして、太指の上にあてゝまつ、また來りて太指を呑んとする所を、あけさまにさしきりたれば、うしろさまに飛去るほどに、家にかけ入りて障子をさす、ともあひものども、なに事にやといふ程こそあれ、石はしり木たふれて、地ふるふ事半時ばかりすぎてのちに、障子をほそめにあけて見けるに、一丈餘の大蛇の、唇の上より頭のかたまで、一尺餘きられたるが、たふれ死したりといふ事あり、その事のありやなしやは、いまだ知らねど、今のた

身事は白石餘稿閑散餘
錄等にも見ゆ并看るへ
し
黒川の黒川道祐の子な
り

天和二年壬戌卯生年二
十六

貞享元年甲子先生年二
十八筑前守正俊此年八
月二十八日若年寄稻葉
石見守正俊の爲に書せ

らる其子下總守正伸は
領地を山形にうつされ
又奥州福島に轉すいよ
く瘠地に轉封せしを
以て其士を養ふとあた
わす難散せし者多し

元禄四年甲申癸卯生年三
十

まふことに似たる所の侍るなり、初其館の小しきありし程は、わづかにさすがをも
てさしきりし所なるが、すでに大きくありしに至ては、一尺餘りの疵とは成しあり
我今身まづしく窮りたれば、人知れるものにもあらず、此身のまゝにて、その亡兄
のわどを承け繼ぎなむには、その疵なほ小しきなるべし、もしのたまふ所のごとく、
世に志らるべきほどの儒生ともなりかんには、その疵は殊に大にこそありぬべけ
れ、三千兩の黄金をすて、大疵あらむ儒生と成し立てられむ事は、謀を得給ひたり
ともいふべからず、たとひさしきる所の小しきありとも、我もまた疵かうふらん事
をぬがはず、我かくこそ申たれと答給へといひたり、後に聞けば、あかるべき儒生の
その娘にはあひぐせしなり、その富家は河村といひし、その孫女の夫は黒川此事をも父に
てあはせし人に語り申ければ、めづらしからぬ事なれど、よき喻にもありつるかな
ど、わらひ給ひたりき

我廿三歳の夏の頃、豫州の家滅びしかば、前にあるせし事のごとく、我つか一の塗も
あつからひけたり、かくて筑前守紀、正俊朝臣に薦めしものゝありて、廿六歳の
三月に、彼朝臣の許に出て仕ふ、一年を隔て、我廿八歳の秋、筑州の事はしまし、
其嫡男下總守正伸朝臣、彼あどを繼がれしかど、不幸の事のみ打續て、後には家人

を扶助すべき事も、意のまゝならず、皆其禄米を減ぜられしほどに、禄を削り去る
ものどもすくなからず、我はしめ出仕へしより、此かた彼父子にしろれし身にもあ
らねども、凡そ主ととり従者となれるものゝ、かゝる時に至てはなれ去るべき事に
あらずとあもひしかば、わづかに妻孥の饑をまぬかるゝのみにて、心にもあらぬつ
かへにしたがひぬたりけれど、いとも多かる身なりしかば、この時にこそ經史の類
をも涉獵せし事はありつれ、貧は士の常などいふ事あれば、私の事においては、いか
にも堪忍びしかど、つかへにしたがふ身には、そのほどにつけて、なすべき事ども多
ければ、つひには財盡力窮りて、卅五歳といひし春に至て、ありし事ども書あらはし
て、身のいともまを給るべき由を申聞え、したしかりしものどもには、かねてよりかく
思ひたちし事を語りたるに、禄米あれば、饑て死するまでの事はあらず、かくま
で財力つきはてし人の、禄をも辭して去らむには、一日の饑をすくふべきたすけも
あらじ、我身こそかくまであもひたち給ひたれば、いかにあはすべきことあれ、わ
かき妻、おさなき子どもの事をば、いかにし給ふべきなど、いふ事共ありしかど、頼み
し人の不幸の事どもあはしまさずは、我今までかくてはあるべからず、此年頃、堪が
たき事をも堪へ、忍びがたき事をも忍びしは、主となしまゐらせ、従者となりし所を

總州とは下總守正仲の
なり

先生の子明卿幼名傳蔵

國草高僧寺

堀田備後守俊盛は筑前
守正俊の庶子父の遺領
を分て一万石を給ふ近
江國堅田に封す後名
を正高と改む

思ひしがゆゑあり、けふ祿辭し去りて、あすは妻孥等皆とはなれりなんをもて、我
こゝろざしのほどは見ゆべき事ぞかし、天もしものしり給ふ事あらむには、それま
での事もあらむものをといひけり、總州もいかに思ひ玉ひしにやあらむ、のたまひ
出す旨もあく、春すぎ夏たけてのたまふ事どもありて、たいいかにもして、我家をさ
らむ事、思ひといまるべしとありしに、此使は太田垣といひし家の老なりされどまた申す旨ありし程に、
秋の初に至て明卿生れたりけり、その程すぎて、つひに我請ふ所をゆるさる、此時に
およびて、家に餘れる資財をはかり見しに、青銅三百と、白米三升には過ず、よし
忽に饑る迄の事もあらむといひて、妻孥引具して、年比師檀のゆかりにつきて、高僧
寺にゆき至り、やがて淺草のほとりに宅借りて移れり、なほ一僕一婢のあひ従ひし
をも、めしつかふべきたすけもなし、いかにもありゆけといひしに、おのれら習はぬ
わざをもなして、口もらふほどの事をばいとなみなむ、いかでか、離れまゐらすべき
といふなり、かゝりしほどに總州の舍弟の許より、今の備後守俊普の御事斯ておはさんほ
どは、一家の人、やしなはれん所をばまゐらすべしと、いひ送り給ひたりけり、此使は
坪井といひて、家の
老なりき是は年比、學文の事など、みち引まゐらせし所を、思ひ給ひしが故なるべ
し、おもひがけぬ事も出来たれば、其秋の末に居所を城東にうつしたりしに、來り

元禄五年先生年三十六

御覺もよからぬ家には
堀田の家を云ひ世に用
ひられぬ人に學ぶさは
永下順庵の門下にある
を云ふなり此谷さいひ
しは按ふに谷重遠なる
べし

ぶもの日々に多く、しかるべき人とも就て學ばれしすくなからず、此明の年、ある人
の申せしは、谷といひし人そこはもと、當時御覺もよからぬ人の家より出て、しかも世に用
ひられぬ人に、ものまなび給ひぬれば、たとひ學優なりといふども、身を起し玉はむ
事かたかるべし、あはれ其學ぶ所をあらためて、後榮をも期し給へかしといふは、じ
めのほどは、打わらひてのみありしを、二たび三たびに至て、いふ事やまず、我ためあ
しからじとてこそ、かくはのたまふされ、されどのたまふ所のごときは、眞實は我た
めよからむ事にもあらず、むかし孔門の人々の事は、聞もおよび給ふらめ、もし其師
の時にあはざるがために、我學べる所をあらたむべき道あらむには、彼人となにを
くるしみてか、陳蔡の間にも相したがふ事のさふらふべき、凡は人の生ずる所に報
ゆるに、死を以てすべきもの三つ、いはゆる父と師と君と、ある所のまゝにて死を致
すこれあり、我今父すでに死して、またつかふる所の君もなし、たい、我死を致すべき
所は、師にていものひとりさふらふありと答ければ、其後はいふ事もあかりき、我師
なる人は、我をばそのむかしつかへられし加賀の家にするめん事を思給て、そのあ
らましを聞え給ひしが、加賀の人にて岡島といふが、すなはち忠四郎の事我をたのみたりしに
は、我本國に老たる母のあれば、いかにもして先生推薦給らん事を申て給るべしと

永下順庵はもと加賀の
主なり

岡島達字は仲通忠四郎
を稱し石梁と號す

元祿六年先生年三十七
高力伊豫守忠弘は天和
三年新に召出され三千
俵を給ふ此時小性組の
番頭たり
戸田長門守忠利

いふ、我其事のよしをつぶさに中て、某つかへに従はん事は、いづれの國をも顧はず、
彼人は老たる母のいなる國にて侍れば、某に代てすゝめらるゝ事、某も又望む所な
り、けふよりしては、某を以て彼國にすゝめられん事、固辭申す由を申切りてければ、
此とをつくくとき、給ひ、今の代、誰かはかゝる事をば、申聞べき、古人を今に見る
とは、かゝる事にこそとの給ひて、涙を流し給ひしが、此後常に此事をば、人々にも語
り給ひたりけり、さればやがて岡島をば、彼國にすゝめられき、かくて我三十七歳の
冬十月十日に、高力豫州の、我師の許に來りて、門中の人々誰かは其最におはする、我
心のやうにて問まゐらせよと、戸田長州の申すありといはれしかば、戸田は當時足
甲府の家老
下にもよくしり給ひしものをとて、我事をもて答らる、同十五日の夕、豫州の久しく
見侍らぬといふあり、彼もどにゆき玉へと命ぜられしに、ゆきむかふに、尋問はれし
ことなど、對ふることありき、十二月の五日に、豫州また我師の許に來りて、長州のと
ばを傳へて、我を藩邸にすゝめられん事をはからる、されど我師の心にみち玉はぬ
事おはしければ、まづかれに申して、御答申べけれどのたまひ、其夜我をめしてのた
まひし事どもあり、六日にまた豫州いはれし事どもありしに、其夜我また申す旨あ
りしによりて、七日の朝に至て、豫州の許に文して答申されき、はじめ我師の心にみち給
はざりし事は、祿米八十

林大學頭信篤鳳岡と號
す春齋の子にして幕府
の儒者なり此時將軍の
信任する所なり祿二千
七百石を食す

吉田藤八郎四十人扶持
を賜ふ後に小納戸にう
つる
京の仁齋とは伊藤源佐
維禎なり

元祿七年甲戌先生年三
十八

を扶持すべき料を給はるべしとの事なりしかば、學の優劣は祿の厚薄によりざる事勿論なり、されど
世の人は、祿厚ければ學優なりと思ひ、祿薄ければ學劣なりと思ふ事、よのつねなり、我門にさ
らふものの中、かれにしかざるも、なほさほどの微祿のものにあらず、かれまたもとより、儒をもて業
とせしものにもあらず、今までつかへにしかば、ひと祿米のほどもあるものを、のたまふ所の如くにて
參らせん事、得こそかなふまじけれどのたまふ、そのうち又豫州來りて、のたまふ所いはれき、
まかせて參らせられんには、その後の事は、いかにも望にまかせらるべき事にやとありしを、その夜
我をめして、またかくきて豫州のいひしかど、我なほおもふ所あれば、此事いかにもかきふべからず
どのたまふ、當時彼藩邸の事、他家の事に准ずべからず、もし祿の多小を論じて、そのまねきに應ぜざ
らむには、これより後、他家の人とのまねかるゝ事ありども、祿厚きにあらざれば、それに應ずべからず、
たいしるべからざる所の事は、我命の厚薄いかにやいべき、同じくは、豫州のはからひにまかせらるべ
くやいと申す、答申さん事、遅からず、よくおもひはかるべしとありしを、我なほ申す事ありしかば、此
上はとて、つひに豫州の
許に文つかはし玉ひき
後にきゝしに、はじめ藩邸より、大學頭藤信篤の弟子給るべし
と仰られしに、信篤思ふ所やありけむ、參らすべき弟子ははずと答へ申たり、かくて
我事を聞召及ばれしもの、長州のはからひにて、此年の春、みづから薦めし所の人を
信篤の弟子に申なして、さて後に我をめすべきよしはいひおこせたるなり、長州の
すいめ
し所は、今の舟橋半右衛門あり、其時は吉田藤八郎と申す、もとは京の仁齋とかいひしものゝ弟子な
るを召出されき、此時に大學頭の門人に申行はれき、されば儲副にたいせ給ひし初に、此人は近習に
めしくはへら、同き十五日の夜、長州の許より、我師に文贈りて、明日某を藩邸へ參らせ
らるべしとありしかば、十六日の巳、時ばかりに藩邸に祇候す、戸田長門、守忠利、津田
外記、小出土佐、守有雪等の人々我をめし出して、御家人たるべき由の仰をば小出傳
へられき、同き十八日、はじめて見參す、廿二日、初て大學の書を進講しつ、明れば甲戌

興寧文昭公年三十三

此時草木鳥獸の事を稻
若水にあつらへて撰ば
しむ若水の詩經小識と
云ふ八卷あり即是なり

の正月の初、仰下されしはこれよりさき、四書を講ぜしめられし事凡三遍、小學近思錄等の書各一遍、されどいまだ聖人の道、いかにといふ事を明らかにせず、これより後いかに學び給ふべきかは、からひ申すべしとの御事也、その對へ申せし事ども、その大要は、いにしへの聖人、脩己治人の道、四子の書に備れり、これを躬に行ひ、心に得べき事、他に求むべからず、志かれども聖人の大經大法、その詳ある事を志らしめされんには、五經の書を兼學ばせ給ふべきか、春秋猶富み給ふ事なれば、おこたらせ給ふ事あからんには、其功の終らんと遠きにもあるべからずと申す、さらばまづ詩禮より始めらるべしとて侍講のもの二人に、日講の事を仰下されて、詩を進講すべき事は、某に仰下さる、禮記は吉田して、此時に、我長女痘瘡をうれひて、二月朔日に至て死し、明卿また其痘瘡をうれふ、此等の事によりて、同き月十三日、始て詩經の講筵を開かる、此年十一月廿日に至て、某講に侍る事、凡百六十二日にして功終りぬ、草木鳥獸等は、畫師して圖せしめ、かねてまゐらせしかば、これらの事を講ずるにも便ありき、其圖は猶今我家にあるものなり、此後書を以て進講すべき事を仰下され、また此事すでに日ごとに講筵に臨まれしといへども、餘暇猶おはします、三代より以下、歷世治亂興亡の事をも、兼ね聞召れん事いかいあるべきと仰下さる、仰下さる所、誠に斯道の大幸なり、さらば司馬氏、資治通鑑、朱子、通鑑綱目の間を以て、兼學

元祐八年乙亥先生年三十九

ばせ給ふべき御事かと對へ申せしかば、通鑑綱目の書を兼學ばるべし、某また進講

すべき由を仰下さる、明れば乙亥の年正月廿四日、書經の講筵を開かれ、同き廿八日、

通鑑綱目の講筵を開かる、此年書を講ずること凡七十一日、十二月二十一日に至り

て功就る、此のち某に春秋を講ずべき由を仰せ下さる、この年また禮記の功終らせ

給ひしかば、周易を講ぜしめらるべしと聞ゆ、丙子の年正月廿六日、春秋の講筵を開

かれ、左氏公羊穀梁胡氏等の四傳をあはせ講ぜしめらる、通鑑綱目を兼講する事前

のことし、春秋の講は凡六年を経て、辛巳の年、十二月十九日に至り、講に侍る事凡百

五十七日にして功終れり、これより後、通鑑綱目の講、年々におこたらせ給はず、其前

編功終るま及びて、かくれさせ給ひたりけり、つねに進講終りぬれば、座を賜りて、倭

漢の故事等問はせ給ふ事もおはします、就中祖宗開闢の時の御事に至ては、特に御

心を深くし給ひしほどに、書經の講終りし庚辰の年二月十一日、國初より此かた、

その封祿萬石以上の人々の事ども、進講の暇あらむをりく、いかにもしるして

まゐらせよかしなど、仰られしに、明けの年辛巳の正月十一日、その事を以て仰下

さる、同き十四日に、まづ其書を撰ぶべき凡例をのりしてまゐらす、しかるべき由を

仰下されしかば、これより諸家の事どもたづねきめりて、七月十一日に至て、尊を

元祐九年丙子先生年四十
正月一ホに三月とあり

元祐十三年庚辰先生年四十四
元祐十四年辛巳先生年四十五

元禄十五年壬午幼生年
四十六
或書に此年米二百俵二
十八扶持を賜ふ云

し、十月に至て稿を脱す、事は慶長五年に始りて、延寶八年に至るまで、八十年の間、封襲封、及び廢除等、凡三百三十七家、その書たる正編十卷、附録二卷、凡例目錄共に一卷、通計十三卷を、分ちて二十冊となし、自から淨書功終りぬれば、明る壬午の二月十九日に進呈す、これよりまた書の名をば、御みづから撰び給ひて、藩翰諸とぞ題せらる、此外仰によりて、二三冊ばかりの書ども撰呈せし事猶多し、ことごとくしるすにいとあらず、はじめ某仰を奉りて、詩を講ぜしめられしより、此かた、年々とも四書ならび、孝經周禮儀禮等の書を兼講せしめられし事、御代しろしめされし後に、御使を奉りて上洛し、また朝鮮の聘事を奉りしほどを除くの外、十九年の間、某講筵に侍る事、凡一千二百九十九日なり、某が外、日講侍讀等の事を奉りしもの三人、あのく經筵に侍る事も、またかくぞ有るべき、されば經史諸子の書等、大かたは殘所なくぞ通曉せさせ給ひたりける、倭漢古今の間、かく迄に學の道好ませ給ひし御事をば、いまだ聞及ひにし所にあらず、周易の日講功終りし後は、大これもおくれ給ひしところ迄に、乙亥の年、秋の末に、常に御側にさし置れて、御覽じつべき正補共に功終り給ひたりき、倭漢の書の目、しるしまゐらすべき由仰下されたり、我師にていものど、あひばかりひてこそ、申すべけれど對へまゐらせて、師たる人に問ひてのちに、書目をまゐらせしかば、それらの書ども、購求めてまゐらすべしとあり、ごめんとて、出して倭

漢の書百數十部を奉り、十二月廿一日に、侍讀の者二人をめされて、倭漢の書二百

部ばかりの書目しるし出されて、をのく賜らむとおもふ書目に、照してまゐらす

べしと仰下さる、これは今まで御側に聞れし所のもの共なり、二人たがひに相譲り

て後、ひとりの點せし所、三つか二つばかりに及べり、某その殘る所を見て、此等の書、

某が家藏にあるものも侍り、また近習の人々にわから賜らんに、皆しかるべきもの

ともなりと申て、我點せし所わづかに十一部に過ず、あのく其望む所に任せらる

ゝよし仰下され、某はしばらくさふらふべしと仰下されて、年比御自愛の物なり、汝

の子息に相傳ふべしと仰下され、六經の書を下し賜る、此時仰の事どもを傳へられしは、

内と申せし時の事なり、賜りし所の六經は、汲古閣の善本にて、裝潢并に書匣鎖鑰等善盡し美盡せし

元禄九年丙子先生年四
十
元禄十一年戊寅先生年
四十二

元禄十一年戊寅先生年
四十二

元禄十一年戊寅十二月
廿三日木下平之丞没す
年七十八恭靖先生と證
す文會雜記に木下順巷
門人の志を問ふに白石
と樹原玄輔と口を揃へ
て天下有用の學をなす
べき由を言ひたりとみ
ゆ玄輔後に肥州に仕ふ

む用に充ちんにも、此所火災しばく行はれぬれば、又焼け失することもありむに
い、此恩も終にむなしくなりぬべし、いかさまにもはからふべき事こそあるべけれ
どおもひめぐらして、やがて彼賜物を以て新たに鎧一領を感さしむ、今の紺絲威の
鎧、同じ毛のかぶどに、鉢形うちし物これなり、これ死をもて、朝恩に報いまひらせむ
時、用ふべきがためなり、我後たらむものは、よくく此旨を存じて、此鎧と後に賜り
し所の御太刀とをば、嫡流の家に傳ふべき事なり、そのうち五年を隔て、元禄十六癸
未の年の十一月、火災にかゝりし時、果してまた我屋舎等やけ失せしふども、此鎧を
ば常に身にしたりがへしほどに、今も猶のこれり、我師ありし人へ、はじめ火災にあひ
し、戊寅の年十二月廿三日の夜に終り給ひたり、遺言によりて葬儀等の事をば、はか
り申せしなり、これ元禄十一年の事にて、南紀の樹原玄輔と二
人遺言によりて、葬儀等の事、とりはかりたりき
毎年正月の初に、講筵を開かるゝの儀あり、かねてより、講章を奉らしめ給ひ、其日講
訖りぬれば、時服二領を賜へる事、つひにかはらず、此儀は、年の初め御事なれば、大雅の中、
めてたき詩を撰びて、進講する事例と
はきはじめ藩邸にあはしませしより、御代をしらせ給ふ後に至て、歲初に講筵を開
かれしものに、月の十五日を過て、日講初り、十二月の末にいたるまで、大故あはし
事ばあらず、我身の病多くありて、大暑大寒に堪ざる事をしめされしより後は、
暑甚しき時には、日没りて後に参るべしと仰下されて、進講は夜に及ぶ、天寒き日に
は、進講は晝の間にして、御座と某との間に、大火爐を一つ設置かる、寒猶甚しきに至
ては、特に大爐一つをめされて、某が座のうしろに置しめらる、我進講に當りし日に
雨雪あれば、必ず御使をばせられて、出仕の事をどとめられき、すべて講筵に臨ませ
給ひし儀、春夏秋冬は、裏打たる御上下をめされ、夏はすきたる御肩衣に、ひとへの御袴
をめされて、常におはします御座をば下り給ひ、御座をさる事九尺許を隔て、某が座
を設けらる、夏熱けれども、御扇をどらせ給はず、夜ふけ蚊多けれども、逐はせられし
御事もあらず、いづれの比にかありけん、風の御心地あはしまして、しきりに御はな
の漏りけるにこそ、ひそかに御側にむかはせ給ひ、御ふどころの紙取出給ひて、拭は
せ給ひては、こなたにむかはせ給ふ事、しきりにあはしませし事のありつれ、かゝり
しほどの事なれば、講に侍る事の、やゝもすれば、一時には餘りぬれど、その間御前の
ものしづかなりし事どもおもひやるべし、また年ごとの春と秋とには、別館にわた
らせ給ふ毎に、御供にさふらふべき由仰下され、必ず一所を點じ定められて、御使し
て酒菓を賜り、あるひはまた人々に詩など作らしめ給ふ事もありき、また四時ども

寛永二年乙酉先生年四
十九

前代は有軍院家細公
を云ふ

元禄十六年癸未先生年
四十七十一月廿二日地
大震

に、おのゝ衣服の類賜り、年の終りには、おのゝ黄金白銀等を賜りて、其勞を慰められし事、年々にかはらず、これらの事ども、御代しろしめされし後といへども、つひにあらたまらず、それが中、儲副に立せたまひし明けの年の春、我には特にいろゝのうつくしき絹ども賜はりて、妻子共にあたふべしと仰下され、その夏に至て、また前の同じきひとへのきぬども賜り、またこれも妻子どもにあたふべしとて、折櫃に入りし御菓子をも、たびゝに給りしが、此後はこれも年々の例とありしによりて、前代の御代をつがれし後にも、ありし御代のごとくになりたりき、此等の事は、我より外に其例なき事共とぞ、人々も申たりける。

我はじめ湯島に住みし比、癸未の年、十一月廿二日の夜半過るほどに、地おびたいしく震ひ、始て目さめぬれば、腰の物どもとりて起出るに、こゝかしこの戸障子みな倒れぬ、妻子共のふしたる所にゆきて見るに、皆々起出たり、屋のうしろのかたは、高き岸の下に近ければ、みなゝ引ぐして、東の大庭に出つ、地裂る事も、こそれとて、たふれし戸ども出しならべて、其上に居らしめ、やがて新しき衣にあらため、裏うちたる上下の上に道服きて、我は殿に参るなり、召供のもの二三人ばかり來れ、其餘は家にどいまれといひてはせ出つ、道にて思きれん事もあらむと思ひしかば、家は小川の

の大きなる浪に、うごくがごとくなるうちに入て、藥器たづね出して、かたはりに

つゝ、衣改め着きほどに、かの藥の事をば、うちわすれて、走せ出しこそ、恥かしき事に

覺ゆれ、かくて走する程に、神田の明神の東門の下に及びし比に、地またおびたいし

くふるふ、こゝらのあき人の家は、皆々打わけて、おほくの人の、小路にあつまり居し

が、家のうちに燈の見えしかば、火こそ出べけれ、燈うちけすべきものを、呼ばりて

ゆく、昌平橋のこなたにて、景衡の、時、朝倉余一といひし我かたよ走せ來るに、ゆきあひて、あどの

事、よきよはからひ給へど、いひすて、ゆく、橋を渡りて南にゆきて、西に折れて、また

南せんとする所に、馬をたて、あるものを、月の光りに、みれば、藤枝若狭守なり、これ

は地の裂けて、水の涌出れば、其深き廣きゆは、かたがたさよ、かくてありしなるべし、

つゝ、けやものどもといひて、一丈餘りになりて流るゝ、水の上をはねこえしよ、供な

るものども同じくこえぬ、その水こえし時、足をうるほしければ、草履の重くなりて、

ゆきがたかりしかば、あらためはきて、はするほどよ、神田橋のこなたに至りぬれば、

地またおびたいしく震ふ、おほくの簀を折るごとく、また蚊のあつまりなく、ごとく

なる音のきこゆるは、家々のたふれて、人のさけぶ聲なるべし、石垣の犬走り土崩れ、

塵起りて空を蔽ふ、かくては橋も落ちぬと思ひしに、橋と臺との間、三四尺許くづれ

朝倉景衡は先生の妻の
弟にて本朝軍器考の圖
をあつめし人あり
龜坂若狭守は甲府の臣
にて慶應府に仕ふ

しかば、隣りこえて門に入りし、家々の腰板のはなれて、大路に横たはれるが、長き
 帛の風に翻りしかごとし、龍の口に至て、遙に望みしに、藩邸に火起れり、その光りの
 高からぬは、殿屋たふれて、火出しやど、いと覺束なくて、心はさきに走すれど、足はた
 一所にあるやうに覺ゆ、こゝより四五町がほど、ゆきしと思ふ比に、馬の足音の、う
 しろのかたにするを、かへり見れば、藤枝の馳來るなり、我こゝまでは來たれど、ゆく
 末の事はかりがたければ、若狹守殿とこそ見まゐらすれ、あの火のありさま、覺束な
 く侍るものかなどいひしかば、されば、來らせ給へ、馬上に御ゆるしかうふらむ
 といひて、走せゆく、やがて日比谷の門に至るに、番屋たふれ、壓されて死するものゝ
 くるしげなる聲すなり、かしこに又馬よりありたちて、居しものを見るに、藤枝あり
 これは櫻門の瓦の、南北の檐より、地に落かさなりて山のごとくになりたれば、こま
 がたきによれるあり、いざたゝせ給へといひて、伴なひて、その上をこえすぎて、小門
 を出て見れば、藩邸の北にある、長屋のたふれて、火出しにて、殿屋には、はるかに隔り
 たれば、胸ひらけし心地す、藩邸の西の大門ひらけて、遠侍のたふれし見ゆ、藤枝こゝ
 より入らむとす、某は常に西の掖門より参りぬれば、かしこより入ぬはむといひて

る人に、路ふさがりてゆくべからずとこそをすぎて、常に参る所に参りたれば、其所も
 たふれて入べからず、藤枝またそのほどりにたゝずみ居しをともなひて、御納戸の
 口といふ所より入たり、こゝかしこの天井落かゝりし所をすぎて、我は常に祇候す
 る所に参りしに、今の越前守、詮房朝臣の、こなたの方に來るにゆきあひて、御つゝが
 もあらせ給はぬ事を聞き、かゝる時に候へば、推参しといひすて、常の御座所に
 参るに、その庇の内に、東の屋のたふれかゝりしあり、近習の人とは、南の庭上にたち
 居たり、上にはあなたの庭におはしますなりといふ、戸田小出井上などのおどなた
 ちも、こゝに入來る時は、庭上にたちぬれば、五十嵐といひし人に、いひ語らひて、一十
 郎のわかき時の事なり、御庇に敷れしたゝみ十帖ばかり、庭上におろして、皆を其上に
 御小納戸衆にてありき、御庇に敷れしたゝみ十帖ばかり、庭上におろして、皆を其上に
 座せしむ、地震ふ事しきりなれば、座せしうしろの池の岸くづれくづて、平かなる池
 も狭くなれり、かゝりし程に、酒井左衛門尉眞忠、仰をかうふれりどて、入來りて火を
 防く、火熾りならんには、御座を移さるべしとぞ聞ゆるに、御椅ばかりに、御道服めさ
 れて、常の御所の南面に出たゝせ給ひ、某がさふらふを御覽じて召す、御縁に参りし
 かば、地震の事つぶさに問はせ給ひて、後に奥に入らせ給ひぬ、夜も明けぬべき比に
 至て、おはやけに参り給はむと聞ゆ、某長門守の耳につきて、地震ふ事なほしきりあ

前淵下野守重顯普請奉
行あり
間部越前守詮房弟同隱
岐守詮衡此時詮房は宮
内と稱し弟は主膳と云

村上市正正直後に小性
と云

り参らせ給はむ事、いかにやといひしに、我もそこそはあもへど、といめ申すべき事
にあらず、といふほどに、出たしせ給ひたり、かくてかの火出しどころにゆきて見る
に、たふれし家に、^お死せしものどもを、引出したるが、こゝかしこにありし、井泉と
くく竭きて水あければ、火消すべきやうもあらず、此時御庭の池水を汲んといひしを、
今の曲淵下野守の、此水用ゆべき時
ありといひて、ゆるさうし、いかうし程に、いまの隠岐守藤詮衡の、我をいざなひて、兄
の詮房朝臣の、家の庭に入りて、膳を薦む、よべ侍醫の坂本といひし人の、養慶と
いひき庭上
に來りて、我を引のけて、袖より物出してあたふ湯にひたしたる飯を、茶碗に盛しな
りき、それを食し、のち程へしかば、飯うちくひ、酒うちのみて出、今の市正藤正直の家
の前をすぐるに、よび入れて茶をあたへたり、かくせしほどに、歸らせ給ふと聞て、入
らせ給ふべき所にゆきむかひて、むかへまゐらす、そとより、おとなたちと我と四人
うちつれて、いづこにやありけん、ほそきわた殿のある所を経て、常の御座の方にゆ
くに、作りあはせの所に至る、人々は草履を袖にしたれど、戸田はその用意なしとみ
ゆ、我はかゝる事もこそあれと思ひて、はじめ庭上に在し時、そこの草履を、左右の
袖にしたれば、取出てあたふ、かゝりしほどに、ふたしびさきの所に、出させ給ひ某を
めして、我いそげなき時に、上野の花見しものども、のなれしと見しと云ふ事なり

と仰られてわらはせ給ひぬ、とかくせしほどに、火も打消えぬ、日すてに午の半にも
ありぬべき比、又出させ給ひて、某をめす、参りしかば、妻子どもの事、そのうちの事聞
えしにやと仰あり、よべ参りし後に、こゝにのみさふらひて、それらの事も承らずと
申す、我谷中の別業にゆく時に、人のおしへたりしを、あもふに、居所は高き岸の下に
ありしとこそ覺ゆれと仰らる、さん候と申す、いよく覺束なき事也、かくては、地ふ
るふ事數日をも經ゆ、ふるひし初の事の、とくならむには、あひかまへて來るべから
ず、とくく家に歸るべしと仰下されしかば、罷出て召供のものにたづねあひて、よ
べのまゝにさふらひしにやとどふに、けさどく家へのこせしものども、來り代り
ぬれば、家に歸りて、物くひて、また参れりといふ、これによりて、妻子どもの事、つゝが
なかりし事をしりぬ、心しづかに家に歸りぬれば、未の初にはすぎぬ、明けの日、藩邸
に参りしに、殿屋とどくくかたぶきたれば、東の馬場に、假屋うたせ給ひておはし
ます、地なほしきりにふるひぬれば、必ず火起りぬべしとあもふに、我ぬりむめのか
たぶく迄はなけれど、壁の所々くづれ落しあまた有れば、くづれしつち水にひたし
て、そのやぶれを修め塗らしむあもひし事のごとくに、同き廿九日の夜に入て火起
れり、資財とどくくぬりむめにおさめしかとおもふに、地ふるふ事やまず、ぬりむ

壽邸に至るに御迎の人々参りつどへり美濃守吉保朝臣を始て御
 限に候べき人々参り陸房朝臣を尋ねし

に、物くひておはすと聞て其所に入りて賀し申すやがてくひはてゝ、坐をたゝれし

を引どめて凡天下の御事において、某此年頃申せし所なれば、今はた申すに及ばず、只その申せし事共を、忘れさせ給ふ事あからむには、天下の幸甚にこそ候べけれど、此一ことを申すべきために馳参りて候也、此由を以てもらし申させ給へといひて、たちわかれぬ、後にある人の申せし事をきゝしに、いづれの比なることにかおはしましけん、詮房朝臣にむかはせ給ひ、我はちめ西城に入らむとせし時に、君美か馳参りていひし所をば、わすれもやする、我は日として、わするゝ事はなきものをと仰られしとぞ我は此のち家にのみこもり居ぬ、廿日ばかり

をすぎて、ある人の参りて、むかしつかへ参らせし人々、そのほどくにつけつゝ、
あのかゝめし出されぬ、我らが事のみ、いまだ仰下さるゝ旨のあらざれば、此事を以

て歎申す人ありと聞ゆ、我も其由を以て歎き申さむと思へば、しらせ申すありといふ、かく告しらせし人は、芝崎十郎右衛門なり、これは村田十郎右衛門の詮房朝臣の舍弟につきて此事を申し、またむかし藩邸にをはしませし時に、其所より事を執申されし人々の許にもゆきて、此事を申旨ありしと聞えしが故なればなり、年比つかへまゐらせし所の、かくおはしますを見奉る事、これにすぎし身の幸やあるべき、此ほかまた何事のかもとむべき、我また身不肖也といへども、さすがに今は藩邸の舊學也、禮を以て進退せん事、これみづから重んずるがためにもあらず、いかんぞ人々のごとく、此等の事をもて申す事のあるべきと思ひしかば、御芳志のほど謝するに詞なし、されど某が事において、存ずる所あれば、それ

或書に先生此時寄合に
列し奥向御用可相勸旨
命ありき見ゆ

十二月廿七日

らの事を以て申す事あるべからずと答へぬ、わづかに一日をへだてし、その月の廿六日の夜、某等が事執申すべき由を仰かうふりし人々ありと告来れり、此こと藩邸に付衆、坂部といひし人より告来り、其狀に見えし所、新井勘解由、村田七郎右衛門、芝崎十郎右衛門、吉田藤八郎、服部清助、土肥源四郎、此等七人をば、西九御側衆支配あるべしと云々、廿七日の申、時ばかりに、詮房朝臣奉りて、西城へ参るべき由を仰下さる、やがて参りしに、仰をうけて、むかへみちびくべき人々出むかへ、参るべきところにみちびく、大の外に、小人衆をつけあかれて、中、口に案内す、かしこには、山本傳阿待居て、某参りし由を申ければ、潜邸の侍醫にてありし、山本玄長出むかへて、斗鶏の間にみちびきぬ、玄長は某が相識あるをしるしめされし、戸田長門守忠利、小出土佐守有雪、井上遠江守正方等の人々出むかへり、此人は某等が事を支配すべかくて、村田等の人々も参し、後に、此時芝崎と、服部清助とは見え来き由、仰かうふれる所なり、かくて村田等の人々も参し、後に、此時芝崎と、服部清助とは見え来事をし、詮房朝臣小出と共に出来て、仰を傳へられし事終りて、人々退出す、某はしばしがほどこゝにさふらふべき由を仰下さる、祇候すべき所等の事を仰下されしなり、人々罷出し、あどにて、小出某が座に居よりて、これより後の御事共は、天下の安危にかゝらせ給ふ所也、我々が事は、かねてもしり給ひし事のごとく、もとより不學無術のどもがら也、たのむところは、そのおはしますのみなり、此事我申す迄もあらぬと、心あふふ所なれば、聞え申す也と申さる、これは詮房朝臣御前に参られしあどにて、たいひとり申されし所也、此人いくほどもなくて、不幸にしづみて世をさりき、誠に惜むべき事なり、そのうち詮房朝臣よりして、此ほどの御事ども、又年明けて講筵開かるべき事など、仰下され、また今よりして後、参るべきやうなどの事まで、仰下され、戌の時に至りて罷出つ、此のちの中より入て、御覽、廿九日に、元日大城拜賀の事、御下

寛永二年乙酉先生年四十九

條大學頭信實

諏訪部は幕府の屬預りにて文九郎と云々
本多伯耆守正武文昭公世子の時につけられし者中なり
井上遠江守正方の兄河内守正寧當時老中なり

さる、此事戸田より申来れり、其狀に御本九寄合衆の次に候べしと云々、明れば乙酉の正月元日、大城に拜賀す、同十一日に西城にて講筵を開かれ、そのうち日講に侍りし事も、潜邸におはしませし時にかはらず、此年四月十一日に、村田十郎右衛門、吉田藤八郎二人をば、小納戸衆に召加る、村田はもと柳生しを、我めされし後におよび、柳生が弟子まゐらすべしと仰られしに、此人を参らせたる也、吉田を召出されし事は、前にしるせしごとく、戸田がすゝめて、また大學頭が弟子とせしなり、大學頭は當代の御師範などいふ事にて、其門人多くは近習にめし、はられしによりて、戸田また吉田をすゝめて、士君子の屑とせさる所されど、わかき人々は、我もそのまゝある事の、某を禮待せさせ給ふ御心の月、廿二日、進講訖りし後に、此所の庭の氣色興あり、市正正直に案内させて眺望あるべしと仰下され、こゝかしこ見はてし、歸参りしかば、妻子共に與へよとて、色々の帛五卷を賜ふ、これ妻子共に物賜ふ事の始なりき、此時にこそ、此ほどどうとかりし人々も、また來り賀しければ、又此年九月六日に、芝崎十郎右衛門は致仕したりけり、此人もいどけなくましまし、御馬にめさるゝ事をあしへまゐらせたりき、その齡も七旬にあまひぬべし、馬の事にとりては、當時に双き名譽ありき、潜邸におはしませし時より、戸田がしるる馬のり、長崎とかいひしものをすゝめむとあもひよりて、芝崎か事を申すどもありしを、聞しめし入れぬさまして打過給ひき、彼芝崎は馬こそよく乗れ、天性我儘ある人にて、いひたき事の、みいひて、世の人馬の事など、かけにていひけたりければ、にくしと思ふもの、なきにあらず、御腕の預り、諏訪部とかいふが申す事ありしを、當時儲副につけ給ひし伯耆守正武朝臣、もとより諏訪部といたしかりしかば、戸田と心あはせて、よからぬさまに申あしたれば、芝崎其憤に堪ずして、此年八月廿九日に、致仕の事を望乞ふ、日あらずして、其請ふところをゆるされしありしに、此人いかい思ひけむ、我事はしたしくいひかたらひし、みづからとれる所にはあれど、かゝる事にて身を終りぬるこそあはれなれ、此比の事なり、小出と井上とあらそひいふ事あり、やがて小出は職奪はれ、すぎし比加賜りし所の地削られたりけり、これも戸田か正武朝臣とあひはからひ申せし事あるが故なり、初潜邸におはしませし時、戸田は小出と同時につけられしかど、年比小出が事をよしとも思はず、井上は其兄の河内守正岑朝臣は、當時の老なり、また右京太夫輝真朝臣の外従兄弟なれば、少將吉保朝臣にむすばうれたる中あり、されば讒説も行れやすき事もとより也と、ある人は

松平右京大夫輝良當時
側用人井上は遠江守正
方より
忠利朝臣は戸田長門守
なり

寶永三年丙戌五代唐莊
宗紀の講義を上りて文
昭公の散樂を好むとを
諷諫す

前代は常憲院綱吉公
のことなり
是迄側衆の支配なりし
を改めて若年寄につけ
られたる事

寶永四年丁亥先生年五
十一

永井六久保は若年寄な
り
雄子橋外の邸地は今の
一橋通りの堀端に在り

彌郎は濱御殿と稱す
もと甲府の別邸なり

申たりき、其事のまといつはしらねど、前にしるせしごとく、忠利朝臣は我出身の初的事執申
せし人なれば、其事を忘るべきにもあらず、小出はさせるゆかりもなければ、此人すくよかなる所あ
りて、おもふ所をはのこさていひしと聞えしか、さもありしにや、儲副にたゞせ給ひし初、我にいひし
とばども思ひ出さるれ、戸田はいかに世の事を精練して、甚だ機深かる人と思えしが、潜邸の御時
に、朝よりとく参りつゝ、たゞひよりにて、詮房朝臣につきて、物申す事あり、又此人につきて望請ふ所
を申すをききて、我は承り訖りぬ、同僚の人によく申給へといふほどに、事なりぬるは此人の方によ
れりとおもひ、事ならざるをば、同僚の人さまたげ申せし也と、人々は思ひたりき、これらの事は、我ま
さしく見聞きし所也、此人はどなく祿万石に至り、位四品になられしかど、一年ばかり過て、丙戌十月
十五日に、職といめられたりけり、いかなる事にや、其故をばしらず、御代をしるしめされし後、前代
に戸田は職といめられしかど、祿といひ、位といひ、其幸すくなからず、小出が事、今に至ては、潜邸の勞
に報いられんほどの御事こそあらまほしけれと申せしに、此輩は前代の御恩淺からず、然るにむかし
潜邸にありて、二人共に常に前代の御政事を、さみし申す事をのみ事とせり、其小禍にかゝれるは其
不幸にはあらず、此一事をもて其人をしるべしと仰下されたり、これらの事、しるすべき事共にあ
らねど、我後たらむ人々、世の中のありさま、よろしくわきまへしらん事を思ひぬれば、其一二をこゝ
に註 此年八月四日、某等が事奉るべき人をあらため命ぜらる、 此日井上よりの狀に、某
事、若年寄衆の支配たるべ 明けの年丁亥五月十九日、宅地并に屋材、家作るべき料として
き由を仰下さるると云々
黄金二百兩を下し賜ふ、永井伊賀守尙平、大久保長門守敬重、二人雄子橋の外に於て、宅地三百五
十坪を賜ふ由の仰を傳へらる、事訖りなば、奥に参るべき由仰下されし
かば、参りて宅地賜はる事を謝し申せしに、濱邸にありし人々の家こぼたれし時に、蜂屋源八郎の家
を殘し置れしは、そこに賜ふべき事を思召されしが故なり、今彼家を以て下し賜ふ也、されど其家を
賜ふ所の地に引移さん事、私の力に及ぶまじければ、家引移すべき料のため、黄金百兩を下し賜ふ由、
詮房朝臣として仰下され、同月卅日に至て、家造るべき用度たらずと聞えしめし及ばれしによりて、また
黄金百兩を下
し賜りたりき、
七月廿六日、新宅に移れりと聞えし召れ、八月朔日に至て、出仕すべき所の御門の事仰

家千代君は文昭公の長
子なり、早世す母は法心
院太田氏右近の方と稱
す、先生と太田内記とは
同じく寄合にて奥勤な
りし故に同じく拜覽せ
し也、内記は法心院殿の
弟なり

十一月富士山噴火す

寶永五年戊子殆生年五
十二

富士大錢は表に寶永通
寶あり裏に永久世用

れ家千代君御誕生御賀のためなり、若君の御外親父太田内記と某と二人参るべき
由を仰蒙る、これよりさき、七月十日の晩御誕生の事あり、此日の事は、永井大久保連署して仰を傳
へらる、又兼てより大久保仰を奉りて、その一族大久保左京して二人を誘引せしむ、こ
れ二人共に是等の事につきては、初參の儀なるが故也、このうち、十一月廿三日午後参るべき由
は、毎事につきての廻文に、大田と某と二人を以て充所とせらる、十一月廿三日午後参るべき由
を仰下さるよべ地震ひ、此日午の時雷の聲す、家を出るに及びて、雪のふり下るがご
とくなるを見るに、白灰の下れるなり、西南の方を望むに、黒き雲の起りて雷の光り
しきりにす、西城に参り着しに及びては、白灰地を埋みて、草木もまた皆白くなりぬ
此日に大城に参らせ給ひ、未の半に還らせ給ひき、 此日吉保朝臣の男二人、やがて御前に
参るに、天甚だ暗かりければ、燭を舉て講に侍る、戌の時ばかりに、灰下る事はやみに
しかど、或は地鳴り、或は地震ふ事は絶ず、廿五日に、また天暗くして、雷の震すること
くなる聲し、夜に入りぬれば、灰また下る事甚し、此日富士山に火出て焼ぬるによれ
りといふ事は聞えたりき、これよりのち、黒灰下る事やまずして、十二月の初におよ
び、九日の夜に至て雪降りぬ、此ほど世の人咳嗽をうれへすといふものあらず、かく
て年明ぬれば、戊子正月元日大雨よのつねならず、閏正月七日、去年富士山のやけし
によりて、ほとりの國々の地埋みし灰砂を除かるべき役を諸國に當らる、 武相駿三
州の地の
ため也、白石の地に黄金
三兩を獻ずべしと也 同廿一日、當十の大錢鑄らるゝ事を仰下さる、三月の此に至て

の四字ありて重さ二分五分計錢を行はれしは昔年寄稻垣對馬守重富のいはひなりとぞ

堀北の御所とは今の田安清水門の内に宮殿を作らんとのなり飯田町の宅地をうつされしは防火の爲なり

寶永六年己丑先生年五十三

正月十日常憲院綱吉公

七十四
地上白毛を生ずる所ありと聞えしが、いくほどかくして、我宅地にも此怪ある事を見たりき、此餘天變地妖の事どもやむ時かくして、此年も暮しかど、まのあたり見しにもあらぬ事共は、こゝにはしるさす、六月の半に至て、我家のほとりの町々を他所に引うつされ、飯田町也、またおほくの人の宅地、かゝるこゝにうつさるべしと聞く、これは城北に御所を作られしによれりといふ、八月の半には、馬の毛きる事を禁せらるゝ由を承りぬ、これより後は、人々の引せしも乗しも、皆野にある馬を見るがどとくにありぬ、九月の末つかたには、かきねて大錢通用の事仰下され、十月に至て、畜類の事どもあはれむべきよし、三條の制を出さる、かゝるしものは、馬にのるべきほどの人々、馬引せしのみにて乗る事もあらず、又商人共の大錢通じ行ふ事を難する由聞えて、富めるも貧しきも、老少男女一人ものこらず、大錢用ふべき由の證據を参らすべきとて、日々に其催促あるをいふほどに、年もくれて、明れば己丑の正月元日には、去年よりの御不豫の事によりて、儲副拜賀を請させ給ひたりき、七日には身病する事ありしほどに、出仕にも及ばて家にこもりゐしに、十日の晝過る比より、なにどかく人のゆきかふあしのをどのはやきが、心得ぬ事に思ひしに、日暮るゝ程に大奥の御事つゆ来りしとぞ、誠に肝つふるゝ事にてありけれ、

折れく樂の記中

寶永六年己丑先生年五十三

間部越前守詮房西丸側用人より本丸側用人にうつる

間部中務少輔詮衡は小性なり

間部本姓は眞鍋なり鍋松君(有重公)の名を避けて今の字に改む

十四日老中若年寄をめされ前代には萬機の事悉く松平吉保にはかり

て吉保より言上せしがこの後は必各自ら調して言上すべしとの台命あり

十七日松平右京大夫輝貞伊賀守忠周ともに罷らいて鷹間詰さなる松平吉保も職を解しとを乞ふ許さず

十八日右筆所の記録疎脱多し令より細密に記すべきの命あり

元和令は元和二年に頒たれし武家法度を云ふ之を詳説して神祖法意解と名づく

二十日に前代の御生類

己丑の春正月十日に、大奥の御事聞えて、明日は人々西城に参るべき由を告来れり、我も明る十一日に参る、時に封事を袖にして、詮房朝臣して奉らむと思ひしに、あふ事かあはざりしかば、その舍弟中務少輔詮衡して奉る、今の談路、其封事には、當時の急三條をしるしたりき、此日夜に入て雨降ぬ、これ去年十月廿日のゝちはじめて降りしところ也、十二日にも、また参て封事を奉る、此夜また雨降りて曉に至れり、これより日々に参りしかども、いまだ詮房朝臣にはあはず、十五日に至て、初てあひて、此ほど申せし事あどの事承りたりけり、十七日に、大錢を廢せらるゝの由仰出さる、此夜また雨ふりて曉に至る、人々の宅地、町々等を他所に引移さるゝ事共のやみしも、此比の事なるべし、大錢の事前にしるせしごとくに、去年冬より此かた、商人共通行すべき由の宅地町々引移すべき由の事共、年すでに明にければ、家こぼち、屋作り、資財雜具等、もちはこびぬ先例かゝる御事のある時は、七日ほどは工商共に其職業をどいめぬれど、そのほどすぎては、物をもうりかひ、屋作り事等も始りぬれば、此等の御沙汰なからんには、世の人安堵すべからずとて、情やむべきにあらざる故に、今日此事仰下されし所なり、十九日に参りし時、元和令の事、仰下されし旨ありしかば、罷歸りて、その夜、神祖法意解一冊を撰て、明日は獻らむと思ひしに、夜明ぬればめされしかば、参りて其書を獻れり、午の終りに罷歸りしを、かきねて又めしによりて参る、此日、前代の御時に制せられし、生類あはれみ

あはれみの事人民の困
みなすものを除き生
體方佐原十左衛門山本
又十郎を罷め鳥の類
を放ち中野の大小屋を
焼く

豊平甲斐守吉保松平右
實大夫輝貞松平伊賀守
忠周こゝに忠榮ある
は誤りなり

畠田豐前守直重後に直
邦に改むこの時は小性
なり直重は五百石小納
戸より寶永四年に一万
石となりて猶小性なり
同年に鷹の間詰となり
享保に至りて老中とな
る

この時近習の輩落疑せ
し者十一人あり殉死の
禁を立られしは嚴有公
の寛文三年五月廿三日
なり

鷹巢書簡に保山老など
の日本一統にいか様
に可被仰付など申候
處結構に被仰付旨是等
御仁厚なる儀と申候へ
ば保山其外御意に不應
面々皆結構に被成置候
事悉皆常體院へ被對
候て之儀に候旨被申候
候にさへ不附候に被

應隆候へば常體院權御
懸に被成候面々常體代
にあしく被成候儀は御
本意ならぬとの思召に
候云々

豊有公の柳銘は林大學
頭の撰ふ所にして中に
征夷大將軍正二位右大
臣右大將源家綱尊大君
之極と大書し右に寛永
十八歳辛巳八月三日降
臨と書し左に延寶八歳
五月八日薨と書す其書
體尤も正しからずた
ひは白石の蹟に従ひて
之を改められ位署の式
を正して之を書す
老中小笠原佐渡守長重
日光準后は輪王寺宮公
卿法親王なり

といふ事をいめられし由を承りぬ廿二日に至て御葬送の儀あり、これは十七日
より此かた廿日に至りて、雨ふりつゝいさし故に、此日におよびしとを聞えたりける
ある人の申せしは、御葬送の儀けふまでのびし事、眞實は雨ふりつゝいさしゆゑにはあらず、其故あり
し事也、いづれの日にありけむ、儲嗣の参らせ給ひしに、少將吉保、右京大夫輝貞、伊賀守忠榮、豊前守
直重等の朝臣をはじめて、近習の人々をめされて、我此年比生類いたはりし事ども、たゞひすぢなき
事にさむらふども、此事に限りては、百歳の後も、我世にありし時のごとくに御沙汰あらむこそ、孝行
にあはすべけれ、こゝに侍ふものども、よく承るべしと仰られたり、されど、此年比、此事によりて、罪か
うふれるもの、何十万人といふ數をしたらず、當時も御さいまだ決せずして、獄中にて死したるもの
の屍を壙に漬しも九人まであり、いまだ死せざるもの、また其數多し、此禁除かれずしては、天下の憂
苦やむ事あるべからず、されどさほどまでに仰置れし事を、御代に至て、その禁除かれん事もあ
べからず、たゞいかにして、御遺誠のこゝくならむ事を思召されしかば、まづ吉保朝臣をめして、思
召よられし所を仰下されしに、此朝臣も固より此事よしと思ふべきにもあらず、殊には前代の御覺
を他にとなれ、此後の事はかりがたしと思ひしかば、仰下されし所、誠に御孝志の至とこそ申すべ
れといひしによりて、さらば輝貞をはじめて、今まで此事を奉れるものどもに、此むねを傳ふべしと
仰かうふり、吉保人々に仰をつたふ、こゝく皆異儀におよぶ輩もあらず、吉保其由を申す、さらば
とて、廿日に御棺の前に参らせ給ひば、いづれ仰を承りし事共、我身において、長く仰にたがふ事ある
べからず、天下人民の事に至ては、存ずる所候によりて、御ゆるしをかうふるべきに候と申させ給ひ
むかしかの仰承りし人々を、御棺の前にめし出されて、ありし御事ども仰下され、そのうち此禁除か
る、由をば仰下されたる也、いまだ御葬送の儀も行はれざるほどなれば、世には御遺誠の事どもあ
たる也、また今度の御供にさふらふべき近習の人々の中、髪あるさむ事を、望申せしやくなからぬと
これらに舊例、その人の數定まれる式あれば、其人を撰び申すべき由を、吉保等の人々に仰下さる、此
時に吉保も髪あるして、御供にさふらはん事を望申す旨あり、双なき御恩を感じまゐらせて、かく
もふ所はことばりなれば、我またいづむべきにもあらず、されど代々の例を按るに、人々のごときも
の、髪あるして御供にさふらひし事はあらず、むかし嚴有院殿の御代に至て、殉死の事をばいめ
られき、いまはた我世のはじめに、此等の例を始ん事、もつとも志かるべからず、所詮御葬事終らむは
どに致仕して、子息に家事ゆづらむのちに、望申すごとく髪あるさんには、代々の例にもたがはず、
たみづからのこゝろをさしを遂ぬべき事なりと仰られしかば、此朝臣つひに仕を致したりきと
ふ、此朝臣は我に仰せ給ひしかば、其事のありやなしとをさしを致したりきと

人もうきたる事いふべき人にも
あらねば其説をこゝに註しぬ

此日、御石柳銘の事ども、大學頭信篤に仰下されし由を承れり、此事は過に十八日

にめされしかば、参しに、御石柳銘の式いかゞ有べきにやと仰下されしによりて、倭
漢共に其式ある事共を申す、撰び参らすべしとありしほどに、十九日に草をまゐら
せ、別に倭漢の舊式をも注しまゐらす、今日承るに、はじめ信篤申せしは、代々御石柳
銘、某が家にて題し來れるによりて、延寶の御事の時も、某銘し候と申す、其草をめさ
れしに、御位署を志るせし所も、こゝく式にかなはず、書法もまた志かるべから
ずと思召されしかば、某をめし試られ、草をも奉らしめらる、其後佐渡守長重朝臣を
めされ、日光の準后に参て、此二式いづれかしかるべき由を問申すべき由を仰下さ
る、準后も後の式にまゝべからずと申給ひしによりて、某が草せし所を下され、此式
に銘すべしと、信篤に命じ給ひしとぞ仰られける

廿七日に参し時に、また封事を奉る、其事の大要は、わが神祖天より勇智を賜らせ給
ひ、奄に天下をたもたせ給ひし御事、并に是祖宗累世の徳を積せ給ひし所によられ
て、子孫萬世の業を創め給ふことを得られき、されハ男女の御子も多く、それが中に
はさきだち給ふもあはしませしかど、大國に封ぜられ給ひし所、今も其後の榮給ふ

二代秀忠公の胤子に駿河大納言忠長卿會津中將正之朝臣なり
第三代家光公の御子封に就しは甲府館林兩卿なり第四代は殿有院家廟公前代は常憲院綱吉公云云

當代は文昭公なり

白石先生の此論論上りしに由て文昭公之を用ひ東山院天皇の皇子秀閑院の宮を建て親王とし千石を進ぜらる秀の宮は直仁其子諱は典仁同じく親王となり閑院宮と稱すこれ光格天皇の御父なりさればいしは今の天皇陛下の御系統は斯く閑院の

四人までおはしませり、第二代の御子國に封ぜられ給ひし所駿河殿御事ありし後、今はたい會津殿の御後のみおはします、第三代の御子の封につかせ給ひし所も二人までおはしします、第四代に至らせ給ひ、御世繼るべき御子おはしします、かくれ給ふべきほどには御連枝も前代のみわたらせ給ひければ、御養子の議ありて御世を譲らる前代のその御世を繼れし初には、若君わたらせ給ひしかど、いくほどなくてかくれ給ひ、そのよりは御子も出來給はざりしによりて、當代の御事をこそ、御養子ともあされたりけれ、されは第三代より此おた、天下の大統の斷給ひし事、すでに二たびに至り給ひぬ、神祖の御功德をもて、いまだ百年に及ばずして、その大統のかくおはします事、必らずそのいはれなきにもあらじ、ましてや當時は前代の御子とならせ給ひし御事なれば、某ひそかに憂思ふ所淺きにあらず、此時にあたりて、天其禍を悔て、其命維新ならむ事は、神祖の御徳を繼れんにまぐべからず、但しそれらの御事は、某二十年がほど、進講せし所あれば、今はた申すにも及ばず、それが中、職し申べき一事の候は、元享建武の間、皇統すでに南北にわかれ、南朝はいくほどなくて絶させ給ひぬ、北朝はもとこれ武家のためにたてられ給ひぬれば、武家の代の榮をも衰えども、いかにせざるに給ふべき御事あるに、應仁の後世のふたれ打續て、武家すべし

義給ひに上は、朝家の御事は申すに及ばず、當家の神祖天下の事を、よろしめされ

しに及びてこそ、朝家にも絶たるをも繼ぎ、廢れしをも興させ給ふ御事共は、あるなれ、まかはあれど、儲君の外は、皇子皇女皆く御出家の事において、今もなほおどろへし代のさまに、かはり給はず、凡匹夫匹婦の賤しきも、子を生ては、必らず其室家あらむ事を思ふ、これ天下古今の人の情あり、また今農工商の類だにも、男には其資財をわから、女には其婚嫁をもとむ、ましてや士より以上ことくくみな、まからざるはなし、かゝる世のあらはしとなりて、年久しければ、朝家には今まで申させ給ふ御事こそなからめ、此等の御事ねがはせ給ふべき處も思はれず、たゞひ又朝家には申させ給ふ御事こそなからめ、これらの御沙汰なからむ事、上につかふまつらせ給ふ所を、つくされしども申すべからず、當時公家の人々、家領のほどもあるあれば、皇子立親王の事は、しまさむにも、いかほどの土地をまゐらせらるべき、皇女御下嫁の事は、しまさむにも、いかほどの國財をか費し給ふべき、この國天祖の御後のかくのみおはししますむに、當家神祖の御末は、常磐堅磐に、榮えおはしますむ事を望まむは、いかにやはさふらふべき、されど某が申すごとくならむには、これより後、代々の皇子皇女、其數多くおはしますむに至ては、天下の富も、つがせ給はぬ所ありぬ

●御事あり
●御本の御坊は六塔宮

皇子内親王は靈元天皇の皇女八十宮と稱し奉る有章院家繼公の御臺所として下降あり寶曆八年九月廿二日薨御時

べしなど申す事も候はん歟古より皇子皇女數十人おはしませし代々もすくみあらねどそれらの御後今に至り給ふはいくばくもおはしませず天地の間には大算數といふものもある也古の人は申たりきこれ等の事は人の智力のおし量るべき所にあらず只理の當否をこそ論し申すべけれ或は又皇子の御後多からむにはつひには武家の御ため不利の事ども出来ぬべきなど申す事もあるべきにや高倉宮の令旨によりて諸國の源氏起りし事もあれどこれは平相國入道のひが事のみ多くして家滅びぬべき時にあたれるなりもし此等の事を以て誠とすべきも高時入道滅びし時に令旨なされしは梨本の御坊にはおはしませずやさらばたとひ御出家の御身といふどもそれらの事あらじとは申すべからずこれらはたゞ武家御政事の得失にこそかゝり給ふべけれすべて此等の事よく御心せさせ給ふべき所也と申せし也此封事御覽の後仰下されし事ふたゝび三たびのち申所そのことばりありされどこれ國家の大計也よく御思惟有べしと仰下されしにやがて今の法皇の皇子秀の宮とか申す御事親王宣旨あるべき由を申させ給ひたりけり其後また前代に皇女御體降の事をも仰定られきこれらの事ども我此國に生れて皇恩に報いあらむし所の一事也されど我ひそかに憂ひしことなきを

當代は有德院吉宗公を云ふ吉宗公繼統の事は文昭公の遺命あり故に本文に云爾

二月三日より文昭公を上様と稱す

大久保加賀守忠朝は延寶五年七月老中となり元禄十一年二月老中をやめらる
●定頼藤原近江守側用人松平吉保若年寄稻垣

のかくれ給ひてつひに天下の大統絶させ給ひし御事は人力のよくすべき所にもあらずされどまた我これらの事ども申せし事もあれば万歳後の御事ども深く遠くはかりおかれしごとくに當代御繼統おはしませし事これまた天下の大幸とこそ申すべけれ秀の宮の御事やんごとなき人のむかしより親王家たゞは給ふ事は難き由をのにありがたき御事也されど此事まさしく某に仰聞かせ給はぬ所なれば本文にはあるさす此封事には倭漢古今の事共をあはせ論じたりければ文殊に長くまた其事淺學の人のことくくにさとりわきまふべき所にもあらねばこゝにはたゞ其大要をのみ志るしたり此封事は將軍宣下の事にあづかれ二月三日召しに志たがひて参れり詮房朝臣して仰下されしは大喪の後老ども一人づつをして本城に宿直せしむるに彼等申す事ありかゝる時一日も本城に主なからむ事然るべからず我すみやかに移るべしといふ也代々の例前代常の御座所をば造り改められて移り給ひぬ此たびは大御臺所移り住せ給ふべき御所をつくりてまゐらすべき事なればこれらの事を議らしむるに及びて國財すてにつきはてしすべて今より後の事共に取用ふべきものおしといふ前代に國家の財用加賀守忠朝保大久つかさどりし由なれども眞實は近江守重秀一人に任せられしかば重秀美濃守吉保對馬守重富稻垣等と相はからひし所なりされば加賀守も其

對馬守重富勝手掛たり
重富尤食墨にして大に
實制を素したり
幕府の料地は代官支配
又は大名に預け地夏冬
給金とは旗本の土に給
ふべし切米金を云也
長崎の運上は元禄十二
年より始まる
酒運上は元禄十年五十
月より賣銀高五割の運
上を課す
寶永五年戊子内裏炎上
寶永七年に造營成る又
新院御所を營す
富士の燒灰諸國を降埋
めたるを除くべき料を
大名に課す百石に付金
三兩あり
城北の御所とは田安清
水の門内に作らるべき
殿舎を云
此加賀守は忠朝の子忠
増なり
元禄八年九月始めて金
銀を改鑄せしより銀を
鑄ると三回其度毎に品
位を悪くす凡う金銀幣
に銅鉛を交へしにより
に變たる所の利五百萬
兩ありしと云

詳なる事をばしらずまして其餘の者どもの相あづかれる所にはあらず、今重秀が
議り申す所は、御料すべて四百万石、歳々に納らるゝ所の金は凡七十六万兩餘、此
長崎の運上といふもの四万兩、酒運上といふもの六千兩、これら近江守申行ひしところなり
此内夏冬御給金の料三十万兩餘を除く外
餘る所は四十六万七千兩餘なり、しかるに去歳の國用、凡金百四十万兩に及べり、此外
に内裏を造りまゐらせらるゝ所の料、凡金七十八万兩を用ひらるべし、されば今國
財の足らざる所、凡百七十八万兩に餘れり、たゞひ大喪の御事なしといふども、今よ
り後に用ひらるべき國財はあらず、いはんや、當時御急務御中陰の御法事料、御靈屋
作らるべき料、將軍宣下の儀行はるべき料、本城に御わたましの料、此外内裏造りま
ゐらせらるべき所の料猶ありしかるに、只今御藏にある所の金、わづかに三十七万
兩にすぎず、此内二十四万兩は、去年の春武相駿三州の灰砂を除くべき役を、諸國に
課せて、凡百石の地より、金三兩を徴れしところ、凡四十万兩の内、十六万兩をもて、其
用に充られ、其餘分をば、城北の御所造らるべき料に残し置れし所也、これより外に、
國用に充らるべきものはあらず、たゞひ今これを以て、當時の用に充らるゝども、十
分が一にも足るべからずといふなり、加賀守をはじめて、皆々大きに驚きうれへて、
かきねて近江守に曉らしむるに、前代の御時、歳々金銀の製を改造らるゝことありしを、
して國財すてにのまぐきしを以て、元禄八年の九月より、金銀の製を改造らるゝこと
より、此かた、歳々に收められし所の公利、總計金凡五百万兩、これを以て、常にその足
らざる所を補ひしに、同じき十六年の冬、大地震によりて、傾き壞れし所々を修繕せ
らるゝに至て、彼歳々に收められし所の公利も忽につきぬ、そのうち、又國財たらざ
る事、もとのごとくなりぬれば、寶永三年七月かきねて、又銀貨を改造られしかど、あ
は歳用にたゞざれば、去年の春、對馬守重富がはからひにて、當十大錢を鑄出さるゝ
事をも、一給ひき、此大錢の事は、近江守もよか、らぬ事のよし申せしとなり、今に至て此急を救はるべき事、金銀の
制を改造らるゝの外、其他あるべからずと、申す、加賀守年比此事を奉れるたになほ
其詳なる事をば、ざら、まして、その餘は、これらの事初て聞し所なれば、今にいたり
て、いかにとも議すべき所をあらさず、たい近江守か申す所にしたかふべきよしを以
て申す、我も此年比國財つがざる所ありぬべしとは思ひしかど、かほどまでの事な
るべしとも思ひよらず、されど金銀の制を改むべき事は、我心にあらさず、此事を除く
の外、よろしく相議すべしといひたり、かきねて又近江守が申せしは、初め金銀の制
改造られしより、此かた、世の人私に議し申す事どもありといへども、もし此事によ
らずんば、十三年がほど、なにをもて、國用をばつがれ候べき、殊にはまた癸未の冬の

寶永三年七月二つ賣字
銀を鑄るはあり
對馬守重富は此年
九月に罷られたり

元禄十六年十一月廿二
日大坂實

學笠原佐渡守長重秋元
龜島守壽朝並に老中な

ごとき、此事によらずむば、いかむぞ、其急難をば救はせ給ふべき、さればまづ此事を以て、當時の用を足され、これより後年穀も豊かに、國財も餘りある時に及び金銀の制むかしに復されん事は、いとやすき御事にこそあるべけれど申す、皆々申す所もまたこれに同じく、天下の事變はかるべからず、今の事のごとくならむには、もし此後おもはざる外の事出來ん時、なにをもてか、其變には處すべき、たい彼の議にまたがふにまぐべからずといふ也、我これに答るは、近江守が申す所も、其いはれあるに似たれども、はじめ金銀の制を改造らるゝ程の事なからむには、天地の災も、並び至る事なからむもしるべからず、もしこれより後おもはざる外の事ども出來らん時其變に處すべき謀窮りなむには、我身にあたりて、神祖の大統たえ給ふべき時至れる也、いかむぞ、我また天下人民の怨苦をば致すべき、たいいかにも他事を以てはからひ申すべしといひたり、此仰を承りて、小笠原佐渡守長重は、志きりに涙を流して、申す詞もなつれど、申せしかば、人々御前を罷出てられしとぞ、此事天下の大議なり、よろしくはからひ申すべしと仰下さる、某此仰を承りて、當時此所にこそ、去年の春、諸國より徴れし所の餘分のみはあるべけれ、大坂の御藏にある所はいかにやと申す、其事をも問はせ給ひしに、それもとくく皆用盡されしと申也と答らる、神祖の御時、資金平はつとを以て、大坂の

實七百外、其數三十あり
しあり、こゝに神祖の御
時とあるは誤りにて、實
は万治中に國造せられ
し事なり

のくりれて、行軍守城之用、莫作他費と銘せられしもの、倭なるを承りぬ、これの物いかに倭やらむと申すに、其事をも問はせ給ひしに、それとて、一の二のをとりめおかれて、其餘は皆々新金の料となされしと申す事也と答へらる、窮しては通ずとこそ、大易にも見え侍れ、ましてや當時は國財窮り乏しく候ども、さすがに天下の富をたもたせ給ふ御事なり、いかむぞ、その通すべき道のなくては候べき、これほどの事、御心を苦しめらるゝ所にあらず、某よきにはからひ申すべきに候と申させ給へど申て罷出つ、四日には、申すべしと思ひし事のありしに、又此事を承りしかば、夜一夜、此事を議し申す事を志るして、夜あけぬれば、封事二通を袖にし、詮房朝臣して奉れり、此事議し申せし所の大要は、敬事而信、節用而愛人、使民以時といふは、論語の一書、孔子政をする事を説き給ふ事を志るされし第一義にして、大學の書には、生之者衆、食之者寡、爲之者疾、用之者舒、則財恒足矣とも見え侍り、すべてこれらの事ども、年比御講究の所なれば、今はた論ずるに及ばず、今より後、其道にだによられなむには、國財ゆたかにたらむこと、數年を出つべからず、されば金銀の制、かさねて改らるべきの議をしりぞけられし御事、實にこれ天下の幸甚とこそ申すべけれ、人々の議し申さるゝ所、御中陰の事より始て、御靈屋をつくらるべき事、また將軍宣下の御事

幕府勘定所の會計は去年の收納金を以て本年の支出とすると古來よりの大法なり故に去年納められし所は必あるべきことを云ふ

等のごときは、たとひ國財つがざる所ありとも、これをといめらるべき所にあらざ、たいすみやかに、前代の御座所をこぼたれて、新たに御所を作り出され、御移りあるべき由の一事に於ては、たとひ國財ゆたかにたれりといふとも、猶是親子の情にありて、忍びざる所あり、凡當時の大議は、皆これ大廣間御書院等において行はるゝ御事なれば、いかなる太儀といふとも、只今迄のごとくに、かしこにわたらせ給ひて、其禮を行はれ國財もやゝつぐべき日に至て、御座所を改造られ、御移りあらむ事しかるべき御事也、又當時國財の急なる事に至ても、近江守が申す所、心得られず、其故は、彼申す所による時は、今歳の國用にあつべきもの、わづかに三十七万兩のあるのみ也、これしかるにはあらず、彼申す所の、去年用ひられし所の國財は、即是去々年の課税あり、されば今年の國用となさるべき所は、たとひ彼申す所のごとくたりとも、去年納められし所の七十六七万兩と、今ある所の金三十六七万兩とをあはせて、總計一百十餘万兩もあるべし、また當時の急に用ひらるべき物も、各色まづ其價を給らされば、其事辨ぜずといふにもあらず、其事の緩急にしたがひ、一百十餘万兩の金をわかつて、或は其全價をも給り、或は其半價をも給りて、來年に及びて、其價をこどくはれんに、その事辨ぜずといふ事なるべし、また前代の御時に國財のな

願くは國家河北の難云々は後漢書馮異傳の事を引用ひられしなり

三月六日に金銀の制改むべからざる旨を命ぜらる

寶永六年十一月十一日に本丸に御移徙あり

ざるために、いまだ其價を償ひ給ざる物共を以て、これより後或は六七十年或は十數年の間を以て、その全價を償ひ給らむに、なに事か候べき、さらばこれらの事ども、御心を苦しめらるべき所にはあらず、むかし後漢の馮異、願くは國家無忘河北、難と申せし事ありき、某また願ふ所は、今日の御事を忘れさせ給ふ時なくして、天下のために財用を惜ませ給はば、實は大に四海に費せさせ給ふ所なるべしと申たりき、此封事御覽の後、悦ばせ給ふ事大かたならず、同六日に参りしに、前代常の御座所すみやかにこぼたれん事、まかるべからず、また金銀の制改むべき由の事、かさねて議し申すべからざる由を、仰下されたりしと承る、これ天下の大議をもて、某に下し問はれし御事の始なりけり、
 去年の御物成を以て、今年の御用に充る事、近江守よりさるべきやは、志かるに、此事をば申さで、今年之用ふべきもの、わづかに三十七万兩にすぎずと申せしは、御聽をさどろかして、其おもふところを遂くべきため也、その本謀は下に詳に見えたり、そのち、又去年の御物成、思ひの外に、まゐりつどひぬと申て、事のわづらひなく、事濟みければ、また本城の御座所をも、つくらるべしとす、め申して、やがてつくり出して、此年十一月二日に、御わたまし儀ありき、されど其事も、某がおもひはかりし事のごとくにはあらで、此造營の料も、七十餘万兩をかたづけ盡し、また御靈屋つくり出されし所も、廿万兩に至りしなど聞えき、前代の餘習いまだあらたきらざりしほどなれば、凡興造の事あれば、その事をうけ給はる輩、たかきもいやしきも、あつゝ身家の事をのみいとなみして、工商の類と心をあはせて、國財をわかちどりしに、よれる也、これよりのちは年を追ひ、それらの事ども行はれがたき事にありしかど、またこのころは、むかしこの事のごとくにありけるにや

これよりさき、二月二日に大赦の事につきて、封事を奉たりりき、其大要は、古にいふ

元禄寶永の際番類あは
れみ又寶金銀大錢通用
等の事によりて苛察の
法行はれ人民利に陷る
者甚多ありき

どころの赦は其犯す所の罪或は過誤に出或は不幸に出し所を赦し後世の事のご
とくに已發覺未發覺已結正未結正罪大小となくことごとくこれを赦除するには
あらず近例を見るに大法會行はるゝ事ある時に犯さしものゝ親戚等歎申す所を
その道場において帳に走るして奉るこれを赦帳といふ其帳をもて奉行所に下さ
れ赦すべく赦すべからざるかを議せしめられ赦すべきものどもをば法會の場に
めし集て其事を行はるればたとひ赦に遇ひて赦すべきものといへども其親戚
の歎申すべきものあらざるは死に至るまで恩に潤ふ事あたはずそれもなほ奉行
所において其罪を決せしものども也其餘天下の諸大名御旗本の家々において沙
汰せし所のものは此事にあづからずしかるを稱して大赦行はるゝ杯申すはたゞ
故事によりて其例を擧られしのみにて實に其思ひろく天下に蒙れるにはあらず
これまたいかむぞ古にいはゆる欽恤の意たるべき某近く前代の時の事を觀しに
法を奉ずる人々務めて苛察を以て相尙び一禽一獸の事の爲に身極刑に陥り族門
誅に及びその餘流竄放逐人々生を安くせず其父母兄弟妻子流離散亡凡幾千万人
といふ事をしらず今にをよびて天下に大赦せらるゝにあらずんはなにをもてか
万姓來蘇の望とは慰せらるべきまた國難の故事を決するに赦は必らず國家の

と嘉慶の事あるに遇ふ時に行はる近代のごとくに凶喪の事のために行はれし

所にあらず今の例のごとくなりむには凡天下の罪あるものひをかに望むに國家
凶喪の御事を以てせむ歟古の諺に一説万祖に勝へずといふ事ありもつともこれ
しかるべからずしかりといへども此例また遽に變ずべからずさらばまづ御中陰
の御法事にをいて例によりて常赦を行はれ將軍宣下の儀行はれし時に當りて天
下に大赦せられ舊弊改るべき漸をなさるべき歟管仲のいひし赦者小利而大害
也孔明のいひし治世以大德而不以小惠某此等のとを聞ざるにはあらず苟悦また
いひし事あり赦者權時之宜非常典也天下紛然百姓無邪如此之比宜爲赦矣某が議
申すところ實にこれに取れりと申たりき同き四日にまた封事奉りて大赦の事を
議すこれ審かに問はせ給ひし御事あるが故なり同き七日よりは我長女痘瘡をう
れへし事によりて家にこもり居ぬ同き十日大御臺所御他界の御事ありしかば近
習衆して此御事を告知らせられ同き廿日に大赦の事仰下されし由また告知らせ
らる去年の冬より痘疹此所彼所に行はれて大喪の御事共此事によりしほどなれば小兒の事は
いふに及ばず老たるもわかきも此事のために死をまぬかるゝものすくなしされば此年の
五月高き所に上りて家々の舊習難を見るに二三町の間にわづかに並へたてし所は一二所あらで
はなかりし事なりきしかるに我一男二女此病をうれへておのゝ險症あらはれて治すべくもあ
らずとかくせしほどにみなノつゝがなくなきて事たひらぎぬ此事天より祐け給ひしに似たる事
ありきとある醫師のいひき大赦行はるゝ由告來りし事は長女此事をわづらひ出せし時にあたり

大御臺所は常憲公の御
臺所關白教平公の御
女にて寛文四年館林に
入興し今日薨す號淨光
院東叡山に葬る
世に傳ふる所常憲公の
眞御及び大御臺所の事
も不祥の事ありなご云
ふは虚傳なり此文に大
喪の御事共此事により

し云々あるにて明か
なり置る事せし
雷雨解散は易の辭に取
れるあり

瀧野内匠頭長矩、遣臣
言其上野介を討たる者
の子の親戚に預けられ
たるも此時に赦され

三月二日に佛邊の類帶
刀を禁し、綾縮緬の衣服
を禁す又乞丐の類束髪
すべからずと令す同十
日に市中にて博奕する
輩巡行の輿力同心をし
て召捕へしめ辻籠に乗
る者腰を下すと禁す
六月に至り、雷の聲

三右衛門に賜せしむ又
女願禮として市中を動化
することを止む七月俳
優の輩外人に交る事を
禁じ又踊子結納など賣
淫の婦女を置くことを
禁す

吉保親貞等に召預し輩
とは津靈院殿の時に奥
語の輩の内寵を蒙りし
者は皆此兩邸に寓居し
て他の交際をも禁せし
人々を云ふ

小姓組に百五十四人書
院番に百六十五人大番
は二百七十五人小八人
組に五十九人右筆に八
人勘定に六十三人桐間
番三人合計七百三十八
なり

三月朔日に諸大名参勤
の節内証献上并諸役人
へ内証着物無用之旨を
令す

三月廿五日に組々の武
藝台覧あるへき旨を令
し又百人組先手組歩行
頭舟手頭等にも各其職
の武伎を台覧せらるべ
しと令す

四月十九日先生初で通
儀綱目を進講す

たりき併しながら、これ雷雨解散の應によれる
にや、さらばありがたき國恩によれるなるべし
此時に前代の時の罪案どもをめしよせら
れて、夜ごとくに御みづからこれを御覽せらるゝ事、曉に至り給ひ、其罪を赦除し給ひ
しもの、凡九百五十六人、そのうちほどなく大御臺所の御事によりて、前のごとくに
せさせ給ひて、御みづから其罪を赦除せられしもの、凡九十二人、天下の大名以下の
家々にして、罪赦されしもの、凡三千七百三十七人に及べり、五月朔日、將軍宣下の儀
行はれて、同き廿三日また天下に大赦行はるゝの由仰下さる、此時もまた、前のごと
くに御みづから其罪を赦除せられし所、凡二千九百一人、天下大名以下の家々にし
て、罪赦されしもの、凡千八百六十二人、此年罪赦されしもの、總計八千八百三十一人
也、それが中、大名以下の家々にて赦せしところ、五千五百九十九人に及べり、當家世
をしろしめされしより此かた、いまだこれらの恩例は聞及ばざりし所なり、はしめ
大名以下に仰下されしに、此事例あかりしによりて、遵行のよしを、申せし人もなかりしかば、かされ
てその事の由を、つまびらかにしるしてまゐらすべしと仰下さるしかば、此時に至りて、おのゝく其事
を遵行して、その事の由をもしるしてまゐらせたり、すべてこれらの事ども、つまびらかにしるされ
詮房朝臣をして、某に下し賜はりき、此等の事かねて申せし事のありしが故あるべしとこれより後に
至ては、斷獄の事奉行所において擬し申す所をしるせし斷案をめされて、御みづからそれを御覽じ
てさて、其のちに某が許に下され、毎人の下に某が所存のほどを注してまいらすべき由仰下され、某
が擬し申す所、かねて思召はかられし所とたがふ所あれば、かされてまた某が所存のほどを、審問
はせ給ひてのちに、其獄をば決し給ひたりけり、右より此かた、かくまで、飲血の御事ありしは、つ
に承り及びし所なり、又將軍宣下の事につきて、大赦行はれし時、將軍宣下の儀ありしは、つ
に出さる、これらの事も、申せし所なり、よりて其事を
仰下されし案をば、詮房朝臣としてうのし下されたりき、
二月廿一日前代近習の人々の事を仰下され、
後、萬石以上の人々皆叙爵せしめらるべきよしを仰下さる、
あるべきが故に、此日前代の時美濃守吉保、右京太夫輝貞等に、召預られし輩を召歸さ
仰下さるゝ所也、
四月二日御代初の拜賀あり、同六日に、御旗本の人々の息男凡七百三十八人を召出さ
る、詮房朝臣に書まゐらせして賀し奉る、
世に惣御番入といふ事これ也、此事久しく絶たりしを
る、此たびは其年十六七歳のよしを申といへども、實には十三四ばかりの人多しと申せしを、聞し召
しよろこばせ給ひ、人の親の、わが子の年未だ満ずして、此事に洩んには、いかにのこり多かるべき者
をどて、笑はせ給
ひたりしとぞ、
これよりさき、三月十八日に、明卿初見の事を望申せし時に、詮房朝臣して仰下され
しは、見参の事のみを申さずとも、召出さるべき由の事をも申すべしとの御事なり
某承て、舊例によるに、御家人の息男召出さるゝ御事は、職務ある人々、また御番衆の
長子あり、寄合衆の息男召出されし事、いまだ其例あらず、某今かたむけなく、寄合衆
に召くはへられし所也、然るに此仰を蒙る事は、特恩によるといへども、代々の御仰
に違ふべき事、某より始めむは、望むところにあらずと申す、そのうち、人々の息男召

將軍宣下

三日は勅使公卿の御覽
應四日は歸洛の暇を賜
ふ
小性香の役村土因幡守
正邦

五月十七日院御所に御
領七千石を進らせらる

六月三日松平吉保致仕
保山と號す胸籠の別墅
にうつる其子伊勢守吉
里に十五万二千二百八
十石餘をつがしむ吉保
は正徳四年十一月五十
七歳にて卒す

六月廿一日東山院天皇

癸未の年の癸に元禄十
六年の地寅を云ふ

出されて、同き十八日に、明卿初て見参せしめられたり。

五月朔日、將軍宣下の儀行はるべきについて、四月廿八日に参りし時、詮房朝臣して
仰下されしは、此度の儀觀せしめらるべきによりて、昨日老中にも仰合られたり、其
日に至て、近習の人々と同じく参るべし、裝束等の事は、詮衡正直等に仰下されしと
の御事也、其日に至て、まづ西城に参る、布衣を借し給る、近習の人々と同じく、本城に
参る、某をば御帳臺の内に候せしめらる、同三日四日もまた前の如くにして、其儀を
觀せらる、此年十二月十日に、前代周回の御法會を行はれしにも、因幡守正邦御香の
役たり、某して其副たらしめらる、正邦は、今の村上能登守の事也、明年正月元三の儀を觀
せしめられし事、將軍宣下の時の如く、その中三日の夜には、詮房朝臣は御後に候し
某は御座の右に候す、衛立障子二人の外に近くさふらひし人もあらず、凡て此等の御
事は、もし其禮を議し申すべき事あらむには、聞召さるべき御ためとぞ聞えたる、
六月廿三日召にしたがひて参し時、封事をまゐらす、これは前代の御時、人々たい天
下泰平をのみ賀し申され、其言わつかも兵革の事にふるゝを以て禁忌とす、癸未の
年の變に武庫壞れて、戎器盡く破れ損ぜしかども、これらの物、修繕の事も聞えざり
し所のごとくある御事もなし、天下の武備ゆるびしとぞいふ御事は、世の人傳へ聞
かむ所も、國體においてしかるべからざる事の最なれば、事にふれて、御沙汰の次第
はあるべしとぞ聞えしが、まづ御わたましの際に臨みて、御馬しるし等の事仰下さ
れ、そのうち、朝鮮の聘使來るべきにつきて、これらの物どもの事、御沙汰に及ばれし
ことあり、神祖百年の御忌におよび、日光山に参らせ給はむほどに、これらの御沙汰
あるべしと聞えしに、ほどなくかくれさせ給ひ、其事に及ばれざりしこそ、恨むべき
所の一事なりけれ、前代世をつがせ給ひし初に、あたけ丸といふ御舟をこぼたれしよりは、此所の
また、むかしは、長崎奉行の往來等の事には、大坂の御舟をもて、送り迎へし例なるを、前代よりして、西
國の大名におぼせて、送りむかへしめられしかば、大坂の水主梶取等、海上の事に習ふべきやうもな
し、其御使を奉りて、京大坂等の所を廻廻して歸り参りしもの、これらの事ども建議せしかば、朝鮮聘
使の事によせられて、大坂并此所の御舟ども修繕せしめらる、又彼聘使の時儀衛のために、虎の皮
の御鎗たてらるべしと仰下されしに、前代の御時より、羽毛の類はすべて禁忌の物ありしかば、今は
其制をだにされるものもさし、黃羅紗を以て、其制に倣ひつくらるべきかと、人々の議し申されしを、
これ代々に用ひ給ひし所の儀仗なり、其事廢すべからずとて、御藏にある所の虎皮をめされしに、前
代に狐妖のありし時、夜むとにめされて、人々にかうぶらしめられ、明ぬれば返されし所の物のみさ
ふらふとて、御納戸より、二三張を進らせしかど、半は其毛脱して、取り用ひらるべきものにもあらず
皮匠して、虎皮に倣ひ、製らしめて奉りたりけり、此等の事によりて、その餘の事ども、思ひはかるべし

七月三日前代御誕生の事おはします、すなはち世良田をもて稱しまゐらせらる、こ
俗忌により、御稱號を改められし所なるべし、俗忌に丑の年の人は他は、はじめ上野、
姓を稱するの事あり、

癸宅丸船は三代の時造
られし所の大船にて、堀
田筑前守正俊大老の時
之を毀壞せられしなり

國新田郡世良田長樂寺の住僧廣海僧正は、我年比またしかりし人なり、彼寺の寶藏に鎌倉京の代々の文書、またふるき新田の系圖一卷あり、世に行はるゝ所の系圖に同じからず、我家姓の事なども見えしかば、望みたりけるに、うつし給りたりき、それらのものどもに據るに、世に行はるゝ所の、當家の御系圖といふものには、心得ぬ事共ありと思ひしに、儲副にたゞせ給ひしのうち御系圖の事に及ばれしかば、世に行はるゝ所には十疑ある事をまゐりしてまゐらせたりき、そのうち又近衛の龍山公その御子三藐院殿へまゐらせられし御消息を、致ありて今の太閤より見せまゐらせられしに、其御消息のうちに、當家御系圖の事に及ばれし所、某が申す所と相合ふ事ありしかば、感じ仰下されき、此たび若君御誕生ありて、世良田と稱しまゐらせられし御事によりて、かの僧正やがて日光準后につきて、かの系圖をまゐらすべき由申されしを、同き廿九日に、準后其由をもて申給ひ、僧正の坊より、つひに八月二日の事なり、其系圖をば獻られたりけり、某かある新田系圖一卷は、かの僧正の坊齋藤といふものに、すきうつしさせて贈られしもの也、また龍山公の御書と題して、小きなる奉書紙をふたつに切てつぎしに、かきしものは、かの太閤より見せまゐらせしものを、某してうつしめられし時に、御ゆるしをかうふりて、某も一本をうつし候はいやと望申せしかば、こゝろにまかすべしと仰下されて、うつしたりしところあり、これよりさき、六月十八日にめされて、参しが、去る十二日、御臺所從三位に叙され給ひし事、仰下され、同十九日に人々參賀ありき、同州日、明日、御仰らるゝ事ある也。

久世大納言重之若君寄なり

今一月十一日、城に徙る是迄は諸役人皆西丸に出仕す、これより皆本丸にて事を執る

ロウマ人の來由を記せしは西洋紀聞なり此時

天目附井作事奉行切支丹改の者行向ふ

○西洋紀聞に載たる西洋人の法を辨せられし言は先生の排邪扶正の一端を見るに足れば、今是に抄記す、曰く西人其法を説く所荒誕淺陋、辨するにもたらず、然りとも其甚しきもの、如きはまた辨せざるを得ず、其蠻語にテラスといふもの、漢に翻して天主とす、これ彼此聲音相近きにされる事なり、然るに明季の諸儒利瑪竇の經にいはゆる上帝是也と云の說に惑ひて、其非をささらず、今西人の說をきくに、番語にテラスといふは此に能造の主といふが如く、只其天地万物を創造れる者をさしていふ也、天地万物自から成るとなし、必これを造れるものありと云ふ說の如きも、其說の如くならんには、テラス又何者の造るによりて生れたりけむ、テラスもよく自から生れたらんには、なぞか天地も亦自からあらむ、又天地未だ成らざる時、まづよく人の爲に天堂を造るの說、天地も未だ生ぜずして此人あらざる前に、善惡の相分れしも心得ず、凡其天地人物の初より天堂地獄の說に至るまで、皆是佛說によりて、其說をなす所あれば、惡く辨するにも及ふべからず、其天戒を破りしもの罪大にして、自贖ふべからず、テラスこれをあはれむが爲に、自から誓ひて三千年の後に、エイヌスと生れ人に代りて罪を贖へり、と云說の如きいかに嬰兒の語に似たる方、今刑を掌る善猶能く其情の恤むべきものを、議して其罪を赦宥す、其天戒と云ふ者も、テラス自ら誠めし所なり、自ら其罪を赦宥するに何事のあるべき況んや其誠る所のごときも、これを食はらんとさみあやまちて、これを食はん罪いかにぞ、其食ひし者の自から贖ふとあたはずして、其狀決せざるを三千年餘年を経テラスそれに代りて、其罪をうくるには及ふべきたゞ、テラスはアダンが爲に其罪をうくることも、これを贖罪せし所のもの、これ亦誰れに代りて、竟に其國を滅すには至りぬらん、又テラス靈世界の人の溺殺しひり其教に従ふもの、のみ助けられしと、あきなりといふ說の如き、テラス稱して自ら能天地人物を生し養ひて、大公の父無上の君といふ、さらばなぞ其人をして皆悉く善ならしめ、皆悉く其教に従はしむるも、あたはずして、靈世界をして皆悉く絶滅せしむるには、いまだしめたるにや、たゞ又テラスと雖人をして皆悉く善ならしむるも、あたはず皆悉く教ゆるとあたはず、いかにぞ、又天地能造の主と稱すべき、又至愚にして、其教あるを、しるざるもの、何の罪かは深く咎むべきし、かるを、つひに靈世界の人をして、こゝく皆滅絶に至らしむる事いかにぞ、又これを生し、これを養ふ大父大君と稱すべき、其十誡といふもの、又佛氏の說によりて、たゞ其他犯の戒を二條にわかし、出ず此故は夫婦の相和がざるは、必其罪澤による世間其母を異にする者は、相にくむ父子兄弟相和せざるも、さして他犯によるこれによりて、其禁殊に重しと云ふ、又古より以來、彼諸國の戰亂皆、これ其禍絶ふる故に、よれり、と云ふ其流弊のこゝに至れるも、又憫むべし、エイヌス降生の初に種々瑞應ありて、自らテラスと稱せしといふの類、釋迦の自ら稱して、天中天子といひしもの、如く其靈殺せられし後に、蘇生して其母に見えしといふの類、すべてこれ等の類、大約其教の由て来る所、西天佛氏の說に出づ、陰かに其批標を竊むの觀のみ、明季の人其國の滅びし故を論せしに、天主の教法其一に居れり、我國嚴に其教を禁せられしと、過防にあらず、幾を知るものにあらず、むに誰かはこれを歸くすべき云々、又其上呈の書に、彼國之人其說を諸國に弘め、候事其法盛んになり候へば、自から其國に反逆の臣子出來、候事又必然の理勢にて、候歟、かくは、大明三百年餘年亡び候事の端は、三ヶ條有之内、其一條は、此法の行はれし故の由、たしかに其時の書に、相見候大明にては、此事の覺悟無之候所に、我國にては、先たちて彼法をきびしく御制禁被遊候事、御名譽の御事と、生恐奉存候事とあり、是先生の聖教を論せられし大畧なれば、之をこゝに抄附す

大和守重之仰を傳へらる、病する事ありて参らざり、七月六日に至て、出仕せしに、此日

新恩の事、仰下され、武藏國埼玉野平此企奈良開村二郡に於いて五百石の地を賜り

たり、十一月朔日、本城に移らせ給ふに、よりて、中の口の部屋下さるゝの由、仰下され、

また蓮池御門より出入るべき由をも仰下さる、同三日に、小普請奉行竹田丹波守かの部屋を引渡す、同九日、ロウ

マ人の來由を問ふべき由、仰かうふる、此事の詳なる事は、別に録せしものあれば、こ

長崎の事を議せし書は
一冊ありて丑四月さあ
り此年四月に上りしも
のなるべし文長ければ
のせす

寶永七年庚寅先生年五
十四

正月元日公長務召して
祖先を拜するの後祝の
餅を供す且前代は大番
頭の拜禮濟て入られし
か此年より諸大夫の拜
禮畢る迄着座せらる
五日に講筵を開かる白
石先生詩の斯干の篇を
讀す六日林大學頭進講
す

十一日にござられし具
足は長久手陣にめされ
し所の御具足なり

十二日芝日に御門建ら
るべき旨あり土屋相
預守政直これに總督に
て作事奉行等請奉行等
に命あり

聘事後議
二月十五日若中土屋政
直月番井加判をゆるさ
る

にははしるさず、また此年の三月廿九日に、長崎港の事仰下されし事どもあり、此事も別に録せし物もあり、又下にみえし事もあれば、こゝにははしるさず、かくてぞ、此年はすでに暮ける、

庚寅の年正月元三の儀は、前にしるし侍り、十一日には、今日かざられし御具足を觀せられ、其後御連歌の儀をも觀せらる、十二日には、此日西郭門を建られんこと仰下されし由を承る、今いふ芝口、これも、去年六月廿三日にめされて、朝鮮の聘使來らん時の事につきて、議し申べき事あらんには、しるしてまゐらせよと、仰下されたり、十月十日に至て、其事を議し申す冊子を奉る、その中に、西郭のみ未だ國門あらざる事を申せし一條あり、これによりて、此日此事に及ばれしかば、某にも其由仰下されし所也、此月廿二日に又聘事後議を奉り、二月朔日にもまたその應接事議二卷を奉れり、すべて此事別に録せしものあれば、故あるにあらざる事は、こゝにははしるさず、は朝鮮聘事は、某が家のうけ給りし例なりと、林大學頭申せしなど聞えしかば、下し問はれし事ありて二冊子を奉れり、御不審の事ども、かきねて問はせ給ひしに、答申す所も明かならず、これによりて、某をめし問はるゝ御事共ありて、議し申すべき事あらむには、申聞べきよしを仰かうふりしとぞ

四月十五日には、新令を頒下さる前にしるせしとのごとく、去年大興の後、正月十九日に元和令の事聞はせ給ひし御事ありき、そのいふ代々の御例によられて、

頒下さるべきよし、人々議し申されしかば、相模守政直朝臣、其事を奉る、また前代の御例也とて、大學頭信篤も、此事を仰蒙れり、今年二月十八日に至て、某が草をもめされしに、同き廿四日にめし問はせ給ふ御事ありて、別の仰によりて、同き廿六日新令

句解を草して奉る、四月十五日に、某が草せし所の新令を頒下され、政直朝臣信篤等

に物を賜り、新令解し難からむものにはうつしわたふべき由にて、新令句解を、大學頭等にも下し賜る、

元和令を頒下されし時は、金地院の傳長老して、草を奉らしめらる、其書法、貞

また文字を識れる人多からねば、書法猶しかり、これは此のち、文をもて治を興さるべき事を、しめされし所とぞ聞えたる、しかるをそのいふの代々に頒下されし所は、皆々かな文字を以てしるさる、これ又本朝の文學、日々衰ふる事の一端あり、されど、今頒下さんところの元和令の如くならんには、世の人かならず申す事ありぬべし、其字を用ふる事は、元和令のごとくにして、助語のごときは、かな

文字をまじへて用ひ、これよりのちに、世の人これらの文字をも解すべき時に至りて、そのかな文字刪除て、おほ其文をあすべき所を心得て草すべしと仰下され、某が草をばめされし也、其草をもて、直政朝臣にしめされしに、果して此書法のごとくならむには、當時に行はるべからずと申さる、さらば句解つくりてあらび行はるべしとて、かきねて、某が草をばめされ、句解をも草したりき、此令頒下されし後に、政直朝臣の家につかふる醫師吉田といふもの、某が許に來りて、新令に見え候ある、上

裁の字は、いかなる事にていづれの書にや出て侍ると問ふ、某あらひて、新令に用ひられし所の文字は、本朝の律令格式等の字をも、なほ用ひられしとは見え、式目庭訓あといふもの、類よりや出候ひぬらん、上裁の字のごときも、某がいとけなき時に、讀習ひし事を覚え候に、庭訓往來の八月狀にか

見えさふらひき、いかにかくはどひ給ふにやといへば、此ほど大學頭の、我主にて候もの、新令に見えし上裁の字こそ、心得られず上とは、天子の御事を申す也、その餘、新令に見えし事ども、すべて心得ぬ事共なりと申されしと承りぬといふ、上の字、天子の御事に用ひ侍るよし勿論なり、されど、武家の御事を上様といひし事は、鎌倉の代よりも聞え侍り、公方と申す事、京の鹿苑院殿より始りしとこそ承れ、その主にておはします人々の奉書にも、上聽上聞などいふ事も見え侍るものをといひて笑ひたりき、

四月十五日新令を頒つ
文義大に前代と異なり
又新令句解をも頒行す
此日新たに金銀改鑄の
事の令あり老中秋元但
馬守衛知大目付横田備
中守由松勘定奉行萩原
近江守重秀目付長崎半
左衛門永井三郎右衛門
に掛りを命せらる之を
世に乾金と稱す又貳朱
判通用を止む
金地院の傳長老は後に
本光國師と號す
土屋相模守直政
庭訓往來八月の狀に引
付開注所上裁勘判之條
異見議定之趣評定衆以
下可注給ふとありこれ
上裁は公方の事に用ひ
し語なり
鹿苑院は足利義滿公の

近衛太閤は基熙公にて
御臺所の父君あり此後
しばしば奥にて見参せ
らる

鹽紙の相場を定むるは
國內數ヶ所の米價を録
上せしめその平均して
相場を定めらる其平均
の價此年三十七兩に當
るを以て一兩をまし三
十八兩と定むべき旨恩
命ありしなり

村上市正直は小姓な

四月十八日の朝めされしかば参しに、此日近衛の太閤相國御對面の儀によりて也、
同廿五日にめされて、相國に申させ給ひし事あり、見参すべしと仰下さる、五月四日に
初て見参す。
此日萩原近江守御勘當の事を承りぬ、これは、御家人に給る所の夏冬の祿當時の米
價の貴賤にしたがひ、金をもて下し給る例あり、この金にて給るべきほどをば勘定
所より草をまゐらせしを、右筆衆してしるさしめられ、出仕の人々出入る所に出し
しめさる、此たびは、市中のうり米、其上中下の價を問はしめられしに、上米百俵 三斗
五升
を一俵、其價金三十七兩也と申す、さらば金三十八兩づつを給はれど、仰下されしに
金二十八兩とあるし、出せし由、聞召驚きて、其事を問ひせ給ひしに、近江守あやまり
て草せし由、陳し申せしが故なり、世に申す給米の張紙と云て、中の口の壁上に貼されしとこ
所の金、市中の米價に及ばざりし事をしるしめされしによりて、此たびかく仰出されし事は、上米の
價をもて給らむ金にて、中下米を買得て、食料とせん事、小祿の輩のために便あらむと、思召されし
所なり
とぞ。

これよりさき三月十八日に、市正直して、京より來れる物なりとて、圓さ一尺餘も
ありつらむ木の半よりさけ、その半のさけし所に、あつから天下の字あるを見せ
給ひたりけり、これは柿の木にや候ひしといひしかば、正直驚きて、いかに柿木とは
しり給ひぬらむ、これはある寺にある懸柿をきりて、辭にせむとて打むらしに、此文

字のかりはれしかば、ゆめれきものなりとて、京より來りし也といふ柿木には、か
る事あるよしは、ふるきもの共にもしるしたき侍り、あるふに柿木のわかき時、竹
木やうのものをもて、字をかきぬれば、その長じぬるにしたがひて、樹脂の内に凝り

て、かゝる事のあるよし、これらの物、祥瑞とするにたらずと申す、五月九日、また正直
して、此もの見るべしとて、杉原の紙に、天下泰平の四字を題せしものを出さる、某つ
くくとして見て、異朝には、笑仙あといふもの、字題する事ありと聞たれど、此題せし
所の紙を、我國の産也、それらの物とも見えず、されどたゞ人間の書とは、見え侍らず
と申す、さらば、笑仙の書など見給ひし事侍るにやと問ふ、某いまだそれらの物みし
にもあらずと答ふ、さらばいかある故によりてか、人間の書にあらざるとは見給ふら
むと問ふ、たといば、空中の雲の、忽に變して、物のかたち似たるをみるがごとくな
れば、かくはおもひあして侍るといふに、さらば又いかなるもの、題せし所とや申
すへきと問ふ、いにしへに聞えし神書鬼書などいふもの、類にや、されど、太平の世
には、鬼も神ならずと申せば、めでたきものとも覺えずと申たりき、正直御前に参て
やがて出來りて、申給ふ事ども聞召し驚かせ給ひて、神に通せしとぞいふべきもの
かな、これは狐の童女によりて、あるせしとて、あるものゝまゐらせし所也と、仰られ

寶永三年丙戌

文昭公深く散樂を好み
自から舞せられし事月
に幾度といふ事を知ら
ず先生深く之を非なり
として諷諫せられしな
り世に行る先生著す
所の俳優考又は進呈案
など題する者皆此時撰
進する所なり

神祖は家康公御廟と
は秀忠公を稱す

前代に擧せられし神祖
の御事しるせしもの
は武徳大成記のなる
にやされども今世に
行る大成記には廣忠
君寢所に居給ふ時岩松
入嗣密に入て刀を抜き
これをさし門外に逃れ
出つ君刀を揮てこれを
追ふ云々ありしかれ
ば別に撰進せし書ある
にや不審

我邦開闢の初事も書
記して上れさて先生に
命ありしかば先生古史
鑑を作りてより又其著
す所の讀史餘論も正徳
二年壬辰春夏の交にあ
たり公前にて古今を討
論せし折々の筆記な
るよし其跋に見えたり

しといひき、御臺所の御もとにめしつかはれし下さまの人の、ゆかりの
者のむすめに此ほど狐のよりて、かゝる事ありしとあり、後にきくに、此此の事
にやありけむ御苑の池のほどりなる石の上に、芝草の生せし事ありしといふ、某に
は、その事をば知せ給はざりけり、吹上の御庭、又此事によりて、思ひ出し事こそある
なれ儲副にておはしましける時なり、丙戌の年三月十二日に、通鑑綱目後唐莊宗の
紀を講しはて、詮房朝臣して、封事奉りたりき、其事は、異朝の倡哥雜劇など申す事
は、すなはち今の散樂よさふらふなり、此事上にふかくこのませ給ふ所なれば、その
ほどはどにもかくにも候はんずらむ、彼唐の莊宗の事は、後の人主の鑑させ給ふべ
き御事にこそ侍れど、申せし事ども也、そのうち、今の散樂の異朝の雜戯にひとしき
所を問はせ給ひしかば、同き十六日に、其事の由をしるして奉れり、そのうち、又異朝
雜劇の事しるせしものやあると仰下されしかば、それらの物の、此國よ渡り來りし
ものゝ候なると申す、さらばまゐらせよと仰下されしによりて、元曲選五十六卷を
もて、その九月六日に正直してまゐらせたりき、御代しろしめされし後に至りて、散
樂御覽の事は聞えしかど、某を召れし事はつひになかりき、散樂の事は、このませ給ひし
のちよ、ある人の、むかし神祖も徳廟も、此事をなさせ給ひし御みづから此事をなさせ給はん、な
事かあるべきと申て、大學頭信篤等の撰進らせし、神祖の御時の事どもしるせしものゝ中に、太閤秀吉
の代に、神祖も此事をなさ給ひ、徳廟も神祖の御前にて、此事をなさ給ひし事どもしるせしものゝ中に、
の見る事どもしるせしものゝ中に、神祖の御前にて、此事をなさ給ひし事どもしるせしものゝ中に、
むかし人主の御事しるせしものゝ中に、神祖の御前にて、此事をなさ給ひし事どもしるせしものゝ中に、
こそ侍れし是の事、後代に傳へたりむに、なまか國家の義事は、後へき太閤の代の如き、彼人神祖
を從ひまゐらせて世にはこらむためなれば、これら無禮の事論するに、もたらす徳廟の御事、たとへ
ば、今も上の御前にて、此事をなさ給ふ御事のごとくなれ、老葉が舞彩に似たりなども申さば申さま
し、神祖徳廟の御時に、當時の如くわけくれ、この事をのみ事とし給ひしとも、又は天下の事しろしめ
されしものに、此御事ありしとも、しるしてや候よく、たづね出して、まゐらせられ候へといひた
りき、此らの事によりしにや、御代しろしめされしものち、某して、此事を見せ給ひし御事はあらざりき、
これも儲副にておはしませし時の御事也、前代に大學頭信篤等に仰下され、撰進せ
し祖宗の御事記せしものゝ事を、申させ給ひしかば、借しまゐられしを、御覽じたり
けり、ある時某進講訖りし後、詮房朝臣して、神祖御父の時、近侍の人の刀ぬきて刺し
まゐらせてはしり出しを、人々これを誅畢ぬといふ事をしるせし所を出されて、さ
きに撰進せし、藩翰譜植村の傳に、此事見えたり、それに、御股に疵つかれし由みえ
しに、此ものには、其事は見えず、刺され給ひて、たち所に死し給ふ迄の御疵にあらざ
らん、みづから追ひ給ひしといふ事のなからむには、後代の人、いかにや思ふべき、
其刀の御股にあたりし由は、しるすべき事あり、此等の事、史筆とれる者の、武士の道
未練なるが致す所なり、たいし思召す所、いかにやあるべきと、仰下されき、そのうち
御代しろしめされしはじめより、祖宗御實錄の事思召よられて、仰下されし事ども
ありて、かくれ給ふべき年には、此事仰下さるべしと聞えしに、ほどなく御不豫の事

大學頭信篤が致仕を乞ひしに、實永七年六月の事なり。吉保に賜ひし御判物に甲斐の國は要極の地にして一門の歴々領來るに、雖も依忠信勳今度山梨八代巨摩之三郡一圓（目録に別紙）宛行之に、先祖之舊地一永可令三領知一狀如件とあり。是信篤の所なり。

南都兩門主爭論

一乘院は法相宗にて尊敬に興福寺の別當たり。大乘院も同宗にて古へより同じく興福寺の別當なり。

によりて、つひに此事にも及ばずして終らせ給ひたりけり。事のついでなれば、こゝに附しぬる也。御代しろしめされしの中に、大學頭信篤致仕の事を申す。某にそのよしを仰かうふりしかば、此人前代の御師範なりとて、世の人のうやまひつかへし所也。としいまだ七十にもみたず候べし。今その願ふ所をゆるされんには、世の人のいかにや申すべきと、申たりければ、前代は美濃守甲斐國賜ひし時に御判なされしもの、大學頭が草せしと聞えしかば、いかにある故によりてか、世まためしなき事共をしるして、まゐらせたりけむと問ひし、其ときき當りて、いかむぞ、彼朝臣が望には任せざる事の候べきと答申き、これららの事によりても、其心術のほどは、しりぬべし、かゝる人して、人を教へみちびくべき職にあらしめん事、もつともしかるべからず、されど、今の世の人、おもひあん所は、申す事のごとくにこそあらめど、我もまたおもふ也と仰下されしが、かの請ふところをばゆるし給はざりけり。

六月廿日進講訖りし後、詮房朝臣して仰下さる。前代の時、南都兩門主、一乘院殿、大乘院殿、争論の事、すでに御裁斷ありて、御判をなさるべきにあよびて、御他界あり、此事によりて一乘院門主使者、並にその院家華藏院發心院等を下して申さるゝ事共ありしかるに、此事の由をば、近衛の相國よくしり給へりて、のたまふは、東求院入道前關白前久、龍山の二人の息男あり、長子は、一乘院門主尊敬大性院と申すこれなり、次子は、三藐院前關白信尹也、神祖には、東求院殿と、年比したしくせさせ給ひしかば、伏見の御所より、京によらせ給ふたびく、近衛殿にたちよらせ給ひ、たがひに御枕をならべて、ふししながら、御物語の事などありけり、其比尊敬をば、太郎君と申し、信尹をば、次郎君と申す、その太郎君の十一の時に、つねにこゝに物しぬれど、しかるべきもの進んせし事もなし。なほ事にもあられ給ひ、其間かなへて進んせむと仰られしに、西の

物はしとも思はず、我氏寺なれば、興福寺の寺務となりて、其事を御さばやとて、おもふなれど、申給ひしかば、こは不可思議の事を、のたまふものかなと仰りしに、

やがて一乘院に入室の事などありて、つひに彼寺務になされ、絶たるを繼ぎ、廢れたるを興し給ひたりけり、神祖御代の事しらせ給ひし初に、むかしの御契をたがへられず、其學問料など、寄せ進らせらる、此門流においては、たとひ寺務當職にあらずとも、ながく學侶の事等、御沙汰あるべしといふ御朱印をも給らせ給ひたりけり、されば、嚴有院公方の御時、故の門主三菩提院殿、眞敬法親王かかねて御朱印をなされ、前代の御時に至ても、一乘院の門主は、維摩會中第六日に、寺務職に任ぜられ、大乘院の門主は、進講以後、拜任の儀有べしなども、御沙汰ありしに、今の大乘院の門主は、御臺所の連枝なれば、内々を申されし事どもありし故に、其事中頃變じ、つひに神祖より、一乘院の門室に寄られし學問料の事をも、大乘院の望み申されしまゝに、御沙汰にはあよびたりき、されど、いまだ其御判をもなされざるほどに、御代も改りぬれば、この後の事、たいいかにも神祖の定め置れし御事のむかしからず、それより後の代々に因り、循がはれし所に、たがふところなからん事こそ、あらまほしけれとの事なり、其事の詳ある所は、奉行所よりまゐらせしものに見えしなり、此たび御沙汰あるべき所を

眞敬法親王は後水尾天皇の皇子にて、實永三年七月入寂す。

龍代の御臺所ハ鷹司房輔公の女より、大乘院門主信寛大僧正は御臺所の連枝にて、元祿十二年八月興福寺の別當な

は老るし下さる、此旨によりて、御さため文の草をまゐらすべしと仰下されて、御沙汰の次第をしるされしものに、奉行所よりまゐらせしものを副て、下し給はる、家に歸りし後に、給りし物ども併せ見て明けの日、廿一の朝、封事を奉る、其大要は、南都兩門争訟の事、其理の當否は姑く論ぜず、相國のたまふ所のごとき、ことごとく信ずべからず、神祖伏見の御所より、近衛殿に渡らせ給ひ、その太郎君十一歳の時に、御契約の事あるによりて、彼御出家の後、學問料をまゐらせられし由を承り訖ぬ、神祖伏見の御所におはしませし御時ならむには、其事東西御和睦ありて、天正十四年十月、御上洛の儀ありしより後の事と尋問を侍る、公卿補任を按ずるに、三藐院前關白は、御年五十歳にして、慶長十九年十一月廿五日薨せらる、さらば、天正十四年の頃は、此殿廿二歳の時也、大性院殿は、其御兄にておはしますと聞えければ、その年のほどは推はかるべし、いかんぞ、神祖伏見の御所におはしますと聞えければ、十一歳の事あるべき、もし又大性院殿十一歳の御時、神祖御上洛の事ありしとも申さば、たとひ大性院殿の生れ給ふ事、其御弟の一つ二つさきだち給ふとも、その十一歳の頃は、天正の初にあり、其比、神祖御上洛の御事ありとも聞えず、いはむや、其比は、甲斐の武田父子と、遠江國を率ひて、日渡の御合戦をなした、いかんぞ、神祖御上洛の事と見えて給ふ、

又昭公の御薨所は近衛
殿の御女なれば、いく
れしなり

多くの國を打すごとく、御上洛の事ましますべき、これ又必ずなきの御事なり、かれを深く考ふるも、其のたまふところの從ひがたき事既にかくのごとし、いはんや、又奉行所よりまゐらせし所のものを見るに、前代御沙汰の次第ことごとく、其理にあたるに似たり、もし此事老るし下さるゝ所のごとき、御さたあらんには、南都兩門の争訟やむ事あるべからざるのみにあらず、必ず山門三井寺等の争訟、うちつゝきて起りぬべきか、また相國のたまふ所によるに、前代の御沙汰は、鷹司殿の事による也、さらばまた、前代の御沙汰すでに訖りし事を、また改めて御沙汰あらむには、世の人もまた、これを近衛殿の御事によれりと申す事、あるまじきともをまはれず、もし御ゆるしを蒙りて、其事を議し申すべきに、いは、敢て心のをよぶ所を盡さるべきや、これによりて、昨日下午されし所の物ども、今返しまゐらするには、をよばず、仰下さるゝ所によりて、其草を奉らむ事において、御ゆるしを蒙るべき所なりと申せしなり、此封事御覽の後、廿四日に召れしかば、参りしに、申す所聞召畢ぬ、其職をまゐらすべし、又前代の時、日光準后望み申されし、叡山結界の事によりて、八瀬の里人、其産業を失ふ由を以て、愁訴す、其事いまだ決せずして、我代におよべり、これらの窮民、滞留の日久しからん事不便なり、まづこの事を議し申すべしと、仰下された

り廿五日の朝、まづ八瀬の事の議を奉る、やがて奉行所よりまゐらせし所の文書等を下し賜り、廿六日の朝、申すべき事共しるして奉る、廿八日に参りし時は、八瀬の重人懇訴の事、いはれなきにあられども、敷山の結界今はた改廢すべからず、されば彼結界の地に代ふるに、土田を以てして、その産業を得せしむるにはしくべからず、其さだめ文の草をまゐらすべしと仰下され、廿九日に、其草を奉る、猶又仰下さるゝ事共ありて、七月五日に至て、つひに御みづから草し給ひしものを、しめし下されたりき、此事は、むかし敷山の結界ありしを、そのうち八瀬の里人みだりに山中に入て、木をきりとり、國家鎮護の淨界、婦女牛馬のために穢さるゝもつともしかるべからずと、日光の準后前代に申し給ひしかば、戊子の年十二月に、京の奉行所かしこにおもむきて、結界の事あり、こゝにおいて、里人等薪をこりて産せし地をうしなひ、多くの古文書どもをさへげて、證とし、その結界を改め廢せらるべき事を訴ふる事、年を経て、今に至れる也、これによりて、彼庄にある所の私領寺領等を他所にうつし替られ、その地をば、八瀬のものどもに下され、年貢諸役一切に免除せられぬ、此さだめふみはじめ某奉りしは、眞名にてありしを、御みづからかな文字をまじへて改めつくらせ給ひたり、されば、此もの御自撰の所なれば、ありかたき事ぞかし、此年の冬、御使を奉りし時、敷山にのぼりて、歸る時、八瀬の里をすぐるに、召供のものどもの晝の休するほど、道のほとりなる家に入りて、縁に腰かけ居たり、あるじの老女にて子なるもの、京に出ゆきしといひけり、かのうたへの事を問ひしに、結界の後、こゝの人、世あたるべきわざをうしなひしに、今の御めぐみによりて、ふたゝびいき出し心地しぬれば、人々この御代をば、万々歳とこそいのるなれ、されど今のほどは、はたうち田つくる事、いまだなればぬわざなれば、いかにやあるべきなど申せど、つひにいしかるべき事なりと、申事なりといひき。

七月十日、南都南門跡、争訟の職二冊を奉る、その職によられて、一乘院殿門下の院家

し御事共ありしに、普門院一乘院門下の者ども、等申す所其詞同し、其後南門相和らぎ、一山無事なるべき所をもて、其職を奉るべき由仰下されし程に、一乘院殿の院

家ふたりどもに病ひし居候、門主の使等、内侍所形部、喜多坊駿河、御暇を給て、罷歸らむ事を望申

れ、九月廿五日に、兩門の耆宿等に仰下さるべきもの、草を奉る、兩門下の輩共

を承て、あゝ罷歸たりけり、其事の評なる所、別に録せし物どもあれば、こゝには其大要をのみしるせり、此争訟の大要は、はじめ慶長五年九月、關ヶ原の戦終りし

僧侶のあらそひありしに、

ち、神祖大坂の城に入らせ給ひし時、興福寺領の事に付て、

乗院の門主にも、其事

りて、十一月十六日、五師中に御朱印をなしたされ、當時の寺務、一

也、そのうち、嚴有院殿御

書をなされしなり、すなはちこれ、大性院尊敬僧正寺務の時、事

法親玉と申せしにて、あはします

此時に至て、むかし神祖一乘院の門主になされし別御朱印は、門室

の重寶なるを以て、法皇の御文庫に御藏め置れしに、すぎに、内裏炎上の時にやけうせぬ、彼御朱印

書をうつしたるものを、まゐらせられき、寛文五年十一月三日に、其望申されし旨によられて、御朱印

をなされたりき、前代の初におよびて、公家よりの仰に、興福寺の藤氏の氏寺にて代々の天子御如威

の御寺なれば、公家の御沙汰にまかせられたき由の御事なりしかば、其儘に任せらるゝ、貞享年中に至

て一乘院の門主、維摩會中第六日に、寺務職に任せられ、大乗院の門主、遂講の後に、拜任あるべし

とは、宣下せられたりけり、そのうちあらたに門下の僧黄衣免許などいふ事を、始め行はれ、彼寺學

問料の事は、神祖一乘院の門室に寄せられし所なれば、たどひ寺務當職にあらずとも、知行せられ學

侶の事に至ても、門室の沙汰たるべしなど、のたまふ事共出來りて、つひに大乗院殿懇訴の事に及び

給ふに、その使、松井兵部とかいひし坊官、變なきものにて、事の由を申ひらきてければ、三誓提院殿

いやすからぬ事にあひ、死にかくれ給ひ、松井、此事の御判賜らむとを望申して、年を経しほど、

これもこゝにて病ひし死しけり、一乘院殿の門下に、神祖別御朱印といふもの、すては焼けうせぬ

とて、そのうつしを、あらせし事なれば、覺束なし、殊にはそのうつしとも、御書判とあるされし上、

御朱印にあらざ、まして、公家より彼寺務拜任の日をわかれしかど、いよしより此かた兩門か

らぎ、一山無事なるべき所をもて、其職を奉るべき由仰下されし程に、一乘院殿の院

家ふたりどもに病ひし居候、門主の使等、内侍所形部、喜多坊駿河、御暇を給て、罷歸らむ事を望申

れ、九月廿五日に、兩門の耆宿等に仰下さるべきもの、草を奉る、兩門下の輩共

を承て、あゝ罷歸たりけり、其事の評なる所、別に録せし物どもあれば、こゝには其大要をのみしるせり、

此争訟の大要は、はじめ慶長五年九月、關ヶ原の戦終りし

僧侶のあらそひありしに、

ち、神祖大坂の城に入らせ給ひし時、興福寺領の事に付て、

乗院の門主にも、其事

りて、十一月十六日、五師中に御朱印をなしたされ、當時の寺務、一

也、そのうち、嚴有院殿御

書をなされしなり、すなはちこれ、大性院尊敬僧正寺務の時、事

法親玉と申せしにて、あはします

此時に至て、むかし神祖一乘院の門主になされし別御朱印は、門室

の重寶なるを以て、法皇の御文庫に御藏め置れしに、すぎに、内裏炎上の時にやけうせぬ、彼御朱印

書をうつしたるものを、まゐらせられき、寛文五年十一月三日に、其望申されし旨によられて、御朱印

をなされたりき、前代の初におよびて、公家よりの仰に、興福寺の藤氏の氏寺にて代々の天子御如威

の御寺なれば、公家の御沙汰にまかせられたき由の御事なりしかば、其儘に任せらるゝ、貞享年中に至

て一乘院の門主、維摩會中第六日に、寺務職に任せられ、大乗院の門主、遂講の後に、拜任あるべし

とは、宣下せられたりけり、そのうちあらたに門下の僧黄衣免許などいふ事を、始め行はれ、彼寺學

問料の事は、神祖一乘院の門室に寄せられし所なれば、たどひ寺務當職にあらずとも、知行せられ學

侶の事に至ても、門室の沙汰たるべしなど、のたまふ事共出來りて、つひに大乗院殿懇訴の事に及び

給ふに、その使、松井兵部とかいひし坊官、變なきものにて、事の由を申ひらきてければ、三誓提院殿

いやすからぬ事にあひ、死にかくれ給ひ、松井、此事の御判賜らむとを望申して、年を経しほど、

これもこゝにて病ひし死しけり、一乘院殿の門下に、神祖別御朱印といふもの、すては焼けうせぬ

とて、そのうつしを、あらせし事なれば、覺束なし、殊にはそのうつしとも、御書判とあるされし上、

御朱印にあらざ、まして、公家より彼寺務拜任の日をわかれしかど、いよしより此かた兩門か

らぎ、一山無事なるべき所をもて、其職を奉るべき由仰下されし程に、一乘院殿の院

家ふたりどもに病ひし居候、門主の使等、内侍所形部、喜多坊駿河、御暇を給て、罷歸らむ事を望申

れ、九月廿五日に、兩門の耆宿等に仰下さるべきもの、草を奉る、兩門下の輩共

を承て、あゝ罷歸たりけり、其事の評なる所、別に録せし物どもあれば、こゝには其大要をのみしるせり、

此争訟の大要は、はじめ慶長五年九月、關ヶ原の戦終りし

僧侶のあらそひありしに、

ち、神祖大坂の城に入らせ給ひし時、興福寺領の事に付て、

乗院の門主にも、其事

りて、十一月十六日、五師中に御朱印をなしたされ、當時の寺務、一

也、そのうち、嚴有院殿御

書をなされしなり、すなはちこれ、大性院尊敬僧正寺務の時、事

法親玉と申せしにて、あはします

此時に至て、むかし神祖一乘院の門主になされし別御朱印は、門室

の重寶なるを以て、法皇の御文庫に御藏め置れしに、すぎに、内裏炎上の時にやけうせぬ、彼御朱印

書をうつしたるものを、まゐらせられき、寛文五年十一月三日に、其望申されし旨によられて、御朱印

をなされたりき、前代の初におよびて、公家よりの仰に、興福寺の藤氏の氏寺にて代々の天子御如威

の御寺なれば、公家の御沙汰にまかせられたき由の御事なりしかば、其儘に任せらるゝ、貞享年中に至

て一乘院の門主、維摩會中第六日に、寺務職に任せられ、大乗院の門主、遂講の後に、拜任あるべし

とは、宣下せられたりけり、そのうちあらたに門下の僧黄衣免許などいふ事を、始め行はれ、彼寺學

問料の事は、神祖一乘院の門室に寄せられし所なれば、たどひ寺務當職にあらずとも、知行せられ學

侶の事に至ても、門室の沙汰たるべしなど、のたまふ事共出來りて、つひに大乗院殿懇訴の事に及び

給ふに、その使、松井兵部とかいひし坊官、變なきものにて、事の由を申ひらきてければ、三誓提院殿

いやすからぬ事にあひ、死にかくれ給ひ、松井、此事の御判賜らむとを望申して、年を経しほど、

これもこゝにて病ひし死しけり、一乘院殿の門下に、神祖別御朱印といふもの、すては焼けうせぬ

とて、そのうつしを、あらせし事なれば、覺束なし、殊にはそのうつしとも、御書判とあるされし上、

御朱印にあらざ、まして、公家より彼寺務拜任の日をわかれしかど、いよしより此かた兩門か

らぎ、一山無事なるべき所をもて、其職を奉るべき由仰下されし程に、一乘院殿の院

家ふたりどもに病ひし居候、門主の使等、内侍所形部、喜多坊駿河、御暇を給て、罷歸らむ事を望申

れ、九月廿五日に、兩門の耆宿等に仰下さるべきもの、草を奉る、兩門下の輩共

を承て、あゝ罷歸たりけり、其事の評なる所、別に録せし物どもあれば、こゝには其大要をのみしるせり、

此争訟の大要は、はじめ慶長五年九月、關ヶ原の戦終りし

僧侶のあらそひありしに、

ち、神祖大坂の城に入らせ給ひし時、興福寺領の事に付て、

乗院の門主にも、其事

りて、十一月十六日、五師中に御朱印をなしたされ、當時の寺務、一

也、そのうち、嚴有院殿御

書をなされしなり、すなはちこれ、大性院尊敬僧正寺務の時、事

法親玉と申せしにて、あはします

此時に至て、むかし神祖一乘院の門主になされし別御朱印は、門室

の重寶なるを以て、法皇の御文庫に御藏め置れしに、すぎに、内裏炎上の時にやけうせぬ、彼御朱印

書をうつしたるものを、まゐらせられき、寛文五年十一月三日に、其望申されし旨によられて、御朱印

をなされたりき、前代の初におよびて、公家よりの仰に、興福寺の藤氏の氏寺にて代々の天子御如威

の御寺なれば、公家の御沙汰にまかせられたき由の御事なりしかば、其儘に任せらるゝ、貞享年中に至

て一乘院の門主、維摩會中第六日に、寺務職に任せられ、大乗院の門主、遂講の後に、拜任あるべし

とは、宣下せられたりけり、そのうちあらたに門下の僧黄衣免許などいふ事を、始め行はれ、彼寺學

問料の事は、神祖一乘院の門室に寄せられし所なれば、たどひ寺務當職にあらずとも、知行せられ學

侶の事に至ても、門室の沙汰たるべしなど、のたまふ事共出來りて、つひに大乗院殿懇訴の事に及び

給ふに、その使、松井兵部とかいひし坊官、變なきものにて、事の由を申ひらきてければ、三誓提院殿

いやすからぬ事にあひ、死にかくれ給ひ、松井、此事の御判賜らむとを望申して、年を経しほど、

これもこゝにて病ひし死しけり、一乘院殿の門下に、神祖別御朱印といふもの、すては焼けうせぬ

とて、そのうつしを、あらせし事なれば、覺束なし、殊にはそのうつしとも、御書判とあるされし上、

御朱印にあらざ、まして、公家より彼寺務拜任の日をわかれしかど、いよしより此かた兩門か

らぎ、一山無事なるべき所をもて、其職を奉るべき由仰下されし程に、一乘院殿の院

家ふたりどもに病ひし居候、門主の使等、内侍所形部、喜多坊駿河、御暇を給て、罷歸らむ事を望申

れ、九月廿五日に、兩門の耆宿等に仰下さるべきもの、草を奉る、兩門下の輩共

を承て、あゝ罷歸たりけり、其事の評なる所、別に録せし物どもあれば、こゝには其大要をのみしるせり、

此争訟の大要は、はじめ慶長五年九月、關ヶ原の戦終りし

僧侶のあらそひありしに、

ち、神祖大坂の城に入らせ給ひし時、興福寺領の事に付て、

乗院の門主にも、其事

りて、十一月十六日、五師中に御朱印をなしたされ、當時の寺務、一

也、そのうち、嚴有院殿御

書をなされしなり、すなはちこれ、大性院尊敬僧正寺務の時、事

法親玉と申せしにて、あはします

此時に至て、むかし神祖一乘院の門主になされし別御朱印は、門室

の重寶なるを以て、法皇の御文庫に御藏め置れしに、すぎに、内裏炎上の時にやけうせぬ、彼御朱印

書をうつしたるものを、まゐらせられき、寛文五年十一月三日に、其望申されし旨によられて、御朱印

をなされたりき、前代の初におよびて、公家よりの仰に、興福寺の藤氏の氏寺にて代々の天子御如威

の御寺なれば、公家の御沙汰にまかせられたき由の御事なりしかば、其儘に任せらるゝ、貞享年中に至

て一乘院の門主、維摩會中第六日に、寺務職に任せられ、大乗院の門主、遂講の後に、拜任あるべし

とは、宣下せられたりけり、そのうちあらたに門下の僧黄衣免許などいふ事を、始め行はれ、彼寺學

問料の事は、神祖一乘院の門室に寄せられし所なれば、たどひ寺務當職にあらずとも、知行せられ學

侶の事に至ても、門室の沙汰たるべしなど、のたまふ事共出來りて、つひに大乗院殿懇訴の事に及び

給ふに、その使、松井兵部とかいひし坊官、變なきものにて、事の由を申ひらきてければ、三誓提院殿

いやすからぬ事にあひ、死にかくれ給ひ、松井、此事の御判賜らむとを望申して、年を経しほど、

これもこゝにて病ひし死しけり、一乘院殿の門下に、神祖別御朱印といふもの、すては焼けうせぬ

とて、そのうつしを、あらせし事なれば、覺束なし、殊にはそのうつしとも、御書判とあるされし上、

御朱印にあらざ、まして、公家より彼寺務拜任の日をわかれしかど、いよしより此かた兩門か

らぎ、一山無事なるべき所をもて、其職を奉るべき由仰下されし程に、一乘院殿の院

家ふたりどもに病ひし居候、門主の使等、内侍所形部、喜多坊駿河、御暇を給て、罷歸らむ事を望申

れ、九月廿五日に、兩門の耆宿等に仰下さるべきもの、草を奉る、兩門下の輩共

を承て、あゝ罷歸たりけり、其事の評なる所、別に録せし物どもあれば、こゝには其大要をのみしるせり、

此争訟の大要は、はじめ慶長五年九月、關ヶ原の戦終りし

僧侶のあらそひありしに、

ち、神祖大坂の城に入らせ給ひし時、興福寺領の事に付て、

乗院の門主にも、其事

りて、十一月十六日、五師中に御朱印をなしたされ、當時の寺務、一

也、そのうち、嚴有院殿御

書をなされしなり、すなはちこれ、大性院尊敬僧正寺務の時、事

法親玉と申せしにて、あはします

此時に至て、むかし神祖一乘院の門主になされし別御朱印は、門室

の重寶なるを以て、法皇の御文庫に御藏め置れしに、すぎに、内裏炎上の時にやけうせぬ、彼御朱印

書をうつしたるものを、まゐらせられき、寛文五年十一月三日に、其望申されし旨によられて、御朱印

をなされたりき、前代の初におよびて、公家よりの仰に、興福寺の藤氏の氏寺にて代々の天子御如威

の御寺なれば、公家の御沙汰にまかせられたき由の御事なりしかば、其儘に任せらるゝ、貞享年中に至

て一乘院の門主、維摩會中第六日に、寺務職に任せられ、大乗院の門主、遂講の後に、拜任あるべし

とは、宣下せられたりけり、そのうちあらたに門下の僧黄衣免許などいふ事を、始め行はれ、彼寺學

問料の事は、神祖一乘院の門室に寄せられし所なれば、たどひ寺務當職にあらずとも、知行せられ學

侶の事に至ても、門室の沙汰たるべしなど、のたまふ事共出來りて、つひに大乗院殿懇訴の事に及び

給ふに、その使、松井兵部とかいひし坊官、變なきものにて、事の由を申ひらきてければ、三誓提院殿

いやすからぬ事にあひ、死にかくれ給ひ、松井、此事の御判賜らむとを望申して、年を経しほど、

これもこゝにて病ひし死しけり、一乘院殿の門下に、神祖別御朱印といふもの、すては焼けうせぬ

とて、そのうつしを、あらせし事なれば、覺束なし、殊にはそのうつしとも、御書判とあるされし上、

御朱印にあらざ、まして、公家より彼寺務拜任の日をわかれしかど、いよしより此かた兩門か

らぎ、一山無事なるべき所をもて、其職を奉るべき由仰下されし程に、一乘院殿の院

家ふたりどもに病ひし居候、門主の使等、内侍所形部、喜多坊駿河、御暇を給て、罷歸らむ事を望申

れ、九月廿五日に、兩門の耆宿等に仰下さるべきもの、草を奉る、兩門下の輩共

を承て、あゝ罷歸たりけり、其事の評なる所、別に録せし物どもあれば、こゝには其大要をのみしるせり、

此争訟の大要は、はじめ慶長五年九月、關ヶ原の戦終りし

僧侶のあらそひありしに、

ち、神祖大坂の城に入らせ給ひし時、興福寺領の事に付て、

乗院の門主にも、其事

りて、十一月十六日、五師中に御朱印をなしたされ、當時の寺務、一

也、そのうち、嚴有院殿御

書をなされしなり、すなはちこれ、大性院尊敬僧正寺務の時、事

法親玉と申せしにて、あはします

此時に至て、むかし神祖一乘院の門主になされし別御朱印は、門室

の重寶なるを以て、法皇の御文庫に御藏め置れしに、すぎに、内裏炎上の時にやけうせぬ、彼御朱印

書をうつしたるものを、まゐらせられき、寛文五年十一月三日に、其望申されし旨によられて、御朱印

をなされたりき、前代の初におよびて、公家よりの仰に、興福寺の藤氏の氏寺にて代々の天子御如威

の御寺なれば、公家の御沙汰にまかせられたき由の御事なりしかば、其儘に任せらるゝ、貞享年中に至

て一乘院の門主、維摩會中第六日に、寺務職に任せられ、大乗院の門主、遂講の後に、拜任あるべし</

三井寺の長吏は圓満實
相照高の三院にて三年
ついで交代す

多喜宮は一乘院尊實法
親王にて靈元天皇の皇
子なり元祿十二年十一
月生れ寶永五年入室享
保四年五月興福寺別當
となる

はる／＼其職に任ぜられし上、兩門の差別あるべき事にもあらず、また神祖の御書にも學問料の
事長く一乘院の門室へよせられしとも見え、寺務當務にあらずとも、これらの事をはじめて學侶
の事等、沙汰あるべしとも見え、これはたい、當時の寺務になられし所なるに、大性院殿、その時の寺
務なれば、一乘院殿とはなされしなり、たゞ三井寺の事仰下されしにも、當時の長吏なれば、照高
院殿へとはなされたり、もし一乘院殿の申給ふごとくならん、たゞ當時の長吏たらずとも、三
井寺の事、長、聖護院の門室にて沙汰せらるべき事也、もし一乘院殿の申給ふ如くに御沙汰あら
ん、聖護院殿より、三井寺の事申給ふ事ありて、圓満院實相院等の門主の愁訴も起りぬべし、凡
てこれらの事ども、某が論ぜし事どもによられて、御推問の事ありしほどに、彼門下の院家ことごとく
く詞屈して、まづ神祖別御朱印といひしものをも、みづからあらためて、神祖の御消息などいふ事
なりて、申すほどの事どもふるきものどもに見えし所に相合ず、此所の事心苦しきやあもひけん二
人どもに、打つてきて、病し死して、其使も罷歸りしかば、その事いまだ御裁斷には及ばざりき、此年の
冬は、我南都におもむきしに、かしの奉行三好備前守我に語りて、此たび御沙汰の次第、大乗院殿の
ありがたくあもひ給ふは、いふに及ばず、一乘院殿門下の僧侶といへども、感し申さぬものもなしと
ぞいひける、しばしばは、此所にどまり居て、こゝろしづかにふるきあどもを見んずるとおも
ひしに、一乘院殿の門下成身院とかいふ老僧の、近衛攝政殿の御傳へて、多喜宮見參の事申し來れ
り、此宮に見參せんほどならんには、大乗院殿にまゐらずして、かなふべからず、さらばそれらの儀に
よりて、どありかくありといふ事も、こゝろ思ひしかば、いそぎて歸るべき事あれば、此度の見參
かあふまじといひて、かしこにといふ事、わづかに三日にして、京には歸りたり、後にきくに、三菩提
院殿は、近衛殿御父子にしたしくあはしたりけり、しかるに、彼老僧は近衛太閤の姫君の御母侍從殿
とかいふの親族にて、しかも三菩提院殿にしたしく思はれまゐらせ、さうおそろしきものなれば、
太閤に申す事共ありて、まづその御下向にさきだちて、一乘院の宮よりの御使、并に御門下の院家を
も下せしも、此たびは一定その説にちかぬと、あもひまうけしに、あもひの外の事共になりぬるに、
太閤にも、狀さくけて、申せし事どもありしをば、某も見事を得たりき、されば、太閤にも、此事某かは
からひ申せし所によりにけりと思ひ給ひ、事にふれては、某が事よからぬさまに、申し給ふ事たびく
ぬ事、のやふに、すきさ給ひしなり、

七月廿五日に参りし時、來月上丁、大成殿に御詣あるべき儀を問はせ給ふ御事共ありて、同廿九日にめされて、大成殿御詣の次第と御進上り、きよし御下されし儀あり

此月廿一日東山院天皇
皇子親王宣下の事及び
聖宮登降の事を申さる
いによりて女房の奉書
を下さるこれ前に記せ
る先生の建議を用られ
し所あり
周禮大祝の九拜の註に
此事見ゆ

あらず、同き西日に御參詣の事ありけり、これは、はじめ大學頭信實前代御參詣の次第を多
定申せし事也と見えて、古の禮にかなふべきにもあらず、聖廟にまゐらせ給ひて、形のごとくにも其
禮を行はれざらんには、しかるべからず、釋奠の儀によりて、其次第をまゐらすべしと仰下さる、御東
帶を用ひらるべしや否の事、内々其議ありしかど、今の冠は、後世幘頭の制にして、本朝のえぼうしど
いふもの、周秦の遺製なり、また先王の禮服は、ことごとく直垂領なり、今の圓領は、胡服に出たりとて、
御えぼうし御直垂を用ひらる、また九拜の中、振動拜に至ては、倭國に其禮のこりぬと、鄭大夫
が説にも見えたりとて、神拜の儀さづけまゐらせよとありしかば、其儀を授け奉りたりき
同廿三日に御使として、京都につかはさるべき事あり、まづ其路費の料黄金百兩を
賜ふ所なり、其期は、九月琉球貢使來らん後、こゝをたちて、十一月には罷歸るべき由
内々仰かうふる、これは、十一月十一日御即位の儀を見せしめらるべし、此日また中務少輔詮衡
して、某夜中に御門出入すべき事を仰下さる、此事老中に仰合されしに、これらの儀例なし、
べからざる由の事仰られしによりて、大手御門、内櫻田御門、百人組御門、中の御門、御左關御門、連
池御門、坂下御門、紅葉山下御門等、八ヶ所晝夜に限らず出入あるべきよし、下知せられしなり、
閏八月十六日に、信濃國善光寺獄事を仰下されて、其事を議し申さだめ文の案を
奉れり、

九月十四日、清揚院殿御遠忌の御法會に参らせ給ふ御供に候す、爲備さきに東叡山に
同廿八日、白書院に御出ありて、京の御使の事仰下され、そのうち加賀守忠増朝臣仰
を傳て、黄金五枚を給り、かされて又常の御座にめされて、時服御道服等を賜り、時服
二領

中御門天皇御即位東山
天皇の皇子なり

延年十一月十八日琉球
便進見す

寶永八年四月二十五日
正徳と改元す先生年五
十五

御道服 此日すなはち道中人馬の御朱印を下さる、これよりさき、石供すべきものも八
一領、十月五日には、妻子共にあたふべき、色々のきぬと、八丈島紬とを賜る、染たる小袖の表
の二端、同十一日、明日京にあもむくべきために参る、御前にめされて、仰下されし御
事ありし後に、御みづから物賜る、御印籠、かくて同十二日にうちたつ、かくては、琉球
の使こゝに至らむ後に、打たつべかりしを、風便よからずして、來るべき期を懲りし
かば、其來るを待つに及ばず、同廿四日に、京に入りぬ、此日琉球の使大津の驛に至れ
り、十一月の十一日、御即位の儀を觀る事を得たり、同十五日、詮房朝臣に仰下されし
は、攝政殿申給ふ事あり、來年正月天皇御元服の儀畢し後に罷下るべし、留滞の日久
しければ、其費用のために下さるゝ所也とて、黄金百兩を賜る、此事日ならずして京
に聞えしかば、同廿五日に、大坂にあもむき、十二月二日、それより又南都にゆきむか
ひ、同五日に京に歸らんとして、まづ宇治に至りといまり、明れば六日に、京には歸れ
り、すべてこれらの事ども、別に録せしものどもあれば、こゝには其詳なる事をばも
らしぬ、

辛卯年正月元日、天皇御元服の儀を觀たり、此日まづかく龍顏を拜し給ふことあり
はたき事なれど、こゝに琉球の使物事終りて歸るまで、候見に來りて、いささか

此時の老中は土屋相模
守政直秋元但馬守常知
大久保加賀守忠増井上
河内守正幸本多伯耆守
正永にて四月に阿部豊
後守正衛老中となり八
月に本多正永は致任せ
り

此年二月十三日に井伊
掃部頭直該再び大老に
任す

側用人間部越前守詮房
本多中務大輔忠良若年
寄は加藤越中守明英
(此年十二月罷らる)久
世大和守重之永井伊豆
守(六月卒)大久保長門
守敦寛(三月致任)鳥居
伊賀守忠政(六月任)永
野和泉守忠之(十二月
任)等なり

同八日に、かしこにある薩摩守の第にゆきむかひて、美里豐見掃部頭正幸に相見
事を得たり、これかねてより仰下されし事ありしが、後なり、同廿一日に京をたちて
二月三日にぞこゝには歸りたりける、十五日に、白書院に御出ありし時、御前に
れて、勞を慰し給ふ仰を蒙りぬ、三月朔日に、田安清水竹橋等の御門、晝の程出入の事
仰下さる、同廿三日、此たひ修繕せられし御船ども御覽の供奉に候す、六月十一日に
布衣の侍に召加らる、同廿三日に朝鮮聘使進見賜宴辭見等の儀の次第を奉る、これ
は歸京のち、仰下されし所なり、八月廿五日内々の仰ありて、客使來らむ時に、中路
まで至迎しめらるべし、路費の料とすべしとて、黄金百兩を賜る、九月廿三日に至て
相模守政直朝臣仰を傳へて、朝鮮の使川崎の驛に來らん時に、出むかふべき由を仰
下され、黄金二枚を賜り、また道中人馬の御朱印を下さる、十月十一日に叙爵の事仰
下され、筑後守に任ぜられ、御前にめされて、時服賜りて、罷出ぬれば、詮房朝臣に仰せ
て、末次の御太刀、絲卷 金作五位の位袍狩衣等の物具、ことく皆下し賜る、これは此ほ
どこれらの物ども仰下され、きのふ調進せしかば、けふ叙爵の事仰下されしとぞ聞
えたりける、同十七日に、こゝをたちて、午の時ばかりに、川崎の驛に至りて、此夕朝鮮
の信使等に對面す、十八日の曉より、川崎をたちて、未の半に、淺草の客館に至り、人々

國事先生の著す所の殊
國事略方策合編後記
事に詳なり参看す
べし
神祖世を知し召されし
とけ關原の亂平きたる
年を云ふ慶長六年に始
めて井上六左衛門なる
者を遣して和を議せら
る井上は對馬の臣なり
七年に朝鮮の使臣金繼
元を遣はして和を議せ
し

に人る慶長九年宗義
孫文政を以て京に入り
明年二月神祖に謁す
慶長十二年始めて和議
成て來聘すこれより後
元和三年寛永元年同十
三年等に來聘あり
天和二年壬戌來聘

始めに和を請せられし
時に我國書にはたゞ日
本國源某とありしを柳
川調兵衛私に改めて王の
字を加へて日本國王と
署せし事露れて大猷公
大に怒り調兵衛を罪せら
れ國書は日本大君と稱
すべきよし改めらる

にいふべき事どもいひ終りてのちに、歸り参れる由を申す、十九日には、叙爵拜賀の
儀あり、十一月の朔日には、客使進見、三日に賜宴、四日に朝鮮の馬上方御覽の事あり、
十一日に客使辭見す、訖りて十九日に至て、西に去りぬ、同廿二日に、此たび外使の事
に勞ありとて、相摸國鎌倉郡、植木村 高座郡、上大等五百石の地を加賜ふ、武藏國比企郡
の地をば、返し奉りて、その代地をば、埼玉の郡野平村にして賜らむ事を望申せしかば、ゆるされ
て、こゝにおいて野平一村の地とくく我領となりたり、武藏相摸の地總計一千石を併せ領す、
すべて朝鮮聘使の時の事は、別に録せし物どもあれば、こゝに詳にせず、されど世の
人々我事を申す事の出來たりしは、此事より始りければ、其事の大要をば、こゝにし
るすなり、初太閤秀吉の朝鮮をうたれし後、神祖世をしるしめされし初に、むかし京
の代の時の如く、隣國の好を修めらるべき由を、仰られし事ありしかど、彼國の君臣
どもに、我國を深くうらみて、申す事どもありしほどに、一年餘りを経て後、こゝに
めて使をば参らせたりける、此ほどは、我國創業の際なれば、聘禮を講ぜらるゝなど、
いふ事にも及ばず、此年大御所駿河の國府に御座をうつされしほどに、彼使來れり、今は世の事を
はすてに譲れり、關東に参るべしと仰られしかば、信使は關東に参りて、聘事
を修む、その歸るに及びて、駿河の國府を過る時に、大御所にもめされしに、奉るべき禮幣の物なくし
て、むづかに其禮を備へしなどいふほどの事なれば、當時の事おもひやるべし、此等の事創業記等の
ものに見、天和の時に行はれし所は、寛永の例によられしと見えたり、我國のいにしへ、
えしなり、天和の時に、行はれし所は、寛永の例によられしと見えたり、我國のいにしへ、
外國の使來りし時の例とて、又我國の使彼國にめきたる時の例とて、考られし事

也ども聞えず、たゞ其時に當りて、進止を取りし所をれば、國體にありしとしかるべし、
らぬ事も多かりぬ、百年にして禮樂起るといふ事もある也、今の時に及びて、これら
の事をも議定あるべきとて、其事を下し問はれし事などありしに、答申す所も詳な
らねば、某に問ひ試み給ひし事どもありて、つひに其禮を議すべき由は、仰下された
りけり、それが中復號の事こそ、第一の難事なりつれ、これは、兩國の好修められし初
よりして、彼國の書には、日本國王としるしまゐらす、これハ鎌倉京の代々より、外國
の人は、我國天子の御事を、日本天皇と申、武家の御事を、日本國王と申せし例に
よれる也、しかるを、寛永の比に至て、日本國大君としるしまゐらすべき由を、仰つか
はされしより、此事そのいちの例となりたり、これ對馬國の守と、その家人、されど、大君
といふに、彼國にして、その臣子に授る所の職號にこそあれ、其號を以て稱し申すべ
き由を、仰つかはされしに、彼國の官職を、うけ給ふの嫌ありて、また大君ハ、天王の異
稱なるよし、異朝の書にはみえたり、さらばまた我朝天子の御事にも疑あれば、たゞ
もとの如くに、日本國王としるしまゐらすべき事を申すべき由、對馬守に仰下され
ぬ、此事のはじめ、某對馬守平義方の家人平直賢、平田直右衛門といふ其國の老たり
といふものと申す
事ありしに、此事子細あらじといひけり、公家の御事に、係るに天を以てして、日本

■州の文學雨森東五郎
松浦儀など皆異議あり
て先生の議に服せず東
五郎は書を以て之を論
じ松浦は殊號事考正
を著すすなま學匠とあ
るは是等の人をさすな
るべし雨森の先生に呈
せし書は橋窓文集に見
ゆ尤正しき論なり
堀田筑前守正俊は天和
の大老なり

天皇と稱しまゐらせ、武家の御事に係るに國を以てして、日本國王と稱しまゐら
する事、おのづから天と地と其位易ふべからざる所あるが如し、また共に日本を
以て稱しまゐらす事、周王周公君臣共に周を以てし給ふ事の如くなる事など
を、對馬國にありつるなま學匠等が、知るにも及ばで、とありかくありといふ事によ
りて、國人等いなみ申すことばの聞えしかば、我また彼直賢が許にふみつかはして
申せし事共ありし、はじめ直賢がいひし如くに、彼國にしての申す事もなくて、其國
の書、日本國王と改め來りぬ、又天和の時に、寛永の例によられて、若君にも彼聘を奉
らしめらる、されど若君御幼稚の御事なれば、少將正俊の朝臣を御名代となされて、
其禮をうけられしに、外使等國命をきけし日、世子を拜すべき事の聞きぬ、執政を拜
する事を聞かずと申て、拜するに及ばずして罷出つ、當時も若君御幼稚の間也、また
これらの禮を争ひ申さむも、事煩しかるべしと議定ありて、世子いまだ問を出給ひ
ず、聘をまゐらすに及ぶべからずと、對馬の國は仰下さる、また近例彼國の禮費、我
國の執政は書幣を附し贈る儀あり、むかし京の代は、九州の探題といへども、なほ
彼議政府よりこそ書をば通じたれ、今其例よりむ事、彼國もねがふべからず、
近例のよき、我國もまたねがふ所あり、此事をもきき、いふこと、對馬國は仰

下さる、此二月に至て、彼東萊府使とか聞えしもの、對馬守は書附りて申せし
ありしかど、これもまた仰下されし如くは事なりぬ、又近例の彼使の來り過る所々

みて、朝夕の膳七五三、晝の膳五々三を供す、かゝる事、我朝の天使を待せ給ふ所
といへども其例なし、殊に路次の國々の勞費もばかりがたし、今よりして、彼國
として我國の使を待する例のごとく、路宴賜む事、四所の外に、たいその食料をあた
へらるべしと、對馬國は仰下さる、此事の彼使ももとより其禮の煩しきも堪ず、食料
給らん、其便よかりければ、申す事もなし、又近例は、彼使人等與ふ乗りながら客
館に入り、御使客館に至れども、迎送の儀もなし、これらの事もつゞも古禮は合ず、ま
たむかし我國の使彼國はゆきし時の例もたがへり、今よりして後、其使客館は
入らむ時、與より下り、御使客館に至らん時、階下は迎送するの儀等、むかし我國の
使彼國にゆきし時の例のごとくなるべしと、對馬の國は仰下さる、此二つに至て、彼
使等近例よりて其禮を争ひ、すて大坂に至りぬれど、此事のためは賜宴の事を
いれずと聞えて、世の人ことくくひのしりしかど、これもつひは仰下されし
事の如くは行いれける、また近例彼使といふ至りし日、執政の人々して、御使とな
され、客館は就て、其勞を慰せらる、我國の執政と申すは、猶是彼國議政府の議政の如

し、志かるに我國の使、かしこに至る時、彼議政府の議政をして、我使の客所に使せし例はあらず、いかむぞ我國の執政して、彼使をば慰勞せらるべき、これによりて、此たびは、高家の人々をして、その御使となされたり、されど彼使等申す事もなかりし、大坂京及び郊野の御使等、皆々執政の人々にはあらずしかば、今はた此事を申すべき所なかりし故なり、既にして、彼使こゝに至りし初に、まづ對馬守に仰下さるゝ旨ありて、此度改め定められし事例書條をしるし出さる、それが中に近例彼使進見の時、その國書をば、上々官といふものしてまゐらせたりき、此儀しかるべからず、正使これを捧げてまゐらるべし、又近例彼使の拜位、我國三家の座に同じ、しかるべからざるをもて、其位を改め定めらる、又近例彼使に饗を賜る時、三家御相伴の儀あり、我國の天使を饗せられしといへども、此等の儀あらず、また古の禮にも合ず、彼國にして、我國の使を饗せし時の儀もまたしからず、これによりて、其儀を改め定めらる、たゞその三家御相伴の儀においては申す事ありて、既に賜饗の日に至て、彼使等殿上の座に就し後、某と此禮を爭ふ事時うつりしかど、つひには其詞屈して、仰下されし如くに禮奉りぬ、辭見の儀訖りし後に至て、御復書のうちに、其國王七世の祖諱を犯されたり、改め賜るべき由の事を以て、某に申あり、五世にして諱を犯さるべきは、

の禮なり、また子として父の諱を避け、臣として君の諱を避く、これ臣子の情、忍びがたき所なるが故なり、いかんぞ隣國の君をして、其臣子と同じく國諱避けしむる事のあるべき、たとひ又兩國の君、其國諱を相避るの事あらんにも、その七世の國諱を避くべき事、古にあらず、ましてや己が欲せざる所をば施す事なかれといふ事あり、其國のまゐらせし書を見るに、まさしく當代御祖考の御諱を犯しぬ、其國七世の諱をだに避給るべしと申さむものゝ、いかんぞ我國の御祖諱を犯せしものをもち來れる、其申所皆無禮の事也、某かゝる事申さんとかなふべからずと答ふ、かれらやむ事を得ずして、對馬守につきて、此事を申す、いまだ仰出さるゝ御旨もなかりしほどに、世に申沙汰せし所は、彼等此事申かなへざらんには、大かたいたず、其國諱避しに歸らじと思ふ氣色なり、さらば、兩國の戦ちかきにありぬなどいひより思ひ合せに至ては、しかるべき人々も、某を諫めし事共もありける、されど彼使彼國より來らは、はじめあらそひ申せし事共は、皆これ禮の繁文末節論ずるにたられしかば、つひめまゐらせん事は、其係る所最大也とあるひはかりし所を、我かねてきてはよも國し事共あれば、我もまた死を誓ひて、初のことばを改めずさらばまづのゝしる、此時む書に、我國諱避けなば、我答ん所もまた、其國諱避くべき也と仰下さのかく申す事

にこれも仰下されし事のごとく、彼國の書改めまゐらせし後に我國の書をも改め
つかはされたりけり。すべて此時の事共、彼國の人よりも、なほ我國の人々のいひの
ゝしる事共多かりつれ、されどさすがに上の御事申まゐらすべきにもあらねば、な
いひたすらに、我事をのみぞいふなる、孔子夾谷の會を相け給ひしは、もとより聖人
の御事なれば、いふにも及ばず、魯の曹沫、趙の毛遂などいふものゝ類にも似ざる所
あらん事は、これらの事共なごの申す所あるべき、いかにかくまで我國の恥ある事
をしれる人なき世とはなりぬらん。古に世を避けし人もありしぞかし、又君子不終
日といふ事こそあれとおもひしかば、けふよりして、出て仕ふる道は思ひといまり
ぬる事の由をしるして、彼使のこゝをたちし日の午の時の終りに、詮房朝臣につ
て奉れり、詮房朝臣その答をばせで、いそぎ仰下さるべき事あるなり、とく参り給ふ
べしといひおこせたり、いかなる事の出来ぬらんと覺束なかりしかば、やがて参り
しに、たゞ今申す所の事、聞召驚かせ給ふ所なり、これ世の人の申事共あるによれる
あるべし、初よりそれらの事ども聞召及ばれ、またそれらの説のよりて出る所もし
るしめされぬ。兩國の交は、あの一く其國の輕重強弱の係る所にして、その事體最大
なる事なれば、はなより謹せしめらるゝ事共ありしに、汝の申す所のよく我思ふ

に合ひたりしによりてこそ、此事をば仰かうふりしなれされば、外使申す事共
多かりしかと。ことごとく皆議定せし所のごとく行はれずといふ事もあかりしに
事すでに終らむとするにおよびて、おもはざる外の事出来りて、世の人申す事ども
ありし時に、我越前守にいひしは、我はじめ試むる所ありて、此たびの事をもて筑後
守に命じたりき、かれかならず事をあやまたじ、凡百の事たゞその一つに至て事な
らざれば其功全しとはいふべからず、今此一事によりて、かほどまでに事成し所の
むなしからんは惜かるまじき事かは、佛氏の説に一體分身とかいふあるは、我と彼
との事也、彼あやまちあらんは、即ちこれ我あやまちなり、我また事をあやまらん
は、彼あやまるともなりぬべし、されば我今いかにともいふ所なし、汝もあひかまへ
て世の人のためにあやまられて、申す事あるべからず、たゞ彼のはからひに任せよ
といひき、果して其事ども、我思ひし所のごとくはなりぬ、しかるに今汝の申す所の
ごとくならんには、今に至ては、我もまた悔みおもふ事あればこそ、彼も出て仕ふる
事をとゞめられ、世の人のいはむには、これも又前事の功磨れなん事、前にいひ
し所に異なるべからず、都てこのたびの事ども、汝の身ひとつの事とおもふべから
ず、皆これ我身の上の事ぞかし、いかにともふ所ありぬとも、我ためありとおもひて

甲に至りて此議を用ひ
 れて小笠原大膳大夫脇
 下されしが、あまりにかたじけなさに、覺えず涙にむせびぬれば、かきねて申す事も
 なくて、つゝしみて承りぬとばかり答申たりき、同廿一日に大和守重之の許より、明
 日仰下さるべき事ある由の仰をつたえらる、廿二日に参りしに、まづ詮房朝臣して
 けふ老として仰下さるべき事あり、此ほど仰られし事のごとくに、いかなる事な
 りとも、申す所なかるべしと仰下さる、かくて加賀守忠増朝臣仰を傳て此度の勸賞
 として、所領の地加賜りたりけり、そのうち又詮房朝臣して、此たびの功にかなふほ
 どの賞あらんには、辭申す事ありぬと思召れしかば、わづかに其勞に報ひらるゝ所
 也とぞ仰られける、すべて此度の事、君の靈に頼れり、臣なれの勞かあるべき、しかり
 といへども、敢て仰にしたがはざらんやと申て罷出づ、

神祖世をしろしめされし初は、外
 國より書を奉りし事共多かり、そ
 のころは、三要長老といひしが、その事をば承りたりき、これは秀吉の代に東國にうつらせ給ひし時、
 上野國足利庄の學校の住持なりしかば、これらの事ども仰かうふりし事ありしによりてなり、後に
 圓光寺と聞えしこれ也、此長老なくなりし後は、崇傳長老此事を承る、これは後に僧録になられし金
 地院と申せし事也、此僧録なくなりし後よりこそ林道春法印これらの事を承りたりけれ、大學頭信篤
 御代あらたまりしに、後には、よろづむかしのごとくにもあらざりしかば、いかにして、ふたゝび世に
 も達ばやとおもひて、朝鮮の事は、むかしより我家の承りし所也といひしを、此事承られし政直の朝
 臣、もとより信篤といたしかりしに、よりて、執り申されしかば、さらば其事を承るし、あらんやと仰
 下されて、二冊子を作りて奉りたりけり、その中の事共聞はせたまひしに、もとよりその事の初を
 承るべき事にもあらねば、容申す所つづきながら、その事共承りたりしに、あらんやと仰下されしに、
 共出來ぬれば、ものまなびし事もおぼせぬ人の、かゝる事は本来しる所なり、たいどわたる船の編
 をたえしこゝちし給へるもむべなり、それが中寛永に日本國主と稱し、あらせし事を、さゝめられ
 し時、大君の號稱し呈せしは、信篤の祖父なりとも聞ゆ、また此朝鮮の職號なる事、對馬の國にして
 しるべからざる事にもあらざり、たいにかにもして、此儀の行はれざらん事を、おもふ所には、はからずし
 て同じ心なり、されど此儀のみ申やぶらむ事もかなふべからず、仰下さるゝほどの事ども行はるべか
 らずといひしを、政直朝臣も、それらの説より心まどひして、とありかくありと申されしを、御心ひと
 つにおぼしめし、さだめられて、仰下されしに、なに事も、つひには仰下されしごと、にはなりし也、そ
 れらの説のよりて出る所もしろしめされぬとありしは、上にもこれらの事ども、よくしろしめされた
 りしに、ぞあるべきかの大君の號の事は、今もなほ申す事ありとせし、ぬ、あやまりかざらんとて、わが
 國の恥ある事を、もかへり見ざるは、よく人の義をしらざる輩とこそ覺ゆれ、その比には、あまりに我
 事いはんとて、對馬國のもの多く申せしなどいふ事も有けり、義方の家人に、龍六郎右衛門と云しが
 來りて、平田直右衛門が國に歸らん時に申せし事あり、此たびうけ給らせ給ひし事につけて、なに事
 にもあれ、御力のおよびがたからん事を、ば承るべしとの事也、しかるに、信使等歸らん時に、此所をす
 ぎぬべしと聞え侍り、當時御名は彼國までも聞えしにも似ず、御屋作りの小しきに見えぬこそ、か
 つは我國の御爲にもいかるべからぬ、此たび主にて候者の屋形つくりぬる材の、猶餘りあるものども
 侍れば、つくりあらため候はんといふ、このたび彼使の來りすぎん所、今その家づくりあらたむる事
 あるべからず、見ぐるしからん所は、いかにも修め補ふべしと仰下されぬ、我家小しきなれど、見ぐる
 ときほどの事もなし、しかるをつくり改めんには、改めつくるべからずとい、仰下されしかど、此事に
 あづかれるものゝ、かくする事、まこといつくり改めんこそよかるべけれなど申す事も出來なん
 には、もつともしかるべからず、御せしものほどは、わするべからずと答ふ、其後また、信使來らん
 時、川崎の驛に出むかふべしと仰下されしに、至て、かの人また來て、我國の御ため也、路次の行装刷は
 れざらん事しかるべからず、其事承らんために馳参りぬといふ也、去年御使の事承りて京に上りぬれ
 ば、旅装の具事かけずこゝよりかしてに至らん事、わづかに一日の程也、それらの路費いくばくもあ
 らず、もしなほつがざる所あらんには、申すべきに候といふ、されどなほ夜ふくるまで、申事共ありし
 かど、つひに我心の轉ずまじきをしりけるに、ぞもし仰らるべき事あらんには、何事にもあれ承りぬ
 べしといひて、歸りたりける、此度の事仰かうふらざらんには、いかでかゝる事を、もきくべき、皆これ
 公の御事にかゝりぬる事也、私の事とおもふべきにあらざりと思ひぬれ、その事つぶさに申したりし
 上は、これらの説をもて、我をうたがはせ給ふべき御事にもあらず、又世の恥ある事を、もしらざらん
 人の心にて、我身をもて國に許しぬる事を、ばえらて、たい我身の幸あらん事を、はかりし也とこそあ

もひねらめ、遠く倭漢の故事引くまでもなし、近く山本道鬼と聞えしもの、甲斐の武田が家の軍師也、武田越後の上杉と、信濃の國川中島といふ所に戦ひし時に、みかたの軍やぶれぬと見えしかば、かの山本まつさきにうち死してけるすこしく恥ある事を志らんものは、かくこそありけれ、我もし此たび議し申せし事の、一つも仰下されし事のごとくならざらんに、たどひ仰下さるゝ御事こそなからめ、我何の面目ありてか、ふたたび見えまゐらす事のあるべき、されば此事仰かうふりし始より、我身のなきものこそ思ひ定めたれ、かく思ひ定たりつるは、我國中の事はいかゝるありなん、此事もしあやまつ所あらんに、我國の恥をのこすべきなりと思ひしがゆゑ也、彼復讐の御事を、對馬の國人等がいなみ申す事聞えし時に、我贈れる書は、我此事をもてあらそひし始也、其書の案は、今もあるなり、其後又大坂において、信使等の禮を争ふと聞えて、對馬守に贈らん書の草を奉りしに、しかるべしと仰下されしほど、其議すてに行はれぬと聞えて、書を贈るにも及ばず、されば、此草は御覽じたるものなれば、我後にも傳ふべし、其後信使等殿上の座よりして、我と禮を争ひし時の事、今の太和守重之朝臣も見給ひぬらん、其餘見し人々は、今もなほあはすべき、すでに御座につかせ給ひしとて、人々色めきあへりし、我動く事なくして、つひよかれら三人を、いひふせたりけり、これらの時、我心のうちよ、いかにおもひ定めたりけんと思ひはかるべし、其後又國諱の事起りし時、世の人誰かひひとりも其心の動きなかりし、たい我のみひとり動く所のなかりしは、我心はじめより定まりぬ、ありつるが故也、上へいこれら所、よく志ろしめされけるにこそ、汝の申聞る所誠に志かりとのみ仰られて、また仰らるゝ御事もなかりしほど、これもまた、つひよ申せし所のごとく、いなりきすべては、これ我國の靈によれる所也、八力のおよぶべき事は、あらず、然るを我功によりしなどいはん事、あかるべからず、まして其功よつる事あらん、尤もあかるべからず、もし議申せし所の一事も行われざらんば、其功いづれのどころよかあるべき、

世の中の事、なに事にもあれ見聞んほどの事た、いゝうち過べからず、よくく其事の由を詳にすべき事なり、これまた古よいはゆる格物の一事なるべし、その事小しきなれど、前に志るせし聘事よつきて、我むかしより見もし聞もしつるとの、其用よあたりし事ども、少あからず、其一二をばこゝにしるしぬ、たゞ、いゝ我いづけな

三月の狀に次御館造作事云々ありて平門上門等の名目を附たり

あるが心得がたかりきに、物のこゝろをもわきまへしより、此がたむかしの物語を

たふるき日記あどいふものゝ類を見るに、したがひて、おもひわかせし事共あり

き、また鎌倉に、鎌倉殿の御所の圖ありと聞て、其圖にこそ、かの往來に見えし事共も

あるべけれと思ひてこそ、もとむる事年久しく、つひにその圖をうつし得て見しに

鎌倉の代の物ども見えず、京の代となりし後に、鎌倉殿と聞えし時の物ども見えず

これい、末の代の人の屋形の圖の、鎌倉に住し都料の匠が家に傳へし所とぞ見えたり、また九條殿には、室町殿大臣大饗の圖ありとも聞し事あり、京に至りし時に、望申

ければ、借し下さるゝ、又近衛殿の槐門の圖といふものをも見る事を得て、ふるきもの

どもにみえし屋作りの事、心得し事もありき、そのうち、聘事によりて、中門改め造る

べしと仰下されしに、鎌倉右大將家以來、武家には門に屋根おほひしものを用ひら

れざる故實あり、其證として、右大將家の時の圖をまゐらすといひし事あり、此事を

もて、某に問はせ給ひしが、我むかしより見もし聞もしつる事どもしるして、此圖我

許にもうつし傳へし所也、されど、鎌倉殿の代の物にはあらず、其證は多くことばを

費すにも及ばず、今の代に鑑と申すものの始、太平記も見え侍り、志かるゝ此圖

は、鑑之間といふものの有こそ、其代をばおしはかりぬべき事なり、又遠くいにしへ

太平記建武二年正月三
井寺の合戦に鎌長刀の
と始めて見ゆ其前のも
のには鑑と云ふ名なし

の事ども申すまでもあり、二條の御城には、寛永の比の御門どもの礎は今もさふらふ、此時の棟門唐門は、後に仙洞に参ら、又南禪寺の内金地院の宮門は、むかし神祖聚樂の御所、今はその礎のみ残れり、又南禪寺の内金地院の宮門は、むかし神祖聚樂の御所の門をうつされし也、さらば當家代々にも、棟門唐門等用ひさせ給ひし事明らか也、たゞ此所には、いまたそれらの御門建られざりし也、いかにかゝる事をば申しぬらん、されど其議にやしたるがはせ給ふべきと、答申たりけり、これらの事共しるし出されしかば、此事議し申せし輩も、其詞屈しぬとぞ聞えたる、大學頭信篤も鑑の問といふ所あるをもて鎌倉殿の代の圖にあらざるは、近き證にも候と申せしなど聞えたりき、武家には、屋根おほふ門用ひられざる故實也と申すは、御旗等の出入の事のため也とぞ聞えける、申すことの如く御旗を出し入らるゝ事のあらん時に、此所をのみ出入るべき事かは、いづれの御門へにも、屋根おほはれぬ所もあらばこそ申ければ、これらの事、もとより論ずるにも及はずとぞ仰られける、すべて此等の事ども申せしも、前にしるせしごとくに、此たび改め議せらるゝ事ども、申やぶらんとをとおもふがゆゑなりとぞ聞えたる、

國師日記は金地院傳長老の日記なり
衣函は銀束を納るべき
國あり
國師日記は公家にて上表
又なのする案なり

また我國よりなさるゝ御書函は、白銀をもて打造り、黄金の環に、紅の緒を用ひられし例なり、これは徳廟の御時よりの例也、此事いかにあるべきと仰下されしによりて、京にて見及びし衣函表案等の式をまゐらせしかば、此たびは其式を用ひられけり、又此たびは、信使等館門の外にして興より下りぬべきがために、對馬守門外の幕次の事を申せしかば、大坂にしては幕の内は櫓をつらね置く、毛氈をもてつ事聞えし

幕上下を櫓ににして
中は毛氈を用ふ
元子は御座會の時など
僧の坐に用ふる物なり
前攝政殿下は近衛基熙
公の事此時下向して江
戸に在り

水干は仕立襟かきぬ
の如くにて袴は長袴ふ
り大納言の時に用ふる
服なり無位の人にも之
を服す

縁塗の烏帽子とは縁を
付てゆりたる烏帽子なり
風折烏帽子なり
水蘭地の水干赤黒き色
を水蘭地と云ふこそ僧
尼令義解は水蘭地の黄
襦袢なりとあり様はつる
バミと訓す
銀作の野太刀は兵仗の
太刀なり平朝の太刀と
も云ふ

し所なれば、いかにもありぬべし、それらの儀しかるべからずと申て飛騨して参り、斑幔と元子とをとりよせて、此所にては、斑幔の内は、元子を設けたりき、前攝政殿下此事を聞召されて、ほめさせ給ひしとぞ承はる、又某川崎の驛にゆきて、信使にむかふべしと仰下されしかば、其時に着つべきものゝ事をおもひめぐらすに、これ古にいはゆる草野の會也、されば、此所にて用ひられん所は、しかるべからず、凡武事に水干を用ふる事、武家の舊儀也、此物を用ゆべしとおもひしかば、うちゝ其事を申請ふて、かしこにゆきしに、信使等對馬守が許に使して、こよひの客は、いかなる冠服をか用ひ給らん、其議によりて、こなたにもまたその心得あるべしといひしかば、對馬守よりして、また我許も此由いひ贈れり、今日の事は逆旅の事なり、某はたゞ武の常服をもて入るべし、客使もまた常服をや用ひらるべきと答ふ、某がこよひの儀は、縁塗のえぼうしに、水蘭地の水干、襦袢も括して、銀作の野太刀をはく、もし其官人等出むかふ事もこそあれとおもひしかば、肩輿の中に、香を入れたり、案のごとく、館門に至りし上、上々官などいふもの出むかふと見えしかば、やがてかの香を出し、つけて門に参入りける、すべて此等の事、國體といふものゝある事をも、武家の舊儀ある事をも、わきまへぬ人々には、共に論ずべからざる所あり、

外使の時の事しるすにつけて、思ひ出にし事、また一つ二つあり、はじめ京にのぼるとて、美濃國大垣を過るほど、その邊の家々、ことごとく榜示をたてしあるを見れば、こゝをば一丈きるべし、かしこを、一尺きるべしなど、尺寸をわかちてしるしたり、いかなる事にやと問ひしに、朝鮮の聘事につきて、其事承り給ひし人々の、こゝを過給ひしに、大目付勘定奉
行等の人々召供せられし、對馬守の家人、このところ路狹くして、大旗の通らん時の煩あるべしと申せしかば、かくは沙汰し置れしといふなり、かの使のこゝを過るば、此度を始とやすると問ひしに、彼使の來る毎に必ず此所をば通り給ひしと答ふ、京につきし事を注進せし書に、此事を議して、此等の事、沿路諸國の煩あるべし、彼使來りしより此かた、事の煩なかりしを、今はたこれらの沙汰あらん事、もつともしかるべからずと申したりき、後に聞に、これらの事は、ことごとくにといめられき、また外使京よりこゝに來り歸らん道のほど、かの一行の人の乗るべき鞍馬ども、諸大名の役に課せらる、これ例なり、其役を充らるべき事例をしるして、まゐらせしに、たとへば、西國大名の中、遠江國より東の役を課せ、東國の大名の中、三河國より西の役に充らるゝありて、凡役にまたがふ事、一日程を限とし、來らん時に一日歸

しども見えす西國の人々よは三河の國より西の事を課せ東國の人々よは遠江國

より東の事を課すべき事もや、さらば西國の大名の家人等、外使來らんを送りし後
は、各大坂の屋敷に歸りて、外使歸らん期にさきだちて、迎ふべき所も出むかひ、また
東國大名の家人は、外使を迎へし後、又は此所より來り集りて、外使歸らんに至て、これ
を送るべし、さらば各其便もよろしくして、おのづから路費の用其半をば減ずべし、
また其役にしたがふ事、只一日を以て限とせんも然るべからず、諸國の大名、此度の
役に従はんに、僅に一日二日を論ずべきにもあらず、凡迎へ送らん事、二日程を以て
限とし、或道遠く、あるひは祿少き人々をば、此役を免除せられば、此役課せられし大
名も、其數多からず、且はまた、靴馬の數も其半にして、其事辨ずべしと申す、申所尤し
かるべし、重て此等の事仰下されたらんにも、其意を得ざるものよくすべき所にも
あらず、其事をしるして參らせよと仰らる、承りぬと申て、明けの日の朝、其事をしる
して參らす、いかにかくわはやかりしぞやと仰あり、諸國の大名役にしたがふ事、あ
のゝの居城より行程百里の外に出る事なからんやうに、賦りて候ひしかば、煩しか
らずして、其事辨じ得て候と申たりき、始まるらせし所は、萩原近江守重秀がはからひし所に
て、鞍具馬等をば、商人のうけおひといふ事になして、
大名よりは、其價を出さしむべき由の事也、かゝる事
も、國脉に於てしかるべからずと申といめし事あり、

又駿河の國府より、路宴の日其上々官より以上は、御番衆して給仕の役になさるべし、それより以下の輩の給仕人の事は、内藤豐前守武雄に仰下さるべしと申す事あり、駿河國中の城、某、此事またいかいあるべき、凡此度の事、諸國大名の、其役二つをかし主なりしゆゑ也、

けられず、海道に所領あるほどの大名、皆々外使を迎送の役あり、それにまた、此事仰下されんには、此人にのみ、二つの役をかけらるゝあり、某御使奉りし時、駿河の國府をすぎしに、さすがに神祖おはしましつる御名ごりにて、土俗いやしからず、商人共の子嚮び出し、此事にしたがはしめんには、無骨の田舎侍には、はるかにまさりぬべしと申ければ、此事も、某議し申すごとくには、仰下されたりけり

此年七月四日に召れて、越後國村上の領、八十五村の百姓四千百十六人、濫訴の次第事よのつねにあらず、此上は領主に仰せて、嚴刑を行はるべしと聞ゆ、奉行所、勘定よりまゐらす所のものを下さるゝ所なり、議し申すべしと仰下さる、奉行所より奉れる狀を見るに、去年松平右京太夫輝貞、村上の城を賜りし時、三島蒲原等の郡四万石領といふ所の百姓等、其地を以て御料になさるべき事を來り訴ふ、此等の事、其望む所をゆるされざる事の由を申せしにつきて、彼等は、其在所に歸れり然るに、彼村

轉上城は寶永元年本多
官十郎忠孝、原式部大
輔政邦に代り同中務少
輔忠隆此に居る寶永七
年松平右京太夫輝貞
等より、いづる

關川は國後の地名

五十餘人を評定所にゆして、其事の由を問ふに、御料の百姓たけん事を謀請ふ由を申す、其事ゆるされがたきの由を申す事、度々におよぶといへども、其返答にも及ばず、此上は別に御使をなされて、召問はるべき歟、但し彼張本五十餘人をば禁獄し、御使二三人を彼國に下され、御代官をもて御、其餘黨は早く領主に渡され、下知にしたがはざらんものどもをば領主の沙汰として、其罪の輕重にしたがひ、或は死罪、或は追放、或は禁獄し、其田畑屋敷等は、領主の進止に任せらるべき歟の由をしるして、彼國の御代官所五月廿一日の注進狀を副て奉れり、御代官所は、黒川といふ所にあり、また其狀を見るに、風聞の事共をしるして、今度張本五十餘人を召れしにつきて、其餘黨等以外の外に、骨張し、數通の起證文をかきてあつゝ、其約を堅くし、召れしものどもに相隨ひて出づるもの百餘人、もし五十八人のものども罪せられれば、百餘人のものども出訴ふへし、百餘人のものどもまた罪せられれば、四千餘人のものども罷上りて訴ふべしと議定し、すべて御代官所を見ることが仇敵のごとく、去年の貢米ほしひまゝにうり米とちして、船に積出し、庄屋これを制すといへども、敢て用る所あらず等の事をしるせり、或説に、一向宗の僧を大將となして、すでに軍の用意する、その明る日封事をまゐらす、其大要は、きのう下さるゝ所の物どもこれを見訖りぬ、そもゝゝ當時天下無

發生の天下の大事に參
預して諸役人の非分を
正し法規を改められし
事は、もとより本文の記
す處に止らず猶いひほ

どもあれども書もらし
しもの多きか如し然る
に諸役人の先生を忌嫉
し人も亦多きにや鳩巢
の手簡に評定所への御
申付に早々仕廻申儀は
諸事に功後り候てはや
く吟味埒明申候儀其理
を盡さずして早々仕廻
候はゞ不可然義に相見
候旨を被仰出候て迷惑
なる義痛入申答之處一
圓左様に無之とくに其
事を仕廻て八ッ時分よ
り暮迄は只評定所に空
く詰居被申是は筑後殿
(先生をさす)の御恩故
幕迄罷在候杯と愚口申
候由沙汰の限りと存候
とあり此時の情態可三
思見と也

告の民、いづれの所にか來り訴ふべき、しかるを奉行の人々、はじめ下知せし所にし
たがはずして、此訴ある事を以て、違犯の科となし、くはふるに、また御代官所より注
進の狀に見えし風聞の説によりて、つひに斷ずるに反逆の罪を以てす、凡そ民の父
母たるべきもの、其心とする所、かくのごとくなるべからず、かの風聞の説のごとく、
實に其反謀あらんには、其歳の貢をうり米となして、みづから其時の糧をうしあう
事あるべからず、殊に又、其反謀あらんにも、これらの備へあるべき事をもしる事な
からんには、深き憂にあらず、いはんや、御料の百姓たらん事を望請ふものども、いか
んぞ上にそむきまゐらする心のあるべきや、たいその堪べからざる所あるがため
に、來り訴ふる也、某かれらがために、其他なき事を保ちつべし、今に至りて、これら
の事共、奉行の人々に仰下されて、かさねて召問るゝ事ありとも、訴ふるものも、聽く人
も、相怨み相にくむ心あらたまらざらんには、其情を得て、其心を服せん事かなふべ
からず、幸に奉行の人々、別に御使して召問はるべき歟と申す也、特に御使を差遣さ
れて、その來訴ふる事の由を召問はるべし、但し、此御使の事仰蒙らん人の、いかにも
溫柔にして、哀れある人を憐はるべき、又、候と申す、かて、横田備中守鈴木飛騨守堀

大目付横田備中守由松
目付鈴木飛騨守堀

七月十一日よはたして訴申す所そのいはれなきにしもあらず、又此訴横平有泉水

慶安二年松平大和守直
村上城を賜ひ四万石
を増加ふ

が所領となされしより事起れるにもあらず、六十年の前松平大和守直村上の城
を賜りし時、三島藩原等の郡にして四万石の地を加らる、これよりして、土俗其地を
稱して、四万石領といひひけり、去々年本多中務大輔忠良彼城を賜ひし時、時五
の四万石領の地、こゝかしこをわかつて、二万石の地を以て御料とあされ、其餘をも
て、村上の領とあさる、然るに本多が領となされし所に、村上の城をさる事、或は二十
里、或は三十里、又及びて、また信濃川をはじめて大河三つを隔て、又十五六里餘の堤
ありて、毎年春秋の水のため、やぶらる、これら修築の事、また其勞費はかるべから
ず、それにまた、彼四万石領の地、もと大庄屋といふもの十八ありて、年比これらがた
めに、くるしむ事共多かりしに、此たび、彼十人が中八人をわかつて、村上の領に附せ
らる、これらの事よりて、村上の城のほどりある所の地と、引かへられんことを、
黒川の御代官所に歎申しけれど、其沙汰に及ばれず、これらの事共、八十五村の百姓懸訴
する所、こゝとくそのいはれあり、
前代の御時より、此かたの、諸大名御旗本の人々、所領替のある時に、その土田の沃饒なるもの、又は山
林川澤の利ある所々をば、皆々御料となして、其餘をもて、私領に附らるゝ事なれば、ひとり百姓共の
うれへ申す事のみにあらず、その領主もまた、これ
がためにくるしむ事、すべてかくのごとくなり、
去年四月、百姓共の中三人を撰びて、奉行
所に來り訴へしむ、三五兵衛、新五郎、市郎兵衛といふもの三人也、勘定奉行これも亦その沙汰

鳩集手簡に此比の事を記して曰く新井氏間部殿と兩人にて上之御相事に被成候様子に相聞申候御威光にて押て被行候へば諸役人に申渡し事濟候義御前代杯左様にて候それを安し無理を押て被仰出候事殊之外御嫌ひ候故何れ角も理をつくされ候様に御自身御勤被成候上さへ左様に候へば私共隨分御用捨被遊候へ共此方より少しも休仕

事に奉存候上御委任被遊候へば御勤は多端に候へ共御勤被成より方に可有之候其故御ついき被成候と奉存候先以君臣御勤政之段天下の幸と奉存候私共外間にて奉同候には種々々震遊何之義も無之御穩便に相聞申候へとも奥深く生恐頼母敷奉存候唯今承り候て授こそ被存候由申候へば新井氏被申候は御代替已候一人も刑罰に被行義も無之そのく御政を被與候事中々御遠慮有之義と被存候旨被申候とあり是文昭公初政の時事情を伺ふにたれり

に及ばざりしかば、四月に至て、河内守正岑出仕の路を遮りて訴ふ、奉行の人々、其越訴の罪をことわりて、彼三人を召預く、五月の末、三人の輩を奉行所に召て、此たび松平右京大夫村上の城を賜れり、汝等申す所有べからず、急ぎ罷歸るべしといひしかば、望請ふ所のゆるされぬと心得て、本國に馳歸る、村々の百姓等悦ぶ事大かたあらず、されど彼二万石の地、村上領に附られし事、猶又もそのごとく、三人のものども心得ぬ事にもひて、九月の初にまた來訴せしを、やがて禁獄す、それらが父子兄弟も召よせて、禁獄せしに獄中に死せしもの二人、三五兵衛が父と弟也、村上の百姓等いよく心得ぬ事にもひて、歎申す所いまだ御裁許あらず、さらば、此年の貢、御代官にまいらせんも、又村上の領主にまゐらせんも、其事決しがたしとて、催促に志たがはず、此年の二月、奉行の人々彼所の百姓等召問ふべしと申して、其張本と聞えしものども五十八人を召したるなり、此たび別の、仰を奉りし人々、彼等が申す事どもを聞て、たどひ申すところいはれありども、今はた望請ふ所をゆるされんに、これらの事後來の例となりなん事まかるべからず、たといいかにも奉行所の下知に志たがふべしといひしを聞て、此上いかに申すもきいへきされど今迄のどくにはいへん、

てさふりへば、本國のものどもいかにや思ひいへき、おはれにみもの、
十八許御いどまを給らん、に、罷歸りて此仰の旨を傳へて、彼等が所存を承りてのちに答へ申すべしと申す、彼等をゆるし歸されん事も、まかるべからずなど、議し申す人々も多かりしかば、かさねて此事を以て某に仰下さる、虎を野にはなつなど、申事も事にこそより侍れ、かれらを本國に歸されんに、何條事のいへき、彼等歸りて此たびの御德惠を申傳へざらん、に、本國にみものども、誰によりてか此等の御事を承るべき、又彼等が訴申す大庄屋の事、御糺問の事なくしてもかあふべからずと申ければ、其請ふ所をゆるされて、三十二人を本國に歸され、彼大庄屋小庄屋等を召れ、八月の半、横田鈴木堀田等して、御糺問の事等あり、九月の初、奉行の人々また御代官所注進の狀をまゐらす、其狀には、はじめ召れしものどもの中を歸されしより、村々の百姓等うちよりく申す事ありと聞ゆ、また此年の作毛をも、私に刈取りて、残りなしなど見えたり、程なく彼八組の百姓等十二人参りて、御德惠のかたじけなき由を申す、八組とは、四万石領の地、大庄屋十人、の下に屬したれば十組といひしを前に見のどもを、八組と、そのうちかれらを始めて、はじめ奉行所にて禁獄せし三人のものどもを召て、庄屋どもの事を問はしめられ、かさねて庄屋どもにも問はしめられし事

國事記せしもの寫本にて世に傳はれり

共ありしに、庄屋ども陳じ申すに詞なし。たゞへば去年十月の末よりして、正月の半に至るまで八十日の間、御代官二人黒川に來りといまりし時に、大庄屋等その用度として、金九百五十兩を村々の百姓に出させし事の類いくらもありしを、ことごとく申ひらくことばかりし事どもなり。十月十二日に至て、此事御沙汰の次第ありて、自今以後、庄屋共不法の事共を禁ぜられ、彼二万石の地、八十五ヶ村の百姓、四千百十六人を以て、村上の領主に引渡さる。此時に領主へも仰下されし御旨ありき。此年十二月廿六日に至て、寅卯兩年の貢ことごとく皆其領主に納め入れしとこそ聞え

たれ、さればはじめ年々の貢米うりすてしなど聞えしは、あらぬ事共也、そのうち又彼八十五村の中、城井村といふ所の百姓等、并にその村にありし一向宗福淨寺の住僧、なほ違犯の事ありと聞えて、明くる年の正月の末にめし問はれしに、これもまた風聞のどころ皆これひが事にて、ゆるしかへされたり。すべてその詳なる事は、別に録せしものあれば、こゝにはその大略をしるせり。

此年十二月廿二日、不忍池のほとりより火出つ、西北の風烈しく、延焼數万家におよべり、はじめ丁酉の大火の後、此災しばしば起て、此災にかゝる事十數度に至れる間々ありて、人々其所をやすくせず、これらにくはふるに、そのたびくには万物の價騰り貴くして、その禍の及ぶ所もひろければ、いかにもして此災除かれん事を議し申すべしと仰下さる、人々にも此事問はせ給ふべき御事勿論なり、まづ某が議をも奉るべしとて當時此災の起る事天の道にかゝれるもの四つ地の勢によれるもの

御火十五條は寫本にて世に行はる

五條を議してまゐりす。此議草なほあり、御奉行並に火消の人々にも議せしめられしに、おのゝく申す所其理を盡せし事ども見え、たゞ白銀町の堤を増し築かるべし

といふ事は、人々の議合へり、某が議せし事にも、これに似たる事はあれど、人々の議には同じからずされど人々の議によられて、彼堤を増し築くべき事を仰下されて、某が議せし事ども、いまだ擧用ひらるゝにもおよばで御他界ありけり。

延徳二年壬辰先生年五十六
四月十九日万石以上の大名に領地の朱印を賜ふ是先生の草を用られし所なり
公家衆を堂上と云

三月六日湖人にいさまた下さるゝ時去秋歸帆の關船海上にて閑意を行ひしとを戒しむ

元和軍役の定めは元和四年六月令す

明ぬれば壬辰の年、諸大名に御朱印を頒下さるべきにて、某が草をゆさる、御旨をどる事などありて、二月廿三日より廿五日に至て、其草を奉れり、そのうちまた神社等に頒下さるべき草を奉るべしと仰下さる。堂上寺社の御朱印なり、此事も、又此春來らん終らずして、御他界ありしなり。阿闍陀の人にあひて、西南外國の事共問ふべき事ども仰蒙りし、二月廿五日より三月九日に至るまで、其旅館にゆきむかひて、問對の事どもあり、其事別に録せしものあれば、こゝにはしるさず。

此ほどまた議し申せし事あり、其大要は、前代より此かた、諸大名に課せらるゝ所の役重く、これにくはふるに奉獻の物又多し、天下の士民窮り苦しむ事も、悉くこれによれり、凡そ大名御旗本の人々、公役にしたたがはん事、軍役をもて準據とせらるべき御事なり、はじめ元和に軍役の事御定ありしより、其事にしたたがふには、本役半役三

寛永軍役は寛永十年二月令あり

慶安二年十月又令あり

正徳二年四月廿三日諸大名参勤召供の者の事令ありしも先生の議によりしなり六月にも亦令あり諸門の番衛の員数を定めらる

分一役等の差別あり、寛永の時に至て、軍役の事を改定めらる、其後元和の時に比するに輕かりき、これ泰平の日久しきにしたがひ、虚費年々に増して、其役にしたがひがたき所あるを以て、時の宜しきところを斟酌せられしとみえたり、いはんや寛永をさる事猶久しき今においてをや、軍役の事すでにしかり、よのつねの事ども、故なく其役重からん事もつともしかるべからず、遠く異朝の事を論ずるに及ばず、我國の亂れし代々の事を見るに、其亂のよりて起れる事、天下の人民財つき力窮れるにやらざるはなし、これを富さんこれを教へんとも見え、また倉廩みちて禮節をしるども見え、たれば、いかなる善政おはしまさんにも今のごとくにして世に行はれん事かたかるべし、されば當時の急務いかにもして天下士民の肩を休めんにはしくべからず、さらばまづ諸大名こゝに來らん時、召供すべきものゝ人馬の數を減じ定められ、城門より始めて郭門に至るまで、その守の番人の數を減らし定められ、なによりらず時に臨みて公役にしたがはんには、或は半役或は三分一役を用ふべきほどを斟酌ありて仰下され、これよりさき庚寅四月十六日に、前代に諸大名火の番の事仰かう、臨時に仰下されし時の人數の事、奉獻の物に至ても、或は度かさらんをば其度を減じ、いまだ其定なかりしが故なり、奉獻の物に減らし、其度を減じ、

以下の人々に贈らん所も、其度を其物をも相減すべき由を仰下され、

の俗も改り、賄賂の事行はれざらん事も、また其中にありぬべし、これらの事ども、よく御思惟あるべき由を申せしなり、これによりて所々の御門番人の數等問は

しめ給ひ其數を定められ、また諸大名交代に、召供すべき人馬の數等、多かるまじき事共の御沙汰あり、但し奉獻の物の事は、議し申さるゝ人々ありしかど聞えしが、某

が議は行はれず、奉獻の事は、上をうやまひまゐらするを行ふどころなり、またむかしより度しげいもつどもしかるべからずと、かたぶけ申人有しなり、さることばりもこそあるらめ、

此年の三月、道中の事ども御沙汰ありけれ、これは去年二月、我京より歸りし後に、海

道中宿願

此二月に道中奉行を兼たる大目付松平石見守、乗邦勘定奉行大久保大隅守忠香各與力二騎同心十人を付られ、又道中宿願の事數條を令す皆先生の議する所を用ひられし者なり

この四月諸國郡名の訛誤を改正せらる、寛永敦書の郡名考一卷あり、この比命を承て撰はれし者なるべし

道の事ども申せしによりて、その三月、朝鮮の聘事に事よせ給ひ、道中の奉行に、松平石見守、大久保大隅守、仰下されし事ありしより此かた、其人々議し申す事多かる中に、其大要は、

道中の宿々、年に隨ひて貧しくくるしめり、其故も端多けれど、中にも近年以來、公家武家の人々召供すものゝ數多くあり來て、宿々の人馬其數にみたず、其役たすくる所々に至るまで、こどもに皆くるしき窮れり、しかのみならず、荒居の渡改りしところは、海道往來の貴賤多くは山道をすぎぬれば、海道の宿々は産業をうしあひ、山道の宿々は人馬つがず、されば國々の役に課せて、諸道宿々の人馬を増し置くべきは

どの料をめされて、人馬の數を増れて後に、ちかきほどより、其役をたすくる事を免除せられ、宿々のものどもいふに及ばず、其役をたすくるものども、共に愁苦をまぬかるべし、次に近年山道を経て往還する人々を禁ぜられ、海道山道の宿々ゝのく其生を遂ぐべし、これらの事を始て、すべて道中のものども、疾苦の事ども、身みづから、其所に至らざれば、いまだ誤なる所をしらず、ねがはくは、時々使して其事を問はしむべきものを、奉行所に屬し給はるべき等の事、前後數十條におよべり、そのうち某にも議せしめられしかば、しるし奉れる事共多かる中に、某御使を奉りて、海道を經過して、身みづから其事を見るにおよべり、往還の人々召供のものども、其數多きがごときは、宿々のものゝうれへにあらず、たいその役をたすくる近きほどりものゝうれへなり、其故は前代の御時に、宿役人といふものを始め置れて、御料の宿々々に御代官所の手代といふもの、其宿々の事をつかさどり、公役等によりて經過る人々ある時は、宿々のものども彼役人ど心をあはせて、實に用ゆべき人馬の數に倍して、此役をたすくべき所々に催促して、其役にしたがふべき人馬を以て、公役の事に應じ宿々の人馬をしては、往還の旅人を送り迎へて、其賃錢を私にし、また其役をたすくべき所々より來れる人馬もつゝある其數にみだされは、御料の損となる

せ、その代りとしては、金銀をはたりとりて私にす、されば往還の人々召供のものども、きにあらずれば、その得る所すくなければ、宿々のものどもは、たい其人數のすくなからん事をうれへどす、其役をたすくる所々のものどもは、たい人馬のつかれくるしむのみにあらず、其罪を贖ふために、財力すてにつきはてぬれば、宿々をさる事五里十里がほどに所領ある人々、其税年々に減じて、いかにもせんすべあらず、また公事によりて往來する人々の召供のものども、あのを迎へ送らむために、人馬の多くあつまれるを見ては、あにをくるとみてか、みづから重き物を負ひ、遠き道をもゆくべき、あのかゝその人馬を取用ひて、我勞にかふるは、下賤の情志からざる事を得ず、すべてこれらの舊弊を除かれんには、まづ宿役人といふものを停廢せらるゝにまゝはあらず、次に近年以來、荒居の險をさくるがために、海道山道ふたつあら其生をやすくせざる由、これたゞ其一つを去りて、その餘をば老らざるなり、前代の御時、海道の宿々望請ふによりて、その駄賃等を増す事共ゆるされし所々あり、是より此かた、貴賤往來の路費を省かむ爲に、山道に赴くもの多くなれり、某御使を奉りて、海道を上下せし時、本坂の道を通らんことを勧むる事あり、其事に隨がはずして、荒井を渡るに、畏るべきの途にはあらず、奉行の人々海道往來の人多からんとを

思は、宿々人馬の賃錢の法、古にかへされん事を議し申に老くべからず、往來の人々山道を経ん事をとめられんと然るべからず、又道中宿々人馬の料、長く諸國の役に課せられんと、前代の御時、東大寺大佛殿造立の爲、及び富士山の焼けし灰除かりき、ましてや、諸國年々の役として、道中宿々人馬の料を召さるべき事、尤然るべからず、海道宿々の役夫百人、駄馬百匹、山道の宿々は役夫五十人、駄馬五十匹、是古來の定數なり、凡往來の人々召供すべき者ども、此人馬の數によりて、斟酌すべきよし仰下され、又宿々に於ても、所役の外に、一人一匹といふとも、其人馬の催促に隨ふまじき由を仰下されは、其役を助くる所も、自ら其數を減ずべし、但當時は宿々の人馬定まれる數にみちしところ多からず、此事もと軍國の用に備らるゝ所なれば、かゝる所尤大なり、早々其沙汰有て、實に其力たらざらん所々には、其料をかし下さるゝにしくべからず、いと申事ども七條を記して參らす、此議草も猶今に在るなり、此年壬辰の二月、先か

の宿役人のとをといめられ、其後道中の事ども御沙汰有て、奉行の人々望請如く、に寄騎同心等の者共つけられ、八月に至て、奉行所より奉りしものを某にかし賜ひしを見るに、去年御朱印を給ひて、道中宿々の料を召さるべき事、尤然るべからず、海道宿々の役夫百人、駄馬百匹、山道の宿々は役夫五十人、駄馬五十匹、是古來の定數なり、凡往來の人々召供すべき者ども、此人馬の數によりて、斟酌すべきよし仰下され、又宿々に於ても、所役の外に、一人一匹といふとも、其人馬の催促に隨ふまじき由を仰下されは、其役を助くる所も、自ら其數を減ずべし、但當時は宿々の人馬定まれる數にみちしところ多からず、此事もと軍國の用に備らるゝ所なれば、かゝる所尤大なり、早々其沙汰有て、實に其力たらざらん所々には、其料をかし下さるゝにしくべからず、いと申事ども七條を記して參らす、此議草も猶今に在るなり、此年壬辰の二月、先か

ひし役夫二十三万五千五百五十八人、駄馬四万二千三百三十四匹、今年道中のと御沙汰有て

より此かた、役夫十万七千五百五十一人、駄馬三万六千四百一十一匹にして、役夫十二

万二千五百八十九人、駄馬二千八百二十三匹を減じぬと申す、

我奉りし事、宜七條のうち其節目數十事ありし

其中、はじめ奉行の人々、道中上下の者共不法の事は、いかにとも、制すべきやう非ずと申せし事を議せしは、是は爰にも京大坂にも、上下の者ども申て、東西往來の人々の、道のほどやどひて召供す者あり、かれら不法のこといふは、たゞへば行勞れたるとて、馬を出させ、駕籠を出させ、打のりて、おのがもつべき物をば、役夫にもたせて行つゝ、あつたれら早く家に歸らんとおもはれ、免すべしとて、錢あし取て返し、又宿々の者をにくしと思ふ事あれば、黨の者どもに相告て、終には其恨み報ゆべきほどの事をなしぬれば、是らが事につけては、宿々の者どもいかにともいふ事あり、もとよりそれらの事なせし者も、いかなる者ども知るべからざれば、奉行も又其沙汰に及難きよし也、某此事を承りて、是を制止せん事いと易きほどの事也、爰にも大坂京にも、彼等が事を取計ふものあり、是を日庸の者の宿ども、上下の宿ども申す也、彼等やどふべきとおもふ人は、其宿の者どもの許にいひつかはしぬれば、やがてかれらをさしつかはしぬ、されば彼等も其宿のものゝ心に違ひぬれば、立所に世渡る業をもうしない、妻子養ふべき事もかなはざれば、是を恐れ、敬ふ事主人に相同し、彼等若不法の事あらんには、其宿たらん者其罪に行ふべき此の法嚴ならんには、其弊は改まりぬべしと申たりき、其法を立られしかば、果して是らの事はやみぬ、又奉行の人々寄騎同心の事を望み申せしをば、然るべからざる事三條を記して争ひ申けれど、其望に任せられんと然るべしと申されし人々有しかば、終に其望に任せられき、御他界の後、至りて、日光山御法會の時に、宿々の役助くべき人馬の事よつきて、かの宿役人の前の如くありし事ども出來り、又山道の宿の者の事よつきて、奉行所より沙汰せし事ども、其領主の心得ぬ事に思ひしことも有き、是ら果して某争ひ申せしとの如くなりき、此外某が議し申せし事共ども、多かり、舍を道傍よつくるのたどつ、おもひ合せしことよぞありつる、

此時の事ども、別に録せしものあれば、爰は只其

一二をのみ記しぬ、

三月の廿日比より、身の病堪がたくして、終ゝ家ゝ籠りあたり、四月に至りて、陰衡正

直正直

賜書手簡し私の所見ハ
此君も(文昭公をさす)
結出の君此人も絶出の
身よて言きかれ計用ら
れ候儀は古今より有之間
敷と存候新井氏の才樂
殿王猛と比すべし然れ
ども學術の正しきとは
難敷等が及ぶ所も非ず
筆てハ詩人よて詩文を
好み道學の志ハふき様
も存候處且て左様ハハ
無之候唯惜らくハ至公
無我舎て已從レ人の志ハ
いかゞ可有レ之やと存
候實備於賢者よて候近
頃の人物と存じ候云々
近衛太閤基熙公ハ四月
甲日ハ發途して歸格す

一位の方は佳昌院本庄
氏常慈院殿の母君なり

大御臺所は常慈院殿の
夫人鷹司房輪公の女淨
亮院殿なり

雨森東五郎名東字伯陽
一名誠清芳洲と號す先
生と同門錦里先生に事
ふこゝに俊真とあるは
不審初名なるにや

禾下平之丞錦里先生と
號す

直等の人々仰を傳へて、身のいたはりいかやある、近き程もあれば參らんや、仰
らるべき事どもありといひ送れり、出仕猶かなふべからずと申ければ、四日に市正
を御使とあされて、病の事ども問ひせ給ひたりき、後よきく、我病の事ども問せ給
ひしかば、正直承りて、醫師の申す所をも承りて候に思の、外脾を傷りて元氣もまた
すてゝ衰たり、四花は灸する事万壯も餘りぬれど、猶いまだ其志るしあらずとこそ
承りしと申を聞し召て、其世を憂る心實に深し、是より病をいたせる事ハ有な
ん、其氣の如きハ我國もみち餘りて、四海の外をおふへり、汝の申どくならんもの
、わづかの程も万壯の灸治かなふべしやと仰られしとこそ正直等の人々して病を
といせ給ふ事凡五度、其月の廿六日、病を助けて出仕し、詮房服臣よりて其辱きと
を申す、此時にこの程こもり居し程に承りぬ、舞妓の類のものゝ召つかひるゝ其數
有など世の人は申也、是らの者のとハ、御世つがれし始に禁ぜられし御事なれば、さ
る事あるべしとも覺え侍らず、されど又大閤御滞留のほど、其御もてなしの爲に、御
臺所もそれらの類めされてもや候らんずべて今の世の人の申所は、うけられぬと
どもまかれど承りぬるとあれば申にて候といひ捨て罷出づ、其後日を經て又參り
し時、五月四日の大閤に参り、詮房御臺所へ参りて、御代より一箇の御方ハ御臺所の
給ひし、舞妓の有てつれづれ思め給はんは、是等の事なれば事ハ有べきと仰られし
によりて、其後一位の御かた又は大御臺所のこなたに参り給ひしには、此事有し例
によりて、我代の後も、子どもの母の御臺をもてなし参らするにも、又御臺のかれら
をもてなし給ふにも、此事有て申す所のごとくに、大閤をもてなされし爲にも、又此
事有し也、我世の始めに、此事禁ぜし上は、其事やむべかりし事の、われも又其つねに
ならひて、其事に及ばずして、今に至りぬると誤りすくあからず、詮房に申せし事を
聞しによりて、速にそれらの者ども放ちいださるべきよし、沙汰すてに訖りぬと、仰
下されたりけり、我此事を聞しは、春の頃よりの事なり、是らの事はさりとて大閤の御臺所に申
に、四月十一日に、大閤京に歸り、給ひしかば、其後も此事ありと聞しかば、終にかくは申せし也、此事を
記すにつけて思ひ出つるとあり、過しころ對馬國の儒生雨森東五郎俊良といふが來て、御代改りしよ
り後、是よりさきの御代々の御政事につきて、世の人そなたの御事を申す事どもあれど、一事として其
過擧と云ふべき事もあらず、只一事の申事に似たることもや候らん疑かはしき事侍りといふ、其事承
はらんといひしかば、前々の御代に、もろこしに花軍と云ふありといふは、實かと問はせ給ひし時、唐
の玄宗の代に、風流陣と申す事の候ひしを、かくは申ありと答へ申されて、やがて、畫師して其圖をか
いせて奉られしかば、興あると思しめされて、其後此事を事とせさせ給ひしと申事侍る也と、
我色を正しくして、我堯舜の言を誦して、我君をして堯舜の君となし参らする事のあたはざるは、
に其罪なり、今聞て、この如きは、我しれる事にもあらず、よここの十七八ばかり、我三十餘の時に、始て
錦里に遊び學びしより此かた、二人相識ること三十年に及びぬ、然るに今は是らのことをもて我を疑ひ給
ふは、眞に白頭尙新なりといふことの如くに、己を知るものには、逢がたき事にこそあれ、もどより
我をしらざらん人の申さんとも、怪しむに足らずといひしかば、かれも又色を起して、誠にさると
をすべしとおもひたらんには、いかで前のごとくに申すべきや、然るをかく宣ふは、君もまた我を
しり給はぬなりといふ、此人の口給をもて人に當れる事をば、我よく知ぬ、又いふ事もあくて、打笑ひて

慶有院殿三十三箇の法
會あり此日參拜せらる
初めて番長二人近衛六
人を召具し衣の衣は
皆六位の袍を穿ふ是前
代になき所あり
若年寄島居伊賀守

松平和泉守乗邑は伊勢
龜山の城主なり

松平左門乗邑は藤五千
石寄合あり此時二千石
を削られ三千石となり
通塞す

關東書簡に今秋四國中
關東大水の饑子流連有
之新井氏へ御珠の義共
有之新井中上頼有増承り
九なる義共に使天災

關東上見角上に合せ申
有御筆之旨被申候御中
年には及候迄甲府に
被成候御座候仕形と
も兼て能く存知被遊御
無被成候故に被申候御
即位おそく御治世の間
未短く今少し早く
御繼續不被成事残念に
候へ共御年若にて御即
位に候は左様之御氣
付も有之間敷候云々

勘定所は勘定頭四人あ
りて二人は會計を掌り
二人は訴訟刑獄を掌る
下に御殿附ありて専ら
會計を主持し組頭の職
は上方關東を分て地方
の治めと租稅收納の事
を掌る

ぞ有ける、此事を又同學なる人に語りしかば、かの人となりを知、給はぬにもあらじ、深くどがむべき
事かはといふ、後にきくに、法印養朴古畫の風流陣の圖あるをうつして奉れる事ありしを、やがて人
に賜らせ給ひしといふ人あり、此事を以て我書かへせし心なり
など、世の人のいひし事とこそ見えたれ、こゝろえぬことあり、

五月八日の御法會に供奉せし事、前の例のごとし、同十九日に召れて、今まで有つる
宅地狭しと聞しめされしによりて、一ツ橋の外にして、宅地改め賜る由、島居伊賀守
忠美して仰下され、廿二日に新居に移り、元の宅地をば、廿九日に返し奉れり、六月十
九日に至て、此度賜ふ所の屋舎破れし所々ありと聞しめさる、修造の料、黄金百兩下
し賜はるよしを、詮房朝臣して仰下さる、此度賜る所は八百坪の地なれど、當時は六百坪ほど
あり、此後御春屋をうつされし後に、地くはへらる
べしと仰下されしが、御他界の後にあよび、
地くはへられて、今は八百坪とはなりぬ、

六月廿三日松平和泉守乗邑を始て、一族十六人、其親類松平左門が諫にしたがふと
なきが故に義絶し訖ぬと申すとあり、これは、左門が譜代の侍ども、主のよからぬも
のを舉用ひぬるを止る事聞えて、此年四月和泉守其事を諫めしかど、終に其諫を用
ひざれば、此月十九日に、一族ら皆々義絶しぬ、かの譜代の侍ども、此由を聞て、日を終
ずして去し者十一人、明の日、髪切て遁世するもの一人、其後其舉用ひられしものど
も、身のいとまこひて退き、其一族二人もまた是に隨ふが故なりと聞ゆ、其此事を承
りて、来るものごときは、左門が御事ありと申すまづ左門をば、清口伯耆守

有りとも、舉用ひられしもの、必其人にありじともす、かりず、只いづれの邊にも、

從どもに召とばれて、其事決せらるべき御事ありと申すまづ左門をば、清口伯耆守
重元に召預られ、其後主從どもに、評定所に召れて、其事の由をばしめられ、又一族
共の中にもどばしめられし事有て、
松平石見守 其家從らを召檢せらるゝに及びて
譜代の輩初め申せし所とちがひて、當時舉用ひられし、前田貞右衛門と云者の申事

ども、一事も陳ずるに言葉なし、又一族にも、かの譜代のおとな高木八兵衛と云者、一
人の申事をのみ誠として、ひたすらに前田を追いたすべしといひしかば、左門も其
事を用ひざりし也、是らの事ども、よく聞し召れし後、かの譜代の者共、或は流罪
或は追放されて、前田をばかへされ、左門は本領安堵し、其一族ら卒忽の事共をバ答
め給ふ仰有けり、其詳らかなる事は、此時の事しるし下されしものあれば、爰には大
要を記す

我思ふとども、有ければ、當時御勘定所と申すは、古の代に有ては、大馬伯益あどの司
り給ひし所、三代の大司空の所の職掌にて、漢唐宋明の代にては、皆々重んじ設けら
れし官職を兼し所にして、我朝の官制に比し候にも、民部大藏刑部等の三省并勘解
由使等、四ツの官を兼あはせ、其下に屬せし官も、六ツも七ツも司りし所、天下の財を

生じ、出するも納るも、此御役にかゝりぬれば、六十餘州の人民の樂しむべきも、苦しむべきも、此職を奉れる人々の、其人を得ど得ざるによりて、是らの劇務、備らんとを
一人に求むべからず、されば昔の御代の如く、其吟味の役と云職あかれずしては、然
るべからずと申す、封事奉りたりけり、其職いかなる事をか司どらしむべきと、仰下
されしかば、一ツには、御料の貢、并御代官の能否、二ツには、貢米の漕運、三ツには、河堤
等を始めて、すべて土功の事ども、四ツには、道中驛傳の事、五ツには、諸國金銀銅山の
事、是らの事を考しめらるべき者なりと申す、七月朔日に至りて、復其職をあかれて、
我申せし事ども仰かうふる、杉村彌太郎、萩原源左衛門、此職を承る、此二人勘定衆の組頭より、
選び出されたり、前代の御時に至りて、諸國御料の貢、年々に減じ
てわづかに二ツ八分九厘と云事に至りぬ、御料の百姓進する所、昔にかはれりども、聞えねど、御代官
の手代などいふもの、私せし所有が故なるべし、又河堤等修築の費用も、年々に増くはへたり是も
かの手代などいふもの共、各其私をいとなみし故と相聞ゆ、吟味の役をあかれし明年、御料の貢米
凡四十三万三千四百俵をまして、百姓ども相悦ふこと大かたならず、河堤等修築の料も、又金三萬八
千兩を減じて、水旱の憂もなく、漕運の事も、今迄は年毎に海に沈みし米數万俵、此
後よりは、覆没の患あることを聞かず、その餘は、我申せし事ども皆其績をなしぬ、

又封事を奉りて、某が師なるものゝ申せし事あり、評定所は、天下の是非定りぬる所

其關係最大なりと申き、近世以來、衆中其職に怠りて、其權下に移りぬ、もつとも、これ然るべからず、又大名より以下の人々、借り用ひし金銀の事ども、評定所の沙汰にな

月勘定吟味役を置く
 これ前代の時まであり
 しを萩原重秀の勘定奉
 行となりしより後は廢
 せられしを今先生の建
 議に従て再置せられし
 所なり
 二つ八分九厘とは其料
 地石高を十にして其二
 分八九なるを云ふ
 某の師とは木下平之九

二つ八分九厘とは其料
地石高を十にして其二
分八九なるを云ふ
某の師とは木下平之九

某師とは木下平之允

七月四日官用を承る工
間の費及び其事務と三

開墾所目付細工頭等に
令して墾習を改め舊直
を禁せしむ

八月三十日浦々回船

事を令せられ九月五

町
暫定所條例を定めらる
曾先生の議を用ひしな

衆に仰下さるゝ事どもありて、また然るべき人々の、借り用ひし金銀沙汰の事ども

評定の人々の異見進らすべきよし。仰下され。某が議をも奉らしめられし。かど。此事

は、其御沙汰に不及してかくれさせ給ひたりけり。すべて、これらの事議し申せし草

は、なほ有べければ、こゝには、たゞ其大要をしるし侍りつゝ、

此時勘定奉旨に萩原近
江守重秀中に出雲守時
春平岩若狹守親信大久
保大隅守忠香なり此に
至て萩原重秀やめられ
て水野對馬守重格之に
代れり

はなほ有べければ、こゝにはたゞ其大要をしるし侍りつゝ、

九月十一日、萩原近江守重秀、其職を奪はれて召籠らる、世の人大きに愧びあへれど

も、其故をばしらず、實は此年の春三月より、昨日の十日に至りて、我封事を奉りし事

三たびに及びしが故なり、其由は、事ゑがければ、一二をばこゝに述るゝぬ、前代の御

時に、重秀天下の財賦を掌れるより、このかた、祖宗の良法ことごとくやぶれて、士民

の怨苦しきりに生ぜし事ども、世の人あまぬくしれる所なれば、今はたいふにも及

ばず、今の御代つがれし初に、また銀改造らんとせしかど、上の英斷によりて、事行は

れず、其のち常の御所改造らるべきよし申行ひし事どもは、前に志るしぬ、かくて世

の人申沙汰せしは、此度營作の功、國財巨萬を傾竭さる、たとへば、一亭の材こそく

く沉香を用ひらるゝに至る、此一事をもて、其餘を推知るべしなど聞へたり、我此事

を聞て、すべて此比の人の申す所はうけられぬ事ども多けれど、風聞のときは、唐

まじ、賀し申すべしとも覺えずと、詮房朝臣して申たりけり、ほど經しものち、市正正直
して、此たび作られし所を見せ給ふべき也、正直に案内させよと仰られて、よのつね
の人々の参らぬ所々まで、残りなく見せらる、彼聞及びにし、沉香をもて作られしと
いふ所に至りぬ、これは南庭の池のあなたの山かげに有なり、深き丈許に廣さは二
丈にも及びぬらんと見えし亭の、床の柱に、圍尺許なるまろき木につらつけし所に
あるものをゆびさして、これこそ聞及び給し沉香なりと、正直のいふを見るに、我國
の材にはあらず、これは此年の夏、城北の精倉にある所の精の數をはからせて見給
ひし時に、其所に、丈許の木の沉香也といひ傳へしあるを、取出して進らす、その物と
は見えたれど、年を経るとすてに久しきが故にやあるらむ、これをたくにそれと覺
しき香もなし、其事此所を作らるべきほどのとなれば、其材に取用ひよと仰られた
る也といふ、此所より下し觀れば、此たび改造られし所々も、残りなく見えぬ、すべ
みえわたりにし所々世に聞えし事のごとくにもあらず、又人の申すほどの國財用
ひ盡さるべき事ともあらはれず、心得ぬ事に思ひし、重秀營作の事を申行ひし初に、
御殿にある所の材木は、皆々用にあたらすて、商人其の許にあるものをも取用
ふ、此年此のなれば、一木の價百金ともてかゝるは、其の數あるに疑ふ

ある時に、其價を論じ初めんに、は日月移りなれば、かれり、が申す所のまゝにゆき
るべしといひしほどに、其功費をあはせて、すべて七十餘万兩の金を用ひられしな
ど聞えぬ、前代に、土木の功しは、一越りしより、材木の價騰り貴くなれる事、古今の間にまだ聞さ
る所なり、むかしより、奇楠沈木等の類は、重さをばかりて、その價銀幾倍などいふ事は有
しに、此ころは、檜の木方一寸の重さをもて、金の重さをくらふるに、その價は金に倍々せしなど申き、
されば、材木をあきなふ商人どもの、たちまちに、家を起して、某は幾十万を累ね、某は幾百万を累ねど
いふもの、いくらといふ敷をしらず、かれらのみ、かゝる幸あるにはあらず、國財を傾け
出して、かれらと共にわかつとりて、其家を富しぬる輩も、また其數ありと申沙汰しき、

其明けの年、庚寅より金改造らるべきの議起れり、これは其春の祿として給りし所

の金、裂け折れしもの多くして、小給の輩は、殊に難儀苦しめりといふ事を聞召れて、
其事を問はしめられしに、重秀議し申て、前代に改造られし所は、凡金一兩の重さは
古の定の如くなれど、其銀料を増し加へられしにより、金すくなく銀多く、其性こわ
く成たれば、物にふるゝ時、或は折れ、或は裂く、その裂け折るゝ事なからんに、金銀
の割、古の製のごとくならんにはしかず、されど今に至て、又古の製のごとく改造ら
んには、當時世に通行する金の數、其半を減ずべし、さればまづさきに増加へられし
所の銀料をのみ去すて、たとひ、一兩の金、其重さは古に及ばずとも、其品は古のごと
くに造られ、これより後諸國の山々より出來らん金を用ひて、その重さをも古にか
へされんに、なに事かあるべきと申す、此春の御給金折裂れしもの多き由は、御臺所の御方に
みやつかへする女房たち、または、御近習の人のめしつ

慶長金は重き四匁八分
其位は金八五六、銀一
四二、なり其造り出せ
し總數は金七千萬兩餘
銀八十萬貫目はこのつ
もりと數實事略に見ゆ

長崎半左衛門後に法皇
附となりて伊豫守と稱
す

寶永七年四月より通行
する所の乾字金小判量
二匁五分一分判量六分
二釐五毛

金の位は慶長金に同じ
金八三四、銀一六五、な
り、これ少しく其品劣れ

にや、其事はきかず、彼にきくに、此時すでにひそかに銀をも改遣りしかば、其料に用ひたるもの、此所重秀が奉行して造られし所は、世に乾字金といふなるが、それる者は金の品は古に及ばざりし由、今に至ては、銀座の者ども申どこそ聞えなれ かゝりしほどに銀の品をほ下れるものども多く遣り出さるゝ

よし聞えたり。こゝろえぬ事に思ひて、去年の春のとき、國事の急なるに臨てたに
も、ゆるさせ給はぬ事の、いかにかくは候べきなれど、世の人ことく皆申す所あ
れば申なりと申す、月を経しのちに、此もの見るべしとて詮房朝臣して出されしも
のを見るに、近江守仰を承りて、勘定衆の中、銀造る事を奉る輩に詰問せしに、答ふる
所の狀にて、今造る所の銀、寶永三年丙戌七月に改定められし法にたかふ所なき由
をしろせしなり、其事をつかさどり、其事にあづかれるものどもの申す所、かくのこ
とし、其また何をかあらそひ申すべきと答申て罷出つ、此事は、五六月の間の事也、されど
その月Fをもわすれたり、此時に
重秀がまゐらせし狀は、保木彌右衛門、小宮山友右衛門といふ、勘定衆の組頭の、銀座御用懸りといひ
し二人連署せし所也、後にきくに、此年の三月六日に、重秀保木小宮山等二人に下りして、ひそかに品
下れる銀を造らせたり、これ世にいふ一寶字銀なり、ほどなく又四月六日
に、稻品下れるものを造らしむ、これ世に三寶字銀といふものこれなり、

此年の冬、我京にありて、攝政殿へまゐりしが、近江守新恩の事ありと聞えしはいかにと仰らる、これ其夙夜の勞を賞せらるゝ所の由承りぬ、凡は人の祿位の其功德に過たらんは、幸とは申すべからず、重秀もし新恩に感じて、其故轍を改むる事もあらんには、ひとり其身のためのみにもあらず、當時の爲にも然るべき事に候と答申書

重秀新恩の事は、御代つがれし初に、國財すてにつきはて、御代始の事ども行はるべからざりしに、かれがはからひによりて、その事の停廢なきのみにあらず、常の御所をもめてたく造營してまいらせ、此事の費用巨萬に及びしを、また彼がはからひによりて、事の煩ひなく功終りぬ、當時此人に非ずして、かゝる事どもたやすく其功をなす可らずなど、ほめ申す人々もおほくして、其賞をば行はれしなり、されど皆これ其姦計を行ひて、是を閉ぢ、彼を開きし疑術に出し事どもあり、たゞは前代の御末に北城に御所つくらるべきにて、此事奉行の人々、其材をもとめしに得る所あかりしかば、重秀に仰下されしに、日あらずして多くの良材もとめ得てまゐらす、皆人驚き歎ぜずといふものなし、これは重秀年ころ天下の利權を掌の中にせしによりて、天下の富商等、あへて此人の心にたがふものなかりしがゆゑなり、ましてや、當時得がたきものは、其價も貴く、商人どもの得る所の利も多ければ、重秀もまた其財をわからず得し所すくなからず、此たびのどきも國計すてに窮りぬと申て、上の御聽をもら、人々の心をも聳し動して、おのれがはからひによりて、其事なりし由、世に披露せし事二たびに至り、されど他の材畧あるにもあらず、ひそかに金銀あらため造りて、みづからその贏利をわかれ、國用をも賑したるあり、此たび金改造りしにつきて、わからず得し所はいかにぞやありけん、銀改造りしがために、重秀わからず得し所は、金およそ二十六万兩に餘り、その家從長井半六といふもの、金六万兩をわかつ、其餘古書珍器の類は、ことごとくにしるすにいとまわらず、此事は、銀座とて、世々銀造る事を職掌とせしもの、どの罪に行はれし時に、深江庄左衛門といふもの、手づからしるしたる簿帳を得て、まゐらせし所に、つぶさに見えたり、これはたい世にいふ二寶字、三寶字、四寶字など、の銀つくりし間の事あり、元禄寶永より此かた、三十餘年の間の事は、つまびらかならず、朝鮮の聘事をも、重秀、仰を蒙りて、其事にあづかれり、申行ひしこと、いも國脈に

重秀新恩の事は、御代つがれし初に、國財すてにつきはて、御代始の事ども行はるべからざりしに、かれがはからひによりて、その事の停廢なきのみにあらず、常の御所をもめてたく造營してまいらせ、此事の費用巨萬に及びしを、また彼がはからひによりて、事の煩ひなく功終りぬ、當時此人に非ずして、かゝる事どもたやすく其功をなす可らずなど、ほめ申す人々もおほくして、其賞をば行はれしなり、されど皆これ其姦計を行ひて、是を閉ぢ、彼を開きし疑術に出し事どもあり、たゞは前代の御末に北城に御所つくらるべきにて、此事奉行の人々、其材をもとめしに得る所あかりしかば、重秀に仰下されしに、日あらずして多くの良材もとめ得てまゐらす、皆人驚き歎ぜずといふものなし、これは重秀年ころ天下の利權を掌の中にせしによりて、天下の富商等、あへて此人の心にたがふものなかりしがゆゑなり、ましてや、當時得がたきものは、其價も貴く、商人どもの得る所の利も多ければ、重秀もまた其財をわからず得し所すくなからず、此たびのどきも國計すてに窮りぬと申て、上の御聽をもら、人々の心をも聳し動して、おのれがはからひによりて、其事なりし由、世に披露せし事二たびに至り、されど他の材畧あるにもあらず、ひそかに金銀あらため造りて、みづからその贏利をわかれ、國用をも賑したるあり、此たび金改造りしにつきて、わからず得し所はいかにぞやありけん、銀改造りしがために、重秀わからず得し所は、金およそ二十六万兩に餘り、その家從長井半六といふもの、金六万兩をわかつ、其餘古書珍器の類は、ことごとくにしるすにいとまわらず、此事は、銀座とて、世々銀造る事を職掌とせしもの、どの罪に行はれし時に、深江庄左衛門といふもの、手づからしるしたる簿帳を得て、まゐらせし所に、つぶさに見えたり、これはたい世にいふ二寶字、三寶字、四寶字など、の銀つくりし間の事あり、元禄寶永より此かた、三十餘年の間の事は、つまびらかならず、朝鮮の聘事をも、重秀、仰を蒙りて、其事にあづかれり、申行ひしこと、いも國脈に

てしかるべしとも覺えぬ事どもなり、客使迎送の料の鞍馬の一事は、某議し申す事

あるが爲に、前例によられて、諸國大名の役には仰下されたりける、近世以來凡の事商人の入れをとりて、

落札の者にうけあはしむるといふ事あり、たゞは、此たび客館の事のごとき、其事の奉行これに修造すべきほどの事しるし出して、其功費いづはく金を給はりて造りまゐらすべきといふ所を商人共に問ふに、あつて、其功費をはかりて、札に記し封して、参らす、これを入れといふなり、奉行入此事にあづかる人々をわづめてひらき見て、その金銀を用ふる所の最少なるものを落札と云つて、其

のと名付て、その事の大小に從ひて、或は百金、或は千金、まづ其奉行にのりて、此事に御付

んには、公より其價を下し賜ふ時に、たいく金を進らすべしといふ、これを御物といふなり、そのたて物物等すくなきものには、入れ入るゝ事をゆるされず、ましてやそれらのものなきもの、はいふにも及ばず、されば入れ札の事あるごとき、その奉行する人千金を致さずといふものなきよ

のつねの人のなさんに、百金を用ふるにも及まじき事の、公の御事には、万金を費さるゝに至らざれば、その事ならず、前代に國財の竭給ひし事は、もとゝしてこれにより、されども、此たび朝鮮の聘事につきて、一事として、彼商人等がうけあひにあらざり、そのうち、月を追ひて改造りし銀の事

いふ事なかりしも、そのより来る所を推て知るべし、そのうち、月を追ひて改造りし銀の事

ども、世の人申す所ありて、諸物の價も平ならず、此事は、過にし營造の御事と、朝鮮の聘事によれり、とぞいふある、古には三載功績を考るなど聞えしに、御代つがれし後

すでに三とせに及べども、天下の事體、初政の御時にかはりぬとも見え、此年の三月、これらの事ども論ぜし封事まゐらせし時に、才あるものは、徳あらず、徳あるものは、才あらず、眞材誠に得がたし、今に至りて、天下の財賦をつかさどらしむべきもの

いまだ其人を得ず、年比重秀が人となり、しらざる所にはあらずと、答仰らる、古より此かた、眞材の得がたき事は申すにも及ばず、重秀がごときは、才徳二つなから取べき所なし、しかるをなほ徳あられども、其才ありと思召れん事、もつとも然るべからざる事ども、論じ申て、かさねて又封事奉りて、勘定所吟味の役といふ職あかれん

事を申せし事、前に見えし事の如し、此ほど御料私領の者ども、爭論の事に就て、評定所に召決する事あり、重秀一人私領のものども皆々其罪ありといひしによりて、衆

重秀が申行ふて改鑄する所の銀は、元禄八年に鑄る所の銀六分四、銅三分六、之を元禄銀と云、元禄十年二朱金を鑄る寶永三年六月新銀を鑄る、銀五分、銅五分、寶字御印二つあり、これを二ツ寶字銀と云ふ、寶永七年庚寅三月鑄る所の銀は、兩頭に寶字、中に永の字の極印あり、之を永字銀、又は申字銀と云ふ、銀四分、銅六分あり

同年四月改鑄するを三ツ寶字銀と云ふ、銀三分二、銅六分八なり、正徳元年又改鑄するを四寶字銀と云ふ、銀二分、銅八分あり、これ改鑄毎に、其品を下して、其贏利を収めしものなり、此時古銀の數四十万貫目ならで

はなしと云ふ

重秀が申行ふて改鑄する所の銀は、元禄八年に鑄る所の銀六分四、銅三分六、之を元禄銀と云、元禄十年二朱金を鑄る寶永三年六月新銀を鑄る、銀五分、銅五分、寶字御印二つあり、これを二ツ寶字銀と云ふ、寶永七年庚寅三月鑄る所の銀は、兩頭に寶字、中に永の字の極印あり、之を永字銀、又は申字銀と云ふ、銀四分、銅六分あり

同年四月改鑄するを三ツ寶字銀と云ふ、銀三分二、銅六分八なり、正徳元年又改鑄するを四寶字銀と云ふ、銀二分、銅八分あり、これ改鑄毎に、其品を下して、其贏利を収めしものなり、此時古銀の數四十万貫目ならで

はなしと云ふ

本多彈正少弼忠晴は寺
社奉行たり正徳三年閏
五月七日致仕す

此年八月より改竄せし者
是れ四寶字銀なり

中敢て論じ辨ふる事なくして、事決せず、又此ほど評定所に仰下されし事共をも、衆中にむかひて、仰の旨しかるべからず、論じ申すべき事ありといひしにつけて、かゝる姦邪の小人、用ひさせ給ふ事の御あやまり十條をしるして、九月十日に封事を奉る。我言の激切なるを聞召驚かせ給ひ、明れば十一日の朝に、詮房朝臣仰を奉りて、重秀職奪はれし由を告給ひたりけり。これよりさき、近江國滋賀郡鵜川打下等の村の百姓と、北小せしに、鵜川の者ども、訴申す事ありしかば、御代官を檢使たらしめ、重て事を檢せしかど、なほ鵜川のものども申す事ありしかば、禁獄すといへども、申すところ止す。此上は評定所にめし決せらるべしと申す。此年の春、某に其事仰下さる。此事の起り、一朝一夕の事とも見えず、事むつかしく候ひなると答申す。其故を問はせ給ひしかば、北小松のものども、地中より木石の類をほり出して證とす。これによりて、其地をもて北小松につけしと見えたり。これら之事、年比深く遠く謀りし事と聞えぬれば、さきの如くには申きと申す。やがて、評定所にめし決せしめられしに、近江守も北小松をもて、其證明らかなりと申す。又紀伊の國船津といふ所の商船、風にはなされて、遠江國篠原の浦につきしを、御料の百姓寄集り、其船をうち破りて、船につみしものども掠めとる。此事をも近江守御料のものどもあやまりなき由をいひあらそひ、かの船頭らを罪に行はんとす。又陸奥國二本松のほどりなる御料の百姓等、丹羽左京大夫尹重が侍どもを輕んじ侮りて、その爲にきつつけらる。これも近江守御料のものどもをきつづくるの條、其罪ありとて、丹羽が侍どもを罪に行はんとす。此年比、評定所の事、重秀并本多彈正少弼忠晴二人の議にのみ決しぬれば、衆中敢て論ずる事あたはず。又過に比評定所に仰下されし事どもをも、然るべしとも覺えず。某は其事、重秀其職奪るべき前四十日ばかり、八月二日に銀又改造らせたりけり。此たびは内々の仰によれる由をもて下知す。此事心得ぬ事と思ひしに、後に聞しに、過にし七月の末、重秀に仰下されしは、さき年の夏の事いまだかつてありざる由の證據を參りせしかば、さるもこそ思召れしに、ちも世に申す所やまずして、つひに人民の怨苦、此事にありとて、さきと申すべしとありしに、其事申すべき事ありと答申て、そのわけの日、御代つがれし親國財すてに竭盡せしによりて、銀改造るべき由を申すといへども、此事にあいては、重ねて議し申すべからざる由を承りぬ。されど、此事の外に國用を足しつべき事なきをもて、去々年より此かた、某ひそかに銀改造らせしによりて、それより此かた、凡の事廢闕なくして、今日に至りぬ。某もどより其罪を忘れり敢て申す。とあるして、まゐらせたり。聞召驚かせ給ふ事大かたならず。此のちの御沙汰いかまやあるべきと、思召わづらひせ給ふほど、重秀申すべき事をばすで申しつ。今、憚る所なしと思ひて、八月の初、また銀改造らせし下知狀あり。内々の仰ありといひ、あるし出したりけり。も前に記せし深江が簿帳、みえし事あらざして、重秀が此書を見たらんといひ、たゞひ其事の聚歛の事ありとも、その志の國の爲、身をかへり見ずとこそいふべけれ。かく申せし所又つきて、其姦邪のほと思ひあるべし。此言の、みづからあるせし所もて、此事もどより、上の老るしめされし所、此入すでもあらざる證據あり。うしろみ給ふべからずと申たりき。今も詮房朝臣の許あるべし。此人すでも黜けられ、いくほどなく、身もまた死したりけれど、其餘毒天下に流及びし事、いづれの世も除き盡すべしとも覺えず。中にも軍國の儲、その備足らず、財貨の利、其用行はれざる事のごとき、公私の弊害、いかどもすべからず、天地開闢せしより此かた、

藤原重秀は天和以前より勘定組頭より貞享四年九月十日勘定吟味役となりたりされば其勘定組頭たりしより今年迄を通じて三十年といへるなり

重秀勤けられて後六久保加賀守も勝手掛をやめられ會計の事ハ老中の總督に付せらる

これら姦邪の小人、いまだ聞も及ばず、これらの事ども、三十餘年の間、六十餘州の中、あらざる人もあらず、されど兩代の際、當家譜代の御家人など聞えし人々も多かれど、上の御ため身を出して論じ申されし、一人もあらず、我わづかゝ一臂をふるひ、數寸の管を提けて、封事を奉る事やまず、既三たび至りぬる際、たち所、これを決し去り給ひたりき、後代の人主ありがたかるべき御事也、その明けの月、かくれさせ給ひたれば、もしなほ緩々の御沙汰あらん、後代に論じ申事もありなまし、あやうかりしほどの事也、古の人舜の功二十が一は居れりなどいひし事もあれば、その時の詮房朝臣の奉書と、我前後の封事の草を、我後傳らんもあしからまし、また我後の人々も、當時君臣の際會を、思ひわかつべき事なり、此年の春すぎ夏なりぬる比より、なにとなく御心地例ならずと聞えしほど、暑さわすれて、やゝ涼しき空になりぬれど、御藥の事ども、そのしるしもみえさせ給はず、此のちの御事、いかにやと、心ぐるしき、九月廿五日召れて、廿一史を給りし、つひの御かたみの物に、はからいせ給ひたるなり、一日を隔て、廿七日召れて、詮房朝臣して、ひそかに問せ給ひし、凡そ始めあるもの、その終なきものあらざる、その思ひはかりなかるべきや、されば女子の輩の思ひ難き事のごとくして、身死しあん時よのぞみて、其事どもおもひはかれども、あやまちある事をまぬかるべからず、我病のひまあるをり、身の後の事を思ふ、其事二つは出ず、汝の定め申さん所によりて、我心をも定むべしと思へば、めしたるなり、我思はずも、神祖の大統をうけつぎて我後とすべき子なきにしもあらねど、天下の事、我私すべきところあらず、古より此かた、幼主の時、世の動なき事多からず、神祖三家をたておかせ給ひし、かゝる時の御爲あり、我後の事を、尾張殿譲りて、幼きものも幸ありて、成人にも及びなん時の事を、我後たらん人の心、任すべき事也、但し、また、我多かりし子の中、我後ともなしぬべきたいひとりのみ、世にのこりぬれば、その幸ありて、成人にも及びなんほどの、尾張殿西城におはして、天下の事を攝行ひ給ひ、我後たるもの、不幸の事あらんに、尾張殿神祖の大統をうけつぎ給ふべきにや、此二つの間をもては、からひ申すべしと、仰下さる、某此事を承りて、匹夫匹婦の類といへども、誰か、我子の幸あらむ事を思はぬ者の候べき、しかるゝかゝる事ども、思召されし、誠、有がたき御事なり、されど、仰下さるゝ所の二ツながら、國の爲世の爲、しかるべき事ども、覺えず、遠く其ためしをもとむる迄もあらず、神祖の御時、結城殿いまだ

尾張殿は尾張中納言吉通公なり、此時年二十四、明年七月廿六日薨す

結城殿は越前中納言秀康卿

天徳院殿駿河大納言
殿は何れも浅井氏の所
生なり然るに兄弟の間
狭からず遂に駿河殿は
生害あり

應仁の亂は時の將軍足
利義政と弟今出川義親
との争ひより起れり

廣忠君の薨せし時東照
宮年僅かに八歳

世を早くし給ひざるほど、天下の人の心定らぬ事ども候ひき、その次の御代にも、駿河殿世におはしませしほどにも、また天下の人その心定らず、まさしき御父子兄弟の間、なにの御事あるべきなれど、いやしき諺に、禍は下より起りぬといふごとく、世の人あの一々その私をいとなみし事のために、あらぬ事ども、申ふらして、へたてあき御なからひも、御ころよからず、はてには、御母を同じくせさせ給ひし御弟をも、うしなひ給ふほどの御事に至りぬ、今よりは世も上りし時だに、なほかくのごとし、ましてや、下れる今の世のごときをや、仰下さるゝ事のごとくにも候はんには、必ず天下の人、其黨相分れて、つひには世のみだれになりなん事、應仁の比ほひのごとくにこそ候べけれ、祖宗の御時、御幼稚の間に、世を繼がせ給ひし御事多かる中に、神祖の御時の事は、いかにや候ひき、三家をはじめ参らせ、御一門の方々、譜代相傳の御家人等の、かくて候はんほど、わか君御代をつかれんに、なに事か候べきと、答申たりければ、かさねてまたばかり申す所、聞召れぬ、幼きものゝ事のごときは、世の人のいふなる、水の上の泡ぞかし、我ながらんあど、いくほどなく、われもまた空しくならん時の事をも、ばかりあくとながらんには、我思ひの遠きに及ばぬ、かくてそのれ、其時の事

三家をたておかせ給ひしは、それらの時の御ためなりと、啓申す、申す所聞召れて

からんあどの事ども、おもひ定めつ、けふの事ども程なく病より起りし後に、おもは

し事ども思ひにけりといひて、わらひぐさにてこそすべけれど、仰下されしに及びて、

我はたいあきにきて、やゝありて後、某が此年ごろ、上の御ため、及ばざる心をも盡

し、至らざる力をも致せし事ども、けふを限りとなりぬべきとは、思ひがけず、此由を

よく申して給はるべしとぞ、詮房の朝臣に申たりける、かく申せし事は、おもふ所の

ありしなれど、かゝる時の事なれば、かさねて其由を問せ給ふ事もなく、我もまた、か

さねて申す所もなかりき、此のちやがて、御あどの事ども、深く遠くはからせ給ひて、たいな

き時に及びて、老中を召れて、我後の事どもをば、越前守にいひ置しあり、どふべきほどの事は、かれに

どふべしと、仰あかれしとぞ、又某が奉公の事けふを限りと申せしをば、必らず、御不審の事ありぬべ

し、さらば思ふ事ども申すべしと思ひしに、それ迄の御事もなければ、我もまた申すにも及ばず、後に

此事をば、詮房朝臣にいひ出せし事ありき、されどそれも御息の絶させ給はざらんほどの事にこそ

あれ、何事も今は見はてぬ夢とのみぞなりぬる、重秀しりぞけられし後、新たに銀造り出す事停められて、金銀

の事ども、天下の人と共に議らせ給ふ事、仰下さるべき由、某が草をめされ、十一日に

下すべきよしを、九日の日に、老中に仰下されし、その夜に御いたはり事急にならせ給ふとて、世の人足をそらさまになして馳ちがふ、某もいそぎて参りしに、青山備前

守明幸の、我を待うけて、御あどの事の心ぐるしきに、参り給ひたれば、今は思ふ所も

御臺所の御方に仰られ
しと及び間部越前守に
いひ置きしとありしは
紀伊吉宗公を以て嗣と
すべしとの御遺旨なり

鳩巢平簡に九日夜より
十日晝迄御病氣危急之
内少々御くつろぎ被成
候へば其儘急に御用之
事被仰出一事も御自分
の上之事には無之天下
人民の事を未年東照宮
百年御法會の儀に御座
候十日晝過迄にすぎさ
相濟御正命を被絶候を
御符被遊候由新井氏物

歸にて候箇様之御臨終
 言今人主に終に不承儀
 に御座候
 青山御前守明幸は此時
 側の人なり
 青山丹後守幸通の子青
 山伯耆守忠俊の弟大藏
 少輔幸成の孫なり
 御臺所は近衛關白基熙
 公の姫君若君達之母上
 さまは月光院勝田氏有章
 院家親公の生母、清心
 院田氏、蓮淨院備前
 内大臣藤原隆實公の息
 女なり

水野とは御小納戸水室
 新八なり

鶴見手簡に後々御國用
 もゆたかに相成候はに
 御國に御立可相遊さ
 の思召にて小石川御殿

被申候御宗廟御建立の
 御志も有之は紅葉山
 に被仰付答に候天子は
 七廟諸侯は五廟の制に
 御從ひ東照宮は百世不
 遷の廟に被遊度との儀
 に候由若左様之儀出来
 候は天下の耳目を
 改儒教盛に可成と被存
 候申ても申ても惜數義
 に奉存候又國史を初世
 に行はれざる典籍をも
 刊行せられんとの儀も
 ありしがこれも薨去に
 よりて行はれずと白石
 の手簡に見ゆ

閑散餘縁に白石先生大
 に文廟に信用せられ文
 廟も亦大に經世に志あ
 り車服官名凡の制度に
 至る迄其法定まり諸侯
 も車に乗り衣冠よて往
 還あるべきよし近年の
 内教命下るべかりける
 に俄に文廟薨して其事
 止むとなん然れども文
 廟の世に諸法度前代に
 かはれる事は此白石の
 意に出たり誠にいかめ
 しき干戈の氣をさきて
 郁々たる文國になるべ
 きを薨去に因て其功を

なしといひしかば、其事は、どくに事定りぬと答ふ、此上の幸にこそあれといひし、此
 時に臨みて、かゝる事いひし人もあらず、まことさる人の後なりとは、覺えたり、これ
 よりのちは、ひたすらに、御あどの事より外に仰らるゝ所もあらず、事きれさせ給ふ
 べき日の、十四日のひるの比ほひ、御臺所の御方をはじめまゐらせ、わか君たちの御
 母上をも、むかへ給ひ、けふは心地もよく覺えし事どもあり、かくては程なく起出て
 見えまゐらすべし、などのたまはせ給ひて、またしかるべき人々、ことごとくにめさ
 れて、御あどの事で置れしもの、近くめしつかはれしひとく、ことごとくにめし出さ
 れて、此ほどの勞を慰め給ひ、そのうち詮衡して、某をめさる、御枕上には、詮房朝臣、御
 うしろのかたには、正直さふらひたれば、仰出さるゝ御旨はなくて、たい御目をひら
 かせ給ひて、某がかたをつくぐと御覽じてのみあはしましけり、是ぞ二十餘年か
 ほど日々に見えまゐらせし事の限りありける、かゝりし後に、詮房朝臣に、今ははか
 らひ置べき事どもあらずと覺えしが、なほ申べき事あらむ、い聞かなむと仰られ
 し、何事も残りなくぞ侍るべきと答申されしかば、さらば我身を起したてよと仰
 られしを、さふらふ人々、いかめしく承り侍るゝやと申ける、いふべきほどの事、
 れしとて、近くさふらひし人々は、今も其時の事どもいひ出しつゝ、あき給ふ、此處
 さふらひし水野といふ人の、めし出されて、覺えず涙にむせびし、思ふも似ぬものか、人
 の死しなむ何事かあるべきと仰られしを、あやまちを見て仁をしるどもいふなり、此人のかくあり
 しも、いどあはれなり、また此時に臨ませ給ひて、か
 く仰られし、誠に英主にてこそ、おはしましぬれ、

御代つがれし初の年より、長崎港まで、海舶互市の料とす、き銅の數たらずして、交
 易の事行れ難く、地下の人、産業を失ふより、奉行所より告申事有て、某を召問ひるゝ
 事あり、たやすく論ずべきとも覺えず、いかにもその事の本来、思ひはかりて後み申
 すべしと答申す、それよりして奉りし前後の議草は、別に冊子となせしものども多
 ければ、其詳なる所、こゝにふしるさず、其大要、當家代をしるしめされて、海舶互市
 の事始しより、このかた、凡百餘年の間、我國の寶貨、外國に流れ入し所、すてゝ大半を
 失ひぬ、金の四分が一銀は四分が三を失なへりされど、これも公にあらはれ聞え、
 これより後、百
 年を出ず、我國の財用ことごとく竭なん事、智者を待ずして、其事明かあり、たとひ
 年々諸國に産する所ありといふども、これを人またとふるゝ、五穀の類は、毛髪を生
 じ出る事、やむ時なきが如し、五金の類、骨髓のふたゝび、生ずる事なきに似たり、か
 の五穀の如き、猶地に肥瘠あり、年に豊凶あり、ましてや、五金の如き、これを産する
 地も多からず、これを採るゝ常もしもあらず、我有用の財を用ひて、彼無用の物ゝ具

爾時傳奏の事

いいて、往代の成規によりて、御沙汰あるべき歟、又兩門の優劣あらんに、一山無事ならん事、其期有べからず、されば今より以後、皇子一乘院に御入室の事を止めらるべきか、此後また大乘院にも、皇子御入室の事あるべきか、此三條の間をもて、よく聖斷有べきよしを仰られしかば、九月廿九日仰に、皇親の尊崇あるべき所と、門室の高下なかるべき所と、相混ぜらるべからず、されば一乘院の宮學業未成満の間、會式の時にあたりて、白衣をもて事にしたるべし、猶又思召所あらんに、今より以後、皇子一乘院に御入室の事も、止らるべき由、大納言公全卿德大前大納言重條卿庭十月十三日の狀、かくれさせ給ひし後にぞ來りつきぬる、此等の事、某が議を聞召れ、仰つかはさるゝ所のものも、某が草を奉らしめられしが、何事もたゞ見はてぬ夢とぞなりぬる

十月十四日の暮過るほどにや、事きれさせ賜ひぬらむ、明けの日、人々参りのとひぬるに、御遺書を出されしかば、聞く人皆袖をぞしぼりたりける、廿日には、増上寺に送り出し参らす、某も供奉にしたがひたりき、此ほど日ごとく、天花のふりぬとて、器をもてうくるに、あきみの花のふりぬる、金色の光あるもの、一面にわたる、

御遺書の文

不肖之身

東照宮の神統を承し、
り以來天下の政事常に
神徳に順事なして心
をすするに在るの如
くして其の徳を

十一月の二日の夕、御はうふりの御あり、喪服などいふ事は、其例なれば、

に柏はさみ、黒作の太刀などばきて、御供にさふろふ我も又其體にぞるも悲し。

其ほどに、大星あらはれて、月を繞りしを、みな人見たりしや、いひしかど、我は其事

をば見ず、寺より御臺所に渡り給ふほど、電のはらりとふりきぬと覺えたりし、其

物の御喪屋の上には、殊に多くたまりしをとりて進らす、悉くみな、てりかいやける

白き玉にぞありける、二三日が程は、其玉ひろふとて、こゝかしこにみちくし人、道

もさりあへず、かゝる事もあるにこそ、人づてにも聞たらましかば、うけられぬ事と

も思ふべけれ、御中陰のほど、あさなき子どもの類も、聲高く物いふ事もなかりし、考

妣に喪するが如くや、いふ事を、聞し事はあれど、その事をまさしく、目に見しぞ有

がたき事なるべき、

十月廿三日に及びて、過にし九日に、老中に仰下されし、金銀の事、世の人の議を問は

しめ給ふ所のものを施行せられたりける、此事はかくれさせ給ひにし御あどに、某

がつげ言してしるし出せしものゝ、いひし人もありしとぞ聞えたる、十一

日に施行すべしとて、九日の日に仰を承り給ひしかば、老中の人々には、某がつげ

どならぬ事は、しり給ふめり、其時の仰を奉られし人々の中、相摸守政直朝臣、河内守正岑朝臣、豊

なしたり古より非幼く
國危き代々を見るに其
世の人権を争ひ露を立
て其心相和がすして相
疑によらざるはなし、割
越の人も舟を同じて水
を渡るに其心を一にし
て其力を共にする時は
風波の難をも渡るべし
況や今の世の人常家創
業の後治平百年の間に
相生れ相長する事誰か
ば東照宮の御恩により
さるものゝあるべき人
々其神恩に報い奉り世
のため人の爲を存せば
古の幼く國危き代々の
の事共を以て深き戒と
すべし其志なから
んに於ては常家の危難
さいふのみに非ず尤是
天下人民の不幸たるべ
し凡そ天下の貴賤大小
宜敷相心得候御恩召者
也正徳二年十月九日御
黒印別に老中へ遺書あ
り文長ければのせず
考妣に喪するが如しと
は尙書に幾の事を云へ
る故事なり
此金銀の事に付世人の
言を聞けし今文は至

て長文なればこゝに注
せす

此事は前の注に見えた
り

附録

此中巻は文昭公の軍職
を襲れし寶永六年より
正徳二年までの間先生
の政事に預りし事を記
せしものなれば今其時
の記録によりて當世の
有様と政事の要略とを
抄録して讀者の參考に
備ふ

○寶永六年正月去年より
常憲公疾によりて文
昭公代りて歳首の賀を
うける同十日に常憲
公薨せられしに文昭
公松平吉保を命じて密
葬に及ひ又前代遺
命ありき雖も生類あは
れみの禁を除かされば
尋常の葬吉保の命を
承るに及ひて之を
葬るに及ひて之を

れなり同十四日若
年寄を西丸にめさせ
代には其の政務を松平
吉保に預りて後に上
聞せしむるに後には必
自から調して直に上裁
を乞ふしと面命あり同
十七日側用人松平右京
大夫輝貞松平伊賀守忠
周の職を免す松平吉保
も職を免す事なむしか
ど許されず常十銭のこ
と四民用るに便ならず
通貨滞りしによりしに
て嚴諭あれども猶違
滯せしかば此日を停
められ又飯田町の民屋
を他に引移す事を止む
同十八日右筆所の日記
職脱なく記録すべき旨
組頭に命あり
二月朔日死斃せる番類
を届出るに不及と令せ
られ又將軍の出るまじ
通行を止るも警者穩婆
は通行をゆるす同廿二
日前代近習の人々外班
にうつさる同三十日書
院番の土駿河在番の事
この秋より舊に復す前
代頭襲りし輩皆ゆるさ
る又近年鉄砲學ぶ事を
憚りしが今よりして心
のまゝに之を學ぶべし
と令す
三月朔日参勤の人々内
々の獻上を止め役人の
禁す願請ふ事ある者
は月番の若年寄及其官
長に訴ふべし其他の人
々に請調すべからずし
老臣少老等

ふ事をかきし札を我門の扉におしてありしを見しなどいひしにや、又此事につきて思ひ出る事
あれ、御代の初に落書の事も多かり、延寶の時にも、此事ありしかど、此たびの事のごとくにはあら
ず、されば老中の人々、此事日々にはさかりならん事しかるべからず、急度禁し止むべしと、申されしを、
世の人かゝる事によりて、憚る所もなく思ふ所はいふなり、我警戒すべき事も、取用べき事もあら
めと思へば、たとへいかなる事しるせしものなりとも。うつしまゐらせよと近く召つかふわが侍ど
もにはいひき、人々もまたもとめ得て、見つべき事なり、此等の事禁じ止めて、世の言路を塞がん事尤し
かるべからず
ぞ仰られける、

又そのうち、遠江國篠原の浦にて、紀伊國船津村の船破れし事の御沙汰をも、評定衆
に仰下されたるらめ、此事の月日は、これは、かの船の風にはなされて、篠原の浦にはせ
今はわすれぬ
上りしを、此ほどのりのものども出合ひ、船うち破りて、積しものども掠取るを、其船頭
脇ざしの刀ぬきて、一人を疵付しより、事起りたる也評定の衆中の議は、此ほどのりの
村々の者共寄あつまりて、船なるものども盗みし事は、一定なれど、あまりに其人の
多ければ、ことごとく、皆其罪にも行は難れし、又彼船頭の金いれあきしものも、盗取
られしと申せど、實には其物盗取られしにはあらず、かゝるいつはり申せし上は、此
者をば、其首を刎ぬべしと申したりけるを、某に問はせ給ひければ、船中のものども、
盗取りし事、一定ならんには、其盜せしものどもの數方を以てかぞふるに至るども、
其罪行はれかたあるべき事にはあらず、寶永十三年八月二日の制條に、船頭浦の者
と相取りて、其物盗せしものどもは、其罪に及ばずとあるに、

に處し、其浦のものども、家ごとく鳥目十疋づつを出すべしと見えたり、
の法を設けおき給ひしは、かゝる時の御ためにとあるべきいはむや、罪犯せしもの
、其數多きが故に、國法行れざるところあらむ事も、然るべからず、寛永の制
によられて、其張本人のごときは、其罪を正し、其時に出合ひしものゝある浦々には
家ごとく、鳥目十疋を出させて、それをもて、彼船頭に給らむには、少しく其失ひし所
をも補ふべし、又はじめ金いれし物盗まれしと申せし事も、其憤りに堪ずして、彼罪
の大あらむ事を、思ふによりし歟、さらずは、其船の物どもは、浦々のものゝために、掠
め取られて、其蹤跡を認むべからず、金いれしもの盗れしといはむには、其沙汰あく
してかなふまじと、思ひしによりしあるべし、下賤のもの、これらの情あらむ、深く咎
むべきにあらず、いはむや、まさしく物を盗みしものと、その言いつはれるものと、其
罪いづれか軽く、いづれか重かるべき、其罪重きものは、刑をまぬがれ、其罪輕きもの
は、刑に陥らむ事、いかにやあるべきと申ければ、某が議のごとくに、さだめふみの草
まゐらすべしと仰下されて、その草を奉りたりき、かくれさせ給ひしものちに至て、此
事に及ばれしとぞ聞えたりける、

四月二日總統の拜賀あり其儀元正に准ず十三日開部起前守府府使に任じ石の増封あり
之を打ころすべし願出るに及ばずなりこの日吹上の庭園にて近臣の乗馬を試む十九日新井勘解由君美利て通鑑綱目を進講す廿一日表右筆組頭飯高七左衛門
大橋左兵衛以下其職を失ふを以て逼塞せしむ 五月朔日將軍宣下あり内大臣正二位に叙す九日老中等國持大名に向ひ禮を失ふべからず万石以上の輩老臣に對
し不禮あるべからず令す又旗本諸士弓馬の藝愈るべからず船手は水主徒頭の歩水水練等隨習すべしなり十七日院の御所に御領七千石をまゐらせらる
六月三日松平美濃守吉保致仕す吉保は刑部左衛門安忠の子にて初柳澤彌太郎保明と云祿五百石延寶八年十一月小納戸となり貞享二年十二月五位に叙し出羽守
と稱し祿を加ふると數度にして二千三十石元祿元年一万石を加へ三年三月二万石を増し四年三月其邸に臨みしよりしばし加恩ありて七年正月七万二千三十
石となり川越城に封す十二月老中格十一月七年七左少將に昇り老中の上座となる十四年松平を稱し偏諱を授けて吉保と改め十六年十二月甲斐國に於て十五万石
餘になされ國主と稱すべしと命せらる此日致仕して正徳四年十一月二日五十七才にて卒す此人君範によりて奢侈にふけり威福を弄し政事を紊るゝと少なからず
しかれども罪なくして保全を得たるものは文昭公の寛仁によりて也廿五日將軍宣下によりて非常の大赦行はる諸大名の士民までも赦罪行ふべしなり 七月
三日鍋島君生る是有章公なり四日側衆一人評定所に出座す古制に復する也十四日大準后御方へ年々米千俵を上らる廿九日先々より貸金前代にかゝる者は皆下
し給すかへし納るに及ばざる旨を令す 九月五日瀨の館に臨みて官船を覽る廿三日番士の射藝を試む廿六日同じく乗馬をみる此日稻垣對馬守重富少老を免す
十月廿五日將軍宣下の賀によりて大赦仰出され赦を蒙る者總計八千八百三十餘人當家一統の後未たあらざる所也此月女の片輪鬻男の鬻うすくすると鬻の申
そりするといふ禁制せらる 十一月二日本城にうつらる廿二日新井勘解由を小石川切支丹屋敷につかはされ天主教の事檢問せしめらるこれば西洋イタリ
ヤの國ロウマと云ふ地の者にて名をはヨハンハツテイスタシロシクと云ふ者あり去年八月廿八日たゞ一八月代より我國の衣刀を着けて大隅國屋久島に來りし
が言語通ぜざるを以て村民怪み捕へて長崎に送り遂にこゝに送られしを今日召出して糾問ありし也彼人我國に其教法を施さんか爲に來れる由を申すやがて櫛
田備中守柳澤八郎衛門(當時の切支丹改奉行)に命じてこれを禁錮せしめしが正徳四年に至りて獄中に死す廿五日諸國巡見使の條約を下さる 十二月清揚院廟
に勅額を賜ふ清揚院は文昭公の生父なり十七日新院崩御東山天皇是なり凡今年の新政に舊來の苛政共み除きて民心大に悦び服せしかば此頃の童謡に萬代の
の甲府が世をさりて寶永事と民の悦びさうたひしと云

○寛永七年庚寅正月五日開筵始にて新井君美談の期子新井君美談を御覧あるべしと仰下さる
して新左衛門と改む 三月朔日蘭人を見る今年より立ながら御覧あるべしと仰下さる
ばこれまで創案のみたりしを自から拜覧すべしと改めらる十五日法令仰出さる大にさき／＼の令と異なり其初條に文武の道を修め人倫を明らかにし風俗を正
しくすべき事とあり其他旗本に示さるゝを共に合せて一通とせらる新井君美の草する所なり此日金銀改鑄の事を命せられ老中秋元但馬守大目付横田備中
守勘定奉行萩原近江守目付長崎半左衛門永井三郎右衛門に掛りを命す又新金と交換のと數條を定め貳朱金を停鑄す十八日下向の近衛相國基熙公に對面あり
廿五日張紙直段の事によりて萩原重秀を譴責す 五月十五日吹上苑にて近臣の乗馬をみる十八日小笠原佐渡守長重眼疾によりて老中を免し致仕して峯雲と號
す此人享保十七年八月に至り八十三歳にて卒す廿三日間部詮房に二万石加恩ありて五万石になされ高崎の城にうつる松平輝貞は越後村上本多忠良は刈屋にう
る阿部正綱は刈屋より上總の佐賀にうつる 六月十一日稻葉重富卒年三十八日廿三日林大學頭信篤切に致仕を請ふと雖も許されず此頃諸相の砲術を試みら
るといふなり廿九日諸家の留守居會合のとを流鏑す 八月上丁大成殿に参詣あり廿一日堀山院皇子が宮御主殿下の事又八丁宮殿祭の事仰よりれどに
女房の奉書より室町の米より最上子の外皇子は御みな出来のとなりしに／＼と始めていく／＼と仰よりれどに 九月廿九日御用入をなさる

了に恩信の虎をめして之を觀る十八日琉球使進見す書翰は此度歸めて漢文を用ふ廿三日琉球使辭見 廿六日田安清水竹橋三門の通行を執す 十二月十一日
 原重秀五百石の加恩あり十五日本多中務大輔忠良四品に叙し側用人となり若年寄に准す十八日琉球使辭退す
 ○正徳元年辛卯正月四日船橋牛右衛門希發詩經を進講す 二月七日宗對島守藏方に命あり朝鮮の聘問禮節を改めらるる旨を被國に傳へしむ十三日井伊掃部
 頭直該再び大老職に任ず 三月廿三日濱の館に官船を覽る武田飛鳥島小嶼觸丸天地丸備丸住吉丸の六艘なり廿四日水戸家臣室新驥
 山清眞員となる新井君美の推薦する所あり廿九日弓馬御覽の條令を下さる 四月二日本多伯耆守正宗病によりて老中を免す十一日阿部飛驒守正喬老中となり
 豐後守と改む 五月七日吹上苑に番士の乗馬をみる 五月關門の事及び諸國に送る高札の文宿驛人馬の制條津渡廻船の法數々條を定めらる 六月十一日新井
 君美布衣に列す廿七日寺社奉行島居伊賀守忠美若年寄さる處士佐々木万次郎文山善書を以て召出され二百俵を給ふ 七月五日本多正永卒す年六十七 七日
 禁裏仙洞御領地の境杭に禁裏仙洞等の字を冠するを止め山科は山科御領鳥羽は鳥羽御料と改むへき旨なり又市中の看板等に禁裏仙洞御用の字をしるすを禁す
 九日新たに造られたる中門を中御門と稱し是迄の中門を中門廊と稱す御駕籠臺を車寄と改稱す十八日三奉行大目付を召して親問の事あり 八月朔日韓聘のこ
 き城中諸門布衣の輩皆六位の衣冠太刀を帶すべしとなり公の時大禮の時は布衣以上皆六位の衣冠を着す此前後のなき所なり十五日諸道巡見使復命の旨に依
 て諸國公私の領地治に善政く風俗衰へ人民困究に及ふの由以後諸國の政治四民をして其生を遂けしむべしと令す 九月十二日留守居役を四人に定め一人を
 減せらる 十月井伊直該正四位上中將に叙す 十一月新井君美從五位に叙し筑後守と稱す聘禮の儀注悉君美が紳定する所なれば其勞を褒せられ且韓使を川崎
 驛に聞ふを以て也其儀注漢文倭文各二通ありて教領客使(一通)進見賜饗辭見儀(一通)受書儀(一通)書幣及使者位(一通)賓位(一通)獻主(一通)同宴服(一通)す
 べて七通なり饗宴の時舞樂を用ひらる 十二月朔日來年よりして正月元日二日三日諸大夫皆狩衣を着すべし狩衣布衣の輩足袋を用るとを許す是亦舊禮を改ら
 れし也廿一日若年寄加藤越中守を免し廿三日水野監物忠之これに代り松平對馬守近禎寺社奉行となる
 ○正徳二年壬辰正月十日東叡山に拜す供奉の輩狩衣行列の侍從は直垂諸大夫は紋袴侍從四品は太刀を帶す侍從五人は人足五人は白袴を帶す侍從五人は白袴を帶す

出羽守俊廣大目付仙石丹波守久尙以下日記の事と監す勘定の輩に万石以下の采邑勘査を命ず廿四日増上等の拜廟令より後ち小直衣を用ふ 二月廿三日加藤騷中守明英卒す年六十一、廿六日道中奉行松平石見守乘邦勘定奉行大久保大隅守忠忠各與同心十人を付せらる廿七日市人に火防の事を令す 三月六日今年参向の關人去秋歸帆の時國禁を犯し闖姦を行ひしとを禁戒す七日道中宿驛の條令を下さる 一代の典例とせらるこの日奥右筆高階平次郎を以て新井君美に従て轉聘の儀注并日記を作り副本を宗對馬守に賜ふ十二日今まで禁庭勅客を此後御返答と改稱す 四月十一日近衛太閤發駕十四日右衛門大夫は俗と稱し造酒正はさげのひみ大監物は監物と稱せしむ十九日万石以上の輩に領地の朱印を賜ふ 廿三日諸大名参勤のとき召俱の從者の制限を定む廿八日各國郡名中古より誤り來る者を改め正さる 五月八日法會によりて東叡山廟に拜す束帶にて太刀を帶ひ劍て番長二人近衛六人を召具せらる布衣の侍は皆六位の砲を裝す 六月十四日門番の大名士卒の員數を定め又参勤の從者を減省せしむ廿九日評定所の輩に令ありて其刑獄の事を慎重せしむ 七月朔日勘定吟味役を置く四日工商の官事に従ふ者菰直を禁戒す三奉行納戸頭腰物奉行賄頭細工頭等に命して各其屬吏を嚴飾せしむ廿一日屋代越中守忠位其封地安房國北條一万石を召上られ三千俵を給ふこれ所領の民聚歎に苦しみ懇る所あるに依り也此月後閣の女工商の請托に關るとを嚴禁す 八月三日松平左門乘包家人の事裁許あり十三日小讀請奉行間宮播磨守竹田丹波守政武其屬吏を待つ無狀なるを以て職を奪ふ十六日又諸國巡見使を發す此月浦々回船の事條令あり 九月五日評定所に條令ありこれ亦一代の典例となる十一日萩原重秀の職を奪ひ祿を削りて寄合となり廿三日今迄地理のとは秋元但馬守喬知國用の事は大久保加賀守忠増之を掌る此後は諸老同協議して處決すべしとあり此頃より公疾あり故に日々に聽に臨まず 十月三日水野對馬守忠順勘定奉行となり佐渡奉行二人を置く從前萩原重秀の兼掌る所なり十日尾張吉通御水戸綱條卿を召して遺命あり今夜高木水主正命を承け紀伊吉宗卿の許に至る又遺命ある也十三日夜公疾益劇十四日丑刻正寢に薨す年五十一 今日遺命を傳ふ老臣には別に遺命あり又秋元但馬守喬知命を傳ふ金銀の位舊制の如くに復さるべきとの遺旨なりこれ其公在職中の大畧にして多くは新井君美の建白翼賛する所なればこれを此記に參考して以て其施政の一斑を伺ひ知るべし

正徳二年十月先年五十六

此時大老ハ井伊掃部頭
直議御用人ハ間部越前
守詮房本多中務大輔忠
其老ハ土屋相摸守政
直秋元但馬守喬知井上
河内守正幸阿部豊後守
正裕久世大和守重之若
老ハ水野監物忠之鳥居
伊賀守忠英大久保長門
守教重
寺社奉行ハ森川出羽守
重興松平對馬守昭因土
井山城守利意大目付ハ
續田備中守松平石見守
仙石丹波守中川溪路守
町奉行ハ丹羽遠江守松
野聲岐守坪内能登守勘
定頭ハ中山出雲守大久
保大隅守水野因幡守平
岩若狹守勘定吟味役ハ
杉岡綱太郎萩原源左衛
門ナリ
日記の掛り命せられし
とは中巻の附録に見ゆ
鳩巢手簡に新井氏被申
談候の義は爰に一ツ建
論の事出来候某は此議
と相手に候へば何ぞ致
候ても不平の氣味有之

折れく榮の記下

此年比我仕まいらせし所も上の侍せ給ひしところもよのつねの人にならふ
からず、されは我心に思ふ所は申さずといふ事なく、上もまた我申す所御心を用ひ
られずといふ事もあはしき上すてになくならせ給はむ後は、我たどひいふ事
ありども、誰かはまたこれをきくべき、さきに我つかへのみちも、今を限りとなりぬ
と申せしは、此事のためにてありき、されど世のため、人のため、深く遠く謀らせ給ひ
し事の、いまだ行はせ給ふに及ばで、かくれさせ給ふ御きはまでも、承りにし御事ど
もは、我いかに、其御志のほどの行はれん事を、おもひはかるべしとの御事とぞ覺
ゆる、此等の外は、當代の御事たすけまゐらす人々、多くあはします、我しるべきと
ころにもあらねば、此年の春仰かうふりたりし、御日記の事等は、詮房朝臣に申旨あ
りけり、これは此年比、祖宗實錄の御事、思召よられて、其事仰かうふりしに、當時の日記を見る、あ
まりよその文の拙きに、まづ其例を起しつべし、其事の大なるをば、若年寄に問ひ、小しきな
るをば、目付のものも問ふべしとて、今の太和守重之朝臣と加藤右近と、其事を仰蒙りし也、當
時は其御旨をどるべき所もなし、まづ只今迄のごとくも候へかしと、詮房朝臣に申たりし事也、か
ゝりしほど、十一月に至て、當時は幼主の御事かれバ御服もあはしき程なく
日光にも、伊勢にも、奉幣の御使あるべしなど聞ゆ、こはいかある事にやと、驚き思ひ
しかバ、詮房朝臣、此事を問し、大學頭信篤七歳未滿の人、父母の服あしとて、かく

候其方平心にて承り候てくれ候へ某申建候所不入者共存候はゞ指止可申此等の義相談仕候者其の外には一人も無之に付申遺候昨日御目付長崎半左衛門被参候て御申陰し追付相止可申候大に付日光御名代又は伊勢へ奉幣使御御例の通りたるべき旨此間朝議に候例れ先きに付可有之義と被申候に付これに不存寄候と存候故間部殿へ申入候て五十日御忌候はゞ追付吉例共段々可被行由朝儀候旨承り候はゞ如何の義に候義御先代方國喪の節御服候年の間は神社等御遠慮の義に候處此度限り左様の義ハ心得難く奉存候旨申候所間部殿にも驚き被申此度林大學頭申り候て元祿中某へ被仰付段々御詮議の上服忌令を相定七歳未滿の小兒は互に服なく候然ば當上御服無之候間論事不御遠慮旨申に付老中何れも尤の旨にて

は議し申たりけるなり、前も思ひし事のごとく、當代の御事ハ、我志るべき所もあらねば、申すべき所もあらざるものとより也、されど、此御事ハ限りてハ、さてしもやむべき事かハ、禮ハ七歳以下を無服の瘍とする事ハあれど、七歳以下のハ、其父母の爲に服なきもあらず、ましてや、當時ハ天下の大統をうけつがせ給ひて、億兆の君たらせ給ふ御事なり、いかで、よのつねいとけなきものハ、例しまゐらすべきといひしかば、詮房朝臣其由をもて、信篤ハ問ふ事ハはせしに、信篤答へて、我奉りて撰びし元祿の服忌令ハ、天下不易の制なり、いかあるものハ、かゝる事をば申すらむといふ也、老中のハ、すべてに信篤の議によられぬ、信篤の答ふところ、またかくのごとくなれば、人々の心をめぐらさん事、いかにもかなふべからずとぞ、詮房朝臣もいひける、此事その係る所最大なり、されど、此事をもて、人々と議し申されむ事、しかるべからず某がごときは、一身の用捨、國家の輕重をあすにあづからず、たい某が議をもて、人々には申し玉へといひて、やがて其議をぞまゐらせたる、其事の大要ハ、古の聖人喪服を制し置れし事は、父子君臣より始て、凡て人倫の道を厚くし玉ふべきためと見えたり、異朝にしてハ、後世に及びてハ、古の制も同じからぬ代々もあれば、ましてや、我國の制の古に同じからぬ事とあらざれば、いかにいふべきや、

大學頭を爲致會點不申候ては、禮成由にて大學頭を呼寄候て元祿年中服忌令に七歳未滿の人ハ無服と申義何に依て相違申候義古義和義の服忌に七歳未滿の人ハ死之時は父兄親族も爲に無服に依て無服の義と申義は有之候得共七歳未滿の人其父母の爲に無服と申義は相見不申候此義承り度旨間部殿被申候へば大學頭以の外氣色損し候て左様の義ハ誰申候義に候義儀禮家禮を始り歷代の服忌に於て七歳未滿の人ハ父母の爲に無服候事明白なる義に候へば故禮儀院禮部定置候所に只今左様の趣申建候て御制作の令を廻り候義以の外ある事の由申候依て此段新井氏へ被申問候に付新井氏禮儀の學大略書出し七歳未滿の女ハ父の爲には斬衰三年祿に當室の人は其外の族人の爲に、禮部三月の服長者に替る義無之旨其上御幼雅とて上にも御服無之且又元祿令に臣爲君服制も不定置候へば群臣も無服僅に文昭院様の爲に服を被受候は天英院様并に松平兵部太輔殿御父子計に候餘り勿幹なき義に候てても服は不被受候に候はゞ彼土の心喪の様に責て服の日數の内吉禮御遠慮も可有之旨可申立所存に候但、存候義は假初の義ながら風教にも、いり候て簡儀の所に心を付け申度ものハ、由被申候故私申候は成程至極と被存候世武家の服忌と申もの哀麻をは服不仕候て常の吉服にて乍罷在神社等への遠慮を仕候様なるを服と心得罷在候名實の亂れ候義不過之候實て神社等へ御祭事杯を御遠慮と申にて國喪の印も有之候へば夫を被惜申候事孔子愛禮の遺意にて候左様の所御論議無之候ては天下後世の人ハ之を罪し可申候毀譽得難は御心にかけられ間敷候急度被仰立候様にさ申候へば夫を被惜申候事孔子愛禮の遺意にて候左様の所御論議無之候ては天下後世の人ハ之を罪し可申候の禮にて候處只今御遠慮なき申す義は周禮の道に背き且は天下の御大法を敗り被成候事とて重て五ヶ條の書付を出し候て夫を又新井氏へ爲見被申候故只全迄色々心を盡し申事も人倫綱常の敗れ不申様にさ申候に候處左様の義を申候事風教の害に被成候のみならず聖人として不忠不孝の唱首に仕るさ申ものにて御座候これハ天下後世に患を遺し申候間急度此方より御糾被成候て可然由にて三禮初一々書出し候て此通り答可仕旨大卷を調へ間部殿迄遺し被申候大學頭是にて何共返答成間敷と被存候洛蜀黨の戒あるべき由愚意の者より申者有之私義ハ新井氏尤に存候此事の前に正徳の年號不吉に候さて大學頭申立候得共、これも新井氏辨正にて事止み申候新井氏も是迄に被致候得共同志達しかたき勢に相見申候然ば只今間部殿相談相手にて王叔文の黨の類にも可被成哉快からぬ事に候間進退出處の間の事さくさく了簡仕候てくれ候へ簡儀の所人の大筋目に候間苟且に不可成義と先夜も被申候只今迄の勢を見候に新井氏被申所も有之候私申候は御自分事御先代の御恩を報せられ候事當上様へ御奉公諸事心を可盡の外無之候只今何れも身を引退かるべき義も見え不申候今少し御見合候は尤に存候易は變易也明日の事はしれ不申候可退の機候はゞ不候終日の御心得御尤の由申入置候此人簡儀に致、居被申候内は頼母教候明日にも引退候へば最早是迄と奉存候大光明哲保身の謀可有之儀に候うか、と油斷して福に達ひ申候事智者の不爲所に候

貞享元年三月服忌令を續つ三年四月追加服忌令成る又元祿九年其三條を正訂せらる元祿の時云ふはこゝに於て定まりしを以て也

時の宜き所を斟酌せられし所にあらざるはなし、元祿の時、服忌令改め定められし所も、古の聖人の御心にはかはり玉ふべからず、されど前代御治世の始より、いかに思召す所もありしにや、倭漢古今喪服の制ども、審に問はせ玉ひし事ありて、某書にしろし圖作りてまゐらす、いまだこれらの御沙汰に及ばれずして、今日には至りぬ、謹按るに、元祿の令には、七歳未滿の人、相互に服忌なしと載らる、此令は本朝の令によられしと聞えしかど、本朝の令にも、七歳未滿の人のためには、服なき由みえられ

ど七歳未満の人其父母の爲に服なしとは見えす、古の服制には、童子其父母のため
に喪すと見え侍るに、いかなるゆゑによりてか、相互に服なしとは見えぬひしや
む、これによりてこそ、當時御幼稚の御事なれば、御服忌あらずとは聞え侍れ、又本朝
の令にも、君のために臣たるものゝ服、一年と見えしに、元祿令には、臣下たるものゝ
君の爲に服する制をも除れしかば、當時御家人の服あるべしとも聞えず、これらの
事ども、元祿の令によられん上は、今はた新たに、服忌の事御沙汰あるべきにもあら
ず、但し前代多くの御子おはしませしかど、幸に上の御事のみ、大統をうけつがせ玉
ふも、御幼稚の御事をもて、御服忌もあるべからず、また天下の事しるしめされ、多く
の御家人めしつかはれしにも、人々の服忌もあるべからざらむに、なによりて
か、國家の大喪とい申すべき、本朝にも、心喪など申して、其服はなけれども、其心に
其喪をたもつ事侍れば、上を始めまゐらせ、御家人にも、たとひ御服忌なからむ事、元
祿の令のごとくなりとも、せめて、御服あらむ日の限り、凡の事、吉に従はせ給ふ
事おはしませざらん、に、元祿の令をも妨ぐる所なくして、臣子の情少しく伸る所
を得て、天下の父子君臣の道、これによりてならむ、たつ所を得つべし、但し今に至りて、
心喪の御事など申す事あらむに、天下の人元祿の令に従ふ所も出づる事なき

事もあるべけれど、たとひ天下の人疑ふ所ありとも、たゞ、七歳未満の人その父
母のためにする一條の事のみにて、其餘事にあづかるべきにもあらず、其上天下の
御政と申すも、御法と申すも、皆々人倫を正しくせらるべき御事にて、父につかへ君
につかふる所をもて、その大本となし侍れ、わづかに七歳未満の人、父母のために
する服の世の疑ひを致さむ事を憚りて、天下の大本をうしなひ、天下の大倫をほろ
ぼされん事、いづれか重く、いづれか輕かるべき、むかし宋の英宗の御時と、明の世宗
の御時と、かゝる御事に似たる事どもありて、天子御成人のうちに至り、當時の大臣
罪かうふれる事もありき、當時の御幼稚の間なれば、いかにとも思召わかれたるゝ所
おはしませざとも、御成人の御時と至りて、かへり思召れん所をも、よろしく思ひは
かり給ふべき所なりと申せしなり、詮房朝臣我が議を袖にして、まづ人々を問試ら
れし事ありし、先入の言すて主となりて、我議の行はるべからずと見えしかば
我議をもて、大御臺所にきゐらせ、我心のほどをも申されしかば、御母上と共其議
を見させ給ひ、上御幼稚の故によりて、世の人々と共、世のあるじにておはしませ
し御父の御服忌の事なからむに、天道の冥鑑も畏るべき事なり、又御成人のうちに、こ
れらの事をえろしめされて、うらみ悔ませ給ふ事もこそあれ、われらがねかひ思ふ

所のよしをもて、心喪の御事申行ふべしとぞ仰られける、人々も此由を承りて、かき
ねて議し申さるべきにもあらねば、御神事等の議、ことごとく十二月の後に至りて
舉行はるべきにきはまる、信篤其説の行れざりしことを深く憤りて、周公の議禮にも
朱子の家禮にも、明朝の法にも、喪服は相互にきる故に、彼よりこれへ、これより彼へ
の服の法を、一々擧て、小兒七歳まで無服の瘍と申せば、無服の小兒よりは、父母を始
て諸親への服はなし、神道服忌令、吉田家服忌令、禁裏服忌令、これに相同じき由を考
るして、十一月廿九日、老中の人々にまゐらせたりしを、我にもまた、詮房朝臣みせら
れたりけり、此事我が思ひしまゝに、御沙汰すてに訖りぬれば、我またかさねて申す
べき所もあらず、されど我此ほど心をも盡し、慮をも盡せしは、古の聖人の制により
て、天下の父子君臣を定むべき所を思ふがためなり、志かるを、某が論し申す所の、周
公孔子の法にあらずなど申すは、たゞに當世を認るのみにあらずして、古の聖人を
認申す所なり、此人一時の遭遇を辱くして、天下の人を教ふる事をもて職とす、もし其
説の行はれんには、其人をして、不忠不孝のみちひきとせしめらるるにこそあれ、
これまた萬世の患あり、證するに禮經の言を以てして、其妄説の説を折かざる事を
ひて、七條をしるし出せしこれの弊による時、是こそしく、禮經以下父母のため

に服あるなり、しかるを、禮經家禮大明の制、其服なしといふは、かぎりなく、明文の證と
すべきものあるべし、各條の下に録し出すべしとしりして、また本朝の喪葬令等に
よりて、二條をしるして、まゐらず、詮房朝臣我しるせし所をもて、信篤に問れしに至
て、儀禮家禮等五等の服の中に、無服瘍に、父のためにする語の見えざりしゆゑに、は
じめのごとくにはしるしまゐらせたり、その餘七歳以下の人、父母のため服な
るべき明證はなし、禮經の言によるときは、服なしとは申し難ければ、答申す所もな
しとしりして、我別にしるし出せし二條に答ふる所は、花鳥餘情などいふ草子を引
據として、七歳未滿の人、父母のため服なきは、本朝の俗なり、もし禮經によりて、其
服あるべくは、また禮經によりて、父母のため三年の喪をも舉行はるべきにやな
ど、しるし出せり、我これを見て、某が議、周公孔子の法にあらずと申すが故に、これを
正すに、禮經の言を以てす、かの人前に申せし所は、禮經の言にはあらずと、怠狀をま
ゐらす上は、此一言を得て、我申す所の信をは、天下後世に示すにたりぬ、大學頭た
らんものゝ、かゝる天下の大儀に當りて、源氏物語の抄引用ひて、我國にしては、聖人
の法行はるべからずなど申すに至ては、天下後世の公論あるべければ、我論するに

鳩巢の國喪正議は寫本にて世に行はる

鳩巢手簡に先上様御遺言に越前守事は久々御身近被召遣候故御心入なも此者能存候間御跡にても萬事相談可仕曾發仰出候由抄問部殿へは筑後へ何事も相談可仕旨被仰置候由に候さあり

も及ばずといひて、そのしるし出せしものどもをば、請ひ受て歸れり、當時天下の爲に、父子君臣を定めしのみにあらず、周公孔子の道を、我國万世のために守りまゐらせし證據あれば、かのしるし出せしものどもは、我後に傳へんもあしからじ、此事の詳なる事は、我その時の議草ならびに鳩巢の國喪正議の書に見えなれば、併せ見つべし、後にきくに、信篤の弟子のいひしを聞しとて、或人のいひしは、此時に、詮房朝臣の問目を得て、答ふべき言を措くべきやうなくして、たいあきらかにあきれるしを、弟子の見て、その故を聞て、源氏物語の抄にこそ、幼主の父帝崩し給ひし時の事ありしかと、覺えしといひしを聞て、それたづねよといひて、やがて花鳥餘情によりて、その説をつくれりこそ、我師の事をかく人に聞えしも、また此師あれば、此弟子ありとこそいふべけれ、大學の子弟、すでにかくの

ひとし、わはれ我國の學の衰へにし、かゝる事にも至りぬるか。此程又信篤、蜀都雜抄、秘笈、千百年眼等三部の書をひきて、年號に正の字を用ふるは不祥の事なり、早く改元の事あるべき由をしるして、老中の人々にたまゐらす、詮房朝臣我思ふ所を問れしかば、當時我言用ひらるべきものにあらず、されど問ひ給はん

に、答ふまじきにもあらねば、しるしまゐらせし事どもあり、其大要は、近世大明の人、年號の事を論じて、正の字を用ひし代々不祥の事あり、凡そ文に臨みていむべき字

なりなど申す事、信篤が引きし所の外の書にも見え侍れど、皆是君子の論にはあらず、天下の治亂、人壽の長短のとき、或は天運にかゝり、或は人事によれり、いかんや

年號の字によりて祥と不祥と有べきもの、帝王の爲に、年號の字を用ひし

帝元の順帝のときは、皆其不徳により給ひしなり、れど其年號は正の字用ひ

れずとも、これらの人主其國を失ひ、其身を滅し給ふ事なかるべしや、大明の世に至

ては、正統正徳の代々の事、皆是其徳の至り給はぬと、其政のよからざるに由れり、

年號の字の罪にあらざらず、孟子無罪歳とのたまひし所よく心得給ふべきもの

也、天下の治亂、人壽の長短等、年號の字によらざる事どもを論じ解むには、其說殊に

長くして、誠に無用の辨言の費なるべし、たい誰にも聞召して、心得わかち給ふに、た

やすき證一つを擧て申すべき也、凡そ人の幼といひ、弱といひ、壯といひ、強といひ、老

といひ、若といひ、老といひ、諸といふ其稱同じからねど、たい其年の積れるにて、異な

る人にはあらず、又生れて三月にして其名つき、二十にして冠して字つき、五十にし

て伯仲叔季を稱するるとき、其稱するところ同じからねど、其命ずる所の異なるに

あらず、彼年月日時といふものも、其稱同じからねど、時を積て日となり、日を積て月

となり、月を積て年となる事、たとへば幼弱強壯、老耄などいふことの同じから

ねど、異なる人又はあらざるが如し、さらば年の號あるい、なを月の名あるがごとく

にして、又これ人の三月の名、二十の字、五十の字ある事、のこどもし年の號、正の

字を用ひん事の、不祥ならんに、月の名も正の字用ひんもまた不祥ならまし、然る

よ古聖人の世よりして、今の世に至る迄、毎年の一月を正月と名付て、孔子春秋の法にも四始と申て、正月をもて歳の始とは申すなり、正の字まことと不祥ならんに、古の代より此かた、毎年の不祥の月をもて始とするなれば、それより此かた、一年として不祥ならぬ歳といふ、あるまじき事なり、これはあまりに近き事にして、いはゆる暁を見ざるの論と申すべしや、もし年の號には正の字不祥にして、月の名には正の字祥たるべき理あらむには、尋ねきかまほしき事あり、君子動而世爲天下道、行而世爲天下法、言而世爲天下則とも、また不知命、無以爲君子也とも承れば、かゝる不通の論あると、君子の人の申すべき所とも覺えず、また我朝の年號に、正の字用ひられしこと凡十六度、不祥の事のみありとも見えず、もし武家の代とありし後、正慶に鎌倉滅ひ、天正に足利殿滅ひ給ひしなども、申す事もあるべきにや、平高時入道滅びしは實に正慶二年五月なり、されど其祖相模守時政より此かた、九世の間、正治正嘉、正元、正應、正安、正和、正中等の號、すてふ七度を経たり、其家彼時に滅びずして、此時に滅びしは、年號の字によれりとはみえず、これそのみづからとれる禍にぞあるべき、足利殿の滅び給ひしは實に元龜四年七月三日、義昭出奔の御事によれり、これらの事によりて此月廿八日に改元ありて、天正と改めたり、其時以來よりこのかた

三世の間、正長、康正、寛正、文正、永正等の號五度になびしかども、その程に滅び給ひしは、あらず、すべて本朝の年號始りしより此かた、其代々の事を細かに論じて、其事不祥なりなど申さば、いづれの字にか不祥の事のなからざらむ、其故は改元といふ事、倭漢共に、多くは天變、地妖、水旱、疾疫等の事によらざるはあらず、されば古より年號に用ひしほどの字、一字として不祥の事に逢ふとなかりしといふものはあらず、もしあらず不祥の事、年號の字の致す所あらむ事をうれへば、古の代の時のでとく、年號といふものゝなからむにはしくまじきにや、されど和漢ともに、年號といふものゝなかりし、古の時にも、天下の治亂、人壽の長短、世として是なきにもあらず、某意多禮亞、喝闍他亞等の人にあひて、當時蠻國の事ども具に聞しに、年號を用ふる國々わづかに二三にすぎず、其餘は皆年號といふ事はなくして、天地開闢より幾千百幾十年など申なり、されど二十餘年先より、西洋歐羅巴の國々、多くは其君死して、それが世繼の事によりて亂れし國少からず、去年の冬、是年の春も、多く戦ひ死せしなど申なり、是等はいかなる事のたゞりぬるによりてかくはあるにや、さらば年號なしども、天運の衰、人事の失所あれば、亂れ亡びざる事を得がたしとは見えたり、又異朝代々に、同じ年號を用ひし事、彼は起り、是は滅びしも又少なからず、たとへば、永樂

元ありしは林氏の譜
を用ひられし也其後は
年譜に正の字を用ひす

肥後元年辛卯

武州川越領駒林村百姓
五兵衛年六十五、同
人伴四郎兵衛年四十三
父と申合銀伊兵衛を殺
す、銀伊兵衛年三十五、
伊兵衛妻五兵衛娘む
す年三十一、これ此年
七月十八日夜の事と云
ふ伊兵衛は信濃松代

ますまじきにもあらず、是等の間、よく御議定に過べからずと申たりければ、
房朝臣いかにやはかられたりけん、此事もまた行はれずぞありける。
然るべからずと思ひし所、その慮の過たるに出たらんには、いかにやすべき、さらば、
に、此事をば申さうけん、然るを、今かゝること申出せしは、前代にかゝる事申す者のなかりしは、
時に用ひさせ給ひし者ども、不學の誤り也と、人々の思ひ給ふらん所を、おもひ計りしにや、されど、
正保の改元の時は、其祖其父の世に有し比にこそあれ、正保の號しかるべからずと申さうしは、前
代に用ひ給ひしものども、あやまりならむよりは、正保の號然るべからずと申さうしは、
父の誤にぞ有べき、此ことによりて思ふに、初め上御幼稚の間なれば、御服忌の事有まじと申せしこ
ども、古の時に三年の喪は、期にして止むべしともいひたりましてや、今は大御臺所、御母上を初め
参らせ然るべき人々も、我意を取用ひ給ふべし、又正徳の號不祥の事申たらんには、大御臺所、御母上
をばじめ参らせ、然るべき人々も、我意を信じ用ひ給ふべしなど思ふ、例の曲學阿
世の邪智によりて、再び時にあふべき事をこひねがふ姦計に出しとぞ見えたる、

前の事ども記すにつけて、思ひ出したり、前代の御時、辛卯の八月十七日進講訖りし
後、疑獄一條を記し出されたり、是を見るに、信濃國松代庄の人、爰に來り止りてあき
ものするあり、其妻は當國河越の庄駒林といふ村の民の女なり、過にし七月十六日、
其妻の兄ある者の來りて、河越にいさあひ行たり、同廿日に、妻の兄又來りて妹なる
者に、汝の夫はあきものゝ爲に、故郷に行なり、いくほどなくて歸りぬべし、其程は父
の許に來りて、其歸らんを待べしといひぬといひて、同じ廿一日、父の許に伴ひ
行て、日數經るれど夫の歸らざれば、其歸らん程を父に問ふに、廿八日の比は必歸ら
んとこそいひぬといふ、其時、父は其妻をばじめ参らせ、然るべき人々も、我意を取用ひ給ふべしなど思ふ、例の曲學阿
世の邪智によりて、再び時にあふべき事をこひねがふ姦計に出しとぞ見えたる、

んと覺りかなきに、ほとりの川に流れ死せし人ありと、いひぬといひて、同じ廿一日、父の許に伴ひ
り行て見れど、水の中にうづし死したれば、見もわくべからず、いかにもして、其人
を見ばやと、父と兄とにいへど、いかにさる事やあるべきといひて、聞もいれず、いと
い其たへがたさに、明の日其所の名主など云者に告て、かの死せし者を取上させて
見るに、我夫なりけり、爰は但馬守喬朝、秋の所領なれば、留守の役人等、かの妻の父兄
其家の子等を召問に、答ふる所の疑はしければ、其家を檢知せしに、婿なるものゝ衣
類雜具等を得たりけり、陳ずるに詞なくして、七月十八日の夜、父と兄と二人して、其
婿を緇殺して水に沈めしこと顯れにけり、かの婿殺せし二人の罪は、疑ふべきにあ
らず、其妻なるものゝ父を告し罪あるに疑ひあれば、喬朝朝臣其狀を参らせたる也、
某對へ申は、此獄三綱の變にして、常理をもて推べからず、ひそかに憂ふる所は、かの
父子夫婦の事の爲のみにあらず、君臣の大義、よりてかゝれるところなりと申けれ
ば、されば評定の者どもに、かゝる事の斷例やある、尋ねて申参らせよとこそ仰つれ
どのたまはせ給ひたりけり、家に歸りし後、我友鳩巢と、ひそかに此事を議せしに、明
の日の朝あくれる書に、儀禮喪服傳の斬齊の條を引て、是らの條によりて、此獄を決
しなば、其疑ひなかるべき由を記せり、我始めかの議を聞しに、我思ふ所に同じかり

儀禮喪服傳斬齊の條に
妻爲レ夫至尊也とあ
り又女子在レ室爲レ父三
年子反在レ室爲レ父三年
齊衰期の條に不レ杖杖

禮女子子適人者傳に曰く何以期也婦人不
 貳斬也婦人不貳斬
 者何也人婦有三從之
 義無專用之道一故未
 嫁從父既嫁從夫夫死
 從子故父者子之天也
 夫者妻之天也婦人不
 貳斬者猶曰不貳斬
 天也婦人不貳斬尊
 也これ白石先生此獄
 を斷する原據なり
 數は婦女の罪名あり公
 卿方御定書に云奴は望
 の者有之候へば通はす
 他諸候もの無内は牢
 内に差置あり

つるふ、今又此書に確據あるを得し幸にこそ覺えたりけれ、二十二日の進講の後
 評定衆の參らせし斷例をうつしいだされて、是此獄を斷るべき例とも見えず、いか
 にや思ふと仰下さる、其斷例を見るに、貞享四年四月夫の我養母と私通せしことを
 告申せし女有て、かの私通のもの二人首を切て獄門にかけられ、其女をい母と夫と
 を告し罪によりて、獄につなぐ事一年、五年三月に至りて奴となされし事を記せし
 なり、承る所のこどく、此獄の例とすべき事にあらざと申て、此女罪せらるゝ事ある
 まじき由を申て罷いづ、二十五日に召れて、老共の大學頭信篤が議を奉りしものを
 見よとてうつし出さる、其議に、人盡夫也、父一而已、是鄭の祭仲が女、己が母に、父と
 夫と孰れか親しき義を問ひしに、其母の答へし言葉なり、父の罪あやまちあらはれ
 しは、女の訴へしによれり、論語にも父の惡をかくすを直と見えたり、律書にも、父母
 の惡を告言するものを殺すと見ゆ、されば、父の惡を訴しは其罪死に當れり、もし父
 の夫殺せしことをしらすして訴へんは格別なり、本朝の律には、父母を告言するも
 のは流とあり、注に絞すと見えたりと記しぬ、此月廿三日に祭仲が妻の言取用べき事
 奉りし議也、おは、又此事もどより過誤の失にはあらざ、又孔子隱すをもて直しとの給ひしとも
 見え、此上は職すべき所を記して進らるゝと仰下されしは案に據るゝなり

記して、二十六日に某が議をぞ進らるゝ、其議せし所は某侯して、今月十七日の
 を奉る、商夫の婦あり、夫出て歸らず、久しうして溺死の者ある事を聞て、其里長に
 ふて其屍を檢するに、則我夫なり、推覈して其狀を得しに、婦の父と兄と、共に婿を殺
 して、屍を水に沈めしなり、官司疑ふに婦其父を告るの罪を犯すに似たり、法官議し
 て没入して婢となすべしといひ、儒官議して斷ずるに父を告るを以てすべしと云、
 爰において、某をして又議を上らしめらる、某謹て按るに、是獄三綱の變、常理のおす
 べきにあらざ、正に按して斷すべきもの三ツ、一ツには宜しく正すに人倫の綱を以
 てすべし、いはゆる三綱といひ、君は臣の綱、父は子の綱、夫は妻の綱是あり、先此三ツの
 綱と云ふにつきて、君と父と夫と、其尊き相同しくして、是に仕ふる所一ツなる事を
 するべし、二ツには宜しく據るに喪服の制を以てすべし、先王の制、女子許嫁して室
 にあると嫁して反て室にあるとは、父死しぬれば、父の爲に斬衰三年す、已に嫁して
 夫に隨ふ時、父死しぬれば齊衰不杖期を服す、されば女子の室にある時と、出て嫁
 しぬる後と、父の爲に服する所懸絶なる疑ひあるべきが故に、喪服の傳に其義を明
 らかにして、婦人三從の義あり、專用の道あり、故に未嫁父に従ふ、既に嫁す夫に従ふ、
 夫死す子に従ふ、故に父は子の天なり、夫は妻の天あり、婦人不二斬者、猶曰不二天也、

石礫の事は左傳隱公の四年に見ゆ

ん事、悉く其理なし、父兄の夫殺せし罪露れぬる日、たち所より自殺したらんには、夫の爲に義にして、父兄の爲より孝あり、悌あり、人倫の變大なるものに處して、善盡しぬと云へし、されど又備らん事を責むるの論として、君子恕、人之道にはあらじ、古より此かた、父の爲に夫殺せられて死するに及はねど、身を終るまで其義を守れる女、少なからず、古人其死せざるが爲に、其節を少しき也とはせず、某竊に議す、凡人の婦たる者、其夫の爲に、義なるべきに、猶臣たる者の、其君の爲に忠あるべきが如し、もし李瑤石演芬が如きもの、世のいはゆる忠臣義士ならんには、蔡仲が女雍姬が如くならんを稱して、孝順の婦とせん、某が知れる所にあらず、又此議にそへて奉りしに、評定の人々、奉られし斷例によれば、此女禁獄一年の後没入して婢となすべし、大學頭が議によれば、此女父の夫殺せしを知て告たらんに、處するに死刑を以てし、若其事を知らざらん、に、奴罪に行はるべきもの也と云が如し、若某が議の如く、此女罪せらるゝ事なからんに、某敢てこふ所あり、色衰へざる寡婦、すでに其托する所を失ふ、青松の色、歳寒に改むる事なからんこと、いまだ必とすべからず、某ひとり其婦節を失はば、ん事を惜むのみにあらず、只あそく、官法を毀ふことあらん事を、我國の恥と爲し、夫を誅して、惜となり、尼となるも、なからず、人として、國を

しむるに、父と夫との爲に尼となりん事を以てして、尼寺に移りいれて、剃髮授戒せしめ、父と夫の財産を併せて、其寺に施し入て、彼飢寒の患を救はん、に、官法婦節二つなからず、全からんとぞ申たりける、やがて某が議によられて、御沙汰ありしかば、喬朝朝臣の計らひにて、自ら尼とならん事を望みこひ、鎌倉の尼寺におもひきしとぞ聞えたりける、

有草院家繼公小字鶴松
と稱す文昭公の第三子
なり寶永六年七月三日
山里に生れ文昭公薨せ
し時年僅に四歳正徳二
年十二月十一日始めて
朝會に臨む側用人間部
倉房之を抱き大久保加
賀守忠増先導す十二日
松平兵部太輔清武に二
万石加へらる文昭公の
遺命によりてなり

御中陰の事終りし後、十二月十一日にぞ、御代始の儀行はれたりける、先々の御代には、御元服の儀有て、正三位大納言になさせ給ひ、正二位に擧られ給ひ、御代つがれしに及て、將軍の宣旨蒙らせ給ひ、大臣の大將にもならせ給へり、當時に殊に御幼稚のほどに御代つがれしかば、御官途の事申給ひて後、將軍宣下の御儀も有べきにて、其事を申給ふべき草案をば、有し御代の如くに某奉るべき由を、詮房朝臣申さる、此上の事、今はた、辭し申べきにもあらねば、其草を參らせたりき、又御名の字の事を、さきくの御世には、御父の付させ給ひしかど、當時は仙洞より御筆をも染參らせらるべき事を申給ふべきにて、望ませ給ふべき、御名の字をも、某か勘文奉るべしと承りて、仙洞に申給ふべき事の草をも、御名の字の勘文をも奉りたりき、此度は、正二位の大納言になさせ給ふよし、十二月の十二日に、消息の宣旨あり、これは、既に御代知

し召れし後あるが故なるべし、仙洞の御筆を染られし、御名の字もかの宣旨と共に、同二十二日に爰に來りつきしを、吉日を撰れて二十三日に奉りたりければ、二十五日には、人々參賀の儀有りけり、此日ありし御代の例の如く、黄金三十兩を給はりて、奉公の勞をぞ慰し給ひける、此後毎年又如此、この餘折々に賜る所も、皆々有し御代にがわらねば、悉くにはしるさす。

正徳三年癸巳先生年五十七

奉多中務大輔忠真

明れば癸巳正月元日御着袴の儀ありけり、同き二十三日黄金三枚を賜はる、是は御寶の字を勘へ參られし事の爲なり、御内書をなしたる、此日又詮房忠良等の朝臣仰を傳へて、前代の御時に某に給ふべしとて長崎奉行所に仰下されしもの、此程爰に來り若し書三部を下し賜りたりけり、三才圖會、農政、空書、石印譜等、

此元服の式は東宮加冠の式を用られたりて、大に後世の議論ある事也、享保に至りて先生の用られたりしは、これ等事により見ゆ

三月十八日には御元服の次第を撰み奉れり、これ程なく此儀を行はるべきによりて、兼て仰を蒙りし所なり、御元服の具、其日御座敷の裝飾、三月廿六日、白書院に御出有て、御元服の儀行はる、加冠は彦根中將直該朝臣、理髪は會津の中將容保朝臣あり、も御座の後に候して、其儀を見る、此程近衛前攝政大相國御下向有ければ、かの御旗館に參りし事度々に及びぬ、四月二日には、將軍宣下の儀をぞ行れける、此時にも又御座の御後に候せし事前代の例のどと、同五月六日には、前代の仰下されし儀のどと、其儀をぞ行れたりける、

九月廿八日に文昭廟の御鐘銘を撰み參りし、是御によりてなり、鐘銘は高き位を擧げる、深見新、去年かくれさせ給ひし後、傳奏より御院號の事いづれなりむにも思召

と、ここに任せらるべき由をうちくの御氣色なりとて、其字二つ三つ記して參らせられたりしと、詮房朝臣某に見せらる、御院號の事は、外國にも後代にも相傳ふる所なれば、いかにも然るべき字こそあらまほしけれ、文と昭との二字のうちをもて宜しく撰み下さるべき由を申させ給ふべき草を參らせたれば、老中の人々、其由を答へ申されしに、勅して文昭の字をぞ賜らせ給ひたりける、前代の御廟號をも、當代の御名の字をも、某が撰みし所を、禁裏にも仙洞にも取用させおはし、某又御廟の御鐘銘をも撰び參らせし事ども、誠に辱き事どもなり、

十月の十四日周閑の御法會にも、所職の人々の外には、詮房朝臣、忠良朝臣、清武朝臣、松平出子、息内藏頭清行、隱岐守詮之、淡路守詮衡、市正直直、某、此外に近習の諸大夫二人、細井和泉守、窪田肥前守也、隱岐守、和泉守、肥前守三人は、御廟造營の奉行たりしがゆゑなり、是等十人計ぞ束帶して伺候す、是又有し御代の儀によられしなり、

此年七月二日に大和川魚梁船の御沙汰あり、是は攝津國より大和國に送るもの共をば、川船に積載て、河内國龜ヶ瀬と云所に至り、此所よりしては、水淺ければ魚梁船

鳩集手簡に文昭御鐘銘は定て詩書頌詩水の篇允文允武昭假烈祖と中文を切候と被存候日本の稱號は文字逆にて候是等も漢人なれば昭文ふさ可仕候又曰く文昭廟鐘銘著し申に付御代々林家より出申候銘共見申所に奉懸東叡山殿有院殿廟前と申題號にて繪馬の邊に候京て笑ひ被申候此度は縁山文昭廟實鐘と申題號にて銘文古雅に相見申候問部詮房本多忠良松平吳部大輔清武間部隱岐守詮之同淡路守詮衡村上市正直此三人は何れも小姓の細井窪田は小納戸なり細井は藤左衛門安明窪田は彌十郎忠任ともに三條山新廟造營の奉行たるが故に叙爵せし也

三好備前守長廣實永四
年六月奈其奉行に任し
正徳元年十一月死す

といふものにうつし載て、彼國中に分ち送る、其魚梁船の事は、慶長の頃より、大和國平群郡立野村の住人に安村といふ龍田本宮の社人支配し、其運賃の利によりて、龍田の社を修造し、公にも運上の銀三十枚を参らせけり、安村は、代々喜右衛門と云也、此事によりて龍田の社御修造の例はなり、元祿十年丁丑に至りて、立野村の者共、魚梁船の事仰付られんには、運上の銀百五十枚を参らすべしと望こふ、此所は御料にて、しかも、運上多く参らすべしと申ければ、其請に任せて、安村が支配をは停めらる、實永五年戊子閏正月、大和の御料私領五百三ヶ村の百姓共、南都奉行三好備前守がもとに訴ふる所は、初め立野の者ども魚梁船支配の事前例に準ずべしと望み申ながら、賃銀をましくはへ、剩船破れぬれど、其荷物をも償ひざるのみにあらず、ほしまゝに掠め取ぬと申す、同二月大坂の干鰯あきなふ者ども又訴へしは、前例大和國中の田地肥しの爲に干鰯うり渡して、載送る船破れぬれば、其料をバ魚梁船支配のものより償ひ來れり、然るに去年丁亥十月大地震に船破られし時、其料償ふべき事を申すといへども、其事に不及と申す、立野のものども召て其料償ふべき由を下知しぬれど、奉行の下知にも従はず、同五月備前守此由を京都に申す、同六月紀伊守信房朝臣下向の時、備前守申狀をきき、此等御料所にて召取せらるべき、又京都にて召取すべきと申されしを

行所に仰下さる、蘇原近江守等、南都奉行所并御代官所に事の由を尋ね問ふて候に

かの魚梁船の事かへし付られんには、運上銀三百枚を参らすべき由もどの支配人

安村望請ふによりて、立野の者ども又三百廿九枚運上銀を参らせん事を申訴ぬ、立

野の村と申ひ、おづかに千石の地にして、戸口の數も多からず、十四年此かた、此船の

賃によりて、御年貢を参らせ來りしに、今はた是を安村に返し付られん事不便なり、

只今迄のごとくに立野のものゝ支配たらん事然るべしと申ければ、同き六年己丑

十月勘定奉行の異見のごとくに御沙汰畢りぬ、されど是いたゞ魚梁船支配の者の

事のみにて、五百三ヶ村の者ども、大坂の商人等と立野の者どもの訴論の事決せし

に、あらず、明れば七年庚寅の春、御代改りし後六月に至りて、三好備前守参賀の爲

下向せし時、河内守忠岑朝臣、かの訴論御裁斷あるべき由の申狀を参らす、正岑朝

臣本多彈正少彌中山出雲守に此事を申されしかば、二人評定衆と相議して、閏八月

衆中連署して進らせし處は、前例破船の荷物償ひ候事、魚梁船支配のものゝ償ひし

とも聞えず、海上銀と名付て、物一荷に五釐づゝの銀を、荷主共の許より取あつめ置

し所を以て償ひしあり、又立野の者の申も、龜ヶ瀬よりうつし載し所の魚梁船破れ

たらんには、其物償ふ事も有ぬべし、大坂より龜ヶ瀬に至るまで川船の破れたらん、

井上河内守正岑

寺社奉行本多彈正少彌
勘定奉行中山出雲
守時春

我國の事にあらず、しらざる所なりと申也。其申所理あり、すべて上の御物を積載し船の破れしにも、是を償ふの制はあらず、大坂の者ども申所、其謂を、前例の如きは私に約せし所、公法にあらず、もし是等の御沙汰あらんこと、他の妨と成ぬべしとぞ記したりける。正岑朝臣此由を執し申し、評定衆に仰せて、重て此事訴まじき由の證狀を訴訟人等に書せ、勘定奉行して、備前守にもかくといはせられけり。備前守心得ぬ事にあつひ、正岑朝臣等衆中議せられし所は、大坂の者と立野の者との訴訟の事なり、此獄はもと大和の御領私領五百三ヶ村の者どもの訴申事あるより、大坂の者も訴出し所なれば、御料私領の者どもの申所、本として、大坂の者共の申所の未なり、然るを其末を論じて、本をもあはせて同じ御沙汰ならん事いかゞ有べきと申たりければ、彼朝臣以外の外、氣色を損じて、衆議よりられて、御沙汰既終りぬる事、重ねて申されん、御身の爲よからじといひて、其申す所を聞もいれず、此年の冬十二月、我南都へ赴きし時、備前守此事を語りて、深く憤りぬる色顯れたりき。明の年の春、我歸りし後、事の次て、此事を申出して、其時の御沙汰然るべからざりし事なりと申たりしか、いくほどあくして、備前守此事を憤り死にぞ死しける。かの安村も、やがて腹切て死すなりとぞ。此人の世にあらん程、我輩をばどけなんものとぞ。

舟上中務少輔正任の故
河内守正利の子正利の
寓治寛文の比、社奉行
にて名ありし人なり

母方の舅、本多彈正少
頼忠晴なり。

思ひたりしに、今の世の思ひたるなり、事どもなり、近江守重秀が計り申に付て、何事にも運上とて、拙分の金銀めさぬ、又正岑朝臣の父中務少輔正任、其父に似ぬ人にて有しに、此朝臣、右京大夫輝貞朝臣の外、從兄弟にて吉保の少將にもむすばうれたれば、父にも祖にも超て、老中の職ともなりたり、されど極めて意地わるき根性ありて、我非を遂んとする人なりと聞えしが、己丑の年の御沙汰にも預りしにや、此度も先其母方の舅の彈正少彌して、評定の衆と計らせ、衆議已にかくのむしと申て事を決し、備前守重ねて申事を、人の非を遂ぐべきが爲に、權威につのりていひ破られ、世の人の申たりける、大學の書に、人の技あるを娼疾して、もて是をにくみ、人の彥聖なる是に違ひて通ぜざらしむ、寔に容るゝ事あたはず、我子孫黎民を保つことあたはずとぞ。見えられ、かゝる職にあらん人、たゞひ他の技能こそ、世の爲人の爲いかにやあるべき、

かくて御代も改りしに至て、安村が子父が此事によりて死せしを恨みて、其志つがんどや思ひけん、來り訴ふることやまず、又龍田の社も、唯今迄はかの安村がはからひに依てこそ、修造の事も有つれ、是より後は其事取計ふものゝなかりければ、神人等も此修速の事望みこふとありと聞ゆ、詮房朝臣いかにやはからひぬらむ、有し昔のごとくに、魚梁船の事、安村が子に還し付られて、運上の事免除せられ、龍田の社修造の事怠慢なかるべきよし仰下されたりけり、詮房朝臣此事は前代に申給ひし事なればとて、其下知狀をば某にも寫し給りたりき、

此年三月の半にやあらん、詮房朝臣に、近年以來世の風俗も日々に奢侈に趣きしに、諸物の價さへ増し加はりぬれば、御旗本の人々、世の常の公務にだに隨がひがたく、

萬年二月十一日に先
皇の建言せられし物價
騰貴に付御沙汰可有之
災害の害付は詳かに爲

なるべし

賜手簡に新井氏就原
事を論畢竟此人御退け
不被成候ては計程を減
可申左候へは私御厚恩
を蒙り候上は君父の仇
を被存候左候は老衰
の春腕に候へ共彼者刺
殺候程之儀は仕兼可申
候間打果可申奉存候
然共少きより聖賢の書
をよみて春秋の大義を
も承り候に君命も無之
人臣として君側の小人
を殺申儀は逆罪同事に
候由急度戒有之候儀難
犯奉存進退爰に究り
所詮彼を打果死申命を
上に奉り幾度も致極諫
白髪の頭を被刎申外は
無之某此者と兩立可仕
覺悟にて無之旨書付間
部殿へ指出入上覽候所
即時に萩原御取放し
に御座候
番以下の七字諸本一な
らば定めて御覽候事
らん未だ御覽候事

此年六月は既巳六月
あり
賜手簡に新井氏就原
改貨請申物を仕立候
て上へ被申上候私に草
稿を見候へて送り中
候扱々詳細成物驚申候
上下二十卷附録一卷有
之候勿論かなき候
へ共文章の明白なる義
事情の熟達なる義しか
と忠厚の意を不失候て
唐陸宣公奏議の外は見
不申候誠に以て經濟之
才を存候中々行はれ申
間誠候得共此より申入
候て其上の用捨はあふ
下次第の由被申候尤に
存候御奉行も是迄に存
候由にて候以後何卒
し置度候世國史出来
候はは是等準食貨の
圖を補ひ可申書を存候
さいへり此書此頃迄間
部の家に秘藏せしを世
にいで先生自筆の本
を或人買得たりと聞き
たれども其人も狹陋の
小人にて深く秘して人
に示さずさいへりか
くばかり目出度書の世
に行はれずして湮滅せ
んは誠に歎すべきの極

けり、其時の議草、老中の人々の付札、共に悉く寫し置ぬ、あはせ見るべし、其事ども、今によろしかる
にあらぬもなし、されど人々の爲に、好
み給はぬ事ども多きがゆゑなるべし

我よく知し召れし御事のなくなり給はん後には、我言の行はれざらんは、去年の九
月廿七日より思ひ設けぬ、されど此金銀の事に限りては、天下の患是より大なるも
のなけれど、當時の御政を輔け申されし人々の中、一人もかゝる事議し申さるゝと
も聞えぬば、去年の春、我ひとり身を出して、封事を參らする事、第三度より至りぬる時
は、既に御不例の最中なりしが、御志し決し給ひ、銀造る事を停められ、近江守重秀が
職奪れたりけり、其後はいかにもして、金銀の製古にかへされんことを思召はから
れ、隠れさせ給ふべき御きは迄も、此事に及ばれしは、今の御政を輔られし人はよく
知給ひぬる事ぞかし、されど、又かくれさせ給ひし御跡よりも、此事を議せられし人
も聞えず、吾臺之吾能奴之あと云事もあれば、我はしめ封事を上りしより、此患を除
かんほどの事、おもひよらざるにもあらず、ましてや、かの御志を世に行はせ給ふに
及ばで、隠れさせ給ひしかば、今の人も後の世にも、此事をこそ其代のあやまちなり
とあふふべければ、善く志をつぎ、善く事を述るを素とはいふあり、ましては是は天
下後世の大患と教はるべき事なれば、前代の御事にも當代の御事にも言ふべし

して、此事をば申行ひて、心づくに思ひ給ひて、此年六月改貨請三冊を御覽候
房朝臣に參りせて、我思ふ所をも聞えたりけり、初め金銀の製古にかへさるべき事
仰下されしより、此方世の人の私議せし所さまとにぞ有ける、或は元祿よりこの
かた作られし新銀ども、古の製にかへされんには、灰吹の銀凡百十八万貫目を用ゆ
へし、然るに當時一年に産する所の灰吹銀凡四千貫目に過ず、さらば其功の終らん
ことは、三百餘年をや經べきと云あり、或は諸國銀山より出る所の鉛をもて、當時の
新銀共に雜れる銀と赤銅とを吹わけて、其銀をもて、古の製の如くに造られんには
其押とすべき鉛凡二百七十六万二千貫目餘を用ふべし、然るに當時一年に産する
所、諸國銀山より出来る鉛、凡三千七百三十六七百貫に過ず、さらば其功の終らむと
七百三十九年餘を經べし、しかのみならず、かの銀と銅と吹わけん、年々鉛の毒氣に
當り死せんもの、其數を計りしるべからずと云けり、或は今の新銀共をもて、古の製
にかへし製られんこと、其功成がたきは、前の二條の如し、たどひ又古の製にかへさ
るべきと有ども、今の新金を改め作られざらんには、金銀の價相當らざして、必万物
の價平かあるべからず、さらば先今の新銀の價に相當るべき程の銀作られんは、金
銀一つながらの爲宜しかるべき事なりと云ふあり、以上三説は、皆是銀^(四) 或は元祿の比
座のもの、説歟

金三品は元禄金乾金慶
長金銀六品は慶長銀元
禄銀寶永銀中銀三ツ寶
銀四寶銀なり

よりして、金には銀をまじへ、銀には銅をまじへて造られしかど、金銀を換ゆべき法は、古の如く金一兩の價六十匁なるべしと定めらる、されど世の人古の金銀の製と改め造られしものと、其品を論じて、新金は新銀の猶古に近きに及ばずといひて、是より金銀の價平かあらず、其後寶永に又金銀造り改められしより、銀改め造る事度々に及び、今に至りては、金三品銀六品にありたれば、世の人銀をもて銀に換るにたに、其價の高下あり、ましてや今の新金、其品は古に同じけれど、其製は少しきに輕くして、古に相半す、たどひ銀のみ其製古に復されんにも、金銀の價相當らずして、必世に行るべからずと云あり、或は新銀ども改造られん事もかなふべからず、金銀の價貴からず賤からざらん御沙汰もかなふべがらず、しかし歳々に金十萬兩をいだされて、新銀ども買收められんには、さらば世にあるところの新銀の數すくなくなりて、金銀の價を初めて、萬物の價も平かあるべしとなり、以上二説は、兩替師(六)或は今の新銀の價甚賤しき實には其品の下れる爲のみにあらず、其數多きがゆゑなれば、其數の半を收められんには、其價平かなるべし、されど故なく其半を收められん事もあふべからず、好銅をもて大錢を鑄出され、今の新銀にかへて、其新銀をば、悉々に吹つぶされ、銀と銅とを引わけて、其銀をば御藏に收められ、其銅をして大錢を鑄らるゝ料にかてりるべしと云あり、是は然るべき人の中にこのいひし説也或は元禄より此かた金銀の品多く成て、其先寶鈔を造られ、金銀共に換られ、金と銀と鈔をもて、雜用ゆべき由を定められ、亦に新錢を鑄られて、錢の數をたされんには、天下の財用乏しからずして、諸物の價も自ら平かなるべし、次に天下の山々を尋ね求て、金銀銅の鑛を開きなば、十年の内外には、元禄以前に天下に通行せし程の金銀の數は出来るべし、其時に至りて改造られし金銀を以て、寶鈔の半にかへて、其寶鈔悉くに焚棄られんには、誰か異議を申者のあるべきと云あり、是は然るべき人の中にこのいひし説也或は元禄より此かた金銀の品多く成て、其品古には及ねども、其數は古に倍々しぬ、されば近年以來米穀の價年々に高く成て、古の飢饉と申せし時の價よりも猶まししくはれども、飢饉の者一人も見え來らぬは、金銀の數多くなりて、天下の人各其財乏しからぬによれり、さらば元禄よりこのかた、金銀改め造られし事、其利益なしとは云べからず、金銀の價平らかに、諸物の價平らかにならんには、金銀の數多からんにはしかじ、然るに金銀の價平らかならずして、諸物の價年々に高くなりし事は、金銀を換る事を業とする兩替師など申者の、私に其品の高下を論じて、其價を定むるによれり、たどひ此後古の製に復さるども、又々いかなる事を巧み出して、世の害を引いださんもはかりしるべからず、公法に

るゝ料にかてりるべしと云あり、是は然るべき人の中にこのいひし説也或は元禄より此かた金銀の品多く成て、其

先寶鈔を造られ、金銀共に換られ、金と銀と鈔をもて、雜用ゆべき由を定められ、亦に

新錢を鑄られて、錢の數をたされんには、天下の財用乏しからずして、諸物の價も自

ら平かなるべし、次に天下の山々を尋ね求て、金銀銅の鑛を開きなば、十年の内外に

は、元禄以前に天下に通行せし程の金銀の數は出来るべし、其時に至りて改造られ

し金銀を以て、寶鈔の半にかへて、其寶鈔悉くに焚棄られんには、誰か異議を申者の

あるべきと云あり、是は然るべき人の中にこのいひし説也或は元禄より此かた金銀の品多く成て、其

品古には及ねども、其數は古に倍々しぬ、されば近年以來米穀の價年々に高く成て、

古の飢饉と申せし時の價よりも猶まししくはれども、飢饉の者一人も見え來らぬ

は、金銀の數多くなりて、天下の人各其財乏しからぬによれり、さらば元禄よりこの

かた、金銀改め造られし事、其利益なしとは云べからず、金銀の價平らかに、諸物の價

平らかにならんには、金銀の數多からんにはしかじ、然るに金銀の價平らかならず

して、諸物の價年々に高くなりし事は、金銀を換る事を業とする兩替師など申者の、

私に其品の高下を論じて、其價を定むるによれり、たどひ此後古の製に復さるども、

又々いかなる事を巧み出して、世の害を引いださんもはかりしるべからず、公法に

寶貨譜の初めに世人の論する所以上の八説を辨析せらるゝ爲に各其説の大畧を擧たり傍に○を標して見易からしむ

寺社勘定町の奉行大小目付勘定吟味役を評定の衆といふ

背きて私價をたつる罪を糾されて、かの兩替師三五人をも嚴刑に行はれなば、天下の人の心を慰めらるゝのみにあらず、金銀の價は、立どころに平らかに成て、諸物の價も自ら平ら加になるべし、天下の人あの一く其寶を寶とし、其利を利とすべし、かの奸商等が爲に誤られて、只今迄造らし金銀を改め造れり、重ねて天下の患を致さるゝ事もあらん然るべからずと云あり、是は武家の人々の中より出で説にや是等の説皆々よく其道を得し事ども見えねば、我議には先是らの説、あらぬ事どもなるいはれを悉くに辨じ明らめて、次に我行ふべきと思ふところを議し、次には其法を記して、すべて三冊の書にはなしたるなり、詮房朝臣も上の御志のほどはよく知られぬ、いかにして其事のならんことを、心にこめておもはれしかど、世の人議する事ども聞て、いかにもかなふべからずと、大方おもひ絶へられしに、我言を得て、悦にたへず、老中の人々と相計らひて、八月の初つかた評定の衆中に金銀の事は前代仰あかれし所なり、いかにもして古にかへさるべき事を議し申さるべしと仰下さる、此仰を記されしものも、某が議を用ひられき、されど是らの人々は本より其心とする所、身の爲家の爲を計るにこそいとまなけれ、天下の事憂ふるに心の及ぶべきにもあらずなましに、本末しらぬ事いひ出て、世の體とならん事益なしと思ひぬれ、いかにとも申す人もあらずなかりて、

事ゆく人しども覺えず、此事仰事なかりんは、誰か其心を用人を其人を選みて、仰蒙らんといしくべからずといひしかば、詮房朝臣又老中の人々と議して、

十月三日に、其人を選び定らる、

老中に、但馬守、喬朝朝臣、大目付に、中川淡路守、勘定奉行に、水野因幡守、目付に、大久保甚左衛門、今の下野守が事も、

勘定吟味役、杉原萩原、二人共に此仰を蒙らる、

老中秋本但馬守、喬朝大目付、中川淡路守、重泰勘定奉行、水野因幡守、重格目付、大久保甚左衛門、忠位、杉原萩原、前に見ゆ、
香長右衛門、安政と云ふ

かゝるほどに和泉國堺の商人にて、谷と云者の、ひそかに此事を議して記せるものを、京に住者の我許に送れるあり、其議せし所、我さきに議せし所と同じからぬと、當時に、行われ安かりぬべき事なり、かゝるとき、其道を業とする者の申所、よき事もあらめと思ひしかば、其記せしものを、詮房朝臣に見せしに、世の人あもひ絶にし事なれど、其事の行なへるべき道、先二條の出来れりと、其悦にたへず、かの朝臣と相議りて、そのもの贈りし者の許に、我が思ふ事ども記しも盡されず、其人爰に來る事もあらんに、いふべきこともこそあれといひ送りしに、いくほどなくて、其人爰に來りぬと聞えしかば、やがて其人を召呼て、我如き者のしれる事に、あらず、世の爲人の爲なり、いかにもして此事仰蒙りし人々に申すべしといふに、萩原殿のゆかりの人をしれる由ありといふ、萩原殿とい、菅美雅の事なり、源左衛門の事也、此事の緒をなせし、偏に此人の功な萩原の事、我もしれる人なり、よき幸にこそあれ、其ゆかりの人として云べしとい

龜屋源
の三喜
服師な

ひて、やがて美雅の許に、斯る事社あれ、其人召問れなんやといひ贈りしに、此事仰を
請しより、我も思ひ人にもとへど、いまだ然るべき事も候いぬに、幸なる事を承りぬ
と答へて、かの者にあひて、其事ともいひせ、問べきとも問ひて、此仰承りし人々と
相議りて、十二月十七日に、喬朝朝臣に期せしを申たりけれ、此事我もどにいひ贈りしに
驚津見源太郎と云、服師
なり、此者いもと丹波の赤井が後也、谷長右衛門安敏の尾張の堀田が後也、二人共に麾下につかふま
つる堀田赤井の人々と其流を同じくして、うどからぬ程のものともなり、二人共に、其祖故有て、商家
にかくれしが、さるものも後なれば、其志よの常の商、詮房朝臣いもとより知し事なれ、此事
人に比すべきもあらず、才器も又人を兼し輩あり、詮房朝臣いもとより知し事なれ、此事
承りし人との評定も過べからずと申されしかば、其由を仰下されたり、古へより東
國の方より金と錢とを通し用ひて、銀をば用るも及ばず、西方の國をみて、むね
として銀を用ひて、錢をもて其用をたすく、然るを多くの新銀ども出来しかば、西方
の國よりして、其患殊も甚しければ、彼谷が議せし所も、まづ銀の事をむねと申な
り、されど仰あかれし所も、金銀どもも改造らるべき由もて、銀改りぬども、金改らざ
らんとい、終より其價平らかならじとおもひしほど、我ひそか、美雅も議りて、金
の事を併せ論ぜしむ、前よりいひしが如く、こゝらの人々、銀の事もとより其患とする
所もあらず、當時行ける金改められんとい、其實の半を失ふことそれと思ひて、
此仰承りし人々の中にも、此議の行われん事をねがひてありけり、いと程よく

時行はる、金一兩をもて改め造られん、金一兩も改め造られん、
出来たれば、然るべき事なり、先其事を尋ねど、いふ事出来て、皆々其事を
議す、はじめ元祿も金銀改め作られし、天下の財其數を倍べき爲めあれば、金より
銀をまじへ、銀も銅をまじへ、作られしあり、それが中、金の製其形も其重さも古の
ごとくなれど、天下の目掩ふべからざれば、改め造られしもの、半は是銀なりと、知て
ければ、是よりさき、金百兩の價せしものをば、此後金二百兩も非ざれば、賣る事あた
はず、銀の事も又是も准ず、されば万物の價騰り貴くなりたりなどいへども、實より
其然るよりあらず、世の人見る所の、只今の二百兩の、古の百兩ありとおもひしなり、
さらば安らふ其虚數をまじたるもて、其實數の増所もなし、此後又金銀の製古より
へされんとい、世の人の見ん所の、改造られし金百兩の、只今迄の二百兩なれば、其虚
數を減じたるもて、其實數の減ずる所もなし、ましてや、萬物の價は、只今迄の如くに
して、當時行はれし所の金をもて、定むべき法を立られたらんには、たとひ今金百兩
の價ならんものなりとも、改造られしもの五十兩をもては買得べし、さらばいづれ
の方にか、其實の半を失ふ道のあるべき、當時行るゝ一兩の金、改め造られん金一兩
を換ひ事に至りては、萬々にあきの事なり、前に記せし事の如く、元祿より此かたの

ものに有所の金は實には古の製の半ありたどへばそれらの金百兩をもて古の製の如くに造られんには、わづかに五十兩の金を得つべし、然るを古製によりて造られし金百兩をもて、元祿より此方の金百兩に換られんには、足らざる所のもの五十兩あり、されば其たらざる所を、足しなんもの造るべき料をからんには、何物をもて其數をば充行べき、もし當時我國の山々より、其たらざる所を足しなんほどの金を産すべきならんには、元祿より此かた、金の數倍せんとて銀まじへし物やど造られしにも及ぶべからず、然るにかゝる事申すは、皆是陽にあたへて陰に奪ふの術にあらざるはあし、世の人既に元祿より此方の事どもに習ひぬれば、たどひ天下の至信によりて行はるゝども、尙其疑ひをまぬかれがたかるべし、況やわづかも其詐を行れんにあいてをや、是等は餘りに近き事なれど、然るべき人々をはじめて、其説に心まどひせられし上は、其事能々辨じ明らめざらんには、其心おもひらきがたければ、此事の長僉議に日數へて後、漸々に其申所のごときはあらぬ事どもなり、谷が議し申せし所に隨ふにしくべからずとは議定してけり、元祿の金にあるところの銀を吹わけぬる事は、今通も其法あり、銀にある所の銅ども吹分んには、前に記せし如くに多くの銀をも用ひ、又其毒に當らん事もありと云なる此事いかん有べきなど

云事ありしかば、此事は昔より銅を賣買者の大坂にすむるが、買物し銅の中鉛氣あるを見ては、それを吹わけて、銀を取事あり、世の人の云所のごとく、多くの鉛を用ひ、其毒にも當りなんには、此等の輩何をもてか其活計をば得べき、當時行るゝ

銀どもは、名こそは、銀にてあるなれ、實には銅の銀氣あるにも及ばざれば、大坂の者共して、其銀とらせんには、何事かあるべき由は、某が初め參らせし改貨議に記せし所なり、されば此事は、大坂の者どもめし試むべきに議定して、其餘金銀造らすべきところ、金銀換べき所の事宜等を、評定せられ、是等の時宜、人々の申行ひし所某が心には然同じかりき、此餘又新錢の事等も、水野因幡守が申せしによりて、衆中異議もなく、其議を上りしとぞいふなる、案のごとくに、銀吹わけ所など云所より火出して、延焼の所も多く、又其所にて違犯のものなど多く出来て、其罪に行はれ、其後は其法改る事どもあるにや、新錢の事行れがたき事ども出来て、世の助けにもならず、すべて少しき才ありて、事の大本をもしらぬものゝ、己が功あらん事を思ひ計りぬる事には、遠からずして其煩らひ出来る事、よの常なり、此時五月十五日に至りて、前代の御遺意によられて金銀の製、古に復さるゝ由、世の人に仰出されたりけり、すべて此仰は草を進らせられよと、詮房朝臣の望まれしによりて、此事に限りては、某辭し申べきにあらずといひて、悉くみな其草をぞ參らせたりける、

是より先五月十三日に、銀座の者ども四人流罪せられ一人は追放せらる、此事を承りし勘定衆、保木小宮山等二人召籠られけり、初め此等の輩の罪を論ぜられて、銀座

五月十五日は正徳四年
甲午五月は左の如し
元祿中改定置候金銀の
法其品を被改永の初始
り其品を被改永の初始
に高直に成來り世の難
代御治世の始めより御
銀の品慶長の法めり御
本に可成返一の由御
世以來諸國山々より出
際り候金銀の數古來の

如くは、御代々の大法に違ひ、重秀一人が下知に
 よりて、其低銀ども造出し、終に天下の大患を致せし事ども、其罪最大あり、悉く皆首
 を刎らるべしと申されし人々あり、是は昔より銀造られし事は、老中の人々連署の
 狀を下されしに、元祿の時よりして、勘定奉行連署して下知しき、寶永七年の三月、正
 徳元年の八月の事は、前に記せし事のごとくに、重秀が計らひにて、保木小宮山等連
 署させて、下知して改め造らせけり、又寶永より此かた、多くの低銀造りし事、深江と
 いふ者、重秀か旨をうけて、座中の者ども語らひて、連署の狀をさへげて、議し申たり
 し事どもなり、某此事を論じて、彼等が罪誠に大なり、されど元祿に金銀改め造られ
 し時、祖宗の御法に違はれて、老中連署の狀をも下されず、勘定奉行して下知せしめ
 らる、是によりて、寶永正徳の時には、重秀一人の狀を下せしなり、當時重秀勘定奉行
 の上首として、特に其事を仰蒙りし者の下さん狀、銀座の輩、其下知に隨がひしこと
 深く咎むべきにもあらず、もし重秀一人が狀を下せし時、其法に違ひし事をもて申
 さるゝよしをもて、罪せられんには、元祿の時、勘定奉行連署の狀を下せし時、祖宗の
 御法に違ひし事をもて申さるゝ事、是も又其罪ありしと申すべからず、官は法を出す
 所なり、民は法を奉ずるものなり、官已に自ら法に違ひて、民其法の違ひしことを

の輩、初に低銀ども造るべき事を議し申て、御代々の大法に違ひ、重秀一人が下知に
 よりて、其低銀ども造出し、終に天下の大患を致せし事ども、其罪最大あり、悉く皆首
 を刎らるべしと申されし人々あり、是は昔より銀造られし事は、老中の人々連署の
 狀を下されしに、元祿の時よりして、勘定奉行連署して下知しき、寶永七年の三月、正
 徳元年の八月の事は、前に記せし事のごとくに、重秀が計らひにて、保木小宮山等連
 署させて、下知して改め造らせけり、又寶永より此かた、多くの低銀造りし事、深江と
 いふ者、重秀か旨をうけて、座中の者ども語らひて、連署の狀をさへげて、議し申たり
 し事どもなり、某此事を論じて、彼等が罪誠に大なり、されど元祿に金銀改め造られ
 し時、祖宗の御法に違はれて、老中連署の狀をも下されず、勘定奉行して下知せしめ
 らる、是によりて、寶永正徳の時には、重秀一人の狀を下せしなり、當時重秀勘定奉行
 の上首として、特に其事を仰蒙りし者の下さん狀、銀座の輩、其下知に隨がひしこと
 深く咎むべきにもあらず、もし重秀一人が狀を下せし時、其法に違ひし事をもて申
 さるゝよしをもて、罪せられんには、元祿の時、勘定奉行連署の狀を下せし時、祖宗の
 御法に違ひし事をもて申さるゝ事、是も又其罪ありしと申すべからず、官は法を出す
 所なり、民は法を奉ずるものなり、官已に自ら法に違ひて、民其法の違ひしことを

之に、保木小宮山等連署の狀を下せし時、祖宗の御法に違ひし事をもて申さるゝ事、是も又其罪ありしと申すべからず、官は法を出す所なり、民は法を奉ずるものなり、官已に自ら法に違ひて、民其法の違ひしことを

さるゝよしをもて、罪せられんには、元祿の時、勘定奉行連署の狀を下せし時、祖宗の御法に違ひし事をもて申さるゝ事、是も又其罪ありしと申すべからず、官は法を出す所なり、民は法を奉ずるものなり、官已に自ら法に違ひて、民其法の違ひしことを

此の保木小宮山等連署の狀を下せし時、祖宗の御法に違ひし事をもて申さるゝ事、是も又其罪ありしと申すべからず、官は法を出す所なり、民は法を奉ずるものなり、官已に自ら法に違ひて、民其法の違ひしことを

輕重も同じからず、重秀此事の首罪なれば、前代の御時職番は、召籠られしとぞ、
 隠れさせ給ふ時に及びて、御勘氣の者ども一切に御免の仰あるによりて、其罪を正
 さるゝにも及ばずして、其後病ひ死し畢りぬ、首罪既に其誅をまぬかれたり、然るに、
 同謀縁座の者のみ、ことごとく皆誅せられん事も、またいかゞ有べき、同謀縁座の者
 ども、必死を以て其罪を決せられんには、重秀が棺を發し、屍を戮せられて、後に其事
 に及ばるべきか、たとひ死せし者、ものしる事有て、其冷かなる肉を寸斬せらるゝと
 も、重秀が頑鬼の如き、何の痛苦か知べき、さらばいたづらに、殘酷を世に示さるゝに
 て、君子仁厚の政にはあらず、某重秀が事を用ひし時、其罪を論申せし事は、知給ひし
 所あり、又同謀縁座の者ども、某一人も其面を見しものもあらず、されば某かく申所
 は、彼等が爲に其刑を緩くせんとにはあらず、只いかに、當時の御爲に、其刑の當ら
 ん所を思ふが故なりと申たりければ、其罪みなく、輕きに從ひれしとぞ聞えたる、
 其後又銀座の者の家財を籍沒して、深江と云者の手づから自ら記せし簿帳を得し
 に及びて、寶永正徳の低銀造りしに就て、重秀金二十六万兩を分ち取、其餘古書奇珍
 の物ども贈りし事ども、并重秀が從者、長井 半六 金六万兩を分ち得し事等、皆顯れたり、か

之候上可レ破ニ破拾一事
一候へ共猶銀座近江守
一人の取計に任ぜ銀吹
出候事の永々迄の證
狀に可成物に候を以
て三通としに銀座の輩
に可レ被ニ預置ニ者也

萩原近江守ハ去年九月
廿五日ハ斷食して死す
さ鳩巢手簡見えたり
重秀の子源八郎乗秀に
父の祿の内三千石を削
り七百石を賜りしハ四
年三月十五日なり

正徳四年甲午先生年五
十八

此年二月廿三日大老井
伊勢部直該致仕す
三月西洋人ヨランヲ禁
断せしめらるゝ此際ハ
先生の時既に満ちし者
なり此の始末詳し

此比又老女江島の獄あり
諸書に見えたる事に
て先生ハ関する事なられ
ばあけす

白川神祇伯中將ハ雅冬
王なり

水野和泉守忠之此時所
司代たり此時の傳奏ハ
庭田大納言重修卿徳大
寺大納言公全卿なり

三寶院門主ハ鷹司房輔
雲の息房廣大僧正なり

京都所司代松平紀伊守
信庸

の従者も、其罪まぬかるべからずと申されし人々あり、我また其事を論じて、重秀此
事之首謀なれば、その従者の律に云なる、從而加功者なるをもて、又六万兩の金を分
ち得たり前に論ぜし事の如く、重秀已に死して、刑戮を免れしに、今其従者の罪を正
されんには、重秀が息男等も、其罪を通るべからず、重秀いまだ其罪を正さるゝに及
ばずといへども、其死せし時に、かの遺領三千七百石の地、わづかに七百石をもて、息
男等に分ち給へり、若父の罪あるにあらずんば、いかにぞ、此事のあるべき、さらば、父
の罪已に子に及びし也、今はた父の贓罪顯れたりとて、其事をもしらざらん幼弱の
者共、重ねて其罪に行れん、雪上に霜を重ねる謂ふして、君子仁厚の政にあらず、本
犯の罪問に及べざらん、加功のもの、罪を論ずべきにもあらず、いはんや、是
ら暗昧の事をもて、苛察の法を用ひられんこと、尤しかるべからず、只知し召れぬ事
の如くならんにはしくべからずと申たりければ、其事も又止てけり、

此年の春、攝津國西宮の神職告訴ふることあり、是ハ去年四月白川の伯の中將、かの
神主祝部等改補のこととよれるなり、中將の難掌等召決せらるゝ、及びて難掌等
貨賂の事よりて、みだりに神主祝部等が罪七條を申行ひ、其所帶を沒收し、非分非
職の者ども、或ハ其職に補し、或ハ其職を奪ふ、一し事ども、願するに其詞なし、中將

傳奏ふ付て、其沙汰皆是我心に由て難掌等が申行ふ所にあり、さるゝしを難掌等が

れば、かの難掌等が罪を容て、退放せられ、それ組せし社人等、或ハ退放せられ、或ハ

召籠られ、もとの神主祝部等、其職に還補せられ、白川家西宮の社執奏の事を停めり

れ、中將の事ハ、公家の御沙汰に任せらるべきよし、傳奏して仰られしかば、やがて召

籠られしとぞ聞えし、十二月十二日に至りて、傳奏、和泉守忠之朝臣につきて、西宮神

主告訴の事によりて、此年の夏、白川中將をバ召籠られ畢ぬ、今ハはや其程も經つ、内

侍所御神樂等の爲、召出されん事、いかい有べきにやと申されしかば、子細あらじと

ぞ答へられけるが、此事詮房朝臣某が議をどひて、其定文の草ども奉らしめられた

り、神主ハ吉井宮内、祝部等五人、白川家難掌ハ、白井吉忠、去年四月神主の關に補せられしハ、濱庄太夫

と云者にて、同十月に死したりき、或ハ神人の神主等を議せし者、或ハ商人の社人となされし者ど

も、其罪の輕重によりて追放せられ、其職を奪われしもの凡五人、

此年八月、三寶院門主訴の事を御沙汰ありけり、是ハ醍醐の院家報恩院理性院無量

壽院等、路次禮節の事より起りて、門主に對捍の事有しを訴申されしによりて、此年

の二月、三院共に下向すべきの由、寺社奉行所の召文を遣せしに、紀伊守信庸の朝臣、

老中に狀送りて、三院ハ當時の御護持の僧にて、就中報恩院ハ、東寺の長者理性院ハ、

第二の長者なり、當職の法務加勤等、一時遠國に去し事、密家において其例なし、台家

信事が有一き堂上の人人のかへりきねん所も口惜き事とこそ申たりけれや哉

迄もなし院家等も此問目を下さるべしといひて醍醐寺の座主第七十三代三實統

三寶院準后滿濟ハ今小
路儀同三司師冬公の息
子則將正義南入の猶子

足利將軍義滿公の猶子
應永三年醍醐寺の座主

又任す

慶長十四年十八年兩度
征討を下す

然るに當所の事を論ずる事ども其諱なし慶長よりこのかた

醍醐法流の沙汰を任せらるゝの御條目を、三寶院殿にあされし事は、たとひ諸國散在末流の寺院も、此旨を存すべし、況又其山において他に異なる由を申す院家等、承り傳ふる所なき由を答へ申條、當家代々其寺領を寄附の恩より來る所をもしらずんば、當時何の法制を以て、其軌範とはするや、たとひ其當家百餘年以來、かの山の事をもて、三寶院殿の沙汰に任せらるゝ事を存じ知らずとも、一山の座主職に任せられし事は、朝家の勅旨なる事を存じ知らざらんや、三院古の時に在て、門跡の號あるをもて、他に異なるの院家たる由を申す、當時に在て、正しく一山の座主職に任せられ、一山沙汰の事を任せられし門主に對して、無禮を顯はし、爭論を起すとき者ども、いかんぞ護國の大法、聖體の護持など、其功驗を致すべきや、又醍醐寺開山の祖、贈號宣命使登山之日、其座位を論じて、集會にあたはざる事の如き、たとひ其宗儀において大阿闍梨を尊敬の儀、大日如來に相同じきと云ども、僧家四恩の義によらば、朝恩佛恩いづれか輕重あるべき、朝使禮待の儀、大阿闍梨尊敬の儀及ぶべからざる事其謂をしらず、況聖寶僧正滅後八百年の後に至りて、勅賜大師號の事、其法孫にありて、此會場に相預かるべき事、誠に希代の値遇なり、然るに一偏の我執によつて朝恩をもかへりみず、佛恩を併せて忘れしこと、都て後世に於いて、何のみなふ所か有や

醍醐寺の開山聖寶僧正
は弘文天皇の孫にて延
喜九年七月六日遷化す

七月廿八日若年寄森川
田羽守重興の役宅に於
て門跡使者并三院家を
聽許せられ定文を下す

き、時水邊の如きも、同位同官同位に及ばざる、此上の例なり、此は僧官同位同位の大匠降次もあいて、攝官も相遇ふ時、同官同位の故を以て、致敬の儀も及ばれざらんか、三寶院殿もあいて、朝家既座主職も任せられ、當家已法流の事を任せらる、たとひ院家等同官同位たりといふとも、其職分もあいて、いかで其禮節あかるべき、是等の事ども答へ申べき由、六條を記して參らす、院家等此問目を得て、一條も披陳の詞なくして、怠狀を參らせ、仰ぎ願ひ、院家法院の差別相立ち、只今迄有來ることく、一山如法の事も隨ひ、此後天下安全の御祈禱を勤修せしめられんより外無他事由を申ければ、其獄立所も決してけり、六月の其寺領の事等御沙汰も及ばれて後、八月に至りて、某が草せし定文をなし下され、三寶院殿の使者并院家等御暇を給ひりて歸さる、やがて三寶院殿より謝恩の狀を參らせられ、門室の興隆を悦び給ひたりける、此時の事記せしものども、大半の紛失して、今只院家等も下されし問目定文等の草のみ残りしなり、此時三寶院殿の使者、北村長門守、安江頼母と云二人を下されたりき、十月十四日は第三年の御法會事終りて、十五日は人々參りて、御法會の事終りし事を申す、明れば十六日は詮房朝臣も會て、我致仕の事申すべきなり、此年比凡の事申すより先あらせしを、今はた其例もたがひなんふ、かへり思ひ給はん所も耻かしけれ、聞え侍りといひ

しかば、大に驚きて、このいかばかりの事を承り侍るや、前代かくれさせ給ふ御きは迄も、御跡の事ども仰合されしを、忘れ給ふべきもあらず、過よし比、大奥までも、筑後守の恙なくてや、あつする、此人の事の先の御代より常々聞えさせ給ひし御事なり、今の猶かゝる人のあつするこそ、頼ある事なれど、仰下されしなり、然るもかゝる事あらんより我等があやまちあるよりぞ、思召さるべき、世の人も又そこを思ふべけれ、いかなる事あらんども、思ひどまり給ふべき事なりといわれけり、あとしの九月廿七日、某が仕への道もけふを限りどこそなり侍れど申せし事の忘れ給ふべからず、いくほどなくて、かくれさせ給ひぬれば、其時よりいかに成べき身の三年のほどかくて侍りし、金銀の事は限りて、我いかにもして思召あかれし事の如く、申行ひてんども、あつし、其事の過よし五月御沙汰既訖りぬ、かくれさせ給ふべき春、いかに身の病を助けて、長崎に罷むかひ、事のやうをも見はからへかしと、仰られしかど、彼所の奉行等問しめられし事どもを、對へ申所を見るに、彼等猶かまた其事の詳ある所をしらざる事どもあり、たゞひ某身自ら其地に至りなんよ、其留滞日久しきよ、あらず、某がいまだ聞ざる事どもきくべきほどの事どもあるべからず、さうに某罷り向ひたらんより、あつしこの事どもも聞らる、

世の人怪しみ思ふ事のみよし、事の多かるべしと、事どもを、其の御沙汰及べれん時、御使を奉りし人々を副てつかひされん、其時宜しきより、さかど答へ申せしを、申す所も其理ありと仰られて、その事及ばざりしかば、かくれさせ給ふべき御きは迄も、近くつかふまつり侍りき、是より後御前志をつがれて、此事の御沙汰及べれん、年比某より仰下され、議し申せし所よりられん、事行れずと云事もあるべからず、某此事あつし定めし、前代いまだかくれ給ひざりし程よりの事ぞかし、然るを今といめ給ふよりて、どいまるべきならん、いかにぞかく聞え参らすべき、いかに叶ふべからずと申切たらん、事がらわろくこそ云べけれ、もし天下の大議あらん時、召どゐる事も有なんに、某いまだ死せざらん程、いく度も見え参らせて、心の及ばん程の事を、議し申べしと申ければ、重ねて申さるゝ所もなくして、さほどに思ひ給へんこと、申といひべき詞もなし、されど今の程は、勅使院使門跡御應接の事終らざる程あれば、其程過し後にこそ、心にも任せ給ふべけれどこそ申されたりけれ、かくて廿二日に至りて申すべき事出来たり、暫しが程参るべしといひ送られしかば、参りしに、此程承りし事ども、老中の人々に申て、前代の覺淺からざりし人なれば、某が心をもて止めても候ひしかども、いかに

文昭公三回忌法會の事
につきて下向せられし
勅使院使其他門跡等數
輩にて各變應の事あり
しなり

もといめ得べしとも覺えず、今は其望にも任すべきにや、又は人々の宣ふ由をもて止めても見候半かといひしかば、そのといめ得給はざらんを、我々が止めたらんに止まるべしとも覺えねど、當時それらの事あらんは、上の御爲然るべからざる由をもて、いかにも申給ふべしと申されぬ、たとひいかにおもひ給ふ所ありとも、此度は先人々の望みに隨がはれん事、公私の爲の大幸にこそ有べけれど申されたりけり、はからざる外の事をも承るものかな、いかに答へ申すべしとも思ひわからず、よく思ひはかりて後こそ申べけれどといひて、家に歸りぬ、明の日に至りて、我此事をおもひ定めし事、年已に久しけれど、今日迄かくてもあればこそありつれ、此度のみ限るべからず、當時の御政を助けられん人々の宣ふ事あらんに、我思ふ事のみ申さんも恐れあり、承はりぬと申事を記して参らせければ、其明の日宣ふ所承り訖ぬ、誠に公私の大幸なり、猶又申べき事あり、廿六日己の時ばかりに参り給ふべしといひ送られしかば、其期に及びて参りしに、老中の人々の御前に参りて、罷出られし時に、詮房忠良等の朝臣、我をいさあひて、人々をむかへられしに、皆々座せられしかば、詮房の朝臣、此程の事申傳へて候に、承りぬとこそ申され候へといはれしかば、詮房朝臣そこはまた年老たりとも云へからず、いかに病を養ひて仕へる由をい

松平紀伊守信庸正徳四年九月六日、老中さぶら
戸田山城守忠真も同日
老中さぶら

南明院殿は太閤秀吉公の妹なり、天正十四年五月濱松城に入奥す、同十六年六月入洛、十八年正月十四日逝去す、年四十八、東福寺南窓院に葬る

からん事をいかりと申されしかば、其時の人々もいかにいひしきなり、も、今までのごとくよこそおのすべけれど申されしもあり、又世の事どもいひなげうちて、いかよも精神を養ひてなど、申されしも有けり、紀伊守信庸朝臣、久しくてこそ見参入ぬれと申され、山城守忠真朝臣、いまだ見参入もいらでいひしと、けふの事こそ幸に存しぬれなど、申されたりけり、
此年十一月南明院殿御供米田御寄附の事あり、^{五十}神祖百年の御忌、あたらん時此事おはしますべき由、前代の御遺志有りしとよられしところなり、我在京の時、東福寺に遊びし日、南明院へ行向ひて、神祖と御臺所の御畫像おはしますを拜せし事あり、神祖の御像、京より南都よりおはしますを拜み参らせたりき、御臺所の御像、此所より外に渡らせ給ふべきもあらず、太閤秀吉の御妹君もて、神祖の御臺所までおはしますせしが、其代の御榮い申しも及ばず、今の朝夕の御供をだよ、はかくしく参らすべき便もなき小院の内、其御像のみ残らせ給ひし御事、いと悲しく覺えて、おぼえず涙をぞ催したりける、台徳院殿御在世の程、其御遠忌の度々、御法會も執られし事の奉書等數通あり、是御繼子の御契有しが故なるべし、いかよ其御墓田等をよせらるゝ事もなかりしとやととふ、かくれさせ給ひし時、畿内にある

殿は秀康卿なり

秀吉公の母大政
なり

所の御料の地よせらるべしと有しを、住持の僧望み請ひて、金千兩を御施入あるべしと申ければ、其請ふ所も任せられしと云なり、心得ぬ事と思ひて、後、南禪寺の長老、此事をいひ出せし、其代、いづれ戦亂の時をさる事遠からず、諸寺の領地軍勢の爲、押妨られし事ども尋常なるものならひて、かくい望みしとこそ聞えたれと答へられけり、京より歸來りし時、此事も及びて、神祖多くの御子おはしまし、其御母も少なからねど、正しく御臺所と申参らせし、南明院殿のみおはしましき、昔東西御和睦の初め、秀吉三河守殿を養ひ申され、いかにもして御對面の儀あらん事を、おもひはかられ、其御妹君を、御臺所に参らせられたれば、見参の事有べしと思はれしかど、猶御上洛の事もきこえさりしかば、重ねて大廳御下向の事あるに至て、御上洛の事有べき時に、御跡にとめられし、いかに仰られし、我京にていかになる事ありぬとも、我妻の知れる事、あらず、相かまへて、事故なく送りかへすべきものなりとのたまはせ給ひし由は、其時の御事記せしもの共に見え侍り、先此時の神慮の程を押計るべき事なり、次に太閤の代の程、神祖何のつかも渡らせ給ひざりし事、天命の然らしむるところなりとい申せども、しかし御臺所の内助おはしまさずとい申へからず、さらば當時の爲にも、後代の爲にも、其御徳おはしまさぬにあら

じましてや天下の大福に配せられ給ひし御事なり、然るに御跡の内に給はれたる、其御跡とはせ給ふと云事もなく、わづかに小院の僧の齋飯を分ちて、其御供に参らせ

ん事、いかにやばさふらふべきと申たりければ、御形改めさせ給ひて、申す所理り至極せり、去ながら今に至て、其故なくかの御事に及びなば、代々の御誤りを顯しまゐらするに似たり、神祖百年の御忌も程近し、其時に及ばん比、計ふべきやうこそあれど、仰られしかば、かくれさせ給ふ御時に、此事仰置れしとぞ聞えて、此度この御事に及ばれしなりける、

十二月二日琉球使登城
通見ありて同六日に辭
廻せり

十一月に、琉球の使來りて、御代をつがれし事をも賀し参らせ、其王の代をつぎし事をも謝し奉る、是よりさき琉球より奉れる書法、我國にて往來する所の如くなりしを、其王尙益が代より漢語を用ひ、書函の式等も改れり、されど異朝にして、當代の御事の如くなること、のなければ、稱し参らす所も、文字を用ふる所にも、然るべしとも見えぬ事どもあり、殊に外國にして、我國の文字を用ひ來りぬる、いづり琉球のみあり、有し御代御代の如くならん事、國體において然るべしと申たりければ、詮房朝臣さらば其事いかにや仰下さるべしと問れしに、取計ふべきやう侍りて、琉球の書、大君尊夫人、又、台聽等の字を用ひん事、然るべからず、其國の心

のことくにして、かの使者に申さるべしと記して、只何となく、薩摩守に仰られ候べしと申す、其後薩摩守の許より仰下されし事申て候へば、さらば今より後の天子に上る書の如くにや候べき、我國より賜る書は、上の字を用ひられしかど、見え侍り、又一位様月光院様御事、いかい稱し参らすべきなど、かの使者申事あり、いかにや答へ申べきと記して参らす、前代も大君をもて稱し参らす事をとめられしも、大君とは、天子の稱なるによりてなり、いかで天子も奉る所の字法を用ふべき、當時の天子より下三公親王の上にたゝせ給ふ御事なり、又上様とも公方様とも申参らす御事は、室町殿の代よりして、太上皇の御例を用ひらるゝ故あるによれり、されば當時も公家にしては、昵近の月卿雲客あり、武家にしても納言参議等をめしつかはる上の字等を用ふる儀、又是による、又一位様月光院様の御事、天英月光等の御號を用ひん事然るべし、其書法の如きは、此度その國王に賜らせ給ふものゝ儀、少しく差別あるに違ひ参らすべし、すべて其問ふ所の事ども、本朝の故實をも、當時の事體をも心得ざるが故と聞えられれば、此等の事は、薩州よりよろしく指南あるべし、但し尙益王以來の書法のことく、漢語をのみ用ひんに、相當の文字得がたからんには、前例のことく、古體我國往來の文字の如くならん事は、かの國の體定にあるべしと記し

されたり、かの使者等承りて、我國の書式改りし事は、前代にたれども、是れを由りて、先王敬を致せる所なり、只今承る所のこときは、是より後、只薩摩守により從か

べきに候と申す由、薩摩守申たりけり、すべて當時の事ども、漢語をもて寫し得がたし、大勢はべし、是天子より下れる事一等にして、其國に君たるが故あり、大君の事は、前にも記せし事のごとく、當時の御事に用ふべからざる事勿論也、尊夫人など稱する事は、異朝にしては、よの常の人の妻をも尊び稱する所にて、殊には琉球王の妻を、妃とこそ稱すれば、それより下ならん稱をもて稱し参らすべき事尤然るべからず、台の字の事、我國にてこそ、大臣の事に限りて、稱する事なれ、是も異朝にては、よの常の人に通じ用ふる事、たゞは我國にて御の字を通じ用ふる事の如し、是等の事ども記し出せし、押て我國の文字を用ひよといはん事、然るへからぬ事どもあり、されば、是等の事ども仰下されんには、かれも自ら然るべき字ども用ひんことの難きを知て、申所あるべし、其時に至りて、ありし代々の例にもや隨ふべきと、仰下されん事、然るべしとあもひしが故也、果してかの使者等かく答へ申た、然ども問べき事どもあれば、其由を申て、十二月十八日に、薩摩守の許に行む

かふ、吉貴朝臣も、對面に及ぶ、倭國の者どもにもあひたり、此時には、縁塗に水干袴、木刀をば用ひず、腰刀に紅梅の扇をとりぬ、此扇は近衛前攝政大相國の賜りし所にて、泥地に蝶をえがけるなり、

十一月十七日に、増上寺の住僧申狀を捧て、來年は、神祖百年の御忌に當り給へり、當山安國殿御修造ありて、御法會の事を行はるべき由を望みこふ、其大要は、安國殿の神像は、御みづからの御影を、御鏡をもてうつし造らしめられ、御爪髪を籠られし所れなば、第三代の御時迄は、御尊敬他に異なりしに、第四代の御時御幼稚の間、御参詣の儀も絶しより此かた、今は神殿草莽の中に朽すたれぬ、そもく、此神殿と申へ、深

島頭得たる折焚柴の一
本に此所へ付箋して曰
く紀伊殿(吉宗公)此事
なき、玉ひ神祖の御像
ならん、よは木主紙牌な

りとも疎かにすべきにあらずまして御身のみづから作らせ給へる御像のいく草莽に湮没する事を執るもの一且の利口を以て言妨くる事心得られず仰せありしが程なく將軍に任ぜられしかば速に御沙汰ありて安國殿御修露あり供料五百石を寄せられしこれ等も先生の享保の時に用られざりし源因なるべしとあり何人の付箋あるやしられども聊か由ありけなればこゝに記しつ大光院殿は新田義重の法名なり

東照宮より六代の祖和泉守信光入道參州岩津と信光明寺を建つ是より後代々浄土宗を以て御寺と定めらる但し其已前も浄土宗の寺と辨られしなり
東照宮の唯一神道の儀を以て久能山と辨られし故に浄土宗とて行はれし法會は内々の事とてありしなりこれを以

ても東照宮の御事とて御事を主とせられし事しるべきなり

さ六間、廣さ十五間と作られ、殿内また、み六十六帖を志かれて、殿前より鳥居をたつこれの六十六州鎮護の御爲なり、又安國殿と號し申す、御皇祖大光院殿より此かた代々浄土門御歸依の事よりて、神祖我宗の興旨を御相傳、時、安國院德運社崇譽道和大居士と名付參らせし故によりぬ、是により、御中陰より始て、第三年の御法事より至る迄、我寺よりいいて行はれたりし、日光山御勸請の事有し後、我寺よりいいて御法事等の事も行はれず、然るに、前代の御時、神祖台徳院殿の御志をつぎて、我宗御再興の御事なれば、我寺よりいいても、彼百年の御忌を行はせ給ふらん事、前代の御志をもつがるゝ所あるべし、臣は常憲院殿御法事、我寺よりいいても行はれし、其例近きよりありなどいふ事なり、老中の人々此事いかや有べきと、詮房朝臣と議せられしかば、かの朝臣我思ふところをどける、上野國世良田長樂寺の文書に據るに御先祖の代々浄土門御歸依の由の見えず、和泉入道殿の御時よりこそ、此宗御歸依の事いあれ、又金地院本光國師の日記より、神祖御中陰の御法事、増上寺より行はれしかど、御内々の儀なるを以て、仙洞より參らせられし御香奠をも請けられず、夫より後、周關第三年等の御忌の時、かの寺に於て御法事の儀有し、もあらざ、此事の御事あらん、何れの事か有べきと申され、は、と云ふより、かゝる御事なりと

といひられしよりて、一ツより、東照宮御中陰御忌第三年等の御忌、若くは、御法事行はれし事、當時の日記を參りすべし、二ツより、第七年の御忌に當りて、當寺

より於て御法事行はれざりし、必其故あるべし、當時の日記を參りすべし、三ツより、第四代の御時より、このかた安國殿御參詣の儀もなき、浄土宗旨を改め廢せられし所ならんか、其所存を記して進らすべしと記して、先此事ども問ひ給ふべしといひし、當寺の日記は、度々の火災、よかりて、今は徴とすべきものなし、第七年の御忌の後、我寺よりいいて御法事の儀なしといへども、我宗を改め廢せらるべしとも存ぜず、然ども當初は三州大樹寺において、御葬送の儀を行はれ、前に記し參らせし所の、安國院等の號をも稱し申せし、元和三年の二月より至りて、東照大權現の勅諭ありしより、世舉りて勅號をのみ稱し奉りて、安國の號あしませし事をもしらざるに至りぬれば、百年の御忌に當りて、望請ふ所の如き御事あらん、我宗の興隆、是より過べからずと答へ申けり、國師日記より、大樹寺において御葬送の儀あるにはあらず、又東照の勅諭、元和三年の事にもあらず、さらば大樹寺御葬送の儀有し由の事、其寺の記にや見えし、記し進らすべしと問ひ給ふべしといひしに、大樹寺の記あるにもあらず、其事平岩主計頭親吉が記せし所の三河後風土記に見えし所詳也

と答へ申す親吉は、其年七十歳にして、慶長十七年正月元日、尾張の名護屋の城に奉
したり、いかで神祖かみさらせ給ひし時の事を知て、記し置候事のあるべき、すべて
其申所、悉く妄傳なりと申て、其事ども悉くに辨じ明らめて、淨土門は當家代々御崇
尊の所なり、増上寺は當家代々の御菩提所あり、然るに、かゝる無證の事ども申され
ん事は、他寺他院において、傳えきかん所も然るべからざる由記し下されしかばや
かて怠狀を參らせて、かさねて申こどもなくぞありぬる。

御定奉行水野因幡守忠
願目付大久保甚右衛門
忠徳吟味役萩原源左衛門
門美雅後大久保は病よ
りて轉官丸毛五郎兵衛
利雄上京す此年十二
月十五日歸府せり
此年五月十五日に新金
銀引換等の事令せられ
しより九月十月に至り
金銀の事につきて天
下に令せられし事は
くにて就中此九月に
至りては寛文の例によ
りて是風節共に命せら
れ給ふに御定奉行

此年九月京にても銀造らせらるべしとて、此事仰蒙りし人々の中を御使につかは
されて、水野因幡守大久保甚右衛門萩原源左衛門三人なり大久保、十月十八日に爰を立て、十
二月に至りて歸參れり、過にし五月より、金銀改め造られて、世に行はれしに、やゝも
すれば、其事の妨ども出來て、今の法の如くならんには然るべからずと、世の人申
沙汰したりけり、此秋より此かた、老中の人々の賣米の價をも、多くは、只今迄通用の金を參らせ
よといはれて、改め造られしものをきらはれしかば、世のひとかくいひしもう
べ、かゝりし程に、十一月金銀の法を議して、此度改め造られし金銀をもて、只今迄
世に行れし所の金銀に換らるゝ法行はれしより此かた、万物の價一時に騰り貴く
なりて、公私貴賤の爲然るべからず是に換るに眞法なりと申ものあり、
然るべき人々も其申所いはいれぬと、いふふらしむるは、
野島新右衛門
と申商人なり、

されし初より、かゝる事もやわらびとおもひしかば、一身の利潤を謀るかため、何
事によらず、此事を害すべき事ども仕出したらむもの、天下後世のために、其罪を
たいして、嚴科も行へるべしとい、志るし出されたり、かゝる事申妨ぐるもの、罪科
の、論ずるも及ばず、されどかゝる事申出すといふも、志かるべき人々の、竊に議し
申す所有が故也、其人々の心を服するにあらずむ、是等の事やむ時あらじと申け
れ、詮房朝臣當座に此事仰蒙りし人々の中、此事の由をも心得たらむに在京しぬ
是等の御沙汰及べれむ事、いかゝあるべきやと申さる、此等の事を辨じ明らむ
に、何ほどの事の候べきといひしかば、されば今其御沙汰に及べれむに、當時此事
の由を心得たる人々、在京しぬ、志かるゝかゝる事を申行ふに、筑後守が所爲也と
こそ世の人申すべければ、我此事を、おもふが故、前のでよくい申也と申さる、初
前代の御時、我此事を論ぜしより此かた、天下後世のため、身の事をかへり見ず
たどひ世の人申す所ありとも、其事をかへり見給ひそと申たりければ、さらばとて
其事を老中の人々と議せられしと見えて、十月の末つかた、彼申す所を尋問ふべき
人々をぞ、仰下されたりける、

御定奉行水野因幡守忠
願目付大久保甚右衛門
忠徳吟味役萩原源左衛門
門美雅後大久保は病よ
りて轉官丸毛五郎兵衛
利雄上京す此年十二
月十五日歸府せり
此年五月十五日に新金
銀引換等の事令せられ
しより九月十月に至り
金銀の事につきて天
下に令せられし事は
くにて就中此九月に
至りては寛文の例によ
りて是風節共に命せら
れ給ふに御定奉行

寺社奉行の建部内匠頭大目付の松平石見守、町奉行の中山出雲
守、勘定奉行の大久保大隅守、目付の鈴木源兵衛中根半十郎仙
五十九

波七郎左衛門、永井三郎右衛門等、中川の淡路守いもとより此事を承る。かの申所の大要は、六十六州の男女の數、塵劫記に見えし所、凡四十八億九百九千六百万人、今に至ては其數百倍に及びつべし、されば其人別は十二錢づゝを徴されて、新古の金銀換ふべき所と、新錢鑄らるべき料とを換成、只今迄近世は行ひし金百兩には、新金七十兩、新銀百二十匁、新錢四貫文をもて換らるべしとの事也、此事いかにや有べき、あの一〇〇其意見をまゐらすべき由、かの人々に仰下さる、十一月に至て、あの一〇〇意見をまゐらす、其申所同じからぬと、聞し所のごとき、其謂なしとも申すべからずと申す事に至ては、異あらす、某先改貨後議を志るして、此議をもて、老中の人々を見せらるべし、此人々の心服せざらむは、事行はれ難しといひて、詮房朝臣をまゐらせ、次は彼が申す所ごとく、皆其謂なき由を辨じ、明らめしものをまゐらせて、此書をば此事奉りし人々を見せらるべしと申す、是らの物共、別は志るせしものいあれど、かの申せし所を辨ぜし大要は、六十六州の人別は、役錢を課すべき事、異朝の書は、世々の戸口を志るせし事詳なれど、我朝の書は、わづかは一郷の事を志るせしいあれど、六十六州の戸口の數いたしかあらず、但昔上宮太子攝政の時、かぞへられしは、五百万人、またざりしと見え、其時四百九十六万九千八百九十人と志るされしとも見え、また一説は、聖武天皇の御

事、國史より見え、異朝の書は、漢の時五十九万五千九百九十九人、唐の時五十九万四千九百七十八人と志るされしは、天地開けしより此かた、かほどの人多き事なき由申傳へり、是は四百餘州の人の數也、我國の人の數前は見えし所も、なほ信用なたるべからず、塵劫記に見えし所の、たゞこれ數學を試むべきための事のみ、當時六十六州の知行高をもて、塵劫記に見えし所よりくらぶれば、凡百石の地ある所二万人として、猶其餘分、九万一千六百四十八人あり、太平百年の今といへども、百石の地二万餘の人あるべきや否、人々の所領の事をもても推知るべし、又六十六州の人別、十二錢づゝを徴されむ事、もし塵劫記に見えしほどの人の數百倍したらんは、いさもありなむ歟、假令百石の地二百人宛あらむも、人別の役錢を徴して、金一兩をもて、一兩は換ふべき料とせん、一人はつきて、一貫三百餘錢を徴されざらむは、其功終るべからず、天下の富むものいすくなく、貧しきい多し、一日の間わづか五十錢百錢の利をもとめて、父母妻子をも養ふもの共、さほどの錢を徴れん事、いかいあるべき、しかのみならず、寛永年中より、度々に鑄られし錢の數、其限りあり、其餘の古錢の數、寛永以來の錢の數ほどあらんにも、當時天下に通じ行ふ所の錢は、其大數はしられぬ、假令六十六

州の人別、一貫三百餘錢を徴れんにも、當時通行ふ所の錢の數其十分が一にも足るべからず、さらばいづれの方より、多分の錢ども求出して進らすべき、倭漢の古より、公役を課られしに、幼と老とのごとき、其役を除かる、ましてや、高貴の人、下賤のもの、其差等多し、此外行脚の僧、行旅の人、の外にも、かしこにゆき、こゝに來りて、產業をいとなむもの多く、一郷の地、一村の里の中にも、朝に生れ、夕に死して、其人の數定め難し、しかるに、六十六州の男女一人も残らず、其數をしるして、其役を課さん事、いかなる法かあるべき、凡天下の人、富と貧しきとをくらべんに、貧しきもの、數の倍にしつべし、たとひ一兩の金をもて、二兩の金に換て、半減の損失ありといふとも、是等の損失あらん、中人より以上の事なるべし、それより以下の、一年を送る間にも、一兩の金得ざるもあるべし、然るを貧富を論ぜず、其身にも應ぜぬ、役錢を課せられん事、いかん有べき、又當時行へるゝ所の金を、新金七十匁、新銀百二十匁、新錢四貫文を用ひて、換ふべき由の事、元祿以來の金をもて古の製の如くに改造られしに、其數の半を減ず、されば今度仰下されし法の外に、新金二十兩を増して換らるべき事、いかにかなふべからず、又元祿以來の銀共をもて古の製の如くに改造られしに、其數の半にして其入つて減ず、しかるに、金を換ふるにも其十分が二の銀を用ひ

寛文三年京都大佛を毀
もて新錢を鑄る背文
の字あり前後總吹高四
平萬貫文のよし金銀座
の秘録に見えたりこゝ
に十六年の間百九十七
萬貫あるは其數少な
きに似たりいかなる事
にや未だ考得ず

のふ有ぬべし、ましてや新銀を造りし法の通り出せしものをもて、元祿以來の銀共に換へて、其換し所をもては、新銀を造る也、彼申す所の法のごとき、金換ふるにも、新銀を用ひんには、何をもてかは、元祿以來の銀共にかへて、其金に換ふべき銀をば造るべき、もし申所の法を誤り用ひられれば、三日を出ずして、金銀どもに造り出す事かなふべからず、造り出す事かなふべからざらむには、何をもてか、金銀を換ふるの術を施すべき、又當時通行ふ所の金の數、其十分が一に換ふべき錢の數をはかるに、二千九百五十四万三千貫文を用ふべし、寛文の時凡十六年の間、百九十七万貫の錢を鑄出せり、其代には諸物の價賤しかりしに、其費用に堪ずして、鑄る事を停められき、ましてや、近年以來、万物の價騰り貴きにおいてをや、たとひ毎年に十萬貫を鑄出すども、二百九十四年を経るにあらざれば、世にあるほどの金に換へ盡すほどの錢を得べからず、もし二百八十餘年の功を用ひて、金銀改造らむには、六十州の人に、役を課せられ、金百兩の十分が二は銀を用ひ、一は錢を用ふる等の法を用ふるにも及ばず、其功を終ふべき道は、いかほどもあるべき歟、此等の事共また其異見を進らすべき由をしるせし也、人々一言を捧ぐべきやうもあらねば、重て異見

此年の十一月晦日に野
嶋市左衛門流刑に處せ
らる此時の令に曰去頃
新金銀通用の注被仰出
候時數通の御書付被出
就中諸國商人兩替を業
とし候輩には別而御書
付も有之處に商人等銀
りに新金銀の品を評論
し兩替の増歩を望み剩
武家に於て新金銀を不
被用候に世の通用相
滞候由申ふし事等共
風聞有之候急度被送御
穿鑿其御沙汰可有之事
に候得共當時御沙汰有
之と就て姑らく不被及
其事候此後より至りて
猶最初御書付の次第違
冒候置於有之ては其罪
を取重犯の科に可被
行事に候間或は法に背
きて兩替の増歩を爲出

を進らするにも及ばず、此時に至て、初金銀の事仰下されし時、何事にもよらず、事
妨仕出したらむ者は、天下後世の爲に、其罪を正して、嚴科に行はるべき由し、出
されたり、しかるにかゝる事議し申て、金銀換ふる事停滯するに至らしむ、其罪誅を
容すべからずといへども、寛宥の御沙汰によりて、死罪一等を減じて、流刑に處せら
れし由を仰下されしかば、此のちは、金銀換ふる事、又もとのごとくにぞなりける、
申せしもの流刑に處せられしよしを承りて、たち所に氣を失ひてたふれぬといふ、此事を大和守重之
朝臣きいて、人々にむかひ、此男のことき、いかで是等の大事をなし得る事の叶ふべきと申されしと
ぞ、誠に名言

此年の冬前代の御遺志をつがれ、長崎の事御沙汰有べき由議定有けり、此御沙汰の
事起りし、前代御世を嗣れし初より、海舶互市の料とすべき銅の數足らずして、事
ゆかず、地下人等産業をうしあひて、飢餓及べき由、長崎奉行所より注進す、
唐般の數も、交易の銀額も定らざりし、貞享二年乙丑より、唐船交易の歲額銀六千貫目、阿蘭陀船の
金額五万兩と定められ、元禄元年戊辰より至て唐船の歲額七十隻に定めらる、然るに元禄八年乙亥伏
見屋四郎兵衛といふ者、額外に銀千貫目の交易をゆるされ、價銀千貫目にあたる程のもの、銅
をもて買とらむ事を望み申す、其望所をゆるされき、是を世に代物替といふ事の始とす、明年丙子に
は運上の金壹萬兩を進らすべければ、五千貫目の代り替をゆるされん事を請ふ、また望む所をゆる
さる、これ運上といふ事のはじめ也、其明年丁丑に、長崎の商人高木彦右衛門といふもの、船額七十隻
の外に十隻を増され、銀額六千貫目の外に、貳千貫目の代物替をゆるされ、運上の金貳萬餘兩を進
らすべきよしを望み申され、こゝに於いて、伏見屋が代物替をば停められ、高木が請ふ所をゆるさる、
一年を隔て、元禄十二乙卯、萩原近江守林蔵、五郎等長崎に下りて、長崎の會所に於て外國の船賣とも
て我國の商人に賣得し價銀を金子に換へし所、七萬兩、此外國人阿蘭陀人の金銀つかひ、銀額銀用金額

實目を増されしに當りて、交易の料に用分る、銅の額八百九十萬兩、此の銅を
崎にて海舶互市の事はじまりしより、此の外國の船賣として得る所の銀をもて、換ふる所の銅を
ば、大坂に住せし銅吹屋といふもの共十六人にて運送してけり、元禄十年船額銀額を増され、代物替
といふ事始り、明年戊寅に、こゝの商人桔梗屋又八といふ者、其事を承りて、運送の銅額に足らざる
所は、銀をもて、其數に充つべしと仰下されしに、運送の銅は、その數すくなかりしかば、十二年の己卯
桔梗屋運送の事をとめられ、大坂の銅吹屋并に諸國の商人等、思ひく運送すべきよし、仰下され
しかば、七万斤の外は長崎に來り集らず、十四年辛巳に至て、銀座の輩に、銅座の事を兼せられ、諸國よ
り産する銅を買得て、長崎に運送すべき事を仰下さる、されど又年々に銅の數たらずして、交易行はれ
ず、外國の人歸るべき期を過て、其事の御沙汰ありて、銅運送すべき事承りし銀座のもの
共、催促しぬれど諸國の銅山より産する所、年々に減じて、其價騰り貴く、其價を増
し加へらるべしなど、申事にて事ゆかず、正徳元年辛卯に至りて、銀座の者共、銅四百

五十万斤をば運送すべきよしを申す、其數足らざらむ所をば承るべしと望申すも
のありしかば、中川六左衛門 望む所をゆるされしに、銅の價なほ騰り貴くなりて、是
も其利をうしないて事ゆかず、我國にて用ふべき所の銅も用ひたらず、明れバ二年
壬辰の二月より至れども、銀座の者共運送すべきと申せし所の數もたらざる所、百
五十万斤なれば、同三月十七日、銀座のものに兼ねしめられし銅座の事を停められ
同十九日に、大坂吹屋のもの共に、此事を仰下されぬ、されど去年己卯、諸國銅山より
産する所の銅六百四十万斤に過ず、たゞひ我國の用百六十万斤を除くの外、長崎に

運送すへき所、百四十万斤には過べからず、是の價の騰り貴ければ銅を商ふ者共たやすくは賣渡すべからざるが故ありと申す、かゝりしほどに長崎の地下人、交易の行はれざるがために、飢餓のもの多く、弱き者は、かしこにとゞまる唐人と通じて館中において私販の事あり、強き者は、かしこを去りて、唐船を待ちて、海上にして私販の事あり、外國の人も、近年に及びては、定れる海路をも往來せず、近海に出沒し、我國の姦商を待ちて私販し、剩此ほどは陸に上りて、水を取り木を伐り、漁船の網をし魚蝦、女童の拾ひし海藻等を奪取り、居民是を制すれば、戎器を執りてふせぎ、番船是に近づけば、火炮を發して劫す、此ほど阿蘭陀船の歸る時にも私販の事あり、長崎の奉行所に近づけば、火炮を發して劫す、此國の人かゝる事ありしは、未曾有の事なり、より此等の事を注意して、かくのごとくならんには、奉行所の法令行はるべからず急度其儀御沙汰なくしてかなふべからずとぞ申たりける、唐人等かくの如くにあり來人を柔し給ふ御事にてぞあるらめ、我國の人の外國の人に敵せん事をいましめられ、奉行所の下部の唐人のために凌轢せられんとするを、刀をぬきて少し傷けたるとて、その下部をば、たち所に追却せられしほどの事なりしによりて、次第に外國の人ほし、我この事を聞て、我國は万國にすゞきまゝになりし流弊つひにかくのごとくにはなりし也、我この事を聞て、我國は万國にすゞれて、武を尙ぶ國と申事、古より申傳へたれ然るに今かゝる船商等がために侮を受けん事、勝にをいて尤然るべからずと申て、奉行所より唐人どもに下すべきものを、西國中國の大名にも下知せられべきもの、を、西國中國の大名にも下知せられべきもの、

國の事を改め正されし事は別に世に行はるゝ書ありて詳し、餘したれば今これを略げす其大要はこゝに示されし所に明らかなれば、今更に標注せず、猶實貨通用事略又は正徳式目長崎新例等の書によりて之を考ふべし

國人は慶長五年に始めて堺の浦に入航し、其後慶長十三年より平戸に

し、改正して用ひられたり、諸大名に下されし所は、其が草を造りし、みなこれ外方の人近海に出沒し、海岸に上下するものをば、其船を焚き、其人を斬てまゐらすべし、我國の船の外國の船に相近つもの、をば、からめ捕てまゐらす、是よりさき此年の春二月海舶互市の料の銅足らざるがため、に、其事の意見を、長崎奉行所、駒木根肥後守、並に地下の役人等に、高木作右衛門を始め問はる、各しるして進らする所、取用ひらるべき事とも見え、さらば前代の御時に議せしめられし所を以て、改め行はるべき法例の事共、某が草を進らすべきにて、其大綱細目二百十一條、凡八卷にしるして進らせたり、其事どもたどへば絲のみたれたるが、その端多くして、其緒を尋得べからぬがごとくなれば、今こゝにはいかに共しるし得べからず、其詳ならむ事をしらむには、我前後の市舶議、並に市舶新例等の草を、併せ見るべし、當家世の事しるしめされしよりさきの事共は、今はた論ずるにをもよぶべからず、慶長六年より此方、外國の船の來り商ひせし事、いまだ定れる所もあらず、其比は大明の代も、萬曆の比ほひにて、海禁の嚴なる時なれば、今のごとくに唐船の來れるにもあらず、長崎には、ただ西洋の番船のみ來泊りぬ、寛永の初に至てこそ、外國の船共、長崎に來り商すべき由を仰下されしかど、阿蘭陀の船は、あほ肥前の國平戸に來り泊り、寛永の末に至て、長崎には移されたる也、又大名並に商人ど

て市易をひらき寛永十八年より長崎にうつる唐船は始め諸所に入津せしを寛永十三年より長崎一所に定めらる

貞享の比唐船の來りし事二百艘に及ぶ古來未嘗有の事なり

もの御朱印を申請ふて、外國にもむき商せし事ありしも、寛永十一年にぞ停止せられける、其此には、外國より來れる船の數も、互市の銀額も定まらず、貞享二年乙丑に至て、始て唐人互市の銀額六千貫目、阿蘭陀人互市の金額五万兩に定られ、元祿元年戊辰に、唐船の額數七十隻に定められ、此比は大清の康熙の天子海禁を開かれしかば、唐船の來る事二百隻に及びしが故也、同八年乙亥よりして、額銀の外に、銅を用ひて代物替するなどいふ事出來て、同十一年戊寅に、唐船の額數十隻を増されて、八十隻になされ、額銀の外二千貫目の代物替をゆるさる、これらの變革前の注にあらゝしるしぬ唐船の數定めれば、定額の外に來れる船をは積戻しといふて、交易の事をゆるされず、又定額の船といへども、銀額定めあれば、凡一船に積來りし物を、其價銀百六十貫目計りの物交易する事をゆるされて、其餘の物どもをは、殘荷物あといひけり、はるかの風浪を凌ぎ來りて、手をむあしくして歸らむ事も、多くの貨物を載せ來りて、利すくなくして歸らむ事も、其志にあらねば、いかにもして、積來りし物どものうれん事を謀り、我國の者も額内の物を買得るには、懸り物など云事を始て、其費用多く、利分すくあければ、いかにもして、積歸らん物共買取らんと謀りしほどに、年々に私販の事共多くなりたり、出賣物買物共買取らんと謀りしほどに、年々に私販の事共多くなりたり、前代の御時、互市の料足らざるのみにあらず、我國

て、海舶互市のために、費し用ひし所の金額、銅の額聞し召れしに、慶長六年癸丑より

正保四年丁亥に至まで、凡四十六年の間の事は詳ならず、慶安元年戊子より、寶永五年戊子に至て、凡六十年の間に、外國に入りし所金二百三十九万七千六百兩餘、銀三十七万四千二百二十九貫目餘也、銅の事は、寛文二年壬寅よりさき、六十一年の間の事は詳ならず、寛文三年癸卯より、寛永四年丁亥に至て、凡四十四年の間、一億一万一千四百四十九万八千七百斤餘に及べりと申す、これはただ慶安元年戊子より此かた、奉行所に聞えし所の事のみあり、夫よりさきの事共は、長崎ばかりの事にもあらず、前にしるせし事のごとく、外國の船ども、我國の中こゝかしこに來り商ひし、我國の船共も、外國の中こゝかしこにゆきて商ひす、此餘對州より朝鮮に入りし所、薩州より琉球に入りし所の事等は、悉くにその數をはかり知るべからず、去は試に長崎奉行所よりしるしまゐらせし所によりて、其法を設けて、慶長より此かた凡百七年の間、外國に入りし金銀の大數をはかりて、又慶長より此かた我國にて送られし金銀の大數にくらべ見るに、金は四分が一をうしなひ、銀は四分が三をうしなふべし、さらば、今よりして後、金は百年を経て、其半を失ひ、銀は百年を出ずして、我國にて用ふべきものは有べからず、銅はすでに今海舶互市の料足らざるのみにあらず、我國

の費用もまた足らず、我國に産する万代の寶貨となるべきもの傾けて、遠方より來れる一時の奇翫になすべきものに易られ、貨利の事の爲に、我國威を損ずるに至らむ事然るべき事共覺えず、もし藥物書籍等を求め得んために、やむ事を得べからざらん、當時我國に通じ用ふる數と、毎歲諸國に産する數とをばかりて、長崎并に對州薩州等の地より、外國に入べき所の歲額を決定むべき事也、すべてこれらの事にも及ばず、長崎にして、毎歲互市の金銀銅の額數をのみ定められしこそ心得られぬ、されどたとひ今よりして、是らの數を定められしとも、只今迄の如く、毎歲に來る所の船數をも、毎船に載する所の物の數をも定められざらむに、私販の事やむ事を得ざらむに、只今迄の如くにぞ有べき、さらば先凡毎歲我國に産する金銀銅の、外國に入らむ所の大數をばかりくらべて、長崎にして、海舶互市のために用ふべき所の額を定められ、次に外國の船共に載來る所多少をばかりて、其船數をも、其載來らむ物どもの數をも定めて、載來らむ程の物共、悉く皆買とらむに、今迄のごとくに私販の者のために、我國の寶をうしなふ事もなく、外國のものどもの、我國の法を侮るといふ事もなくして、我國の威、万里の外迄も行われ、我國の財、萬世の後迄も足りぬべし、長崎の地下人に産業をうしなひて、飢饉に及ぶなどいふ事、實にこれ

實民の事にして、富者の事にわたりず、其由を詳にせん、其時、其の事、所がれ、

細かに論ずるにも及ばず、奉行人を撰べ、會所の法を正して、京大坂の如く、御目付

を差遣されて、其事を監護せられなむに、長崎の事のみならず、西國中國等の爲に

も可然事也、此等の事共、前代の御時に議し申せし所の要領にて、此度草を進らせし

所、たいこれ其法例也、法を設け例を立し事共、たとへば常山此蛇のごとく、首を救

ひ尾を救ひ、首尾ともに相救ひて、多かる事共、一事をも増し、一事をも減すべきあ

らず、されど前代の御時、此事果して行はれざりしも、長崎の地下人等、外國の船

も多く、交易の物も多からむ事をおもひ、奉行人の進らざる所の運上此金も其數を

減せず、治る所の地下人も其所を得べき事を思ひ、その人によりて、自家の事計らむは又此外の事なり、諸國の商

人共、外國の者共多く來りて、元價も賤しく、贏利多からむ事を思ひ、世の人の、段正

藥物の類多く來りて、其物を買求むるも、價の賤しからむ事を思ひて、天下後世の事

などいふ事をおもふもの、一人もなくして、本末あらぬ者共、どおりかくありとい

ひしが故也、是より後も、朝夕を謀らぬ人々、世の多言れたため誤られて、妄ふ其法を

變ずる事あらむに、必ず其弊に堪ざらむ事、唯今迄の如くにぞあるべき、明れば正

徳五年未の春正月の中頃、海舶互市新例を長崎奉行所に仰下さるべき、御使の人々

七十一

正徳五年乙未先生年五十九
北條氏英は此時大坂町奉行たり攝河泉播四國は大坂町奉行の支配なり

こゝを立、大目付仙石丹波守、御使番石川、三月の末つかたかしこに至り着て、三月の初まづ新例の事共地下人等も仰下されて、次は唐人等も其事を告えらす、此時よみ聞それがし草をまゐらせしなり、我國の法を奉せむと申す者共に、信牌を分ち給りて、此後來り商をせむ事をゆるされ、我國の法をうけざらむ者共を、生理をゆるさず、即時に放ち還され、同五月西國中國の大名も、新例の事につきて、仰下さるゝ旨ありけり、未の年此春の比もやあるべき、老中の門前も落書あり、其記せし所の、攝河泉三州の者共愁申す由もて、北條安房守氏英が事を訴し所也、詮房朝臣ひそかにも此事をもて我もふ所を問ひれたりけり、知るせしどころ事實ならむもの、申狀をさしげ訴ふべし、其名を匿すまでもあるべからず、必ずこれ姦邪の小人、私の怨を報いんための事也、此落書をもて安房守に被下なば、其人をば、得べきか、都て是等の事をもて、奉行等の事御沙汰あらむ事、然るべからざる事の最也、たとひ奉行人等、事をあやまつ事あらむにも、ただいかにも至誠の道をもて、其心を感じしむること、向後のために然るべけれど申ければ、老中と識せられ、松前伊豆守して、彼落書を安房守が許に贈られしに、松前は北條が親戚なれば也果してあとかたもなき事共を、あるしてぞありける、いくほどな

御方衛門は其始めに任
られし人也

勘定奉行伊勢伊勢守貞
數大久保大隅守忠香二
人免せられたり

とより此人々の聞及びにし事もあらずと申さる。山城守忠貞朝臣はいかにとも申さるゝ旨もなかりき、當時此等の事あらむこそまかるべからねど、詮房朝臣の歎申されしかば、のたまふ所のごとくにこそ某も存ずれ、いかにもはからい給ひて、ども申さるべき御事也と答ふ。神祖百年の御忌事終りし後に、又此事に及ばれしを、當時は犯罪有しものをだに、赦宥の事も行はるゝに、是等の御沙汰、いかにやあるべき。若やむ事を得られざらむには、たゞなにどなく、其職改補の事などもや候べきと申されし程に、人々かさねて申さるゝ旨もなくて事やみてける。此時に職奪はれむと議せ町奉行、勘定奉行等を始めて、其數多かる中に、世にはまかるべき人なりなどいひしものあり、然るを、かく議せられしは、各そのいはれ有事共なり、其事の由を語るさんも然るべからず、其中二人はいくほどなくてつひに其職を貶され奪はれしなり、其餘は、今も事故なくてあはす人々あり。

此年の夏の初めより、御不例の事ありて御藥の驗も見えずなどいふ事にて、御醫を選ばれし事もありける。七月の十三日の未の時ばかりに、我退出せしに、山城守忠貞朝臣のあしはやにまゐられしに行あふ。山和守重之朝臣も、召供の人多からで、馳参らせ給ひしと、我召供のものゝいふなり、心得ぬ事かなとおもひて、東門を出ぬれ

禮代仰せし御事さは
紀伊中納言殿云々の事
也

松平紀伊守信庸はあく
る享保元年三月に老中
を免せらる是れ病に依
てあり
此年五月十九日奥醫師
山田宗圓正方等六人職
ゆるさる

西城の圖を進せしは若
年寄加藤越中守明英あ
り

八十宮下降納米の爲來
年の二月にいたつ間

は人多くむつさり立をきくに、忠貞朝臣の乗物かきし男の息絶てたふれしを見る
也といふ、彌心得ぬ事にあもひしに、明日は人々のこらず出仕すべしと告來れり、是
は此日紀伊守信庸朝臣の當直にてあわせしが、いかに事を聞誤られたりけん、御違
所以上の外也と、老中の人々に告知せられしが故也、此夜老中の人々、もし諱まゐら
すべからぬ事あはしまさん、御跡のいかにやなど議せられし事に及びて、前代仰置
れし御事を、詮房朝臣始て人々にも洩し申されしとぞ、されど程なく上には御藥の
功もあはしましけるに、わづかに一月を隔て、九月十三日に信庸朝臣は中風せら
れたりき、世の中の事共は、はかりがたき事にぞありける、御初生の頃に煩はせ給ひし御
事のありけるに、山田宗圓法眼
といひし御醫の進らせし御藥の驗しありしより、常に御藥の事は、この法眼のみ承りて、その他の御
醫は其事にあづからず、此年の御不例の事によりて、常の御やしなひの事あるをかありし事ども聞
えて御藥の事改めれば、やすからぬ事にやあもひけん、我が許にも來りて、申す事どもありしが、信庸
忠貞等の朝臣、その申す旨を信じて、驚きさわがれしより事おこりて、かの七月十三日のごとき事の
出來りし也、さて、その夜前代の仰置れし事共聞かれし人々の中、やがて御事あらむ後のための事ど
も秘術を回らされしも、三四人迄ありしなど聞えし、皆々譜第の御家人など聞えて、前代にも當代に
も、御恩淺からぬ人々あり、それが中一人二人は今もあはれ其職におはするなり、頼みがたき世のあり
さまありけり、前代藩邸におはしませし時に、ある若年寄の中より、西城の御殿の圖をまゐらせしあ
りき、その明の日、御養君の御事とて、西城に入らせ給ひたりけり、其事よしとぞあはれしめされずやあ
りけむ、御代つがれし後に至ても、其人御覺よしとは見えずして、やがて身まかれりけり、ありがたき
御事とぞ
そ覺ゆれ、
このととの冬、法皇の病宮、八十の宮、御入興の事仰合されて來年の春は御養君に

なるべし、今は見はてぬ夢なりけれと、誠にありがたき事にこそ

前にもあるしたりける、近江國滋賀郡鵜川木下等の村と、北小松村との爭論の事、初
我申せしごとくに、北小松のものども、年久しき姦計もあらはれぬ鵜川村には、應永
の比の證狀も明らかなれば、事すでに決しぬとて、そのさだめふみの草を、評定の人
々より進らせられしを、詮房朝臣の見せられしに、心得ぬ事のありしかば、其由を申
たりければ、其地の繪圖等とりよせて見せられしに、果して心得ぬ事共なれば、此御
沙汰のごとくならむ事いかにやあるべきと申せし程に、評定の議中比變じて、其地
を踏勘せざらむに、決すべからずされば、只今までの地頭の所領共、あのおの
他所にうつされて後、に其沙汰有べしといふ事になりて、此年の冬、其御使を仰かう
ふりし輩ありとぞ聞えたりける、此獄應永の證狀に其境をしるせし所すでに分明なれば、疑
計たる事も分明なるをや、然るに、前代の御時よりして、いまだに至りて事決せざる事、世の人の申沙
汰せし、事すでに決すべかりしを、紀伊守信庸の朝臣執政の職に補せられしによりて、評定の議變
じたり、これいはいじめ京にて彼朝臣の裁斷の時、北小松の申所理ありとせられし事、二度まで及び
にしを、今はた打返して沙汰あらむ事、いかいあるべきとの事なりしほどに、すぎに比彼朝臣中風
せられしかば、又評定の議變じたりなど申しき、此年の夏の比にもやあるべき、黒川左門家從渡邊庄
右衛門と申すものも、我許に來りて召つかふ者、對面して、此獄の事、我に見すべき事ありとい
ふ、筑後守これらの事存すべきものにあらざといひしに、なにをかつ、み候べき、いかにして、此殿
に、事のよしを申すべしと、河内守殿の御家人音羽庄兵衛と申す人の申されしが故に、推參せしとい

ふ也、すべて是等の事執行申すべからざる由、常に戒しめて候ひし上、いかにともすべからずといひて、さし返してけり、此黒川、小松の地頭なりけり、其後又正岑朝臣評定の人人にむかひて、應永の證狀こそ、事の妨なれと申されし、心得ぬ事也など申す人もありき、此獄の決しがたしなどいふ事、前代より此かたの事也、信庸朝臣執政の事によりどもおもはれず、いかさまにもその故ある事にぞあるべき、さらばたとひこの後に、地押などいふ事ありども、その事いかにや決しぬべき心得ぬ事共なり、

これも此年の冬の事也、奉行所より伯父殺せし者有とて、此年の夏、信庸朝臣の伯父殺せしものを斷ぜられし議をしるして進らず、詮房朝臣心得ぬ事に思ひて、其時の事の由を問はれしに、前代の御はじめに、伯父殺せし者、下手人の法に行はれし例ありと申せしかば、彼朝臣聞て、さらば其例によるべしと答ふ、此事いかにやあるべきと問はれたりけり、人を殺せし者の死すべき事、よのつねの律に、いいても、伯父父母を犯せしもの、罪例もあるなり、ましてや、前代の御時に、伯父殺せし者を、よのつねの人殺せしもの、如く、下手人の例をもて斷ぜられしといふ事の、これより後の例とならむ事こそうたてけれ、いかに是等の御沙汰候ひしやらんと答へたりき、後に聞に、前代の御時に、稻葉丹後守正知の家人の、伯父殺せしありしを、此者逆罪を犯したり、私に事を斷ずべからずと申して、御旨を窺し、を、律に見えし所によられて、斷じ給ひし事のありしを思ひ出して、老中の人々に、其時の事をたづねしに、丹後守の申狀も仰下されし案もありしを、もて、其例によりて、彼罪を斷じたりと答へられ

へん死罪の
より一等輕

事は引續しの上、門
を定めらる

正徳六年今年七月朔日
寛元して享保と云ふ先
年六十六

なりける、近例、老人、家老を殺せしもの、引續しに、その妻は死刑一等を有めて、斷ぜられし例なり
なり、奉行所より信庸朝臣に申せし例、前代の御時の事とはきこえず

此年もすでに暮れて十二月晦日の夜半ばかりに、忠良朝臣の家より火發して、延焼の家ども多く、忠良の家は、大名小路近き所の角に、有しほどに、大名の家も多く焼ぬ、明れば丙申の春正月元日の巳時の終まで、火消る事もなし、火消しぬべきよそほひせしものども、えぼうし、ひたれせし人ど行かふさま、けしかる事共なりけり、十一日にもまた火發して、延焼多かる中に、獄舎もやけうせて、禁獄のものどもあまたにげうせたり、此中にも、獄中にある事、既に十六七年を経て、今は其罪犯も明ならず、そのゆかりの者共もなくありて、今は其身を尋ね求むべからぬも又多し、其逃失せしをどらへ得し者の事は、いかにや罪すべきなど、奉行の人々より申す、此事いかにや有べきと、詮房朝臣問はれたりけり、獄に下されし者共、其本罪に輕重あるべければ、此たひ逃うする事もなからむには、本罪によりて沙汰すべきは勿論也、然るに、今かゝる事の出来たらむには、公法を犯すの罪小しきならず、されどかゝる時に、にげうせたらむには、一旦の難をのかるゝ事もやあると思ふは、下賤の者のよのつねの情也、多くの年所を歴て、罪犯も明らかならぬ者共、あまた獄中に禁められしに至ては、此年月の大赦常赦の度々、いかに其恩

て牢屋焼失
立歸者は本
立歸る者は
等しく可申
めらる

には洩たりけむ、然るを今一切に皆極刑をもて斷すべき事、誠にあはれむべきの事
よこそあれ、是より後にかゝる事共あるまじきまならず、今より後、かゝる時又獄
をのがれざらむものを、本罪より一等を減じて決せられ、のがれたらむものをば、
本罪に一等を加へて、決罰せらるべき由の法をたてられ、まづ其罪犯知るべからざ
るもの共獄中にあるを、皆々赦還され、次は其餘獄中をのがれざらんものども、皆
々罪一等を減じて決せられ、又次はにげうせたらむものゝ行方知るべからざらん
者、尋索めらるゝ事なかるべし、すべて此等の事出來し、皆是奉行の人々、欽恤の心
おのさぬが致す所也、返すくも志かるべき事、あらずと答たりけり、此書の草猶
今もありさ
れど其議合ざる事、やありけん、某が申せ、かくて禁獄のもの共、其事を決すべしなどいふ
し事の如くは沙汰ありしとも聞えざりき、
事、七八年の前、主を殺せしものゝ屍を、鹽漬しあるを、其屍をもて、法のごとく
行へるべしとて、枯たる屍繩をもて縛して磔せしなど聞ゆ、堀田伊豆守正虎の侍淺井
門太兵衛といふものを殺
せし、此等の類、いと四度けなき事共いふばかりなし、此時又及びて、去年の春より世
に聞えし勾引人の事沙汰の次第聞えたりけり、是は水道町といふ所、藥種あきな
ふ者の、名、清兵衛
衛と云ふ、勢州の産、よて幼き兄弟のもの、二人を召つかふ、兄、三郎兵衛と
弟、三郎兵衛と
といふ、其弟なるもの、忽ちうせぬ、去年の春、其兄なるもの、乞食の家、其弟あるを見

ひし浪人の、名、政
右衛門、藥種あきなふ者の許、來て彼乞食の家、ありしもの、甲州の
住人、道三といふものゝ子あるを、名、七介、今より六年の前、我は託したりしかば、ある醫
師のめしつかふものとなせしかど、不肖のものなりし故、乞食のあたへしなり、
いかでこれをバとりぬらむといふより事起りて、訴訟となりしが、かの甲州の道
三をも、勢州のものゝ父也といふをも、評定所より召問ふ、何れが子なるもさだめが
たきほど、かの道三も、乞食となされし幼きものも死しぬ、此上、山田をば放ち還
さるべきにやとぞ申したりける、町奉行中山田
雪守が申狀也、我初めより聞及びし事あれば、詮房
朝臣より申して、かかねて事の由を尋問し、し、勢州のものゝ父と申し、藤堂が所領
のものなるを召しけるにより、和泉守が家從して送り來れり、かくて評定所に召集
て、まづ道三といふものを召して、かの幼者、汝が父にやあると問ひしに、見たりさ
ふらはぬと申すを、彼道三父を見、志らぬ事やあるといひて、其頭を打しかば、にげ去
りぬ、次に勢州のものを召出しける、幼きものこれを見て、聲をあげてなきて、その
かたはらに居よりて、是こそ我父よと侍れと申、又父を送來りしものどもを、皆々見
たりて、其父送り來りし事をも謝し申せしかど、山田も道三も承伏せされぬ、いかに

隠通所の奉行人といふ
の寺社奉行勘定奉行町
奉行をさす

とも事決すべからずとぞあるし出したりける、道三既死しぬれば、今の承伏しつ
べし、山田に問ふべきやう有とて、其草をまゐらせしをもて、召問はしめられしに、此
事すでに事ふりたれば、彼幼きもの、慥に道三が子也とも申難しとぞ答たりける、さ
ればこそあれ、たとひ彼等が承伏せざらんにも、其父子兄弟とも、父也子也、兄也弟
也といふのみにあらず、藤堂が家従等も、皆々相しれる者あらむた、なにの疑はし
き事やあるべき、老かるを其事をも決せず、幼きものも死し、道三も又故なき事に客
死せしこそかなしけれ、いかよ此等のあはれをば、老らぬ人々よりあるらん、さるに
ても、彼道三が子をば、いかにやなしけん、今はた其事を糺し問はれんに、猶々事決す
べからず、所詮其山田死罪一等を宥めて、遠流に處せらるゝに、老かじと申ければ、某
が議の如くにぞ、決したりける、
すべて評定の奉行人、決獄の事に心を用ひざる事かくの如し、
ある人のいひしに、甲州のものゝ子の事は、かの山田がいかに
もなしてのちに、勢州の幼きものを勾引して、乞食にあたへて、道三が子なる由を申せし也とぞ、其事
推治したらんには、事明らかなるべけれども、正しく其證ある事をもかゝる事申す人々に、仰下され
たりとも事ゆかじとあもひしかば、
本書の如くには議し申たりし也、

是もまた去々年の夏より聞えし、紀州牟婁郡船津村の者名ハ九郎の女子等、勾引せられ

し事奉行の人々申す事有、これの今より六年の前正徳元年辛卯の冬、當國品川の驛

ある旅籠する屋敷といふ者、名ハ道三の召つかふものゝ、名ハ金二十五兩と

たてて、下郡の本買あるふき山といひしが、其者こゝかしこ隠れりて、名ハ伊

半婁郡船津村に至て、賣しきもの夫婦、女子二人もちしを見て、此子共我主なる人に

まゐらすれば、父母の身のためもしかるべしなどいひすゝめて、十月の頃ほひ、父

母ともに勾引出したれど、遠江今切の關を越ゆべきやうなければ、やがて見附の驛

の人頼みしよ、九郎右衛門と
いひしもの、すべき様ありとて、中刑部村といふ所のものをあかち
利兵衛

今切の關所ありて手形
なき女ハ通行をゆるさ
ずもし關所をさけてひ
そかゝ通るものあれば
關所破りとて隣にせら
るゝ定めなり

といひ、頼みて、山中の道を経て、見附の驛まぞ至りたりける、此所よて彼姉妹二人の

ものを、金二十五兩賣るべしといふ事有しよ、父なるもの其言葉よしたるがはずし

て、是の、旅籠屋の召つかふものゝ賣べしといひしよ、我子それらのものになすべしと思はずといひし也、十一月に至て、品川に來り着きぬ、主

人也といふもの、其姉妹成者を見て、いかまかく幼き者ども買得て來りぬらむとい

ひて、其召つかふ者共、家を退出してける、彼下人我身だゝあるを、父母妹姉四人の

ものゝ事、いかよとせんすべなければ、主なるものの方ゝ歎きて、申す事共有しか

ば、さらば其姉妹のもの、傾城もや賣べきといふ、其父母も、今はいかよとも身をよす

べきかたもなく、其はからひに任すべきより外の事もあらず、やがて彼主なるもの

かゝる媒するものと相談して、市右衛門といひて、淺草に住せし
もの也、世に女術とかいふ業也、新吉原あるものゝ許よ、

巴屋治右衛門といひて、姉の名はゆき、
妹の名はしめ、駿河の國のもの也といひて、身代金

法華經寶品に街賣女
色とありセケン蓋し此
に基づく
くつわ支那に亡八と書
きランバと唱ふ即妓樓
主人の事なり福惠今書
に見ゆ

百五十兩は賣渡して、其中三十四兩二分をば、彼媒のものにわかし、あのが下人と父なるものどより、七兩づゝの金をあたへて、其餘をば、悉く皆主なるものゝ得分となしけり、其後かの父母のもの、身をよすべきかたもなく成て、娘共の事媒せし者の許に來り訴へしかば、其者のはからひにて、娘の主の許に身をよせし程に、壬辰のはる三月に至て、其母は死しぬ、かくて其事の由聞し者共、父も子もかゝる身と成りぬるいと惜しけれど、これよりも猶、今切の關越え來りし事のあらはれたらむには、いかなる罪にやはあふべきなどいふを聞驚きて、其事告訴ふべしと聞えて、此事にあづかりし程の者共、かの父をさまゝにすかしければ、どかくすぎつるに、年經て甲午の夏四月におよび、紀伊殿に告訴へたれば、其事の由をもて、奉行の人々にのたまひて、かの父あるものを送り致さる、これよりして、此事にあづかれるもの共、評定所に召問ふに、例の長詮議に程へしうちに、彼父なるものも、去年乙未の年四月、獄中に死しぬ、然るを此事に至て、人々擬し申せし、彼父始越關の事をしらずといへども、既に其事をさとりたらむには、すみやかに告訴ふべきに、其程經し事罪犯輕からず、其属の首をきりて、紀伊殿に渡され、その郷土に歸られ、二人の娘をば、今の主人に下し給るが父は没して娘となさるゝと、次に越關の事にあづかれる者共、其處に歸し、

元和五年の令條にかきわかれ賣られぬ者は其本主へ返すべし

同令條に人をかどわかしうり候者は死罪なり

公事方勘定奉行の下司に評定所留役といふものありて、尋ら刑獄の下請となしたり

たり、かの父なる者の越關の事をあらざらむには、多くの年所を経て、告訴ふる事なかりし、其罪にはあらず、既に其事をさとりて、一年が程を経て告訴ふるに及ばざりしも、元より夫婦父子ともに、人に勾引せられしほどの下愚のものゝ、人のためにすかされて、年月を經し事深く咎むべきにもあらず、凡勾引せられしものをば、其本主に還し附らるべき由、元和五年十二月の制條分明也、いかむぞ彼女子、今の主人に下し給る事やあるべき、越關の事にあづかるものゝ事は、論ずるに及ばず、品川の旅館屋の事、死刑をまぬかるべきものゝあらず、是又御代々御制條に、人賣買ふものゝ法をたてられし、是等の事のため也、己が下人の勾引し來りて關越しものを、駿河の國のもの也といひて、身の代金百五十兩は賣て、其中四十八兩二分をもて人ゝわかち、残る所の悉く得分とせし者、いかむぞ其罪の輕かるべき、況や最初此ものゝ召つかふ者して、下部の女買求ざらむものゝ、いかでかゝる大獄の起りぬべき、さらば此事の張本、かの者にこそあれなど、議し申ければ、悉く皆某が議の如に事決して、其姉妹二人共に紀伊殿に還し附せられたりける、此時の議草、あはれ今もあるなり、近世以來かゝる事共、皆々評定所留役人といひて、其日の事共し、まいちひの事共ありけるほどに、いかにもして、それらが罪をからんやうをはからひ申せしを、評定

永野和泉守忠之は此時
京都所司代たり
法皇は靈元上皇なり正
徳三年八月御落飾法皇
と申奉る治承の回祿及
び再興の事は源平盛衰
配東鑑等に見ゆ

公慶が關東に乞ひて大
佛の殿屋を再興せしは
元祿中の事なり

の人々、例の如く、夫等が申所にまかせて、かゝる事共申されしなり、天下の刑法は、それらの役人などいふもの、心のまゝに事決しぬる事、いかなる事にやあるべき、

閏二月十三日水野和泉守忠之朝臣の狀に、昨十二日傳奏の人々、法皇の仰を傳へられしは、東大寺勸進上人公盛申す事あり、東大寺は、聖武皇帝の御章創、鎮護國家の靈場也、されば、治承の回祿の後、後白河法皇の御願にて、諸國に院宣をなされて、御再興あり、其後また永祿の回祿にも、正親町院綸旨を諸國に下されしかど、時至らずして功成ならず、先師公慶が時に及びて、關東に申し、諸國に勸進して、大佛殿を造立し、公盛是に繼て、樓中門等を造るといへ共、廻廊以下の所々は其功いまだならず、伏して願ひくは、建久永祿等の例によられて、院宣をなし下されむ事を望請ふ所と云々、綸旨院宣の例明らかなれば、聞しめし捨られん事にもあらず、望請ふ所の如く、院宣をなし下されん事、子細有べしや、内々申すべき由の仰ある由をしるされ、建久永正永祿元龜の度々なし下されし、綸旨院宣等のうつしを副て給りし由を申さる、詮房朝臣此事いかにや有べきと問ひれしかば、答申さるべき所の草を進らす、其大要は、東大寺勸進上人奏狀によりて、院宣をなし下されん事、何事かあらはしますべき、但し建久の例の如き、まづ院宣を鎌倉よなされて、諸國よ下知せられし所あり、然るも公慶上人の如き、院宣を望請ふよ及ばず、關東よ就て申旨ありて、諸國よ其役を課せらる事の本例、建久の例よ同じかり、當時諸國よ下知せられしに、建久の例よいふに、

來天下の財力すてゝ繼ずして、いまだ催促よあらがふ事、あらはざる國々ありと聞

ゆ、されど大佛殿樓中門等の如き、功すてゝ成りぬ、今よ至て其廻廊の事のため、院宣を成されんよ、なほ催促よ從がはざらむ國どもあらむ、朝命時よ行ひれがたきよ似んも、いかやあるべき、公盛上人先師の志を承て、その願空しからざらむよ、それらばかりの所、造營の功成らむ、何程の事かあらむ、然れ共、これらの事、只竊に議し申所也、院宣をなし下されんよ至て、すみやか、諸國よ下知せられん事、申すよや及ぶべきとぞあるしたりける、其由をもて答申されしかば、初より事ゆくべしとも思召れず、かの上人望申す所、聞し召捨がたくて、仰下されし也、聞召す所の如き其謂あり、院宣あさるべきよもあらずと、仰下されしとぞ、

閏二月廿六日老中の人々申給ふ事共あり、是は去年の春、海舶互市新例を定められ、通事共の信牌をうけし唐人共の中、福建廣東等の者共、期の如く、信牌持來て、生理を遂しかど、南京寧波等の船、來らず、いかなる事よやあといひし程、此年の春よ至りて、福建の人李韜士といふもの來て、去年南京寧波等の者の、我國の信牌をうけ歸し時、是等のものども、ひそかよ日本の正朔を奉じて本朝よ叛かむとする由の

國管は行省の總管あり
關院は巡撫を云ふ關
部は外洋に貿易する
者に照應を給する官吏
なり

謂の本註にもある如く
謂の康熙海禁を開きし
より我に互市する物の
多からん事を願ひしか
ば此度其船額貨額を減
せられし事は深く憚ひ
ざる所なればいかにも
して此法の行はれざら
ん事を希ひしは彼國の
情さもあるべし然るに
此事のみは享保の後ま
でも變改せられずして
固然として遵行せられ
し故に我國法の立

大岡備前守清平は一に
清和に作る此人正徳四
年九月に長崎の奉行さ
なり享保の初正徳新令
の良法なる事を論した
る人也享保二年に卒す

落書ある、これ信牌は我國の、いくほどなく、莊運卿謝叶運などいふ者共、この落書の事をもて官より告ぐ、彼等へはじめ信牌をわかし給る事を得ざりしが故也、胡雲客董宣日などいふものをはじめ、信牌うけし者共あひ議して、其冤を訴ふるほどに、その信牌悉くに官に收められて、此國に来る事をゆるされず、某も寧波にといまりし程なれば、かれらと同じく信牌を收められたり、せんかたなくて、廣東にゆきて、かしこより、こゝに来れりといふ、其申所を聞しに、彼總督撫院關部等相議する所、我國の新例行はれ難くして、もとのごとくに、多くの船共來り商せむ事を謀るに似たり、されど彼申所も信ずべからず、此のちに来らむものを得て、かかねてまた申すべし、先づ其程は、かの李韜士をどめをくべきよしを、長崎の奉行所より注進す、大岡備前 詮房朝 守清平臣此事をもて、某が思ふ所を問はる、我國の中にしてだに、なほ令の行はれ難き事あり、金銀を改造られし事のときこれ也、ましてや、我國の外の事なるをや、されば新例行はるべき初に、事定らむ事、三五年が程を経べしと申せしは、これらの事のため、にこそ侍れ、前代朝鮮聘使の時の事のとき、しかるべき人々をばじめまゐらせ、彼使等が申す事共聞驚きて、どかく申されし事共ありしを、上の英斷あるはしませしに、よりてこそ仰下されしとどくに、はなはだ事も行はれたれ當時は御幼生の御事なる

と申切りたり、其後老中の人々と議せられし事ありと見えて、申すべき事ありといひ送られしかば、廿六日参りしかば、忠良朝臣出來りて、老中の人々常の祇候の所に案内せらる、初より、此事は井上河内守正岑朝臣奉られたりしかば、かの朝臣をばじめて、各々申されし事共多かりけり、彼大要は、去年の春、前代の御志を繼れて、長崎の事御沙汰すてに訖りぬ、然るに此ほど奉行所より注進の所は、聞給ひし所也、若聞えし事のどとくならむには、當時仰下されし事の行はれざるのみにあらず、前代の御志もむなしくなりぬとこそ覺ゆれ、前代此事を相議らせ給ふ人にておのせば、是より後の事ども、いかにも、議し申さるゝ所まかせて、御沙汰有べき、こゝよりさふらふ者共、皆々あもふ所相同しき由を申さる、詮房朝臣も申せし事のどとく、此たび長崎の奉行所注進の事のとき、前代の御時、海舶互市の議を上りし日より案の内なる事共なれば、今はた事の出來りし共存せず、されど、某年すでよ老て、身もまた病す、事定らむ日を待つべし共覺えす、所詮いかなる事共出來りも、去年の春仰下されし事共、一事をも改させ給ふ所なからん、つひより行われずといふ事あるべからず、此外は議申すべき事もあらずと申す、詮房朝臣も事久しくして後、定る所

あらむ事をこそ申され侍るといわれしかば、たいとよもかくも我議し申す所ま
まかせて御沙汰あるべき事の由いづれも餘儀なく申されし、各申されし所同じから
ねど、其大要の異ならぬ
所をみる此上の辭し申すべきもあらず、いかにも議し進らすべしと答て罷出づ、
やがて奉行所より下さるべき草を進らす、其事は、李韜士が申所のごとき、彼國の人
其商船の我國へ來るをゆるさる也、しかるを、韜士竊もこゝへ來りし、其本國の
法を犯せし也、天下の惡のつのみ、我れ我法よししたが、いざらむ者の來る事をゆる
されず、いかむぞ又彼法を犯すもの、來る事をゆるすべき、すみやか押還すべき
處をゆるしぬ、すて、奉行所より、又寧波の人祝武珍といふ者、崎港へ來る事を
ゆるされ來りし由を注進し、その鎮海縣の照票をうつして併せ進らす、我其照票を
見て、是我國へ來る事をゆるされし、いあらざと申て、これよりさき、年々來れる
もの、持來りし照票をもうつして進し也、我國へ來れる者、あへし所の、皆々長崎より
く由をゆるせり、武珍が持來れる所の、たゞ東洋
と告ると記、奉行所より下さるべき草を進らす、其大略、李韜士が事のごとく、として、祝
武珍持來れる照票、我國へ來る事をゆるされしもの、いあらざる事を辨じたりけ

三月四日の朝、相模川の邊にて、すなわち、馬入川也、 賊一人きり殺せしむ、か時あるを、其時

りなる中島の者共、出合ひおし、いふ、名は定八といふ、 駿河國におもむくに、戸塚藤澤の間より、大の
坂井といふものにて、甘ばかりの者也、 賊河國におもむくに、戸塚藤澤の間より、大の

男一人附來り、川の邊になりし程に、彼者がふどころに手さし入て、ふどころの物ど
もあしどるを、刀を抜てた、一打にきりころしつ、所の者共に、きられしもの、事を
問ふに、見知りしものにもあらず、海道に徘徊せる盗人にやと申す、又彼若侍、本多
遠江守正武がもとにつかへしに、此程彼家をにげさりしもの也といふ也、強盜きり
殺せし、高名なれど、本主のもとにげうせし上、其罪のかるべからずと、まづ獄に
下されたりと聞ゆ、もし此もの罪せらるる事あらむに、盜の餘黨ども流言して、盜
殺せしもの、罪に行、いれしなどいはいむに、これよりして後、海道往還の人、盜の患に
堪ふべからず、はからふべきやうあり、その程、御沙汰またせ給ふべしと、詮房朝臣に
申て、朝倉與一景隆が許に使して、申すべき事ありといひやる、やがて來たれり、此程
御身の主人の家をにげうせしものやあると問ふに、されば候、坂井といふもの、にげ
去りて、相模川のほとりにて、強盜きりし事の侍りといふ、來り給ふべしといひしは、
其者の事なり、年若からむもの、さる強盜きり殺せしを、本主の家出しによりて、其
罪に行はれん、不便の事也、いかにもはからひ申さるべしといひしかば、承りぬとい

本多遠江守正武は上州
坂井の賊主なり

曲淵下野守は詮之と同一く小姓なりし故に其下部の詮之が書を詐造りしものなり

此制條は正徳六年三月に諸役人に頒布せられたり同四月に牢舎の者裁断滞滞すべからざる旨をも命ぜらる皆先生に建議によりしものなり

又小納戸田代主馬賀次が家人曲淵の家人と共に謀に行はれ用方右筆河野勘右衛門連坐追放

ひて、明の日來りて、主にて候ものに申て候へば、かの者の事、今ハ追咎むる事もなくこそ候と申侍れといふ、いしくもはからひ申されたりといひて、其由を詮房朝臣に申ければ、盗きり殺せし上ハ、沙汰に及ばずとて、ゆるされてけり。

是も又其頃の事也けり、大和守重之朝臣、詮房朝臣の舍弟隠岐守詮之に逢ひて、仰蒙る所の商人の事、いかにもかあふべからずといはれし程に、いかなる事をか聞給ひぬらんといふより事起りて、其事を推問ふに、ある人のめしつかふもの、曲淵下野守といひ

て詮之と同一く、近習の人の從、詮之の書法いつはりて、何某といふ商人、金座の事仰蒙る者、鈴鹿岡右衛門といふもの、

べき由、重之朝臣の許にいひ送りし事にそありける、是は重之朝臣、金銀の事を奉られて、詮之の妻は、彼朝臣にむすばうれたりしが故也、やがて此事にあづかれるものどもからめとりて、八人まで、皆々其罪に行はれぬ、かゝる事の出來りし事も、近き世よりして、賄賂公に行はれ、それらの事をもて、賄賂得る事共多かるが故なれば、すて

に商人共、その事かの事仰蒙らむ由望請ふ事共、一切に禁し止めらるゝにあらすば此後も、又かゝる事やむべきにもあらず、殊には又賄賂の事行はれざらむため也と

申す事共ありしかば、詮房朝臣老中の人々と議して、其制條を下されたり、去年の事也、我許にある一寺の役僧を使として、長崎の事をたのみて、鎮守し給はむには、先謝儀として金五百兩進らせ、是此比々々モトといふ事也、其事成らむの事は、毎に形勢男等に三百兩づゝの金とせむらし

て恩に報ゆべしなといひし事あり、これ正しく報ゆべしなといふ事也

四月廿二日に、去年の冬越後の國に大盜あるをとりへ得しなど、世人事々しくいひ

しことの御沙汰ありけり、されば盜賊追捕の事を奉れる、船越左衛門が許に告來るもの共ありて、越後國蒲原郡安代戸口等の境なる原中、大盜の住する者共ありて、其從類數多くなど聞えて、去年の十月の初に、其告る者共に案内せさせて、手のも

の二人かしこに差向く、告る人は、三州立石村の嘉右衛門、武州妻沼村の七郎右衛門といふもの也、船越が手の者の松野市兵衛、歳五十一、田澤勘太夫、歳六十二、これは

御先手同心衆、同九日にかしこに至て、其盜といふもの、并從類等五人を擲捕へ、かの盜といふ者也、

衛門といふ時、まづかれを安代の者に召預むとするに、爰は小濱孫三郎所領也、かの盜也といふもの、

の、居所は、最初安代戸口の地をわかちあつしかば、安代のもののみ召預けらるべきにあらずと申す、さらばとて、戸口の者を召問ふに、是は溝口伯耆守重之の所領のうち也、彼者の居所

はもとより戸口の地にもあらずと申て、事決せず、御料所なれば、茅野のもの共に召預けむとせしに、御代官は能勢權兵衛なり、かれが住せし所の、安代戸口の者共預らざらむに、此

所に預けられん事心得られずと申す、戸口の領主溝口の新發田城の事を問ふに、こゝを去る事八九里、信濃路にかゝりて江戸に歸らむには、道の程百餘里也と申す、又出雲崎の御料の事を問ふに、こゝを去る事六七里、それより江戸に歸らむには、八十

里餘の程也と申す、さらば出雲崎におもむきて、御代官に預置て歸らむに、便路よしといひて、擲捕候もの共、并その弓矢刀等もたせて、かれこれ十四五人、同十二日にかしこを打たち、十三日の暮つかたに出雲崎に至て、此所は龜田三郎兵衛御代官所あるゆゑ也、とらへ得し者ども預置むといふに、凡盜賊をとらへ得ては、其所に預け置るゝ事例也、志かるを此

所にひきゐ來りて預られんと承る事、心得られずと、御代官所の留守の輩なければ

こゝにもまた預けむ事かなふべからず、多くのもの共引具して、こゝかしこ經廻り

しほどに、路料すでに盡ぬ、またこれらのもの共引具して、鉢崎の關を越む事もかな

ふべからず、證文なきか故なり、柏崎迄引返して、二人相議りて、かのとらへしものどものとら

はれゆるして、はちちやり、歸り來り、事の由を申す、十一月朔日、左衛門此由を申て、か

さねて彼手のもの共さしつかはす、溝口にも又仰下されし旨ありき、同廿七日かの

ものゝ父子從類三人とらへ得て、戸口のもの共召預けし由、十二月の九日に聞え

ぬ、五右衛門并其子伊右衛門凡三人、日あらずして、其餘のものども、皆からめとりてのち、溝口が家人等、

路次のほど警固してゐてきたれり、そのうち、大目付勘定奉行等に仰せて、其事を推

問はる、此時に船越が盜賊追捕の事をといめらる、またかれらとらへ得し手の者共も召籠られてけ

龜田御中守の大目付伊勢守ハ勘定奉行杉岡太助ハ勘定吟味役なり

識せられし也、これらの船越はじめ手の者共差つかゐさんにはまづ其事を申すべき也、老中の八人、

かゝる事にも至りたる也、しかるを船越が歸せしといふに、いかにあるべき事のことの事なり

其召とひて、其申狀をしるし進らせ、まづ御使を差遣されてかの住せし所、安代戸口

の間、いづれの地ならむといふ事を檢知せしめらるべしと申す、詮房朝臣此事をも

て我思ふ所を問はれしかば、其居所の地の如き、枝葉の事也、今其盜ありといふ者

の申狀を見るゝ、初安代戸口のものども望請ふて、其境ゝ宅地を卜む、是いづれの

地どもかゝらざらん事を思ふが故也といふ、其申す所、安代の者の申狀に合ひぬ、又

地圖を見るゝ、宅地わづかに三反ゝもたらずして、戸口村の方ゝあたりて、杉のむら

たち申所有すなはち此戸口のもの共、其村の境こゝゝ至れりと申す所也、さらばそ

の宅地あたへし初、すてゝ其地を棄てゝ、後の累なからむ事を謀りし事明か也、當時

何れの地ならむゝも、追捕の御使かうむるもの、召預の盜賊を預らぬ事やさふらふ

べき、是等の事の論ずるゝも及ばず、まづ盜也といふものゝ、眞盜也や否の事をこそ、

たづねきはむべき事あれと申せしかば、御使をさゝれて、其地を踏勘せらるべき事

をばといめらる、是程の事ゝ、あまたの御使下されて、地押せむと申されし、いかなる事や、其後かの盜也といふものゝ事共、

たづね問ひし所をしるし進らせしを見るゝ、其父ゝもと茅原村の百姓也、名をば平七歳の時父を喪ひ、母方の四男の許ゝ養れし、九歳の時、其舅も死す、仁右衛門と云、是より

乞食して十三の時、茅原村のものに許し來り居り、十五の時より、長峯地方月岡等
 のもの共よりしつかはれし事、凡一年の後母方の姑なるもの、見付新町に住みし
 が許にある事四年餘、見付新町の百姓の家、久右衛門、贅婿となりて、一人の男子をう
 むすなはち今長藏といふこれ也、時三、されどかの妻とせしもの、天性不孝のもの、
 て、それが父母の家よりあらむ事、我志よりあらず、四年のうちに、妻子家財を盡く捨て、四谷
 観音寺の住僧より請ふて地を借り、田をうち作りしほど、始すてたりし妻のうみ
 子とりて、観音寺よりまゐらせ、又五千町村のもの、女子を迎て妻とす、此時より五千町
 村の者共借し金の事よりて、我殺すべしといふ事聞て、其妻つれて四谷を去り、こ
 かしこ身をやせし、安代戸口の者共、地を請ふて、屋敷構へ、田地ひらき住む
 事、今より十二年、近邊の者共相議りて、あのかく歳ごとく米豆を出しあつて、一家米
 升と大豆出、盜賊を守らむ事を請ふ、是の初め四谷を去りし時、二年がほど、盜賊の中
 しあつた、身をやせて、相違れるものども有しかば、其者共、相約議して、我住ほりの村より入
 來る事なからしむるか故也、家より兵具をたくはし、盜賊を備ふる所也、又從者等
 が事、皆是我むかしの事のごとく、身をよすべきかなきものどもやしなひて、
 田畑作らせ、夜に村より通らする所也、我のほりの村のものめすべしとれ、
 の事、皆是我むかしの事のごとく、身をよすべきかなきものどもやしなひて、
 田畑作らせ、夜に村より通らする所也、我のほりの村のものめすべしとれ、

の事、皆是我むかしの事のごとく、身をよすべきかなきものどもやしなひて、
 田畑作らせ、夜に村より通らする所也、我のほりの村のものめすべしとれ、
 どすべきと申す、彼村々の者共召問ふ、各申す所は相同しく、寶永四年八月廿三日、

十五村の者共連署して、安代戸口の外より、新發田領十三村、彼者たのみて、盜賊守らしめし事を約せし

證狀を進らす、又十年の前、東山寺といふ寺より、夜盜入りし時、かのもので申せしかば、
 やがて其盜ども搜求めて、贓物悉く取返して、彼寺よりあつたへし事等を申す、又其從
 者等召問ふ、人を愛すると思あれど、家を治ること嚴也、常々我々を戒めて、より來
 る所明らかあらぬもの、一物をも家より入る事をゆるさずなど申す、さらば初船越
 が許よてこゝかしこよして強盜し、多くの人殺せし事どもいひし、如何よと問ふ
 る、あまり拷問の堪がなくて、とてものがれざらむもの、少も早く身より暇給いら
 んとあもひて、それらの事共い申したり、其所々の者共召問はれむもの、事の實否に
 するべしと申す、かく申せしは、三月十日の事なり、やがて彼申せし所の北方月岡臺黒坂等の所々よて、
 或は強盜、或は殺害の事ありし事共、其所々のものより召問ふ、あのかく夫等の事あ
 どかたもなき事の由證狀を書いて進らす、中より溝口が所領の大庄屋といふ者の申
 す、新發田領大庄屋助、右衛門と申もの也、此村々より人殺されたらむ程の事、某が許より告來らずといふ事
 あかるべし、されどつひは是等の事承も及ばず、殊より十五年の前、月岡村より次郎

作といひし者の家に入て、そのもの刺殺し、下人斬殺せし由の事、その次郎作と申す
 の三年前、病死しつ、人のため、殺されしより、あらずと申す、我々そのしるせしも
 の共を見て、當時盜を治めらるゝ事、世に公する者のあからむ爲、こそあるべけ
 れ、さらば此者の事は迄にて事決しぬべき事也、古の聖主の代も、猶盜といふ事の
 あればこそ、是を治むる法をも設け出されたり、それらの代も、改正しく俗厚くし
 て、人々あつから盜すべき心のなかりし也、いやしき諺、身よりしらみ、家より鼠、國より
 盜と申す事も侍り、たゞひ日々に盜をとりへ殺されて、其肉積て山となし、其血を流
 して川となさるゝに至るも、未代の今に至て、此事絶ゆべしとも覺えず、其心を改
 むるのみにあらず、ほとりの地十五村の間に、盜賊の事を相忘れし事、既、十二年
 たゞひ其舊惡を追咎らるゝ共、死を論せらるべきにもあらず、古より此かた越後信
 濃上野等の國々の、盜多き所あれば、彼十五村の者共相議して、彼ものして守らする
 事の侍り、然るを今其舊惡の聞えあるより、今に至て、罪は行はれんより、今より
 して後、そこらの者ども、夜もやすく打ふす事もあるべからず、又彼者のみよも限る
 べからず、彼の國々の中、むかし盜せしもの、今の平民となりしも、猶其數ありぬ
 べし、其等の者共、終にのかるゝとなからむと思ひ、さだめなきにせんとし、みて

此ながらに死を待たぬ事、たゞ一日の間に、死に候ひ、其罪を免れ、其身を救ふ事、
 こを謀べけれ、さらば盜治めむとして、多くの盜を出し給ふに、ぞあるべき、大學に
 民を新にすども、みえ、論語に、舊惡を思はずと見え、周易に、君子豹變、小人革面、征凶
 居貞吉なりとも見え侍り、たゞねかはく、彼もの放ち還されて、其居所を溝口が所
 領に引移して、其民となされ、ほとりの村々にて、盜賊守らしむる事、唯今迄のごとく
 ならんに、いしくべからず、又彼某が議のごとくに御沙汰あらむに、安代戸口茅原
 等の者の事、御沙汰にも及ぶべからず、又船越が手の者共の事、かのもの共、掬めど
 りしかど、召預くべきものなくして、路料既に盡たらむに、いかにすべからず、さ
 れどこれらの事になれぬる老若どもなれ、こそ、かれらをはなちやりて、かされて
 ゆきむかひし時、一人ももらさで、捕捕たれ、是等の其實を行へるべきものども也
 なにの罪咎といふ事やあるべきなどいふ事共、議申ければ、此議草の猶、つひに某が議
 のごとくにぞ、事決したりける、

是も此ほどの事なり、流人等配所にわかし遣すに及びて、こゝより十里ばかりか程
 隔たりし、是政といふ村の者共、流罪の事をもて、奉行の人に申す事あり、そのしるせ
 し所を見るに、去年の七月、彼村の者共、千四五百人相催して、下小金井村にみだれ入

徳義通敵等の事は國々の高札にも掲げて尤重き條制なればいよいよ

りて竹木田毛刈とりし事によりて、其張本三人共罪に決し、獄中に繋置しに、此年の春獄舎焼し時に、にげうせしもの有、其餘のものをば、此たび配所に遣すべきなりと見えたり、いかにかほどの事、今迄の申さるゝ事もなくてやあらむ、よくゝ其事の由を問はるべき事なりと申す、かかねて、事の子細を問はれしに、初是政下小金井の者共馬の草刈場をあらそふ事より起りて、去年七月六日、是政の者共、ほとりの村々相催し、弓鎗等の兵具を執りて、下小金井におしよせ、貝を鳴らし、時をあげて、打入はどに、そこの者共皆逃ちるを、百姓の家一つ、資財雜具共に打破りてすて、林木を伐り田毛を踏む、其由御代官所に聞えて、御代官は雨宮、勘兵衛なり、召問はむとするに來らず、其明日、又おし入て、林木を伐り、田毛をふむ事、前日のごとし、兩日に伐り取所の林木、凡五万七千七百餘、竹林を伐り取しは、此數にあらざ、たとひ一人して二三本つゝとり行共、其數二万人には至べしあどしるせり、昔島原の一揆などいふも、三万人には至ず、こゝをさる事十里の内外あらむ所にて、かゝる事仕出したらむを、只今迄かのよし申す事もなかりしは、奉行の人々の心の程こそ心得られぬ、御代々の御制條に徒黨を結ふ事を、嚴に禁し給ひしなど、いかにや心得られたりけむと申せしかば、かきねてまた、當時其事もて申されざりし事の由を問はれしに、御料の事なれば、伊勢守

中では評定所に御代官の事を議する役人を云ふ三奉行太目付目付等なり

守が許に告げりし所なり、

八月四日に評定所に召して、

八月四日に評定所に召して、

八月四日に評定所に召して、

しに、あまりに其人多くて、悉くに皆罪せん事も叶はず、たゞその張本人等流刑に處するにしかじと議定して、十一月四日に、張本三人、流刑に決す、かゝる事の例を、評定の留役人といふもの共召問ひしに、流刑に處せられしものをば、流しつかはす時に至て、申給ふ事也と申せしかば、當時其事を以て申すには及ばず、今此仰を承り彼留役人等召問ふに、其申所各同じからず、せんする所、伊勢守があやまちにこそ侍れと申す、詮房朝臣此後の事いかにやあるべきと問はれしほどに、評定の人々、その張本三人流刑に處するの由、すでに裁斷ありしかば、今はた打返したる御沙汰しかるべからず、されどかゝる重事、此まゝならむ事尤しかるべからず、さらば、かの獄中をにげ出し者共、すみやかに尋もどめて進らすべきよしをもて、餘黨に仰下されて、其期を過て尋出さゝらむ事、二たび三たびの後、餘黨の中罪重からむものども召擧めて、流刑に行ひ、残るもの共には、其罪贖ふべきほどの物徴して、下小金井の者にわから給らむにしかじと申す、老中の人々といかにや議定せられたりけん、まづ伊勢守御勘當の事有と聞ゆ、此時の事は評定の衆議一決して、張本の者共、流刑に行はれぬ、前にしるせし事のごとく、近き比ほひ、評定の人々、評定所留役人といふもの共に打任せて、

伊勢守此事につき、御勘當を命ぜられ、凶事に及びて其罪をさぐる

評定所留置五人は其職をやめ退き
正徳六年四月の令條に
自今以後公事訴訟等百
日に過ぎて事難決候は
其事の始末分明に書
記し付札をなし可被出
事あり本文をいふ
なり

愛昭院家宣公は前代職
急務修諸政願の後を
承け先生を用ひて諸政
を振興し文武を勵まし
財政を修めしなご實に
中興の明主なり殊に還
命して有徳院吉宗公を
して後任にあたらしめ
たるは最も其人を得た
り云ふべし
周の時甲子を用ひざる
は殷の亡ひし日なれば
なり
五月十六日側用人間部
詮房本多忠良官をやめ
小性間部詮之村上市正
直間部詮衡以下前代
より近侍せし輩皆寄合
せたる先生も奥詰御用
なされ御座せし返上

二代秀忠公第三代家
光公二條孝行幸は寛永
三年なり
第四代は家綱公第五代
は綱吉公牧野成貞の事
は前巻に見ゆ
大老は土井利勝を始め
とし若年寄は土井酒井
兩人の子を以て始め
す

中阿部豊後守正爵

間部詮房の事三王外記
に種々の造言して之を
誹謗せしは恐くは誹妄
あり實事あるに非ず
つ又月光院の事をも品
々汚行あるものゝ如く
にいひしも信すべから
ずすへて三王外記のし
るす所は此類の事多し
文會雜記には享保中租

訴訟の事も禁獄の者も多くの年を歴れど事決せずかくては世の人のためいかに
ぞやあるべきといふ事共つぶさにしゝして今よりして後評定の衆中訟聽かるべ
き事例を議し申ければまづ彼留役人ども其職召放されて公事訴訟百日を過て事
決せざらむには其事を申べき由の事等奉行の人々に仰下されたりけり、いくほど
かくれさせ給ひし時に前代のかくれさせ給ひし時の如く御勘當の人々皆ゆるされしかば伊勢守も
出仕しぬ是政村の事いかにやありけむまたかの奉行の人々に仰下されし事河内守正岑朝臣過に
し比仰下されし百日を過て決せぬ公事訴訟をば申さるべき事等今は其御沙汰に及ばじと奉行の
人々に申されしとぞ皆々よろこびぬと聞ゆ奉行の人々こそは心やすかるべけれ世の人のうれひ
はいかにぞや

此年の春のすゑより上また御違例ありて御藥の事々驗もなく四月晦日に申の時
はかりにぞかくれさせ給ひぬかゝりしほどに前代の仰置れし事共により紀伊殿
を第二城に迎へ入られ侍れば五月朔日によべ御他界ありし由披露ありけり同き
七日には増上寺にわたしまゐらす、五月七日は大坂陥し日也周の時甲子の日を用ひぬ事こ
此時の供奉はありし時のごとく某もさふらふ此、同十二日に中の口なる某が部屋返し進
のちは世すてに改りにけり其御事にも随はず

らす詮房忠良等の朝臣をはじめて近習の人々悉く皆其職をといめられたり詮房
等の朝臣今まで奉られし職事世隔りし後にはいかなる事にやとも思ふべければその事をこゝに
註するなり神祖より第二代の御時迄は奉書連判衆など申せし其官五位の諸大夫に過すして其職
も薄かりき第三代の御時二條の孝行幸の比より四品の侍從になされし事等出来たり其比に堀田
加賀守正盛朝臣はむめの程奉書連判の衆になされ程なく其事止られ御側になされりて老中の

人々へ仰下されし御旨をも又老中の人々申す事なす此人に就て申されし事此朝臣に老中老中
年寄などいふ事も出来けるなり第四代より御幼穉にて御代のがれて老中の人々御政務を補佐せ
られしかば其後は正盛朝臣の事のごときなる人もあらず第五代の御時牧野南後守成貞の朝臣は
藩邸よりしたかひまゐらせしかばむかし正盛朝臣が時のごとくに老中に仰をぞつたえ申次ど
もせられきそのうちに柳澤出羽守保明御家號ゆるされ御名字賜り四位の少將になされ甲斐の國
主となりしほどに老中みなく其門下より出て天下大小の事彼朝臣が心のまゝにて老中はたい
彼朝臣が申す事を外につたへられしのみにして御目見などいふ事も僅に一月がほどに五七度
も過す前代御世つかれて老中の人々日々召問はせ給ふ御事どもありしかどこの人々は元より
世の諺にいふなる大名の子にて古の道學びしとぞいふ事も今の事をよくしらずと比仰事傳
へしのみにて前にしるせしごとく天下國財の有無をだにしらぬほどの事なりまして職務の事ど
も其本末しらるべきにもあらず然るを上の明容にあられて前後の對をうしなはれしあまたたひ
あればよのつねの事をまづ内々詮房朝臣して思召事は仰下され人々の議合ひしをまたせ給ひ
て其後に御前にめして仰下さるその理深く遠くしてたやすく心に得らるましき事どもをばい
たひも詮房朝臣してその論を上下し給ひつひにさとし得たまひ其心に得られし後に仰下されか
り染の御事にも推して御沙汰ありし御事はあらずされば此人々にも申すべきほどの事どもまづ
此人して申さる詮房の朝臣は幼時よりつねに御側にめしつかはれ其心の程をもよくしるし
めされしかばかゝる事を仰かうふりしかどなほ思召す事ありけむ其後忠良朝臣してその事
を同じくせさせ給ひ其座次は老中といふに官の前後の次第によるべしと仰下さるされば此ほど
までも詮房朝臣は豊後守正盛朝臣の上に就き忠良朝臣は正盛朝臣の下にぞ就れたりけるそれ
中詮房朝臣はむかし藩邸の御時より夙夜に公にのみさふらひて家に歸る事は一年かほどを過れ
どもわづかに三五度には過ぎずましてや前代かくれ給ひ上いどけなくおはしませしかば老中の
人々だに一人づゝ宿直せられし事なれば此五年がほどにばしも家に歸られし事もあはせず前代
かくれさせ給ふ御時なれども我世にありし時のごとくなるべしと仰置れしかばそのうちもあり
御時のごとく上より仰下さるべき事も詮房朝臣老中の人々相議して衆議一決のうちに仰下さ
れ下より申す事も老中の人々詮房朝臣と相議し衆議一決の上其事を決せられぬされば我が
むどきもの此事を議せしめられしも前代仰置れて其御時のごとくに詮房の朝臣のはからひ申さ
れし故なるべし此朝臣いどけなき時より身のいどまなくてものまぢきなどいふ事はなけれど
きはめて生質の美なる所ありて大かた古の君子の人にも恥まじき事もありし故に前代の御遺托
をうけて此年月幼主をたすけまゐらせ天下大小の事共議せられし所も人々の心をも感服して
一事の廢闕もなくておはしたりき末代にはありがたきほどの事あり然るに今に至りては人々申

豫上書して閣部に腹き
らせ政事を改革せんと
乞しといふ事見ゆ又老
申常に先生の事を鬼さ
よひし事は鳩巢手簡に
見ゆされは先生の小人
の爲に猜忌せられし事
も亦少なからざりしと
見えたり

扱又享保の時にいたり
て先生の世に用られざ
る事を惜みて室直清か
之を推薦せざるを告る
者もあれども先生は固
より直清の如くなる人
物ならねば畢竟享保の
將軍の用得る所にはあ
らざるべし敢て告むべき事にあらす

此書初めに丙申の十月四日に筆を起すありて終りに丙申五月筆を絶つとあるを以て讀者之を疑ふ事おれさもこれ疑ふべきに非ず其こに筆を絶つとあるは此書の記事議論を此月に止めたるに之を筆録せしを云ふにはあらす其之を筆録したるは前にも云る如く此年の十月十四日よりせしなり又丙申の五月を以て記事止めしとは有徳公の四月に本丸に入りて五月朔日に相續の事を令せられしが故に五月を以て記事の終りせしめられし也是先生寓意のある處なれば讀者深く思ふべし

先生は此後八年の間閑暇無事に餘年を送られ享保十年五月十九日年六十九歳にて身まかれたり○折焚柴記下標注附録○有章院家繼公は正徳二年十月十四日文昭公薨して世を繼ぐ年僅に四歳閣部詮房遺托をうけて晝夜近侍して之を輔佐す同十八日に先代の遺命を以て金銀貨の事を令せられ正徳三年正月元日務着の式あり二月九日新錢鑄る事を止めらる三月廿七日元服あり四月二日將軍の宣を蒙り内大臣右大將に任す同四月勘定所はしめ代官及び人民に農政の事しなふへき銅の事令あり七月二日龍田本宮の社入大和川漁船の支配舊に復すべき旨を裁定す同晦日公料の地租稅檢覈の事勘定組頭に於て年番を定め年中の豐凶を考へ稅額を定めしむ廿五日老中大久保加賀守忠増八月三日若年寄久世大和守重之老中となる十月廿三日大目付中川淡路守成慶勘定奉行水野因幡守忠順目付大久保忠右衛門忠位勘定吟味役杉岡彌太郎能連秋原源左衛門美雅に銀子改鑄の事ありを命す老中秋元但馬守衛知の指揮をうくべき旨也十一月廿九日總價騰貴するを以て買貯ふる事を禁す正徳四年二月後閑の老女繪島宮路等淫行ありて夫々所刑あり同廿三日井伊直該大老を退く此月長崎唐館私販の禁を設く五月銀座の年寄共銀貨の事によりて刑せられ同十四日長崎に令ありて唐館の淫行を禁す同十五日金銀改鑄交換の制法數條を頒布す七月廿八日三寶院門跡の所管院家の事を裁斷あり九月六日岡山山城守忠成老中となる又京所司代松平紀伊守庸康老中に任す此月相津神社祭禮あり江府に上りて巨來寺會育の社廟なり世に傳して寶永祭といふ十一月晦日市入野島市左衛門忠成に關す正徳五年正月長崎互市の事を裁定らるる之を正徳五年四月廿五日新金銀改鑄の事につき裁斷

されし事もありけるにや、まことに此人、是等の事仰かうむる事のしかるべからざらむには、たゞひ前代の御時ありとも、其職事をとむべきは、大臣の職事しかるべし、ましてや御幼主の間にありて、其職事をとめられん、何事かあるべき、凡の事ども、此朝臣只一人にてとりはからひし事のごくにも申され、剩我か如きもの、おもふさまに、天下の事申あこむひしやうにも、申さるゝにや、彼朝臣もなほ人々の論合ざる事、いかにかなふべからず、ましてや、我かごとき、人々の問申さるゝによりて、議し申す所有とも、一事をも、世に行ふ事かあふべき職事ありしにもあらず、正しく我議せし所の人々の議合はずして、果し行はれざる事いくらもありき、されど、これらの事は、論ずるにもたらず、よのつねの時に、當家譜第の御家人など申さるゝ人々の、只今迄は、幼主の御事、いかに心ぐるしかりしに、今より後は、後家の事すてに定りぬなど、相賀し申され、彼朝臣の事にあはせて、前代の御事も、かたづけ申さるゝ事のごときは、百年にして、公議定まらむ日、天下の人の議しあむとよろこぞ、恥かしき事あれ、

筑後守從五位下源君美正徳六年丙申五月下濳筆を絶つ

の令あり七月官事にあつて工部省より諸役人へ關連する事を裁斷せらるゝ旨三書付大目付及び各社奉行の人民に命せらるゝ此朝臣の職事しなむる事一きによりて也此比より公病に臥し表にいてられ十月より老中若年寄の泊り番を止らる十二月十六日元祿金通用は來る四年十二月を限り戊午正月より通用停止すべき旨令あり正徳六年三月詔諭の外願又は御爲筋と稱し申出る事を禁す此月老中松平紀伊守庸康免官四月評定所に裁判邊縁にして人民の苦みたるを以て殿殿の事くまゝ令條あり同晦日公の病狀危篤なるにより前代の遺命を以て紀伊中納言吉宗卿に後見を命せらる同夜薨年八歳なり増上寺に葬るこれに至つて三代將軍の血統は長く絶えたり

青山堂藏版現今製本發賣書目

(明治三十二年八月改正印刷)

○^{高學}尋常中學校師範學校國語國史教科用書并ニ參考書類

文部省檢定濟

○增訂日用文鑑

文學博士小中村清矩先生編輯

和全二冊

正價金五十錢
郵税金八錢

○增訂日用文鑑參考書

小中村秋香先生合著

和全一冊

正價金廿五錢
郵税金二錢

○中古文鑑

文學博士小中村清矩先生編輯

和全二冊

正價金五十錢
郵税金八錢

○中古文鑑參考書

小中村秋香先生編輯

和全一冊

正價金二十五錢
郵税金二錢

○^{文部省檢定濟}校正折たく柴の記

新井白石先生著
鈴木弘恭先生校閱

和全三冊

正價金七十五錢
郵税金十二錢

○^{文部省檢定濟}標註折焚柴の記

新井白石先生著
內藤耻叟先生校閱

洋裝全一冊

正價金四十錢
郵税金六錢

○^{文部省檢定濟}標註神皇正統記

內藤耻叟先生校閱
佐伯有義先生校閱

和裝全一冊

正價金三十五錢
郵税金四錢

○^{教科適用}れく草

栗田致孝先生校閱

和全一冊

正價金二十錢
郵税金四錢

○標註つれく草讀本

鈴木弘恭大人標註校訂 和裝全一冊 正價金四十錢 郵税金四

○訂正つれく草文段抄

文學博士黒川 眞頼先生校閱 和裝全三冊 正價金九十錢 郵税金十

●洋装本綴總クニス美製 合本全一冊 正價金七十錢 郵税金十二

○訂正枕草紙春曙抄

文學博士黒川 眞頼先生校閱 和裝全三冊 正價金九十錢 郵税金十

●洋装本綴總クニス美製 合本全一冊 正價金七十錢 郵税金十二

○校大鏡註釋

文學博士黒川 眞頼先生校閱 和裝全三冊 正價金九十錢 郵税金十

●洋装本綴總クニス美製 合本全一冊 正價金七十錢 郵税金十二

○訂正土佐日記考證

岸本 由豆流翁著 上下合全一冊 正價金二十五錢 郵税金四

○校正十訓抄

鈴木弘恭先生校訂 洋裝全一冊 正價金四十錢 郵税金八

○校正方丈記

鈴木弘恭大人校正 木版全一冊 正價金十錢 郵税金二

○紫式部日記傍註

壺井義知大人著 美濃版全二冊 正價金四十錢 郵税金六

○校正紫式部日記

鈴木弘恭大人校正 木版全一冊 正價金二十錢 郵税金四

○落久保物語註釋

平 春海兩先生考 美濃本全一冊 正價金四十錢 郵税金六

○國文ふみかたり

黒川 眞頼 小中村 清矩三 大人批評 和裝全一冊 正價金二十五錢 郵税金四

○國文參考便覽

平井頼吉先生著 洋裝全一冊 正價金三十五錢 郵税金八

(神皇正統記 ●つれく草 ●土佐日記 ●十六夜日記 ●方丈記)以上五書合本

○活語略圖

鈴木弘恭先生著 和裝全一折 正價金五錢 郵税金二

○古事記神名略解

加藤高文大人撰 和裝全一冊 正價金十五錢 郵税金二

○校訂松平

東京帝國大學御藏版 文學博士坪井九馬三兩先生校訂 木版全二冊 正價金五十錢 郵税金六

○新撰日本文學史略

文學博士黒川 眞頼先生校閱 洋裝全一冊 正價金四十錢 郵税金六

○武家職官考

正四位勳三等水本成美先生遺稿 和裝全二冊 正價金四十錢 郵税金六

○御謚號年號讀例

伯爵松浦詮君著 和裝全一冊 正價金十五錢 郵税金二

○書畫骨董鑑定書并隨筆書類

○古今萬寶全書

和裝木版入全十三冊 正價金一圓 郵稅金十四錢

分賣 上五冊 本朝書印傳 中四冊 和漢茶入名物記 下四冊 古今刀劍銘盡大全
目次 全五冊 和漢墨蹟印盡 全四冊 和漢古今寶錢圖鑑 全四冊 後藤彫刻目利彩金鈔
○正價金四十錢 郵稅金六錢 ○正價金三十錢 郵稅金四錢 ○正價金三十錢 郵稅金四錢

○梅園奇賞

舊幕府老中水野越前守 和裝極大 形奉書摺全二一冊 正價金一圓八十錢 郵稅金十四錢

○好古麓の花

高島藍泉大人編纂 和裝大形 奉書摺上製全一冊 正價金八十錢 郵稅金八錢

○尙古圖錄

橫山由清大人輯 和裝大形 奉書摺上製全二冊 正價金二十六錢 郵稅金十六錢

○骨董集

醒々老人山東菴著 和裝大本 全四冊 正價金壹圓 郵稅金十四錢

○繪師草紙

從五位下土佐守源朝臣忠央 和裝大本 全一冊 正價金三十錢 郵稅金四錢

○立同放言

著作堂主人瀧澤解著 和裝大本 全六冊 正價金一圓廿錢 郵稅金十錢

○南畝莠言

杏花園主人蜀山人著 和裝大本 全二一冊 正價金五十錢 郵稅金十錢

○閑窓瑣談

教訓亭主人貞高著 和裝木版大本 全四冊 正價金七十錢 郵稅金十二錢

○俳家奇人談

竹窓玄々一遺稿 和裝木版大本 全六冊 正價金九十錢 郵稅金二十錢

○近世奇跡考

山東弁京一傳著 和裝木版 全二冊 正價金五十錢 郵稅金六錢

○隨筆百家說

林今泉定介 兩先生校正 洋裝美本 全十冊 正價金四圓 市外遞送料共

卷一 獨の手ぶり 語 春 石川雅望

北邊隨筆御杖 奈留別志徂徠 筆のすき茶山

卷二 支同放言上集 馬 石川雅望

善庵隨筆朝川鼎 桂林漫錄桂川忠良 尾花か本宣長

卷三 支同放言下集 芭蕉 琴

昆陽漫錄青木昆陽 猶軒小錄東涯 假名世説蜀山

卷四 關の秋風 契 翁 公

春波梅筆記司馬江漢 蛛蜘蛛の糸卷京山

卷五 鋸屑 譚 谷川士清

難語 言著者不詳 遊京漫錄濱臣 墳墓考中山信名

卷六 小梅園叢書 三浦安貞

世事百談山崎美清 我宿草太田道灌 訓蒙淺語太田清軒

卷七 家屋雜考 澤田名垂

續昆陽漫錄易陽 花月草紙樂翁公 鳥おとし川崎重泰

卷八 苑園小說自五集 馬琴等著

金剛談 柳澤淇園 小林元儒 轉註說 狩谷掖齋 八名者白石

卷九 苑園小說自六集 馬琴等著

閑窓自語 柳原大納言 當士谷成章 梧窓漫筆拾遺 太田錦城 消閑雜記 阿西惟中

○外國語學書及雜書部類

○支那語學亞細亞言語集

陸軍語學官廣部 精先生編輯

和全二冊

正價金八十錢 郵稅金八錢

○支那語學總譯亞細亞言語集

陸軍語學官廣部 精先生譯述

和全四冊

正價金七十錢 郵稅金八錢

○朝鮮語學獨案內

田口卯吉題辭 洋裝小本

全一冊

正價金廿錢 郵稅金四錢

○大清文典

金谷韶訓點

和全一冊

正價金二十五錢 郵稅金二錢

○發字便蒙解

廣部精君編

和全一冊

正價金十五錢 郵稅金二錢

○增註二十一史略

清阿部修助增註標記

和全八冊

正價金一圓 市外郵送料共

○戰國策正解

橫田惟孝著

和全八冊

正價金一圓五十錢 郵稅金二十四錢

○評註東萊博議

朗廬阪谷先生評註訓點

和全六冊

正價金壹圓廿錢 郵稅金十四錢

○奇文觀止本朝虞初新誌

菊池三溪著述

和全三冊

正價金四十錢 郵稅金六錢

○竹外二十八字詩

藤井啓士開著

和全四冊

正價金五十錢 郵稅金六錢

○易學及方鑑書部類

○御纂周易述義

太橋順造君著

和全八冊

正價一圓五十錢 郵稅金二十四錢

○補古易斷時言

新井白蛾先生著

全四冊

正價金七十錢 郵稅金十錢

○再版易學通解

井田龜學先生著

全二冊

正價金三十錢 郵稅金四錢

○易學彥解

佐久間順正先生著

全二冊

正價金三十錢 郵稅金四錢

○方鑑大成

尾島碩門先生著

全三冊

正價金八十五錢 郵稅金八錢

○改正方鑑必携

尾島碩門先生著

全一冊

正價金二十錢 郵稅金二錢

○方鑑類要

松浦琴鶴先生著

全八冊

正價金六十錢 郵稅金十二錢

○方鑑秘傳集同

著

全二冊

正價金廿五錢 郵稅金四錢

○家相秘傳集同

著

全二冊

正價金廿五錢 郵稅金四錢

○家相便覽

央戶謙堂先生著

全四冊

正價金四十錢 郵稅金八錢

營業科目

内外各國新古書籍賣買○各府縣諸學校用教科書出版并發賣○木版、活版、銅版、石版、彫刻并印刷○和漢洋書籍製本等精々入念ニ調製可仕候

●(要旨) 此書目中記載ノ分ハ弊店出版並ニ諸大家御藏版書籍類ニテ尙此他書籍類何方出版ノ者且古本等ニテモ御注文次第早速御送可申上候

●(書目) 書目御入用ノ御方ハ郵券二錢ヲ御送付相成候得ハ直ニ御郵送可申上候

●(割引) 書目中ノ品一時ニ數部御注文ノ節ハ部數ニ隨ヒ相當ノ割引ヲ爲スベシ

●(爲換) 書目中御注文ノ節ハ代金何レモ前金タルヘシ爲換ハ銀行郵便又ハ通運會社貨幣早速便ニテ御送付有之度候事○郵便爲換ナレバ「東京市小石川郵便局」へ宛御振り込ノ

●(郵券代用) 爲替等ニ不便ノ地ハ郵券代用不苦●但シ一割増ノ

●(遞送) 書目中數部御注文ノ節ハ何々會社便ト御指圖有之度別段御指圖無之向ハ通運會社便或ハ迅速且ツ低價ノ遞送方ニ可取計候

●(運送費) 運送費ハ書籍ノ代價ノ他ニ申受候(東京市内ハ無遞送料)郵送ナレバ郵税金御送附被下

●(責任) 各地方へ書籍發送ノ節ハ荷造リ等ハ精々入念堅固ニ可仕候得共萬一途中ニテ破損或ハ火災難船盜難等ヨリ生シタル損害ハ運送店ヨリ辨償致ス外弊店ニ於テハ一切負擔不仕候

●(御注意) 御注文ノ節ハ府縣郡區町村番地姓名等楷書ニテ詳細ニ御申越アリタシ

●(古本御不用ノ和漢書有之候ハ) 該品拜見ノ上精々高直ニ御引取可申候

但シ地方ニ於テ御拂品有之候ヘバ書目拜見ノ上出張致御引取可申候

發行書林

東京市小石川區
傳通院前大門町

青山清吉

關東大賣捌所

東京市京橋區南傳馬町一丁目

吉川半七

同

同 日本橋區通三丁目

林平次郎

關西大賣捌所

大阪市南區心齋橋南一丁目

松村九兵衛

東京市內取次販賣書林

日本橋區通一丁目 大倉書店

本鄉區春木町三丁目 武田書店

同 區通四丁目 青野書店

同 區本鄉六丁目 岡崎屋支店

京橋區南傳馬町二丁目 目黒書店

淺草區廣小路北東仲町 淺倉屋書店

同 區銀座二丁目 服部書店

同 區並木町 牧野書店

神田區表神保町 中西屋書店

麴町區麴町四丁目 磯部書店

同 區雜子町 岡崎屋書店

芝區芝口三丁目 一二三屋書店

同 區末廣町 吉田書店

麻布區飯倉五丁目 山口屋書店

大坂備後町
全 南久寶寺町
京都寺町通
全 寺町通
奈良縣奈良町
廣島塩屋町
肥前博多町
長崎酒屋町
熊本新二丁目
佐賀白山町
鹿兒島仲町
石川縣金澤市
富山東四十物町
德島通町
和歌山本町
名古屋本町
全 本町
全三ッ藏町五丁目

吉岡平助	前川善兵衛	松田庄助	若林書店	辻本書店	積善館支店	積善館支店	安中半三郎	長崎次郎	河内莊助	吉田幸兵衛	近田太三郎	中田書店	坂井萬吉	平井文助	片野東四郎	川瀨代助	梶田勘助
------	-------	------	------	------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	------	------	------	-------	------	------

靜岡新通一丁目
越後長岡
全 水原
全 新潟
横濱辨天通
甲府柳町
長野縣松本
全長野市
仙臺市
全學大町
全短大町
青森縣前
北海道函館
山形八日町
秋田縣秋田市
水戸上市
千葉縣千葉
全 佐原町

坂本屋書店
目黒十郎
西村六平
櫻井產作
丸屋書店
柳正堂書店
水琴堂書店
西澤喜太郎
高藤書店
本村文助
藤崎書店
今泉書店
魁文舍書店
五十嵐書店
成見清兵衛
川又銀藏
多田屋支店
正文堂書店

標柱折たぐ柴の記

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治十四年七月十四日
冊二年十月一日	冊一年十二月十五日	三十一年八月廿六日	廿九年十一月廿五日	廿八年十一月十五日	廿五年六月十五日	廿四年十一月廿四日	廿三年十二月廿四日	廿三年六月五日	十四年七月二十日	標註校正

正
印印印印印印印印印印印印印印印
刷刷刷刷刷刷刷刷刷刷刷刷刷刷刷
第第第第第第第第第第第第第第第
十十九八七六五四三二一
版版版版版版版版版版版版版版版
發發發發發發發出出出出出
行行行行行行行版版版版版

定價金四拾錢

著者故人新井白石相續人
新井琴代理白石社總代

東京市淺草區北富坂町廿五番地

太
規
如
電

標註校正者

内藤耻叟

發行兼印刷者

青
山
清
吉



